

細ニシテ。子宮既ニロヲ閉ヅル者モ亦治スベカラズ。胞衣下ラズシテ。鬱胃笑語スル者モ亦治スベカラズ。胞衣下ラズ。大熱煩躁シ煩渴止マズ。且其脉浮虚大數ナル者モ亦治スベカラズ。半産ノ後。胞衣其中ニ堅著シテ。凝ツテ石ノ如ク。夏月ト雖モ糜爛セザル者モ亦治スベカラズ。夏月半産ル者ハ。子宮並ニ胞衣。糜爛腐敗シ易シ。冬月半産シテ熱ナキ者ハ其腐敗晚シ。胞衣ノ下リ難キ者。強ヒテ之ヲ下スコト勿レ。安ニ其腹ヲ推シ。其子宮ヲ探レバ。忽チ惡寒戰慄シテ大熱ヲ發シ。遂ニ危險ニ至レバナリ。胞衣下ラズ。小腹ニ堅塊アリテ。之ニ觸ルレバ。其痛ミ甚シキ者ハ。安ニ之ヲ推シ下スコト勿レ。之ヲ推セバ。其痛ミ劇シキニ因テ。乍チ子宮攣急シテ其口ヲ閉ザシ。遂ニ危險ニ至レバナリ。難産ニテ精力衰憊スル者。急ニ胞衣ヲ下セバ。危險ニ至ル。血液調ヒ。神氣定リ。精力出テ後。右ノ手ニ胞衣ヲ摯ミ。其附著スル處ヲ離シ。姑ク子宮口ニ挿ミ置テ。其自然ト下ルヲ待ツベシ。然ラザレバ益衰憊甚シウシテ。眩暈失氣スル者多シ。胞衣下ラズシテ。眩暈失氣昏胃スル者ハ。眩暈治シテ後。其胞衣ヲ下スベシ。疲憊ナル者。又難證ナル者ハ。脉復シテ後。其胞衣ヲ下スベシ。或ハ眩暈アリト雖モ。其脉平和ナル者ハ。之ヲ下シテ可ナリ。

キ一ツナリ。又胞衣ハ甚ダ大ニシテ。胎ハ甚ダ小ナル故ニ。子宮未レ開ドモ。其胎ハ出デテ。其胞衣ハ出デズ。是其下シ難キニツナリ。又子宮口ニ指ヲ入ルレバ。胞衣ヲ出ダスコトヲ得ルガ故ニ其口ヲ開カントスレバ。其觸レ犯スニ因ツテ。惡寒戰慄眩暈嘔吐等ヲ發ス。是其下シ難キニツナリ。古人ノ所謂。小産ハ大産ヨリ重シト。豈虚言ナランヤ。又大産ノ胞衣下リ難キ者ヲ。術ヲ以テ。子宮ヲ離セバ。バリバリトヒマキアリ。其胞肉ヲ盤ニ附ケ。臍帶ヲ摯ンデ之ヲ引ケバ。其盤ニ吸ヒ附キ離レズ。強ヒテ之ヲ引ケバ。臍帶將ニ斷レントスルニ至ル。猶章魚ノ岩ニ吸ヒ附クガ如シ。於レ此胞衣ノ容易ニ下シ難キヲ發明スベシ。大産ノ胞衣産後二三日下ラズト雖モ。子宮イマダ其口ヲ閉ヂザル時ハ。胞衣ノ所在遠近ニ拘ラズ。術ヲ以テ之ヲ下スベシ。若シ子宮口ヲ閉ヅレバ。其胞衣出デズシテ。小腹堅滿劇痛ノ證トナリテ。終ニ大命ヲ隕スニ至ル。故ニ胞衣ヲ下サント欲セバ。妊娠一月ヨリ臨月マデノ胞衣ノ大小所在及ビ臍帶ノ胞肉ニ附ク處ヲ明白ニ知ルベシ。臍帶ノ胞肉中ニ附クハ甚ダ稀ナリ。大抵ハ胞肉ノ下邊ニ附ク者ナリ。其胞衣ノ所在遠近ヲ候ヒ。近キニ在ル者ハ。左ノ手ニ臍帶ヲ捉ヘ。右ノ手ニ胞肉ヲツカミテ。之ヲ引キ出スベシ。若シ遠ク子宮底裏ニ附着セバ。先ヅ布帛ヲ以テ臍帶ヲ包ミ。陰中ヘコカシ。左ノ手ヲ以テ。陰外ニ出ヅル所ヲ持チ。右ノ

手ヲ以テ。陰中ニ在ル處ヲ捉ヘ。靜ニ之ヲ引キ。子宮口マデ出ダシ。姑ク挿ミ置イテ。其自然ト下ルヲ待ベシ。若シ臍帶キレ。胞肉子宮底裏ニ堅著シテ離レザレバ。子宮攣急シテ。忽チ其口ヲ閉ヅ。急ニ出サザレバ。大ニ危險ニ至ル。先ヅ之ヲ出ダスニハ。醫手ノ細長滑澤ナルヲ以テ。和柔藥ヲ塗リ。速ニ子宮中ニ入レ。胞衣ヲツカミ。子宮口マデ出ダシ。挿ミ置クベシ。其術ヲ施ス時ハ子宮ニ寛容アリト雖モ。糙澁ノ手ヲ以テ。強ク觸ルレバ。神經之ニ堪ヘズシテ。忽チ苦痛ヲ生ジ。失氣昏胃惡寒發熱等ヲ發スル者ナリ。又胞衣下ラザル者。心下ヨリ按摩シ。快ク寢ネシムレバ。子宮緩和シテ。自然ト下ル者ナリ。又胞膜ヲ以テ。臍帶ヲ包ミ。之ヲ摯ミテ靜ニ引キ。次ニ左ノ手ヲ以テ。臍帶ヲ引キ。右ノ手ヲ以テ。陰門ヨリ診ヒ。胞莖子宮口マデ下レバ。速ニ摯ミ出スベシ。然レドモ強ヒテ之ヲ引ケバ。臍帶斷レテ。胞衣下ラザル者ナリ。

產後小腹有塊者。瘀血盡則止。故不レ可レ爲レ患。婦人受孕ノ後。經血子宮絡ニ留マリ。滿溢レバ之ヲ胞衣ニ輸ス。胞衣ハ之ヲ受ケテ臍帶ヨリ胎ヲ養育シ。月滿チテ則チ産スレバ。殘餘ノ瘀血ハ。胞衣ニ從ツテ下レドモ。一時ニ下ラザルガ故ニ。産後七八日ノ間。小腹ニ塊アリテ。其大サ鞠ノ如キ者ハ。子宮血絡ノ膨脹スルナリ。七八日ヲ過グレバ。殘餘ノ瘀血ハ漸々ニ下リ。其良血ハ。子宮ノ靜血脉ヨリ心ニ歸リテ。子宮ノ膨脹漸々ニ去リ。其大サ天目ノ

- 蓬砂茜根散 治胞衣及惡露未下者。又下胎通經閉。茜根錢 蓬砂分
- 蓬砂煎膏 治胞衣不下。經閉不通者。蓬砂錢 葦葉煎膏八
- 蓬砂蜜 主治與右同。

- 蓬砂錢 玫瑰蜜八
- 鰻鱺肝茜根散 下胞衣。去惡露。鰻鱺肝陰 茜根
- 噎藥 治胞衣不下者。施之大効。薄荷葉 皂角 藿香葉各一 霸王鞭分
- 又方 右四味爲末。吹入於鼻中。若無驗。則當增霸王鞭。○又方 細辛 皂角 霸王鞭 右三味爲末。吹入於鼻中。
- 又方 良姜 胡椒 右二味爲末。吹入於鼻中。



如ク。十四五日ニ至レバ。常ニ復シテ其大サ家鴨卵ノ如クナル者ナリ。若シ産後ノ子宮膨脹減ゼズシテ。堅硬痲腫劇痛スル者ハ。酷厲毒有ツテ神經ヲ侵シ。血中ニ惡液ヲ生ジテ。或ハ凝滯シ。或ハ腐敗シ。或ハ痲熱ヲ發シ。大ニ危險ニ至ル。宜ク和血劑ヲ施シ。血液ノ酷厲ヲ緩メテ。其惡露ヲ下スベシ。其方ハ痲腫熱ノ所ニ出ダス。

産後寒熱

産後寒熱。危篤之證。一誤ニ其治ニ命同ニ轉燭。故須深慎之。産後惡寒戰慄。四肢厥冷シテ。其脉絶セントスル者。變ジテ壯熱ヲ發スレバ。其脉數ニシテ。四肢火ノ如ク。又惡寒シ。又發熱シテ。其發作。晝夜六七度ニ至リテ後。大熱稽留シ。汗大ニ出デ。其脉浮大虛數ニシテ。口舌乾燥黑苔。或ハ嘔吐シ。或ハ小腹堅硬劇痛シ。終ニ變ジテ腐敗熱トナリ。臭氣口鼻ヨリ出ヅル者ハ。不治ノ證ナリ。此證始メハ痲熱ヲ發シ。變ジテ稽留熱トナリ。復變ジテ腐敗熱トナルナリ。故ニ強壯多血ノ人ハ初メニ刺絡術ヲ施シテ。其血ヲ取り。痲熱ヲ防ギ。次ニ粘稠血ヲ稀解スル藥劑ヲ投ジテ。其熱勢ヲ挫キ。次ニ清涼ナル水銃術ヲ施スベシ。若シ衰弱ノ人ニハ。先ツ好酒或ハ燒酒ニ砂糖ヲ加ヘ用ヒ。次ニ溫石溫鹽タンホ等ヲ以テ。其脚ヲ燻メ。次ニ大麥煎汁ニ蜜ヲ加ヘ水銃術ヲ施シテ。大便ヲ通ズベシ。又子宮痲腫痛ニ

ハ。白芥葉等ヲ煎ジ。小腹及ビ陰門子宮マデヲ蒸スベシ。若シ其熱稽留シテ腐敗トナラバ。機那劑ニヨロシ。總テ産後ノ熱氣火ノ如キ者ハ多ク變ジテ壞液病トナル。其謔語妄言シテ脉浮虛大數ノ者ハ。終ニ危險ニ至ルガ故ニ。始メニ清涼劑ヲ用ヒテ。其熱ヲ挫クベシ。諸般揮發散越ノ劑。並ニ慄悍銳利ノ藥ヲ施シテ。其熱ヲマサシムルコト勿レ。凡ソ産後ニ稽留熱選延神經熱等ヲ發スル者ハ。神經衰弱ニシテ。血液循環ノ常度ヲ失ヒテ。細絡ノ末ニ凝滯スルニ因ル。又脉管轉輸ノ勢力衰ヘテ。諸液流通セザルニ因ル。血液ノ循環スルハ脉管轉輸ノ勢力ナリ。都テ諸液凝滯ノ弊ハ。漸々ニ腐敗シテ。酷厲ノ性ヲ帯ビ。遂ニ腐敗熱ヲ發スル者ナリ。

産後子宮痲腫

子宮痲腫之證。小産後甚多。大産後甚稀。古人所謂小産重ニ於大産。良有レ以也。

子宮痲腫ハ。小腹硬滿劇痛シテ。其處火ノ如ク。乍チ痛ミ乍チ止ミ。發作時アリテ。其痛劇キトキハ。雖ヲ以テ刺スガ如シ。或ハ惡寒戰慄シテ大熱ヲ發シ。其脉緊數ニシテ煩燥不寐。或ハ小腹ヨリ心下ニ逆衝シテ。心下硬滿劇痛シ。苦悶不安。惡心嘔吐。大渴引飲。呼吸不利。或ハ昏冒暈倒。或ハ拘急搐搦。或ハ冷汗出デ。四肢厥冷ニシテ。其脉細數ナル者ハ。危篤ノ至リナリ。子宮ノ血絡閉塞シ。惡露留滯シテ。或ハ痲腫劇痛シ。或ハ壯熱ヲ發スル者ハ。皆

血中ノ慄悍鹽酷厲ニナリ。生氣ノ運動ニ因テ。鹽氣大ニ動イテ。大熱ヲ發シ。子宮痲腫劇痛スルナリ。其運動益ス盛ナレバ。其熱モ亦益ス劇シク。血液沸騰煎熬シテ腐敗ヲ醸シ。危篤ニ至ルナリ。又痲腫劇痛。子宮ノ傍ニ及ンデ大熱ヲ發スル者ハ酷厲ノ惡血。子宮絡ニ留滯腐敗シテ。靈液神氣共ニ循行セザルニ因レリ。世醫之ヲ名ケテ兒枕痛ト謂フ。乳痲腫ト同ジク其治ヲ施スベシ。惡露將ニ下ラントシテノ傍軟化ナリ。以テ憂トナスベカラズ。惡露下ラズシテ。小腹硬劇痛スル者ハ。子宮痲腫ナリ。速ニ其治ヲ施スベシ。子宮痲腫。小腹堅硬劇痛シテ。錐刺スガ如キ者ヲ治スルニハ。先ヅ蜀葵根葉大麥萊菔葉ノ煎湯ニ布ヲ蘸シテ。シパン小腹劇痛ノ處ニ敷キ。次ニ水銃ヲ以テ陰門及子宮ヲ注射シ。陰中ヲ次ニ亞麻油ヲ塗リ。其痛ヲ緩メテ。以テ左方ヲ施スベシ。

○通經散 治産後子宮痲腫。小腹劇痛。惡露不レ下。又治ニ白帶下。右散劑一帖ニ。燒酒。或ハヨモギノ煎汁。或ハ搾汁。或ハ露水ニ砂糖ヲ加ヘ。煎熬シテ蜜ノ如クニシ之ヲ用ユベシ。○雲蓬沼藥散 主治與レ右同。雲母 蓬砂 各二 沒藥分 右散劑一帖トナシテ。之ヲ用ユ。○著草茜根露 治産後子宮痲急。惡露不レ下。小腹劇痛者。此劑毒ニ惡液。強ニ運動。通ニ經閉。緩ニ痲攣。

著草 茜根 各八 右二味水ニ浸シ藥氣ヲ出ダシ。其露ヲ取リテ之ヲ用ユ。又藥氣ヲ出ダセシ後。煎熬シテ之ヲ用ユルモ亦可ナリ。

○著草橙皮飲 治産後小腹劇痛者。著草 苦蕒 各一 橙皮 五分 右三味水煎シテ之ヲ用ヒ。次ニ甘巴且香油ヲ服スベシ。

○鎮痛散 治産後子宮收斂堅硬如石。惡血及酷厲液留滯於子宮絡。而小腹劇痛者。蓬砂 沒藥 各二 橙皮 著草 茜根 各一 阿片 少 右六味末トナシ。艾葉蜀葵根苦蕒ノ煎汁ニ甘扁桃油ヲ加ヘテ送リ下ダシ。又左方ヲ兼用スベシ。

○鎮石 巴且杏 或加葛上蟲 少 右二味末トシ。蜜ヲ以テ之ヲ煉リ。絹帛ニ包ミ。糸ヲ以テク、リ。棗實ノ大サニシテ。子宮中ニ入レ。其糸ヲ五六寸陰中ニ垂ルベシ。

○鎮痛飲 治産後惡露不レ下。芸香 茴香 接骨木花 著草 各露水 蓬砂 各四 沒藥 各二 白芥子 月桂實 生姜 各末 右攪均飲ミ下ス。

○和痛散 治子宮拘攣。小腹急痛者。桃仁 杏仁 巴且杏 橙葉 月桂實並葉 各等 右搗羅シテ末トナシ。溫酒或ハ白湯ニテ送リ下ス。



○和痛敷藥

胡椒錢四

右末トナシ。雞卵二箇ヲ相和シ。綿帛ニ包ミ。鍋ニ入レテ之ヲ蒸シ。溫ニ乘ジテ小腹並ニ臍ニ敷クベシ。產後閉塞シテ。惡露不レ下者ヲ治スルニハ。先ツ臨產衰弱ヲ救フ藥劑ヲ施シテ後。薄荷葉光明鹽腦臍ヲ水煎シテ。肛門ニ射注シ。又蒸熨ヲ爲シ。又二色栢腦臍ヲ硬膏トナシテ。之ヲ臍上ニ敷キ。又發泡膏誘引藥浴身方ヲ下部ニ施スベシ。又發熱稽留スル者ハ。誘引藥浴脚方ヲ施シ。又蛇床子大麥乳汁ヲ調合セシ糊藥。及ビ蒸熨術ヲ行フベシ。若シ大便秘結セバ。硝石大黃蜂蜜ヲ調均シテ之ヲ用ユベシ。又硝石大黃杏仁梅肉覆盆子橙汁ヲ用ユルモ亦可ナリ。

產後乳疾

乳疾有ニ數種。各異ニ其治。故詳レ之。

乳癰腫 產後乳房赤色。其熱火ノ如ク。膨脹劇痛シテ。壯熱ヲ發シ。其脉數ナル者ハ此レ惡露ノ留滯シ。並ニ諸血脉管拘急緊張シテ。血液運行ノ勢力盛ニナリ。其熱益ス劇シキニ因テ。血中ノ潤液消耗シテ粘稠トナリ。或ハ血中ニ鹹渣凝結シ。動血脉管ノ末ニ達セズシテ焮熱ヲ發シ。將ニ乳癰トナラントスル者ハ。粘稠ノ血液ヲ稀解シ。酷厲ヲ和シ。惡露ヲ逐ヒ下スベシ。其治術ハ。先ツ刺絡ヲ施シ。次ニ蒸藥ヲ施シ。次ニ敷藥ヲ施シ。次ニ浣導術ヲ施シテ。煎湯ヲ

與フ。

○蒸藥

大麥 萊菔葉 梓木葉 右煎煮シテ。乳汁ヲ加ヘ。布ニ蘸シ。乳房ヲ蒸ス。

○敷藥

梓木葉 白芥葉 右乳房ニ敷ク。

○浣導

胡麻油 蜂蜜 右水鉢ヲ以テ。肛門ニ注射スベシ。又大麥消石接骨木葉ノ水煎ヲ用ユルモ亦可ナリ。

○葵麥湯

大麥 蜀葵根葉 無花果 茴香根 土茯苓各一 霸王鹽分五 甘草少 右水煎シ之ヲ用ユ。

乳汁熱 產後三四日。忽チ寒熱ヲ發スル者。其熱速ニ止ンデ後。乳汁大ニ出ヅ。之ヲ乳汁熱ト謂フ。其熱漸々ニ發シテ止マザル者ヲ之ヲ稽留熱ト謂フ。其治方ハ乳癰腫ト同ジ。若シ寒熱ナク。其脉虛數ニシテ。乳汁出デザル者ハ。衰弱ノ故ナリ。 產後乳汁不利。或ハ乳頭縮小。或ハ乳房脹痛シテ寒熱ヲ發スル者ハ。先ツ燒酒ヲ溫メテ乳房ヲ蒸シ。時々其乳房ヲ捻

リ又人ヲシテ頻ニ之ヲ吮ハシメテ後。茴香ヲ一夜燒酒ニ浸シ。絞リテ其滓ヲ去リ。空心ニ飲ミ下スベシ。

產後乳房赤色。焮腫劇痛。惡寒發熱。渴シテ水ヲ欲スル者ハ。先ツ刺絡ヲ施シ。次ニ刺絡霸王鹽芒硝鹿角沒藥ヲ用ユベシ。

乳房硬結焮腫シテ劇痛スル者ハ。先ツ烟草苦薏ノ二味ヲ細末トナシ。燒酒ニ和シテ。之ヲ塗ルベシ。又水煎シテ燒酒ヲ和シ。溫ニ乘ジテ患ル處ヲ蒸スモ亦可ナリ。

產後乳房破裂シ。或ハ剝露スル者ハ。先ツ雞卵ニ乳香沒藥ヲ和シテ。之ヲ傳クベシ。 又方。雞卵油ヲ塗ル。

又方。麻油鯨油ヲ敷ク。 又方。梓木葉ノ細末ニ砂糖並ニ水ヲ和シ。文火ヲ以テ之ヲ煮テ。溫ニ乘ジテ乳房ヲ蒸ス。或ハ糊ニ砂糖ヲ和シテ。之ヲ敷ク。

乳汁薄 乳汁淡薄ナル者ハ。血中水液多ク。血液淡薄ニ因レリ。

乳脉衰弱。血液淡薄ニシテ。乳汁水ノ如キ者ハ。香椿脂。砂糖ヲ等分ニシテ。甘草湯ヲ以テ送り下スベシ。

惡食ヲ嗜ムノ婦人。酸收液或ハ敗黑膽汁アリテ。乳汁腐壞ヲ帶ブル者ハ。先ツ刺絡石決明鹿角屑ヲ服シ。胡麻油ヲ以テ乳房ニ塗ルベシ。或ハ車前草汁ヲ乳及ビ胸ニ塗リテ。乳汁ヲ減ズルモ亦可ナリ。或ハ水銀ヲ乳房ニ塗リテ。乳汁ヲ止ムルモ亦可ナリ。

乳癰 乳癰ノ始メハ。惡寒戰慄。壯熱ヲ發シ。小便ハ赤濁。大便ハ秘結シテ。結核深ク乳内ニ根ザシ。變ジテ赤色トナリテ焮腫ヲ乳房ニ發シ。終ニ潰膿トナル。此病ハ血液常度ヲ失ヒ粘稠シテ動血脉及細絡ニ聚結スルニ因レリ。此病アル者心志ヲ勞スレバ。遂ニ危險ニ至ル。又乳癰ノ内熱多寒ノ者モ亦危險ナリ。又乳癰アツテ大渴引飲。其苔黑苔ナル者モ亦危險ナリ。又乳癰黑色ニシテ惡臭ヲ帶ビ。讒語ヲ發スル者モ。亦危險ナリ。

乳癰ノ焮腫疼痛ヲ緩ルメ。凝結ヲ解散シ。乾燥ヲ滋潤スル煎方。或ハ發表劑。或ハ乳汁劑。或ハ糊劑ニ胡麻仁油ヲ和シテ。之ヲ敷クベシ。其剛ヲ柔ニシ。急ヲ緩メル藥品ニハ。蜀葵白百合根甘草火焰葉虎尾麗春花接骨木花白薔薇花葶藶實牛酪獸脂牛乳汁雞子蜜黃蠟鯨糞ノ類ヲ用ユベシ。又平日ノ食物ハ。壓毒ノ品ヲ用ユルヲ禁ズ。若シ之ヲ犯セバ。寒熱病ヲ發シ。變ジテ乳癰トナル。其用ユベキ食物ニハ砂糖溫湯麥米罌粟子西瓜胡瓜杏果桃果柑橘無花果蛇莓ノ類ヲ用ユベシ。

○解凝湯 治ニ乳癰焮熱腫痛。 茴香根 山歸來 大麥各七 霸王鹽 甘草各二 右五味水煎。去滓飲下。

○白寶散 治ニ乳癰腐蝕。 カロメル 砂糖



右二味相和飲下。

○塗藥 散<sub>二</sub>熾熱腫痛<sub>一</sub>。

蜀葵根 百合根

右二味爲末。加<sub>レ</sub>水塗<sub>レ</sub>之。

○敷藥 治<sub>二</sub>乳癰熾痛<sub>一</sub>。

蜀葵根 接骨木花<sub>各三十</sub>

右二味水煎。去<sub>レ</sub>滓加<sub>二</sub>燒酒<sub>一</sub>。乘<sub>レ</sub>溫熨<sub>二</sub>患處<sub>一</sub>。

乳痛 痛瘡子宮ニ生ズレバ。子宮痛ト謂ヒ。乳房ニ生ズレバ乳痛ト謂フ。漢人所謂熾癰瘰癧ナル者ナリ。乳痛ノ形ハ恰モ蟹ニ似タリ。其發スル處。動血脉ノ部及ビ大血道ニ非ザレバ。虛實老少ニ拘ラズシテ。之ヲ截リ取ルベシ。其痕ヘ茵陳葉烟草芸香葉ノ細末ニ礪砂ヲ加ヘ。水酢燒酒等ヲ以テ調合シ。糊藥ニ製シテ。貼敷スベシ。若シ脫血セバ。血下メノ治療ヲ施スベシ。

產後崩漏脫血

產前脫血。前文既論<sub>レ</sub>之。故今述<sub>二</sub>產後脫血<sub>一</sub>。

產後ノ脫血ハ。子宮中ノ腐爛スルニ因ルアリ。又動血脉絡ノ破裂スルニ因ルアリ。又靜血脉絡ノ破綻スルニ因ルアリテ。其脫血瀧ノ如ク迸リ出デテ止マザル者ハ。速ニ留メザレバ。一身ノ血皆イデ盡キテ遂ニ大命ヲ失フニ至ル。若シ寒戰アリト雖モ。其證ニ拘ラズシテ。速ニ脫血ヲ留ムベシ。先ヅ婦人ヲシテ仰臥セシメ。醫窺陰管<sub>余制</sub>ヲ以テ。陰

門ニ挿ミ。石灰ヲ以テ。紙ニ包ミ。管内ヨリ陰中ニ入ルレバ。其紙破レテ石灰出ヅ。之ヲ陰中ニ滿タシメテ。子宮口ヲ塞ギ。次ニ石灰ヲ布帛ニ包ミテ。復陰中ニ入レ置キ。兩足ヲ伸バン。陰門ヲ塞ガシメテ。血ノ外ニ出ヅルヲ留ムレバ。血絡管ノ末自然ニ縮ミテ。其血ノ止マリシ後。其證ニ因ツテ治術ヲ施スベシ。

崩漏脫血ノ過多ナル者ヲ治スルニハ。白罌粟子ヲ煎膏ニシテ用ユベシ。或ハ阿仙藥ヲ用ユベシ。或ハ玫瑰花六錢ヲ沸湯ニ浸シテ。九十六錢ヲ絞リ濾シテ煎膏トナシ。其煎膏ハ燒酒四分。絲攀油八分。灰汁鹽三分ヲ調和シテ。一時毎ニ五勺ヲ服スベシ。若シ瘰癧ノ證アル者ハ。阿芙蓉ヲ加フベシ。

眩暈

眩暈之發。有<sub>二</sub>種種之病因<sub>一</sub>。故詳<sub>二</sub>其由<sub>一</sub>。

眩暈ハ腦髓神經ノ衰憊及ビ身體ノ虛弱ニ因テ發スル者甚ダ多シ。或ハ子宮病ニ因リ。或ハ癩症ニ因リ。或ハ脫血過多ニ因リ。或ハ絶食衰弱ニ因リ。或ハ氣力衰憊ニ因リ。或ハ驚愕ニ因リ。或ハ胞衣下ラントシテ苦痛スルニ因リ。或ハ強ヒテ分娩セシムルニ因リ。或ハ子宮ヲ犯スニ因リ。或ハ諸脫衰憊ニ因リ。或ハ熾衝劇痛ニ因リ。或ハ酷厲惡血ニ因リテ發スル者ナリ。其發スル時ハ。面ニ血色ナク。直視上ヲ。噤口咬牙。四肢厥冷。冷汗絶脉ニシテ。殆ド死人ノ如シ。速ニ鹿角精礪砂阿魏ノ類ヲ以テ鼻中ニ入レ。又酢及ビ

燒酒ノ類ヲ以テ頻ニ鼻中ニ塗リ。又齒牙ノ間隙ヨリ右ノ藥ヲスリ入ルベシ。若シ口噤セザル者ハ右ノ藥ヲ水劑ニシ水鉢ヲ以テ咽中ニ注射シ。次ニ指ヲ以テ。頸ノ腦髓六八神經ヲ推セバ。則チ蘇生スレバナリ。又酢或ハ燒酒ヲ以テ。布ヲ蘸シ。顛顛及心下ニ敷キ。次ニ右ノ拳ヲ以テ。鳩尾ノ下或ハ左胃口ノ部ヲ推シ。其逆衝拘攣劇動ヲ止メテ。眩暈ヲ鎮ムベシ。

失氣昏倒スル者ヲ治スルニハ。苦薏薔薇花罌粟殼<sub>各八</sub> 茴香

十ノ四味ヲ水二升ヲ以テ。煎ジテ一升五合トナシ。滓ヲ去

リ桶ニ盛リ。兩脚ヲ洗ヒ。衣服ヲ以テ之ヲ掩フベシ。

子宮ノ神經ハ甚ダ感<sub>レ</sub>易キガ故ニ。子宮ノ神經ヲ犯ス時

ハ。康強ノ產婦ト雖モ。忽チ苦痛ヲ生ジ。子宮攣急シテ。

遂ニ眩暈失氣昏胃ノ危險ニ至ル。故ニ產後ニ右ノ證ヲ發ス

ル者ハ。多ク子宮ヲ犯スニ因ルナリ。礪砂精鹿角鹽カスト

レウム揮發鹽等ヲ以テ。鼻下ニ塗リ。或ハ顛顛ニ搽シ。省

復ノ後。本病ニ從ツテ治術ヲ施シ。其再發ヲ防グベシ。

世人ノ眩暈ヲ治スルニハ。頭髮ヲ摯ミ。高聲ヲ發シ。燒石

或ハ火炭ヲ以テ。酢ノ内ニ投ジ。鼻孔ニ向ケテ之ヲカガシ

ム。是モ亦一方ナリ。

諸ノ脫血過多ニシテ眩暈ヲ發スルハ其血ヲ頭腦ニ輸スニ足ラザル故ナリ。須ク病人ヲシテ頭ヲ卑カラシメ。其血ヲ頭腦ニ輸シ易カラシムベシ。又其手足ヲ摩シ。血脉ヲシテ

臟ニ入ラシムベシ。又其全腹ヲ堅攝固持シテ。腹圍ニ散布セル血脉ノ支別ヲ障防シ。其血ヲ心臟ヘ入ラシムル術ヲ施スベシ。總テ此證ニハ鼻中ニ撒入スル藥ヲ用ヒ。次ニ調血ノ劑ヲ與フベシ。其方ハ崩漏脫血ノ條ニイダセリ。眩暈ノ腐敗熱ニ因ツテ發スル者ハ。酢ヲ以テ面ニ吹キ濺グベシ。多汗ニ因テ發スル者ハ。冷水ヲ以テ面ニ灌ギ。次ニ礪砂ヲ用フベシ。產後物ニ驚クニ因ツテ發スル者ハ。桂露水辰砂阿片ヲ與フベシ。刺絡或ハ下劑ヲ服スニ因ツテ發スル者ハ。良姜ヲ末トナシ水ニテ飲ミ下スベシ。絶食衰弱ニ因ツテ發スル者ハ適宜ノ飲劑ニ燒酒ヲ加ヘテ飲マシムベシ。又好酒ヲ施スモ亦可ナリ。烟草ヲ薰ズルモ亦可ナリ。

頭痛眩暈失氣ヲ治スルニハ。大麥煎汁<sub>二十</sub> 橙汁柑汁柚汁石

榴汁<sub>各六</sub> ヲ攪勻シテ飲下スベシ。又石榴皮<sub>錢八</sub> 罌粟<sub>錢四</sub> 砂糖<sub>錢七</sub>

ヲ水煎シテ送下スベシ。又胡荽子良姜草薢<sub>各三</sub> 阿魏<sub>錢一</sub> ヲ散

トナシ白湯ニ鹿角精<sub>滴十</sub> ヲ加ヘテ飲服スベシ。

胞衣下ラズシテ。眩暈失氣昏胃スル者ハ。多ク治シ難ク

シ。其胞衣ヲ下シテ。復眩暈スル者ハ。則チ死期ニ迫ルナ

產科發明 下終



跋

後人不及古人。々皆知之。古人不<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>後人。々未<sub>レ</sub>知<sub>レ</sub>之。古人々也。後人亦人也。未<sub>レ</sub>必古人皆智。後人皆不智。然謂<sub>レ</sub>古人勝<sub>レ</sub>後人。後人不<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>古人者。未<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>以爲<sub>レ</sub>通論也。古人創<sub>レ</sub>制萬國圖。後人之窮<sub>レ</sub>地理者。詳<sub>レ</sub>於古人。後人推<sub>レ</sub>算星歷。古人之窮<sub>レ</sub>天文者。不<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>後人。天文地理如<sub>レ</sub>是。醫術亦何異<sub>レ</sub>焉。今先生之於<sub>レ</sub>醫術也。猶<sub>レ</sub>清人之於<sub>レ</sub>考據。愈出而愈詳。是則古人之所<sub>レ</sub>未<sub>レ</sub>爲。而後人之所<sub>レ</sub>宜<sub>レ</sub>法也。請試學<sub>レ</sub>二說<sub>レ</sub>以論<sub>レ</sub>之。夫古人之於<sub>レ</sub>孿子也。或有<sub>レ</sub>前生爲<sub>レ</sub>兄。後生爲<sub>レ</sub>弟者。或有<sub>レ</sub>後生爲<sub>レ</sub>兄。前生爲<sub>レ</sub>弟者。其後生爲<sub>レ</sub>兄者曰。受<sub>レ</sub>胎當<sub>レ</sub>在<sub>レ</sub>前。々生爲<sub>レ</sub>兄者曰。先後自有<sub>レ</sub>序。此說兩端。而未<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>二定之解釋也。先生辨<sub>レ</sub>之曰。胎源者。乃卵也。爲<sub>レ</sub>雙胎者。乃雙卵也。其在<sub>レ</sub>卵巢也。一膜包<sub>レ</sub>二卵。而始如<sub>レ</sub>一卵。其入<sub>レ</sub>子宮也。一胞包<sub>レ</sub>二胎。而如<sub>レ</sub>二核二仁之桃。素無<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>彼先此後。彼兄此弟之別。然及其生。則當<sub>レ</sub>前生爲<sub>レ</sub>兄。後生爲<sub>レ</sub>弟云。此說一出。古來之疑竇。忽然而開通。嗚呼不<sub>レ</sub>亦快<sub>レ</sub>乎。先生新奇之說。不<sub>レ</sub>特此也。然舉<sub>レ</sub>其一斑。則可知<sub>レ</sub>其全體矣。由<sub>レ</sub>此觀<sub>レ</sub>之。古人何以勝<sub>レ</sub>後人。後人何以不<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>古人乎哉。宣尼曰。後生可<sub>レ</sub>畏焉。知<sub>レ</sub>來者之不<sub>レ</sub>如<sub>レ</sub>今也。余今聞<sub>レ</sub>先生之說。又讀<sub>レ</sub>先生之書。而愈有<sub>レ</sub>味<sub>レ</sub>乎聖人之語也。

天保癸巳八月二十二日

椿山加藤濟識

堀江顯齋篇



房 佐殿草創記

凡例

一卷中引書、職原抄、和名抄、日本王代一覽、元亨釋書、東鑑、源平盛衰記、平家物語、義經記、前太平記、武家評林、房總誌等ヲ用フ。

一卷中、年月日時、姓氏名號等ハ、東鑑ニヨツテ盡クコレヲ改ム。

一表題ノ如キハ、源君正二位ニ至リ給ヘルヲ、佐殿草創記ト號クル事、甚ダ恐レ多キニ似タリトイヘドモ、世人往昔ヨリ佐殿ト稱シ奉ル舊キニヨツテ、今コレヲ改メズ。且房總ノ二字ヲ加フ。他國ノ事々多クシテ、房總ノ件々少シトイヘドモ、源君大業ヲナスノ始メナレバナリ。

一此編專ラ兒童ノ讀ミ易カラシム事ヲ要ス。故ニ多ク通俗ノ字ヲ用ヒ、強ヒテ校正セズ。

安房 顯齋 堀江 仲 益識

奉 爐中火 異位音和 火在門内  
考 賴朝切 歸納 燎 日庭燎也  
倒反帶

從四位下行左馬頭兼播磨守義朝三男

征夷大將軍正二位源朝臣賴朝卿

久安三丁卯年御降誕 御年五十有三

本朝人皇八十二代 後鳥羽院正治元年己未正月十三日薨御、實ハ建久十年ナリ、此年四月二十七日正治元年ニ改ム、ヨツテ世本ニ多ク八十三代 土御門院ト誤ル、年代ヲ疑フコトナカレ 顯 再識

源氏石橋山七騎

將軍佐殿

土肥二郎實平  
同 彌太郎遠平  
斯開二郎忠氏  
土屋三郎宗遠  
岡崎四郎義實  
藤九郎盛長

鎌倉創業功臣

北條四郎時政  
三浦二郎義澄  
著鞭 安西三郎景益  
之臣 千葉介常胤  
上總介廣常



房總佐殿草創記目錄

卷第一

佐殿義兵濫觴

文覺高雄山勸進

文覺配流豆州 文覺於南海鎮風波

卷第二

佐殿文覺對面

文覺奉詔再下豆州

佐殿集家人於東國

高綱發洛下豆州

源黃門臣遇靈夢

卷第三

佐殿攻山木城

佐殿再集南國兵士

卷第四

石橋山合戰

茂光苦險路自殺

高綱勇戰爲殿

卷第五

卷第六

衣笠城合戰

佐殿出土肥杉山

佐殿於舟中遇義澄

卷第七

佐殿泛舟渡房州

常伴襲長狹旅館

景益來長狹迎佐殿

佐殿拜洲崎神靈

佐殿過房州舊領

卷第八

佐殿從房赴總

廣常率軍來下總

景親使者到洛

平家軍勢下東國

時政宗遠使甲州

常胤奉命攻伊北城

由廣常謀略進軍勢

卷第九

重忠率衆加瀧野州陣

景親臨飢降源氏

實盛變心歸洛

平家軍勢驚風鶴北

義經從奥州來黃瀬州

卷第十

鎌倉御館賞功

鶴岡八幡社造營

故左馬頭殿贈位

通計四十有一件

房總佐殿草創記卷七

房顯齋 堀江顯仲益 編  
旭高亭 鈴木 知義 訂  
雙山 眞田 正信

佐殿泛舟渡房州

治承四年八月廿九日佐殿ヲ始メ、土肥二郎實平、新開二郎忠氏、土屋三郎宗遠、岡崎四郎義實、藤九郎盛長、三浦別當義澄、和田小太郎義盛、同小二郎義茂、同三郎義實、佐原十郎義連、大多和三郎義久、子息義成、多々良四郎明宗、筑井二郎義行以下ノ人々ハ、扁舟ヲ浮カベテ、安房國平北郡今平郡獵島今龍島ニ着岸ス。却ツテ説ク、北條四郎時政ハ、佐殿土肥ノ杉山ニテ、大庭三郎景親、曾我太郎助信ガ大軍ニ襲ハレ給フ時、味方多勢ニテハ遁ルベカラズ、心ニ任セ國々ニ離散シ、賴朝命全ク此山ヲ出デ安房上總ニ到ルト聞カバ、速カニ尋ネ來ルベント、堅ク御約諾マシマスニヨツテ、其御詞遁レガタクシテ、子息小四郎義時、近藤七國平等ト、杉山ヲ出デ土肥ノ郷ニ到リケル。八月廿七日ノ事ナルガ、朝ヨリ小雨フリ出ダシ、行ク先モ霧ニ埋ミテ定カナラズ。漸ク岩浦トイフ處ニ到リ、船ヲ求メ、



安房國サシテ纜ヲ解キ三浦ノ沖ニ出デタリケルガ、義澄以下ノ輩、衣笠ノ城ヲ出デ、栗濱ノ御崎ヨリ船ヲ浮カベ、安房ノ方ヘ赴キシモ、則チ此日ノ事ナリケレバ、海上ニテ北條ト三浦ト船ヲナラベ、互ニ心中ノ思ヒヲ述ベ、無念ノ拳ヲ握リツ、安房國ヘ急ギケルガ、申ノ刻ノ初メヨリ、雨ハ頻リニフリ來リ、秋ノ半ノ事ナレバ、惡風タチマチ吹キ起コリ、北條ト三浦ガ船ト、右往左往ニ漂ヒ行ク。義澄以下ノ輩ハ、浦々島々ヲ乘廻シ、北條以下ノ者共ハ、安房國ニ着岸シ、夫レヨリ山野ヲ經歴シ、アヤシノ海人ガ管屋マデ、心ヲ盡シ尋ネ奉リシガ、一向ニオハサマリケレバ、獵島ノ海岸ニ休ラヒ、サテハ我君、鷄ノ岩屋ニ残り給ヒシ後、イカヅナリ給ヒケン、源氏ノ運ノ限リニヤト涙ヲ流シ、八幡大菩薩ヲ心中ニ念ジ、海面ヲ守ツテ暫ク控ヘ居タリケル。然ルニ、遙ノ南ヨリ船ヲナラベテ來ルモノアリ。近ヅクマ、ニ此ヲ見レバ、一艘ニ召シ給フハ則チ佐殿ニテ、又一艘ニ乘リケルハ、三浦義澄以下ノモノナリケレバ、時政ハイフモサラナリ、義時始メ人々モ、天ヲ拜シ、地ヲ拜シ、悦ビノ涙袖ヲ潤シ、更ニ詞モナカリケル。程ナク大將着船マシマシケレバ、北條ハ拜シ迎ヘ奉リ、三浦ニモ對面シ、數日ノ鬱念一時ニ散ジ、其夜ハ獵島ノ民家ニ宿シ給ヒ、明クレバ九月朔日、

顯曰、治承四庚子年ハ八月小ナリ。ヨツテ佐殿獵島ヘ着船ノ翌日ハ九月ナリ。

北條ニ仰セ合サレ、安房國平北郡、勝山ノ住人安西三郎景益ハ、佐殿御幼稚ノ昔ヨリ、殊ニ昵近シ奉リシ者ナリケレバ、先一番ニ御使ヲ以テ御書ヲ遣ハサレケル。其趣キハ既ニ平家追討ノ院宣嚴重ノ上ハ、在廳等ヲ相催シ、參上スベシ。又當國ノ中、平家ニ從フ輩ハ悉ク擲メ進ラズベキヨシナリケル。爰ニ大庭三郎景親ハ源氏譜代ノ御家人トシテ、處々ニ於イテ弓ヲ引キ奉ルノ次第、一旦平家ノ命ヲ守ルノミニ非ズ、逆意ノ企既ニ別義アルニ似タリ。カレハ武藏相模ニ威ヲ振フトイヘドモ、其中三浦中村ノ一黨ハ今悉ク御供ニアリ。サレバ景親何程ノ事カアラム。御書ヲ彼國ニ遣ハサレ、軍勢ヲ御招キアツテ然ルベシトテ、先ヅ小山四郎朝政、下河邊庄司行平、豐島權守清元、葛西三郎清重等ニ御使ヲ下サレ、源氏ニ志シアル輩ヲ相カタラヒ、速ニ參向スベキノ由ナリケル。中ヅク清重ハ源氏ニ忠節ヲ抽ンヅルモノナリケルガ、併モ江戸太郎重長、河越太郎重頼ガ近邊ニアツテ進退自由ナルマジトテ、早く海路ヲ經テ參ルベキヨシ、別ノ御使ヲ給ハリケリ。

常伴襲ニ長狹旅館

同三日、佐殿上總介廣常ガ許ニ御越シアルベキノヨシ仰合サレ、北條以下、各然ルベキノヨシヲ申スニヨツテ、平北郡獵島ヲ御立チアツテ、廣常ガ館ヘ赴キ給フ。爰ニ三浦ノ別當義澄ハ、當國ノ案内者タルニヨツテ、獵島ヨリ池月今江月ノ山路ニカ、リ、箕岡ノ頂ヲ經テ、

顯曰、今箕岡ニ清泉アリ、楊枝水ト名ヅク。相傳フ、源君盥漱ノ處、早天ニモ涸レズト云フ。

長狹郡貝渚ニ到リケル。時ニ日ハ西山ニ没シ、漸ク昏黒ニ臨ムノ間、路次ノ民家ニ止宿シ給フ。爰ニ當郡ノ住人長狹二郎常伴ハ、平家恩顧ノ臣ニテ、其生レ虎狼ニ等ク、勇猛ナリケレバ、佐殿貝渚ニ止宿シ給ヒケルヲ、天ノ與フル所ナリト、大ニ悦ビ、今宵佐殿ノ御旅館ヲ襲ヒ、速ニ討チ奉リ、平相國ニ誠忠ヲ盡クシ、莫大ノ賞ニ預カラント、郎等左中太常澄ニ命ジ、其ノ用意頻ナリ。然ルニ三浦別當義澄、長狹ノ案内殊ニ委シカリケレバ、密ニ彼ガ用意ヲキ、途中ニ此ヲ遮ラントス。佐殿小勢ナリケレバ、寄手ハ思ヒ侮ツテ、軍勢ノ手分モナク、下知法令モ齊シカラズ、楯ニハヅレ、矢面ニ進ンデ、我先我先ト攻メヨセ、只一モミニモ落トサントゾ進ミケル。時シモ闇夜ノ事ナルニ、鯨波響キ渡リ、山谷忽チ動搖ス。御旅館ニハ、三浦別當義澄ヲ始メ、北條四郎時政、子息小四郎義時、土肥二郎實平、新開二郎忠氏、土屋三郎宗遠、岡崎四郎義實、藤九郎盛長、和田小太郎義盛、同小二郎義茂、同三郎義實、佐原十郎義連、大多和三郎義久、子息同義成、多々良四郎明宗、筑井二郎義行、近藤七國平、以下三浦中村ノ一黨、兼ネテ用意ノ事ナレバ、靜マリカヘツテ引キ詰メ引キ詰メ、雨ヨリシダク射タリケレバ、眞先ニ進ンダル房總ノ荒武者トモ、射シラマサレテ引キ退ク。入り代ツテ、常

伴ガ恩顧ノ郎等左中太常澄、モノ、具ノアヤハ定カナラネドモ、身ノ丈七尺ニ餘ツテ見エタルガ、長狹勢ヲ左右ニ從ヘ、眞先ニ躍リ出デ、惡鬼羅刹ノ荒レタル如ク、向フモノ、嫌ヒナク、傍若無人ニ戰ヒケル。佐殿ハ射手ヲスグツテ、散々ニ射ケル程ニ、味方ハ一人モ討タレズ、寄手ハ手負討死數ヲ知ラズ。サレドモ、寄手多勢ナレバ、更ニ此ヲ事トモセズ、入レ代ヘ入レ代ヘ、攻メタリケル。其中ヨリ大音アゲテ名乗リケルハ、天慶ノ昔、平親王將門、常陸大掾國香ガ籠モツタル土浦ノ城ヲ攻メ給フ時、三萬餘騎ノ大軍、敵ノ謀略ヲ懼レ、近ヅグ者ノナカリシニ、未申ノ出シ堀ノ下ヨリ、楯ノ板ヲ梯トナシ堀ノ上ニ只一人ヨデ登リ、城ノ中ニ進ミ入り、大手ノ城戸ヲ推シ開キ、先陣ノ退兵五百餘騎ヲ亂入サセ、威ヲ坂東ニ輝カシ、名ヲ末代ニ留メタル、長狹七郎保時ガ末葉、同六郎常伴、太政入道殿ノ御恩ヲ蒙ル事、海ヨリ深ク山ヨリ高シ。爰ニタヤスクモ、平家ノ御代ヲ傾ケ奉ラント計リ、石橋山ノ軍ニ負ケ、今運ツキテ此ニ來ル源氏ノ凶徒等、常伴ガ双ノ切味試ミヨト、呼バ、リ、呼バ、リ、一文字ニ蒐ケ出デタリ。御旅館ヨリハ、三浦別當義澄、雪霜ノ如ク下知ヲナシ、軍禮ヲ知ラザル匹夫ニ對シ、詞戰ヒ無益ナリ、打破ツテ捨テヨモノドモト、呼バ、リケレバ、下知ノ下ヨリ、和田小太郎義盛、同小二郎義茂、佐原十郎義連、大多和三郎義久、筑井二郎義行等面モ振ラズ切ツテ出デ、切先ヨリ火花ヲ散ラシ、



千變萬化ニ戦ヒケル。常伴元來無双ノ早業ナリケレバ、ヤ、モスレバ、佐殿ニ近ヅキ奉リ、直ニ勝負ヲ決セント、ハヤリケレドモ、一人當千ノ勇兵ドモニサ、ヘラレ、近ヅク事アタハズ。深手餘多負ヒケレバ、終ニ三浦勢ノ中ニ討死ス。常伴亂軍ノ中ニ命ヲ落トシケレバ、殘兵殊ニ威ヲ失ヒ、嵐ニ誘フ木葉ノ如ク、右往左往ニ逃ゲ散ツタリ。大勇ノ左中太常澄、心ハヤタケニハヤリケレドモ、逃ゲ來ル勢ニ押シ返サレ、大ニ怒リ齒ガミヲナシ、穢キ者ドモガ振舞ヒカナ、返セヤ戻セトイヒケレドモ、崩レ立ツタル士卒ノナラヒ、耳ニモカケズ逃ゲ行キケル。常澄ハ只一人踏ミ止マリ、思フマ、ニ戦ヒシガ、其後ハ行方知ラズニナリケリ。

顯曰、長狹郡金山ニ古城跡アリ。相傳ヘテ、長狹六郎常伴、住居ノ趾トイフ。又貝渚ニ一戰場ト稱スル地今ニアリ。源君御旅館ノ跡ナル事アキラケシ。

景益來ニ長狹ニ迎ニ佐殿

カ、リケレバ、夜ハホノボノト明ケニケリ。九月四日早旦、平北郡勝山ノ住人、安西三郎景益、最初ニ御書ヲ給ハルニヨツテ、一族并ビニ在廳等ヲ相具シ、長狹ノ御旅館ニ參上シ、事ノ様ヲ承リ、大ニ驚キ、左右ナク廣常ガ許ニ御越シアルベキノ條、然ルベカラズ、常伴ガ如キモノ街ニ滿タンカ、一先ヅ景益ガ草廬ニ御入りアツテ、廣常ニ御迎ヒトシテ參上スベキノヨシ御使ヲ給ハリ然ルベカラント申上ゲケルニゾ、此儀

尤モ然ルベシトテ、長狹ヨリ直ニ和田小太郎義盛ヲ上總介廣常ガ許ニ遣ハサレ、藤九郎盛長ヲ千葉介常胤ガ方ヘ遣ハサル。其狀ニ曰ク、

平家追討事、依レ蒙ニ院宣。可レ有ニ同心ニ之旨。既相觸之處。可レ參申ニ之由。承伏之間。決ニ合戰於石橋山ニ畢。遲參之條。頗不レ得ニ其意。縱雖レ有ニ私之宿意。可レ被レ存ニ與力之儀。況

一院綸宣明白也。旁以難レ被レ默止敷。頼朝知行天下ニ否、全在ニ兩人ノ計ニ略

トゾ仰セ遣ハサレケル。義盛盛長兩人ハ、貝渚ノ御旅館ヨリ、廣常、常胤ガ許ニ赴キ、佐殿ハ勝山ノ安西景益ガ館ニ入ラセ給ヒケル。

佐殿拜ニ洲崎神靈

治承四年九月五日、佐殿、安西三郎景益ガ館ヲ出デ、勝山ノ浦ヨリ御船ニ召サレ、當國洲崎大明神ニ御參詣アリ。例ノ如ク北條時政父子、土肥二郎實平、岡崎四郎義實、三浦別當義澄、安西三郎景益以下御供ニテ洲崎ノ社ニ到リ給フ。抑モ此地ノ景タルヤ、後ヲ顧レバ、翠嶺峨々トシテ雲ヲ綴リ、曉嵐ノ漢々タルヲ吐キ、前ヲ望メバ、蒼海微茫トシテ天ヲ浸シ、夕陽ノ沈々タルヲ吞ム。大島出沒シテ白銀ノ波ヲ浴シ、遠帆空ニ浮ンデ渚ノ鷗ニ似タリケリ。眺望誠ニ限りナク、時雨ニ染ムル紅葉葉ニ、朱ノ玉垣照リワタリ、イト尊ク思召サレケ

レバ、佐殿寶前ニ詣テ給ヒ、千遍ノ禮拜アツテ、丹心ニ祈リ給ヒケルハ、今頼朝院宣ヲ忝ウシ、將ニ平家ヲ征伐セントス。神祇ノ靈助ヲ蒙ルニ非ズンバ、爭デカ微臣ガ功ヲ樹ツルコトヲ得ン。伏シテ願ハクハ、擁護ノ皆ヲ廻ラシ、立ドコロニ勝利ヲ得、國家ノ治平ヲナサシメ給ヘ。召シニ遣ハス處ノ健士、上總介廣常、千葉介常胤ヲ始メ、悉ク歸伏シ、平家追討ノ功就ランニハ、神田ヲ寄セ渴仰ヲ旦暮ニ盡クシ、神威ヲ末代ニ輝カシ奉ルベキヨシ、御願書ヲ奉ラレ、終夜念誦マシマシ、一首ノ歌ヲアソバシ、寶前ニサ、ゲ給フ。

源ハオナジ流レゾ石清水セキ上ゲテタベ雲ノ上マデト遊バシテ暫クマドロミ給ヒケルニ、夢トモナク、ウツ、トモナク、寶殿ノ御戸ヲ推開クヨトオボエテ、一首ノ御製ヲアソバシ給フ。

千尋マデ深く頼メル石清水只セキ上ゲン雲ノ上マデ斯ク示シ給フトオボエテ、佐殿夢打チサメ、御悅ビ限リナク、大明神ヲ拜シ奉リ、明クレバ六日ノ早朝、從者ト共ニ、安西景益ガ館ニ御歸リアリ。則チ其ノ日夕陽ニ及ンデ、和田小太郎義盛、安西ガ館ニ歸リ、上總介廣常、慥ニ領掌スルノ上、千葉介常胤ヲカタラヒ、參上スベキノヨシ申シケル。中二日アツテ九日、藤九郎盛長千葉ヨリ歸リ申シケルハ、某常胤ガ門前ニ到リ案内スルノ處、程ヲ經ズ客亭ニ招クニヨツテ、彼處ニ到リ見ルニ、常胤并ビニ子息太郎胤正、六郎大夫

胤頼等座ノ傍ニアリ、盛長ガ述ブルトコロヲキ、常胤ガ答ヲ待タズ、件ノ二子、同音ニ申シケルハ、佐殿義兵ヲ起コシ逆徒ヲ鎮メ給ハント思シ召ス、事ノ始メニ御召シアリ、路次ノ妨ゲニヨツテ遲參心ナラズ、參上ノ事、何ゾ異儀ニ及バシヤ、早く領掌ノ報書ヲ獻ズベシト。常胤ハ、源氏中絶ノ跡ヲ起コシ給フノ條、悦ビノ涙袖ヲ潤シ、言語ノ及ブ所ニアラズ。美酒嘉肴ニテモテナシ、其ノ上密カニ語りケルハ、當時ノ御旅館、安西景益ガ居城ハ、サセル要害ノ地ニハ非ズ。願ハクハ、相模國鎌倉ニ御渡リ然ルベシ。常胤一族等ヲ引率シ、御迎ヒノタメ參向スベキノヨシ、御答ヘニ及ブトノ事ナリケル。佐殿ハ、廣常常胤ガ領掌、偏ニ洲崎大明神ノ擁護ノシルシト、信心肝ニ銘ジ、同十二日神田ヲ寄セ奉ルベキヨシ、寄進ノ狀ヲ社頭ニ獻ジ、然リシヨリ後ハ平家追討國家安穩ノ御祈リヲ此御社ニ擬ラシ給フ。サレバ壽永元年壬寅八月十一日夜、御臺所御産ノ氣マシマシ給フ時モ、當社ヘハ安西三郎景益、長狹郡東條ノ時社、ヘハ三浦別當義澄ガ子息同平六義村ヲ以テ、奉幣ノ御使トシ、御祈禱丹祈ヲ擬ラシ給フ。靈驗空シカラズ、翌十二日酉ノ刻若君御平産ナリ。御悅ビ申スモ中々愚ナリ。後ニ二代(顯齋自筆ノ原本ハ、此ノ以下一二枚、私意ニテ次ノ如ク書キ)將軍頼家ト申スハ、此ノ若君ナリ。加ヘ置クコト、ス。

編者曰ク、此ノ處、顯齋自筆ノ原本一二枚ノ脱落アリ。



即チ前葉ノ終ニハ「後ニ二代」トアリテ、次葉ノ初ハ「東路ノ野島ガ崎云々」ノ旋頭歌ニ始マレリ。サレバ此ノ間ノ記事續カズ(著者自筆ノ原本ノ外ニ謄寫本モ)今此ノ間ノ記事ヲ推想スルニ、目次ニ據レバ、洲ノ崎參拜ノ次ニハ、

佐殿過ニ房州舊領

トアレバ、次ノ記事ハ頼朝ノ房州舊領ヲ巡見セシコトヲ叙述セラレタルモノ、如シ。果シテ然リトスレバ、幸ニ此ノ事ニツキテハ、本集顯齋篇ノ内ニ收メタル『房總遊覽誌』ノ中ニ、深川元僞ガ佐殿草創記ニ據リテ記入セシ左ノ記事アルニヨリテ概要ヲ知ルコトヲ得ベシ。

九月十一日、佐殿三郎以下御供ニテ、安房國ヲ巡見シ給フ。先朝夷郡野島崎ハ、當國一ノ名所ニシテ、又アルマジキ美景ナレバ、道スガラ瀧口大明神ニ詣デ、ソレヨリ彼地ニ到リ給フ云々。カ、ル勝景ノ地ナリケレバ、佐殿傍ノ松根ニ御腰ヲカケラレ、暫ク詠メオハシケル。腰掛ノ松トテ今ニアリ。ソレヨリ七浦ヲ過ギテ、丸ノ郷ニ至リ、丸五郎信俊ガ館ニ御入アリ。右ノ如ク、概略ナガラ其ノ日ノ順路ヲ知ルコトヲ得ベシ。即チ頼朝ハ、九月十一日勝山ナル安西ノ館ヲ出發シ、瀧口明神(今ノ長尾村瀧口)ニ賽シ、白濱ノ野島ヲ經テ、七浦ヲ過ギ、丸村ニ到リシナリ。故ニ「東路ノ野島

ガ崎」ノ旋頭歌ヲ引用シテ、途中野島ノ風景ヲ賞セシコトヲ叙シタルナリ。  
以上ニテ脱漏ノ部分モ、大略判明シタリト信ズ。

東路ノ野島ガ崎ノ濱風ニ我ガ紐ユヒシ妹ガカホノミ面影ニ見ユ(此ノ旋頭歌ハ千載和歌集卷十八ニ載セ)  
見ユ(ラレタル左京大夫顯輔ノ作ナリ編者注)

ト詠ジ給ヒテ、千載集ニ留メ給フ。カ、ル勝景ノ地ナリケレバ、佐殿傍ナル松ガ根ニ御腰ヲカケラレ、暫クナガメオハシケル。腰掛ノ松トテ今ニアリ。夫レヨリ七浦ニ過ギテ、丸ノ郷ニ到リ、丸五郎信俊ガ館ニ御入リアリ。當處ハ御先祖伊豫守頼義朝臣、奥州安部貞任兄弟ヲ誅シ給フノ昔、朝恩トシテ最初ニ給ハルノ地ナリ。故左馬頭殿御讓リヲ請ケシメ給フ時モ、又最初ノ處ナリ。然ルニ故左馬頭殿ハ、佐殿ノ御立身ヲ祈リ申サレントメ、去平治元年六月朔日、此地ヲ伊勢太神宮ニ寄進シ給フ。果タシテ同廿八日藏人ニ補セラレタリシガ、今二十餘年ヲ經、丸五郎信俊ヲ案内トシテ、此處ニ臨ミ給ヒ、懷舊ノ御涙袖ヲ潤シ、此地ハ亡父伊勢太神宮ニ奉リシ所ナレバ、神威ヲ此ニ及ボシ給ヒ、止宿妨ゲアルベカラズトテ、即チ信俊ガ館ニ御入リアリ、重ネテ當國ノ中然ルベキノ地ヲ撰ミ、伊勢太神宮ノ神領ニ寄進スベキノヨシ、御自筆ノ願書ヲ認メ給フ。翌十二日丸ノ館ヲ出デ、八幡ノ社ニ詣デ、平家追討國家安穩ノ丹精ヲ凝ラシ給フ。

房總 佐殿草創記卷八

房 顯齋 堀江顯仲益 編  
旭高亭 鈴木 知義  
雙山 眞田 正信 訂

佐殿從レ房赴レ總

治承四年九月十三日、佐殿、上總介廣常ガ許ニ御越シアルベシト、土肥二郎實平、三浦別當義澄、安西三郎景益等、三百餘騎御供ニテ、景益ガ勝山ノ館ヲ出デ、先ヅ朝夷郡ノ、丸ノ信俊ガ許ニ到ラントシテ、犬掛村ヲ過ギ給フ。

顯曰ク、今犬掛村ニ逆柿サカカキトイフ古木アリ。相傳フ、源君鞭ニ用フル所ノ一枝ヲ路傍ニ挿シ給フニ、不日ニ生活スト。未ダ眞僞ヲ知ラズ。

夫レヨリ千代村ニ到リ給フニ、丸ノ五郎信俊、精兵五十騎ヲ從ヘ、御迎ヒトシテ參着ス。

顯曰ク、此地田間ニ小橋アリ。今ニ呼ンデ五十騎橋トイフ。

程ナク、本織ニカカリ、安房ノ國府モアトニナシ、腰越、廣瀬打過ギテ、千代ヲ籠メタル竹原ヤ、源清キ水玉ノ、民ノ家屋ヲ見渡セバ、イトシメヤカニ立チノボル、煙ノ末モワカヌ

顯曰、今八幡社中ニ無銘ノ破鐘アリ。其製古式相傳ヘテ源君奉納トイフ。考フベシ。(此ノ八幡社ハ、今ノ館山北條町鶴谷八幡神社ナリ。編者注)夫レヨリ湊ノ川ヲ渡リ、那古寺ニ詣テ給ヒ、觀世音ノ寶前ニテ、深ク薩埵ノ悲願ヲ頼ミ、信心尤モ淺カラズ。雀島明神ヲ遙拜シ、秋ノ日アシノ短キニ、民ノ竈ハ夕食タク、細キ煙リノ立チ上レベ、佐殿ヲ始メ、三浦以下ノ人々モ、安西ガ館ニ歸リケリ。



マデ、霧ニコメタル山坂ヲ、越エツツ行ケバ、水鳥ノ、加茂ノ里ヲモアトニ見テ、頃シモ秋ノ末ナガラ、時雨ノ空ニ色カヘヌ、松田ノ里ニ出デニケリ。行末イツト白落ヤ、限り知らレヌワダツミノ、和田ノ浦邊モ過ギ行ケバ、ウツロヒ果テヌ花園ヤ、都ノ空ニ歸レテフ、便リヲ江見ノ浦山ハ、ウラヤマシクモ、ハヤ過ギテ、再ビ長狹ニ入り給ヒ、波太ノ蓬島ヲ御遊覽アリ。東北ニ望ミ給フニ、海灣弦月ノ如ク、友呼ブ海人ノ釣船ハ、嵐ニサソフ木ノ葉ニ似タリ。大將山海ノ美景ニメデ給ヒ、程ナク東條ノ地ニ到リ、此處ニテ上總介廣常ガ多勢ヲ待チ給ヒ、遙ノ東、濱荻、天津ノ浦々ヲ、暫ク眺メ御座シケル。

顯曰ク、天津ハ、壽永三年五月三日、源君伊勢太神宮ニ、寄進ノ地ナルベシ。東鑑ニ、安房國東條ト見エタレドモ、天津ハ東條ノ地ナリト、房總志ニ載セタリ。今此ノ地神明ノ大社アリ。思ヒ合スベシ。源君御具足神馬等奉納ノ事、此社ノ舊記ニ見ユ。此ノ時ノ事ナルベシ。然ルニ、軍勢トオボシキモノモ、見エ來ラズ。廣常思ヒノ外ニ遲參シケル間、御疑ヒノ事トモナキニシモ非ズ。夷瀟ノ地ヲ避ケ、直ニ下總ノ千葉介常胤ガ許ニ御越シアルベキヨシニテ、道スガラ東條ノ、侍神社ヲ拜禮マシマシ、長狹ヲ西ヘ急ガセ給フ。顯曰ク、源君廣常ガ多勢ヲ待チ給フ處ヲ、今ニ呼ンデ待崎

併セ考フベシ。又相傳ヘテ、朝夷村ノ千騎原ヲ、文安二年、里見刑部少輔義實ノ事トシ、龍村ノ千騎畑ヲ、永享十年、神餘左衛門督景春ガ賊臣、山下左衛門尉景遠ガ、内亂ノ事トス。然レドモ、其勢過分ナレバ、疑フラクハ、是モ長元中ノ事ナランカ。夫レヨリ佐殿、上總國造海ニカカリ、今イフ百首ノ邊ヲ急ガセ給ヒ、磯ヶ崎磯根ノヨリ篠部ヲ過ギ、江川川尻ニ着キ給フ。是ヨリ先ニ、千葉介常胤ハ、一族ヲ相具シ、源氏ニ參ラントス。然ルニ、下總ノ目代、平家ノ與人ニテ、併モ多勢ノモノナリケレバ、常胤ガ源氏ニ參ルヲ、ササヘントス。依テ常胤ガ子息六郎大夫胤頼、嫡孫小太郎成胤、一族ヲ相從ヘ、九月十三日目代ガ役所ニ推シヨセケル。目代ハ、大勢ヲ以テ防ギ戰フ。折リフシ北風烈クシテ、軍兵等働キ得ズ。成胤ハ士卒ニ命ジ、目代ガ館ノウシロヨリ火ヲカケケレバ、館ハ一時ニ烟リトナリ、猛火サカシニトビチリケレバ、目代ガ勢原本ニハ此ノ次ニ一枚落テアリ、依テ編者ハ、防戰ヲ忘レ、先ヲ争ヒテ遁レントシテ混雜一方ナラズ。此ノ間ニ胤頼ハ、目代ノ首ヲ討取リケリ。此ノ事ヲ聞キタル下總國千田庄ノ領家判官代親政ハ、刑部卿忠盛ノ驛ニシテ、兼テヨリ平相國清盛ト志ヲ通ジ居タル間柄ナリケレバ、默止スル能ハズ、不意ニ常胤ヲ襲ハントテ、翌十四日軍兵ヲ率キテ千葉ノ館ニ發向ス。常胤ハ之ヲ知りテ、嫡孫小太郎成胤ト共ニ進ミ

トイフ。此地源君ヲ崇メ奉ルヨシニテ、白旗明神ノ社アリ。傍ニ古松アリ。旗掛松トイフ。天保ノ大旱ニ枯レタリ。惜ムベシ。程ナク大山ニ到リ、不動尊ニ詣デ、廣常常胤ヲ始メ、近國ノ武士等歸伏ノ御祈ヲナシ給ヒ、藤九郎盛長ヲ以テ、鎧一領太刀一振ヲ納メ給フ。今ニ彼寺ノ什寶タリ。夫レヨリ花立ノ峠ヲ過ギテ、上總ノ國ニ入り給フ。顯曰ク、此編七ノ卷ノ初メニ述ブル如ク、源君安房國ニ渡リ給ヒシハ、治承四庚子八月廿九日ナリ。其月小ニシテ、同九月十三日、上總國ニ到リ給フ。ヨツテ考フレバ、安房ノ御滞留ハ、都ベテ十四日間ナリ。安房ノ國ノ中、源君ノ舊跡、猶多カレド、疑ハシキハ此ニ載セズ。犬掛村ノ千騎ノ森ノ如キハ、衆人ヨク知ルトイヘドモ、源君ハ三百餘騎ニテ、安西ガ館ヨリ、上總國ニ趣キ給フト、東鑑ニ見エタリ。シカスレバ、千騎ノ森ハ、後一條院長元三年正月、下總千葉ノ城主、前上總介平忠常謀叛ノ時、安房上總兩國ノ者ドモ、近國ノ兵ヲカタラヒ、其勢一萬餘人、安房國館山ニ旗ヲアゲ、安房守藤原光業ヲ襲フト見エタレバ、此時ノ名ナルベシ。安房國ノ住人、大井太郎通教、同兵太茂教等、忠常ガ嫡子、中村太郎忠將ガ陣ニアツテ、左馬助殿頼義ノ兵、信濃國ノ住人、松原大彌太治定、同小彌太定時ト戰ヒ、討死セシモ此時ノ事ナリ。磯村ノ萬騎坂ナド、

戰ヒ、遂ニ親政ヲ生捕リケリ。佐殿ハ、先キニ上總國ニ入りタマヒ、途中ニテ廣常ノ參入ヲ待チタマヒシガ、イツノコト、モ知レザリケレバ、十七日ニ打チ立チテ、下總國ニ向ヒタマヒケル。常胤ハ、子息太郎胤正、次郎師常相、三郎胤成武、四郎胤信大須、五郎胤道國、六郎大夫胤頼、嫡孫小太郎成胤等ヲ率キテ、下總ノ國府ニ參會ス。從軍三百餘騎ニ及ベリ。

上總ヨリ下總ノ國府市川國ニ至ル間ニハ、頼朝ニ關スル傳説ノ地多シ。君津郡ニハ、三百騎坂、千騎坂伊ヅレモ、千葉市ニハ、君待橋、白旗明神ナドアリ。常胤ハ、先ヅ四人千田判官代親政ヲ引キ出シ、佐殿ノ召覽ニ供シ、次ニ駄餉ヲ獻ジケル。佐殿感賞ノアマリ、常胤ヲ座右ニ招カシメ、今ヨリ父トシテ頼ムベキ由ヲ仰セラル。ヤガテ常胤ハ今日ノ御贈物ナリトテ、紺村濃ノ直垂ニ小具足ヲ加ヘタル一人ノ若武者ヲ、御前ニ進マシメタリ。コレハ陸奥六郎義隆ノ遺子ニシテ、毛利冠者頼隆ト呼バル、者ナリ義隆ハ八家ノ子ナリ。故ニ頼隆ハ義隆ノ孫ナリ。佐殿ソノ氣色ヲ御覽アリテ、尤モ源氏ノ胤子ト謂フベシトテ、感賞大方ナラズ。直ニ召シテ常胤ノ座上ニ就カシメタマフ。カクテ常胤ハ佐殿ノ旨ヲ傳ヘテ、源氏ニ舊好アル者共ヲ召シ集メケルニ、イヅレモ舊恩ヲ思ヒ出デ、一時モ後ルナ以上編者ノ加筆トテ常胤ガ案ニ違ハズ、我先先トゾ集マリケル。



廣常率軍來下總

上總介廣常ハ、軍士ヲ集ムルノ間、遲參シタリケルガ、常胤ガ饗應ノ様ヲキキ、大ニ恐レ、サテハ遲參惡シカリケリトテ、上總ノ國周東、周西、伊南、伊北、廳南、廳北ヲ始メ、國中ノ輩、背クハ討チ、從フハ具シ、其勢一萬餘騎ニテ、九月十九日下總ニ來リ、斯クト申入レタリケル。佐殿、土肥二郎實平ヲ以テ仰セラレケルハ、軍勢ノ事、度々催促スルノ處、領掌申シナガラ、遲參其意ヲ得ズ。然リトイヘドモ、沙汰ノ次第神妙ナリ、暫ク後陣ニアツテ、召シニシタガフベキノヨシナリ。廣常陣處ニ歸リ、一族ニ向ツテ、抑モ此ノ佐殿ハ日本ノ大將軍トナリ給ハシ事疑ヒナシ。イカントナレバ、天慶ノ昔、奥州鎮守府前將軍平朝臣良將ノ男、平親王將門、東國ヲ鹵掠シ、叛逆ニ及ビケル時、下野國ノ押領使、河内守村雄ノ嫡男田原藤太秀郷、其ノ頃弓馬ノ譽マレ高ク、家富ミ一族廣カリシガ、手ノ爽カニ出立タセ、下總ニ打越エ、將門ガ門外ヨリ、僞ツテ使者ヲ立テ、秀郷不肖ノ身ナリトイヘドモ、幕下ニ列ナリ忠節ヲ盡サント欲シ、參上ノヨシイヒ遣ハス。爰ニ將門悅ビノ餘リ、秀郷ヲ客位ニ請ジ、折リフシ例ノ美女ニ、髮梳ラセテ居タリシガ、餘リノ嬉シサニ、亂髮ヲ結バズ、大童ニ烏帽子ヲ着、アハテ騒ギ走り出デ對面ス。イフ所一トシテ、追從ナラザルハナシ。ナホモ秀郷ヲ饗應セントテ、國々ノ美酒ヲ開キ、山海ノ珍味ヲ供ヘ、モテナシケル

ガ、將門ガ杯酒過マツテ膝ノ上ニ濺ギシヲ、自ら直垂ノ袖ニテ拭ヒ拂フ。其ノアリサマ人主ノ體ニ非ズ。秀郷暇ヲ告ゲテ下野ニ歸リ、凡ソ天下ニ王タランニハ、是ヲ望ムニ儼然トシテ、寛仁大度ノ器ニ非ザレバ、イカデカコレヲ得ン。將門ガ形勢、甚ダ以テ賤陋ナリ。カカル大逆無道ニ與ミシ、朝敵ト呼バレ、弓箭ノ名ヲ穢サン事、恐ルベシ、恐ルベシ。天眼人ロ、何レノ處ニカ免レント。外ニハ、歸伏合躰ノ相ヲ顯ストイヘドモ、内ニハ敵對殘殺ノ心ヲ挾ンデ、彼ガ首ハ秀郷ガ掌ニアリト、誅罰ノ兵ヲ催シ、後ニ本意ノ如ク將門ガ首ヲ得タリ。夫レマデコソハナカラメ、當時勢ニ在セバ、吾ガ斯ク多勢ニテ參リタランニハ、御前ヘハ召サルベキモノヲ、思ヒノ外ニ、實平ヲ以テ遲參其意ヲ得ズ、後陣ニアツテ召シニ從フベシト、上意ノ程、恐ロシ恐ロシ、必ラズ本意ヲ遂ゲ給ハン、頼ムベキ人ナリト。舌ヲ振ツテホメタリケル。廣常ガ志シ亦至レリトイフベシ。

景親使者到洛

却ツテ説ク、八月廿八日、大庭三郎景親、早馬ヲ以テ、使者ヲ六波羅ニ立ツル。九月二日都ニ到リケレバ、平家ノ一門馳七集マリ、注進ノ狀ヲ披キ見ルニ、伊豆國流人兵衛佐頼朝。稱レ賜ニ院宣。恣起謀反。去八月十七日夜。卒ニ八十餘騎ヲ襲ヒ山木館。殺シ戮和泉判官兼隆。燒シ失屋宇。事已自目代

被ニ注進ニ敷。同廿三日。引ニ卒ニ三百餘騎凶賊。籠ニ石橋山城郭間。景親相ニ催ニ千餘騎軍兵。同日入レ夜攻戰。頼朝不レ勝。即廿四日早旦。棄レ城敗北。後不レ知ニ在處。目雖不レ見ニ其死。滅亡必矣。

トアリケレバ、太政入道ヲ始メ、一門ノ人々大ニ悦ビ、景親恩賞ノ沙汰トリドリナリ。然ルニ東國ニモ、平家ノ縁者又ハ重恩ノ者多カリケレバ、六波羅ヘ注進ヤマズ。櫛ノ齒ヲ挽クガ如シ。重ネテノ狀ニ曰ク。

兵衛佐頼朝。於ニ石橋山。被ニ殺戮ニ之由。雖有ニ披露。流言也。遁ニ出杉山。渡ニ安房國。相ニ具北條三浦黨類。越ニ于上總下總。召ニ從廣常常胤以下之大名小名。既及ニ三萬八千餘騎。其外東國同心之者。如ニ雲霞。違背輩者。忽依レ加ニ誅罰。皆以歸伏。

トゾ書イタリケル。ヨツテ京六波羅ノ騷動少カラズ。日頃源氏ノ密策アリケルヲモ知ラザリケレバ、イカニシテモ、頼朝ニ勢ノツカザル先ニ、追討使ヲ下スベシト、其評定頻リナリ。

平家軍勢下東國

九月四日戌ノ刻太政入道ハ手輿ニ乗ツテ、新院ノ御所ニ參リ、申シケルハ、源ノ爲義、義朝ハ法皇ノ御敵ニテ候ヒシヲ、入道ガ計ニテ、彼等ヲ始メ黨類盡ク亡ボシ候フ。彼ノ義朝ガ三男頼朝ト申ス者ハ、近江ノ國伊吹山ノ麓ヨリ、尋ネ出

ダシ、引キ連レ來リシヲ、入道ガ繼母池ノ尼、頼朝ヲ見テ、一旦ノ慈悲ヲ發シ、命助ケタキ由、頻リニ申シ侍リシ故、實ニモ源氏ノタネヲ、サノミ絶ツベキニモ非ズ、入道ガ私ノ敵ニテモナシ、只ダ君ノ仰セヲ重ズルユエニコソアレト思ヒ直シ、入道ガ前ニ呼ビスエテ、事ノ様ヲ尋ネ問ヒ候フニ、其ノ時年ハ十三ト承リキ。生絹ノ直垂ニ小袴着テ、入道ガ前ニ出デ、我幼ケレバ、イカガアリケン事ノ起リモ知ラズト申シ候ヒキ。實ニ幼稚ナレバ、サモアリナント、流罪ニ申シ有メ、伊豆ノ國ヘ下シ候ヒヌ。然ルニ此ノ八月、定メテ聞コシ召サレ候ハン、彼頼朝、伊豆國ニテ量リナキ惡事ヲ企テケルヨシ承ル。サレバ頼朝追討ノ宣旨ヲ、下シ給ハリタク存ズルヨシ奏シケルニ、新院ノ仰セニハ、サルコトノアリヤナシヤ、申ス人モナケレバ、初メテコソキケ、サリナガラ何事モ、法皇ニ申シテ後、トモカクモト仰セラル。其時入道重ネテ、主上ハ幼ク御座ス。君ハマサシク御父君ニテ御座シマセバ、法皇ニ御申シアリトテ、何トカ仰セアルベキ。源氏ニ思召シカヘサセラレ、平家ヲ惡マセ給フニヤト、ナゲキ申ス。新院笑ハセ給ヒ、コハ事新ラシ。宣下ノ條、子細ニヤ及ブト仰セラレ、則チ大將軍ハ、入道ノ計ラヒ申スニヨツテ、小松少將惟盛朝臣、薩摩守忠度朝臣、參河守知度朝臣ニ仰セ下サレ、頼朝并ビニ與力ノ輩、追討ノ宣旨ヲ給ハリケレバ、太政入道大ニ悦ビ、同月廿九日、吉日ナリトテ、頼朝征伐ノ官兵



等ノ首途アリ。追討使官府ヲ帶シテ、福原ノ新都ヲ立ツ。大將軍小松少將惟盛朝臣ハ、大相國ノ嫡孫、内府重盛ノ一男ナレバ、平家嫡々ノ正統ナリ。薩摩守忠度朝臣ハ、入道ノ舍弟ニテ、文武兼備ノ良將ト聞コエ。三河守知度朝臣ハ、入道ノ乙子ナリ。侍ニハ上總介忠清ヲ始メトシテ、總軍五萬餘騎。中ニモ長井ノ齋藤別當實盛ハ、東國ノ案内者トシテ、先陣ヲ給ハリケル。總大將惟盛朝臣ノ出立ハ、赤地ノ錦ノ直垂ニ、萌黃威ノ鎧、花ヤカニ着下シ、連錢葦毛ノ太ク逞シキ馬ニ、鑄懸地ノ金覆輪ノ鞍置イテゾ乗ツタリケル。生年二十二歳、容顏美麗、衆人ニスグレ、畫カントシテ筆モ及バズ。其外ノ面々モ、鎧、兜、弓、矢、馬、鞍、美ヲ盡シ、思ヒ思ヒニ出立チ、アタリモ輝クバカリナリ。廿九日福原ノ新都ヲ立チ、其日ハ昆陽野ニ宿ス。晦日ハ故京ニツキ、十月朔日二日ハ逗留ス。其ノ中薩摩守忠度ノ許ヘ、相知リケル女房ノ小袖ヲ一重贈ルトテ、一首ノ歌ヲ添ヘタリケル。

東路ノ草葉ヲ分クル袖ヨリモ立タヌ袂ニ露ゾコボルル忠度ノカヘシニ、

別レ路ヲナニ歎クラン越エテ行ク關ヲ昔ノ跡ト思ヘバ此歌ハ、先祖貞盛、將門追討ノ大將軍ニ撰マレ、東國ニ下リシ事ヲ、思ヒ出ダシテヨメルトナリ。

顯曰ク、此ノ忠度朝臣ノ歌ニヨリテモ、源君ノ御先祖八幡殿ヲ思ヒ出デ、源ハオナジナガレゾ石清水ト、ヨミ給フ

事ヲ思フベシ。

十月三日。故京ヲ立チ、其ノ日ハ近江國、野路ノ宿ニ着ク。夫レヨリ十三日ヲ經テ、十月十六日駿河國ニ着キ、清見ヶ關マデ攻メ下リケレドモ、國々ノ軍兵等イカニ思ヒケン、從ヒツカントスル者ナシ。

時政宗遠使ニ甲州、

却ツテ説ク、北條四郎時政ハ、使節ヲ承リ、去ル九月八日、安房國勝山ナル安西三郎景益ガ館ヲ立チ、甲斐國ニ進發シ、彼ノ國ノ源氏等ヲ相伴ヒ、信濃國ニ到リ、歸伏ノ輩ハ悉ク相具シ、違背ノ輩ハ誅戮スベキヨシナリケル。爰ニ又甲斐源氏武田太郎信義、一條二郎忠頼以下、石橋山ノ合戦ヲキキ、佐殿ヲ尋ネ奉ランタメ、駿河國ニ到ラントス。然ルニ平家ノ與人等、信濃ノ國ヨリ襲ハントスルノ間、先ヅ彼國ニ發向シ、諏訪兩社ノ告ゲニヨツテ、平家ノ與人菅ノ冠者ガ籠モリタル大田切ノ城ニ推シヨセタリ。冠者コレヲキキ、戰ハザル先ニ館ニ火ヲカケ、自殺シケル間、先ヅ田園ヲ諏訪兩社ニヨセ、追ツテ事ノヨシヲ佐殿ニ申シ上ゲベシトテ、甲斐國ニ歸リ、九月十五日、逸見山ニ宿シケル。則チ其ノ夜北條時政、安房國ヨリ此處ニ到着シ、嚴命ノ趣ヲ述べラレケル。同廿日、土屋三郎宗遠ヲ御使トシテ、重ネテ甲斐國ノ武田太郎信義ガ許ニ遣ハサレ、既ニ安房、上總、下總三ヶ國ノ軍士等、悉ク召シ從フノ間、一條二郎忠頼等ト示シ合セ、北條ガ命ヲ守リ、

上野、下野、武藏等ノ精兵ヲ相具シ、駿河國ニ到リ、平家ノ發向ヲ相待ツベシトノ事ナリシガ、北條始メ甲斐源氏等、逸見山ヲ立チ、同廿四日、石樂トイフ處ニ宿シケル。其ノ夜子ノ刻バカリニ、土屋三郎宗遠モ亦此處ニ到リ、嚴命ヲ述べタリケレバ、北條、武田、一條、以下評議ヲコラシ、駿河ノ國ヘ發向ノ用意、頻リナリ。

常胤奉命攻伊北城

十月朔日、佐殿ハ、鷲沼ノ御旗館ニ在シケルニ、石橋山ニテ離散ノ輩悉ク集マリ、御悅ビ限リナシ。爰ニ安房國、故長狹六郎常伴ガ外甥ニ、上總ノ國ノ住人、伊西ノ新介常景ノ男、伊北ノ庄司常仲トイフモノアリ。常伴討タルノ後、深ク憤リ、佐殿ヲ討チ奉リ、平家ノタメニ、大功ヲ遂ゲント計ルヨシ聞コエケレバ、佐殿ハ、千葉介常胤ニ命ジ給ヒ、軍勢ヲ上總ノ國伊北ニ遣ハシ、庄司常仲ヲ速ニ討ツテ進ラズベキヨシ、常胤コレヲ承リ、十月三日、子息太郎胤正ヲ大將トシテ、二郎師常、三郎胤成、四郎胤信、五郎胤道、六郎胤頼等、其勢都合三百餘騎、庄司常伴ガ伊北ノ館ニ推シヨセ、散々ニ攻メタリケル。千葉ノ一黨勇氣烈烈トシテ精忠面ニアフレ、射レドモ引カズ、突ケドモ退カズ、常伴ガ多勢盡ク討タレ、既ニ總崩レニ成ツタリケル。其中ヨリ返シ合セ、身ノ丈七尺餘リニシテ、面貌恰モ魔王ノ如キ一人ノ勇士、千葉勢ヲナギ立テナギ立テ、縱横無盡ニ戦ヒケル。諸人誰ナルカヲ知

ラズ。其ノ勢斷然トシテ當リガタク、詮ナク左右ニ靡キケル。太郎胤正是ヲ見テ、モノモノシヤ、彼何程ノ事アラント、面モ振ラズ、打ツテカカリケレバ、引キ續イテ、六郎大夫胤頼、師常、胤成、胤信等、四面ヨリアマサジト取巻イタリ。彼勇士、カナハジトヤ思ヒケン、一方ヲ無二無三ニ打破リ、行方知ラズナリニケリ。

或曰ク、コレ長狹六郎常伴ガ郎等、左中太常澄ナラント。然レドモ未ダ其ノ實否ヲシラズ。考フベシ。

カカリケレバ、庄司常仲モ、亂軍ノ中ニ切ツテ出デ、火花ヲ散ラシ戦ヒケルガ、終ニ千葉太郎胤正ガタメニ討タレタリ。黨類悉ク落失セケレバ、千葉勢下總ニ歸リケリ。

由廣常謀略進軍勢

佐殿ニ從ヒ奉ル軍勢ヲ算フルニ、既ニ一萬七千餘騎ナリ。甲斐源氏并ビニ常陸、下野、上野等ノ軍兵、都ベテ五萬ニ及ブベシトノ事ナリケル。然ルニ江戸太郎重長、武藏ノ棟梁トシテ、大庭三郎景親ガ下知ニ從ヒ、今ニ於イテ降參セザルノ間、中四郎惟重ヲ以テ、葛西三郎清重ニ命ジ、重長ヲ追討スベキヨシ風聞ス。江戸太郎重長、河越太郎重頼等、此事ヲキキ、大ニ驚キ、一族ヲ引率シ、十月四日佐殿ノ隅田川原ノ陣所ニ來リ、幕下ニ加ハリタキヨシ願ヒケル。佐殿御聞キアツテ、彼等ハ衣笠ノ城ニテ、味方ヲ多ク討チシモノナリ。降參ノ躰、尤モ不審アリ。大庭畠山ニ同意シテ、ウシロ矢ヲ射ツ



ベキ謀ニヤト、ノタマヒケレバ江戸太郎色ヲ失ヒ、重長申ス處、全ク以テ僞リナラザルヨシ、頻リニ歎ケルニヨツテ、千葉介常胤不便ニ存ジ、御前ヲナダメ、暫ク陣中ニサシ置キケリ。佐殿、上總介廣常ヲ召シ出ダシ、宣ヒケルハ、頼朝此處ニ、今一兩日逗留シ、上野下野ノ勢ヲ催シ、川ノ淺瀬ヲ渡ツテ、打チノボラン事イカガアルベキト廣常長マリ、仰セニハ候ヘドモ、其ノ儀然ルベカラズ、其ノ故ハ、小松少將惟盛平家ノ大將軍トシテ、侍ニハ上總介忠清數萬騎ヲ率シ、殊ニ齋藤別當實盛、東國ノ案内トシテ下向ノヨシ承ル。此處ニ日ヲ重ネ給ハバ、武藏相模ノ勇士等、大庭畠山ガ下知ニ從ヒ、平家ノ方ヘ參ルベシ。サレバ急ギ此ノ川ヲ渡シ、足柄ヲウシロニアテ、富士川ヲ前ニ請ケ、陣ヲ取り給ハバ、武藏相模ノ勇士等ハ、必ズ御味方ニ參ルベシ。上野下野ノ輩モ、追々ニ加ハリ候ハン、此國々ノ軍兵等、參上スル程ナラバ、四方ノ逆賊ハ、御掌ノ中ニアリト、申上ゲケレバ、此ノ儀尤モ然ルベシトテ、江戸ノ太郎ニ仰セテ、隅田川ニ浮橋ヲ渡スベシト下知セラル。重長ハ千葉介ガ情ニヨツテ、陣中ニ居タリシガ、此ノ仰セヲ蒙リ、大ニ悦ビ、在家ヲコボチ、浮橋トナシ、軍兵コレヨリ打渡ツテ、武藏國豊島ノカミ瀧野川松橋トイフ處ニ陣ヲ取ル。此ノ江戸太郎重長ハ、三浦大介義明ヲ討ツタリケルモノナレバ、佐殿ノ功臣三浦別當義澄、和田小太郎義盛以下ノ一黨ニ向ツテ、江戸太郎ハ亡父ノ敵ナリトイヘ

ドモ、有勢ノ者ヲ用ヒザレバ、大功ハナシガタシ、頼朝ニ精忠ヲ存ズルモノハ、憤リヲ發スベカラズト、クレグレモ教訓シ給ヒケル。三浦ノ一黨精忠面ニアフレ、家ヲ忘レ身ヲ忘ルノ輩ナリケレバ、聊カモ異心ヲ存ゼザルノ由、御請ケ申上ゲ、然ル後ハ、相互ニ座ヲ交ヘ、平家追討ノ評定ノ外他事ナカリケリ。軍勢日ヲ追ツテ參リケレバ、既ニ十萬餘騎ニゾ及ビケル。カ、リケレバ、八ヶ國ノ大名小名、白旗風ニ吹キ靡カセ、馳セ集マル事雲霞ノ如シ。

第十卷ノ奥付左ノ如シ

- 天保十一庚子年新刻
- 房州天津城戸町
- 日高鈴木祿右衛門知義藏版
- 顯齋著書
- 算術雜記 二冊 各近刻
- 韻學雜記 一冊
- 越路のしをり 一冊

蓮祖舊跡志

蓮祖夙抱大道利生之志。專唱華經。至今其宗徒盛于天下矣。當時誹謗之者。千百不啻也。故遭厄也。刀刃創面。土窟擒身。流謫決罪。然能遂其志者。所謂吾儒與厄窮不憫者何異哉。江顯齋即見於斯。著舊蹟志若干編。記載著實。考據明詳。手此卷。過其地。往事在目前。茲以足識蓮祖不惜身命之功德矣。

安政丙辰佛生後一日 楓 江 嶺 田 宣 識  
董齋正祐 書

例言

一 此篇或人ノ勸メニヨリテ輯録スル所ナリ。然レドモ予内典不學ナルニヨリ、コレヲ慊トセズ。只當時ノ史籍諸家ノ記録等ニヨリ、其年月事實ヲ詳悉セント欲スルノミ。元ヨリ高祖ノ大徳ハ、天下ノ人遍ク知ル所ナレバ、今新ニコレヲ主張セズ。所謂美玉ヲ捨テテ匱ヲ取ランコトヲ恐レテナリ。

一卷中靈場ノ次叙ハ、年歴ニヨリテコレヲ記ス。寺格ト地

方トニ拘ハラズ。且巡拜ノ路程ハ、卷首ニ出シテ信男女ノ勞ヲ省ク。  
一卷中スベテ安房一國ノ靈場ヲ記載ス。他邦ノ部ハ追出ラ俟ツベシ。  
弘化二乙巳年六月 堀江是顯 識

目次

- 小湊山誕生寺
- 千光山清澄寺
- 成就山妙福寺
- 妙日山妙蓮寺
- 小湊山重出
- 男金古墳向師靈場
- 小松原山鏡忍寺
- 袈裟山掛松寺
- 洗創井
- 岩高山日蓮寺
- 高祖靈場巡拜路程



蓮祖舊跡志

安房 堀江是顯 謹撰

小湊山誕生寺

小湊山ヨリ妙蓮寺へ五町零八間餘  
妙蓮寺ヨリ市ヶ坂日蓮寺へ十四町零一間  
日蓮寺ヨリ清澄寺へ二里二十町零二十六間  
清澄寺ヨリ濱荻洗創井へ一里十九町五十六間餘  
洗創井ヨリ東條掛松寺へ十七町十七間  
掛松寺ヨリ小松原山へ十町零々五間餘  
小松原山ヨリ男金古墳へ十四町四十四間餘  
男金古墳ヨリ平郡南無谷妙福寺へ七里餘  
以上妙福寺ノ外ハ長狹一郡ニ在リ小湊山ヨリ男金古墳ニ至ツテ五里二十九町餘アリ

江戸ヨリ路程

行徳 江戸ヨリ陸道四里  
馬加 船橋へ二里  
馬加 船橋見川へ十八町  
登戸 會我野へ十八町  
濱野 八幡へ一里  
五井 八町  
奈良輪 木更津へ二里  
鹿野山 關へ二里  
金東 房州長狹郡ナリ  
和泉村 男金古墳へ三里餘  
（編者曰、此ノ次ニ高祖靈場略圖ト御實名之）  
（歸納圖トアレド印刷上ノ都合ニテ削除セリ）

謹ンデ鑑ムルニ、天朝法華宗門ノ高祖日蓮大菩薩ハ、安房國長狹郡東條郷市川村小湊ニ降誕シ給フ。時ニ人皇八十五代後堀河院貞應元年壬午二月十六日辰ノ刻ナリ。御父貫名次郎重忠、御母清原氏其先祖ハ遠州ノ人、大織冠鎌足公十八代ノ孫、四郎藤原政直初メテ山名郡貫名（東海道掛川、西南ニアリ）ニ住シ、氏ヲ貫名ト稱ス。其子同四郎行直、其子同五郎重實、其子同次郎重忠、則チ高祖ノ御父ナリ。五子アリ、長男貫名藤太重政、次男某早世、三男同仲三郎重仲、四男藥王丸、後ニ高祖日蓮大菩薩ト稱シ奉ル。五男同藤平重友其ノ子孫上總國ニアリ。藤平ヲ以テ氏トス。爰ニ人皇八十三代土御門院ノ御宇、鎌倉征夷大將軍源實朝公（于時從五位下）ノ時ニ當タリ、執權北條遠江守平時政鎌倉創業ノ功臣タルニヨリ、威勢日ニ強ク、天下ノ政道心ノ儘ナリケレバ、イツトナク諸侯ヲ侮リ、將軍ヲ蔑ニス。京都ノ守護武藏守源朝雅モ、時政ガ當腹ノ愛婿タルニヨツテ、權威肩ヲナラブル者ナシ。頗ル傍若無人ナリケレバ、上下盡クコレヲ惡ム。時政老耄ノ餘リ、後妻牧ノ方ノ甘言ニ

惑ヒ、牝雞ヤヤモスレバ晨ヲ告グ。時ニ時政六十七歳、元久元年二月平家ノ殘黨雅樂助維基ガ子息三浦雅樂助平盛時、謀叛ヲ企テ、伊賀國六箇山ニ城郭ヲ構ヘ、中宮長司度光ガ子息進士三郎平基度ハ伊勢國ニ起リ、朝明郡富田ノ城ニ籠モル。一族從類諸國ヨリ雲霞ノ如クニ競ヒ集マル。兩國ノ守護山ノ内首藤刑部承經俊、子細ヲ將ネントスル所ニ、左右ナク合戦ヲ企ツル。經俊無勢ニシテ敵シガタク、館ヲ捨テテ逃ゲ出デタリ。一揆コレニ力ヲ得テ、兩國ヲ伐リ靡ケ、伊勢國日永、若松、南村、高角、關、小野ノ六ヶ所ニ城郭ヲ構ヘ、中ニモ張本若菜五郎某ハ、關小野ノ城ヲ固メ、鈴鹿ノ關、八峰山ノ道路ヲ塞グ。仍テ京都鎌倉ノ通行自由ヲ得ズ。一揆ハ隣國ニ打ツテ出ントス。其騷動夥ク、三月十日鎌倉ヨリ飛脚ヲ以ツテ、五畿内ノ御家人ヲ集メ、彼ノ兩國ニ發向スベキノ由、武藏守朝雅ガ許ニ申シ送ル。朝雅即チ五畿内ノ兵ヲ催シ、三月二十三日都ヲ發シ、近江國土山ニ到ル所ニ、一揆鈴鹿ノ難處ヲ塞ギ、人馬進ム事アタハズ。止ム事ヲ得ズ引返シ、美濃國ヲ經テ、同二十七日伊勢國ニ攻メ入り、總軍心ヲ一ニシ、計議ヲ定メ、四月十日三郎基度ガ富田ノ城ニ押シ寄せ、無二無三ニ進ムトイヘドモ、其度手痛ク防ギ戦ヒ、時ヲ移シテ勝敗ナシ。大將朝雅勇氣ヲ勵マシ、翌十一日ニ至リ、息ヲモツガズ攻メタリケルニ、一揆ノ運ヤ盡キタリケン、軍負色ニ見エタリケル。其ノ時進士三郎基度、舍弟松本三郎盛光、同四郎

某、同九郎某等面モ振ラズ伐ツテ出デ、火花ヲ散ラン戦ヒシガ、素ヨリ烏合ノ勢ナレバ、下知法令モ行届カズ、散々ニ成ツテ逃ゲ走ル。基度盛光兄弟モ亂軍ノ中ニ討レタリ。大將朝雅勢ヒニ乗ジ、一揆二百餘人ヲ討チ取り、勝鬨ヲアゲテ引キ退ク、明クレバ十二日、安濃郡ニオイテ、岡ノ八郎貞重父子ヲ始メトシテ、伴類八十餘人ヲ討チトリ、軍勢一同ニ勇ミ立ち、多氣ノ郡ニ押シ入り、庄田三郎佐房、嫡子同師持ト相戦フ。佐房師持身命ヲ忘レテ防ギケレドモ、勝チホコツタル京勢ニ當タリガタク、遂ニ父子トモニ討チ取ラレ、河田刑部太夫ハ生捕ラル。サシモノ伊勢平氏三日ヲ出デズシテ亡ビニケレバ、朝雅勢破竹ノ如ク、同二十九日伊賀國六箇山ノ城ニ押シ寄せ、三浦雅樂助盛時ヲ攻メタリケルニ、城固クシテ落ちズ。サレドモ寄手大勢ナレバ更ニコレヲ事トモセズ、入レ代ヘ入レ代ヘ攻メ戦フ。盛時父子モ嚴シクササヘ、月ヲ越エテ五月ニ至ル（元久元年四月ハ小ノ月ナリ、ヨツテ朝雅伊賀ノ國ニ發向ノ翌日ハ五月ナリ）朝雅マスマス武勇ヲ勵マシ、生死ヲ知ラズ戦ヒケレバ、盛時遂ニ利ヲ失ヒ、散々ニ成ツテ敗北ス。然ルニ一揆ノ張本若菜五郎某、猶伊勢國關小野ニ在ツテ、殘兵ヲ集ムルノ由風聞ス。朝雅即チ關小野ノ兩城ヲ攻ムルトイヘドモ、若菜五郎ハ萬夫不當ノ勇士ナリケレバ、攻メアゲンデ見エケル所ニ、一旦平氏ノ猛威ニ怖レ逐電シタル山ノ内首藤刑部承經俊、同瀧口六郎某、經俊ガ一子持壽丸等、寄せ手ノ陣ニ來リ加ハリケレバ、大將



朝雅コレニ氣ヲ得テ、アラ手ヲ入レ代ヘ馬煙ヲ立テテ相戰フ。ココニオイテ若菜五郎ヲ始メトシテ、一揆盡ク討死ス。武藏守朝雅ガ武勇ニ仍ツテ、兩國忽チニ鎮マリケレバ、恩賞トシテ、經俊ガ職ヲ改メ、朝雅ヲ伊勢國ノ守護職トシ、一揆ノ私領シタル水田ヲタマハリケリ。其ノ頃禁中北面ノ武士ニ、小林民部藤原實信ト云モノアリ。高祖ノ御父貫名次郎重忠トハ、親シキ縁者ナリケルガ、京都ノ守護武藏守朝雅ガ、日頃ノ無禮ヲ惡ミ、伊勢平氏ニ心ヲ寄セ、朝雅ガ命ニシタガハズ。貫名次郎重忠モ北條遠江守時政ガ政道ノ私アルヲ憎ミ、共ニ伊勢平氏ノ一揆ニクミシ、北條家ニ弓ヲ引カントス。然ルニ朝雅勇氣逞シク、伊勢平氏ヲ一戰ニ攻メ敗ルノ後、小林民部實信、貫名次郎重忠、一揆ニ同意シタル事露レ、實信ハ上總國藻原ニ移サレ、重忠ハ安房國小湊ニ流サル。カクテ高祖ノ御父母小湊ニ移リ給ヒテ後、御母常ニ旭日ヲ拜シテ怠ラズ。或夜ノ夢ニ日輪蓮花ノ上ニ在シ、胎内ニ入り給フト見テ、身ゴモリ高祖ヲ産ミ給フ。其頃海中ニ青キ蓮花ヲ生ジ、又其ノ日庭前ニ自ラ清水涌キ出ツ。高祖生マレ給ヒテ、御容貌凡ナラズ。御父母コレヲ愛シ、善日丸ト名ヅケ給フ。高祖御年五十五ニアタリ、建治二年八月十三日、上總國奥津ノ人、佐久間兵庫藤原重貞ノ三男、幼名竹壽丸後ニ中老日家上人、高祖御誕生ノ地ニ精舎ヲ營ム。今ノ小湊山誕生寺コレナリ。

紀年録ニ、建仁三年五月七日、重忠房州ニ謫セラル。又親族ト所部ヲ争フ故ナリトアリ。此ノ説誤レリ。建仁三年ハ伊勢平氏一亂ノ前年ナリ。平氏ノ亂ニヨツテ流サレ給ヒシ事ハ、朝師ノ御説ニ出デタリ。信ズベシ。

千光山清澄寺

高祖御年十二、人皇八十六代四條院天福元年五月十二日、千光山ニ登リ、文字ヲ法印道善ニ學ビ給フ。御名ヲ藥王丸ト改ム。清澄寺本尊虚空藏菩薩ハ、和朝三尊ノ隨一ニシテ、人皇四十九代光仁天皇寶龜二年、不思議法師草創、五十四代仁明天皇承和三年、慈覺大師中興ノ地、衆人ノ知ル所ナレバ今爰ニ略ス。高祖御年十八、延應元年十月八日御髮ヲオロン給フ。即チ道善師ヨリ號ヲ是性、御實名ハ蓮長ト給ハル。後ニ自ラ日蓮ト改メ給フ。學問日夜怠リ給ハズ。且ツ諸宗ノ學ヲ極メン事ヲ欲シ、則チ本尊虚空藏菩薩ニ祈リ給フニ、行滿ツル晨、夢トモナク現トモナク、其ノ様氣高キ老僧忽然ト現レ、汝ガ日頃祈リツル智恵ヲ只今與フルナリト、本尊ノ如意寶珠ヲ手ニサ、ゲ、高祖ニ與ヘ給フニ、左ノ御袖ニ入ルト覺エテ、其ノ靈應ヲ感ジ給フ。サテコソ南都、北嶺、東寺、高野、諸宗ノ深淵ヲ極メントシテ、高祖御年二十一、仁治三年清澄ヲ發シ、先ヅ鎌倉ニ往キ、叡山ニ到リ、泉涌寺、三井寺、南都七大寺、紀州高野山、攝州天王寺等ニ遊學シ、聖德

鬼簿ヲ見タリシニ、寶昌寺殿道悟景信大禪門、正應四年八月二十三日東條左衛門尉源景信トアリ。然レバ平家ニテハナカルベシ。青蓮房ノ檀越某、高祖ヲ憎ミ、彌陀開堂ノ席ニ請ジテ害セントスルニ、タマタマ救フモノアリテ、マヌガレ給フト諸書ニ見エタレドモ、今其地分明ナラズ。疑フラクハ、清澄寺撰出以前東條ナル今ノ寶昌寺彌陀堂ニ招カル、所カ。

成就山妙福寺

高祖御年三十二、建長五年四月長狹郡千光山清澄寺ヲ撰出セラル。鎌倉ニ到ラントシテ、同五月平北郡南無谷ノ泉澤太郎ノ家ニ宿シ給ヒ、順風ヲ得テ舟ヲ泛ベ、相州米ガ濱ニ渡リ給フ。泉澤太郎、弟ハ二郎三郎トイフ。高祖兩人ノ母ニ妙福ノ法號ヲ與フ。後ニ法華堂ヲ建テ、法號ヲ以テ寺號トス。則チ今ノ妙福寺ナリ。(編者曰、原本ハ本書ヲ二卷ニ分チ、此ノ條マデ之ヲ分)

妙日山妙蓮寺

高祖御年三十七、正嘉二年正月ヨリ駿州岩本實相寺ニ在リ。御父貫名次郎重忠、二月十四日逝去、高祖其計ヲ御聞アツテ、御愁傷限リナシ。高祖御年四十六、人皇八十九代龜山院文永四年八月十五日、御母逝去、高祖又其ノ御訃ヲ聞キ給フ

太子御廟、男山八幡宮ヲ拜シ、御年三十、建長三年藤原爲家卿ニ見エテ、和歌ノ秘傳ヲ受ケ、書ヲ學ビ給ヒ、夫ヨリ東寺ニ遊ビ、佐女牛八幡宮ヲ拜シ、御年三十一、建長四年再ビ叡山ニ入り、御年三十二、建長五年ノ春伊勢天照宮ヲ拜シ、間ノ山淨明寺ニ宿シ、妙見菩薩ノ示現ヲ感ジ、夫ヨリ遙ニ安房國清澄寺ニ歸リ、四月二十二日寺ノ傍ノ室ニ入り、同二十八日室ヲ出デ、旭日ニ向ヒ奉リ、法華ノ題目南無妙法蓮華經ノ七字ヲ唱ヘ給フ。實ニ宗旨御建立、本化弘法ノ權輿タリ。時ニ人皇八十八代後深草院建長五年四月二十八日ノ朝ナリ。此日衆ヲ會シ、末法ノ今修行スベキモノハ、唯ダ法華ノ題目ノミ。且ツ四格言ヲ以テ衆ニ説ク。縞素コレヲ聞イテ驚キ且ツ怒ル。領主東條左衛門尉源景信、道善師ト謀リ、高祖ヲ撰出ス。此ノ時淨顯義淨ノ兩僧、舊交ヲ忘レズ、高祖ヲ護リ花房ノ青蓮房ニ送り宿ラシム。

紀年録ニ、間ノ山淨明寺ハ、天台宗ニシテ、度會郡ニ在リ。寺ノ傍ニ石アリ。高祖親書ノ經題ヲ刻ムト載セ、且又高祖光明題目ヲ石面ニ手書シ給フ所ノ圖アリ。然レドモ勢州御遊歴ハ開宗以前ノ事ニシテ、建長五年四月二十八日ノ朝、日輪光明殊ニ赫耀タルヲ望拜アツテ、直ニ御筆ヲ模シ、題目ノ字ヲ書シ給フ。俗ニ云メナリ事ハ化導記ニ見ユ。紀年録コレニ合セズ。又同書ニ邑主平景信トアリ。コレ亦誤レリ。予東條氏ノ



テ、哀傷殊ニ甚シ私ニイハク此時在シ。父母ノ御法名ハ、日蓮ノ二字ヲ以テ、御父ヲ妙日尊靈、御母ヲ妙蓮尊靈ト稱シ、則チ高祖ノ贈リ給フ所ナリ。冢上ニ古梅樹アリ。高祖自ラ栽エ置キ給フトイフ。法孫日靜上人、傍ニ一字ヲ建ツ。即チ今ノ妙日山妙蓮寺ナリ。

小湊山誕生寺 重出

高祖御年四十三、人皇八十九代龜山院文永元年十月三日、安房國小湊ニ歸リ、御父ノ墓ニ詣テ、御母ニ見エ、別離ノ情ヲ述ベ、御心ヲ慰メ給フ。御母ノ喜悅限リナカリシガ、御年スデニ八十ニ及ビ給フ御身ナレバ、老病暴カニ迫リ、御息ニ絶エサセ給フ。高祖悲歎ノアマリ、人ヲ山野ニツカハシ、華ヲ折リ水ヲ汲ミ、道場ヲ營ミ、讀經念誦シ給フ所ニ、速ニ蘇生シ氣力モトノ如ク、壽ヲ延ブルコト四年、則チ前ニ出スガ如ク文永四年八月十五日ニ至リ給フ。此事スデニ近國ニ隱レナシ。仍ツテ上總國藻原ナル小林民部實信ノ孫某、來ツテ改宗ス。後ニ六老ノ一タル安立院日向上人コレナリ。其ノ傳ハ男金古墳ノ條ニ至ツテイフベシ。同月花房青蓮房ニ入り、清澄寺道善師來訪アリ。高祖ニ對シ問答數刻ニシテ其說ニ服シ給フ。

紀年録ニ、安立院向師改宗ヲ祝髮トシ、四ノ卷七葉ノ裏ニ、有髮ノ像ニ畫キ、清澄寺道善師御問答ノ後ニ出

ダス。誤レリトイフベシ。委クハ六老僧御傳ニ見エタリ。又上總國奥津ノ佐久間兵庫重貞、法華堂ヲ修シ、高祖ヲ招請シ、數日說法聽聞スルノ條ヲ、文永二年トス。然レドモ、佐久間重貞高祖ノ御母蘇生ノ事ヲ感ジ、文永元年十月十五日高祖ヲ迎へ、說法聽聞スルコト、其月二十四日ニ至ルト、妙覺寺記ニ出ヅルヲ以ツテ證トスベシ。然レバ東條御難ノ前ニイフベシ。

男金古墳 向師靈場

六老第四問答、第一、身延山第二世藻原妙光寺開山民部阿闍梨安立院日向上人ハ、安房ノ國長狹郡男金村ノ人、祖父ハ高祖ノ御父貫名次郎重忠ノ緣者小林民部實信、父ハ男金藤三郎藤原實長ナリ。前條ニ出デタル元久伊勢平氏ノ亂ニ、北條遠江守時政ガ計ラヒトシテ、父子上總國藻原ニウツサレ、領主齋藤遠江守藤原兼綱ニアツケラル。然ルニ時政漸々ニ威ヲ振ルヒ、後妻牧ノ方ガ讒言ニヨツテ、元久二年六月二十二日、忠義金鐵ノ如キ畠山次郎重忠父子ヲ亡ボシ、同閏七月十九日將軍實朝卿ヲ害シ奉ラントス。其婿武藏守源朝雅ヲ取立テ將軍タラシメント、牧ノ方ガ進ムルニヨツテナリ。姦謀忽チ露顯シ、長沼五郎宗政以下將軍ヲ守護シ奉ル。時政詮方ナク、同日丑ノ刻ニ落髮シ、牧ノ方ト共ニ伊豆國北條ヘ逃ゲ下リ、建保三年正月伊豆ノ國ニテ死ス。時政蟄居ノ後ハ、北條家ノ怒リモイツトナク散ジケルニヤ、流人小林民部實信ノ息ハ、

貫名重忠所縁ニヨツテ安房ノ國ニウツリ、男金村ニ住ス。土人男金殿ト稱スルヲ以ツテ、後男金藤三郎藤原實長トイフ。建長五年二月十六日一子ヲマウク。祖父ノ名ニヨツテ民部ト稱ス。後ニ日向上人ナリ。容貌美シク、才智勝レ、好ンデ儒書ヲ學ビ、幼クシテ論孟ヲ明カニス。民部十歳、弘長二年大病ニ犯サレ、存命不定ニ見エタリケレバ、父母大ニ驚キ、清澄寺虚空藏菩薩ヲ祈リ奉リ、本復ノ上ハ、速ニ剃髮出家ナサシメント誓ヒケルニ、病ヲチ所ニ癒エタリ。爰ニ比叡山高乘院主、上總ノ國ニ下リ居ケルガ、實信在京ノ時ノ舊交ナリケレバ、實長ノ許ニ來リ、夫婦ニ懇望シテ民部ヲ弟子トナシ、上總ノ國ニ具シタリケルガ、文永元年高祖ノ御母蘇生ノ事、近國ニ隱レナカリケレバ、實長聞イテ、彼ノ日蓮法師トハ、我父ノ緣者貫名次郎重忠ノ四男善日丸ガ事ナルベシ。我所縁アリトイヘドモ、民部ガ剃髮ノ頃ハ、伊豆ノ國伊東ニ在リ、此度歸ヘリ來タルコソ幸ヒナリ。日蓮法師ニ對面セント、小湊ニ到ル。高祖モ禮讓ヲ盡シテ御對面アリ。時ニ實長イハク、我ニ一人ノ男子アリ。出家ニシテ他ニ在リ。其ノ師ノ德貴僧ニ比スレバ九牛ガ一毛ナルベシ。此ノ上ハ兎モ角モ貴僧ノ御弟子トナシ給ハルベシト約シ、先師ノ暇ヲ乞ハシメ、小湊ニ同道シタリケル。高祖其ノ御容貌ヲ御覽アルニ、聞一智十ノ才力眼中ニ顯ハレシカバ、殊ニ御悅ビアリ。吉日ヲ擇ラミ改宗受法ノ式ヲ調へ、御名ヲ日向トタマハル。時ニ文永元

年十月向師十二歳ニナリ給フ。然ルニ、其年思ハズモ東條ノ御難アリ。高祖當國ヲ去リ給フ。御跡ニ殘リ妙蓮尼公ノ側ニテ、御介抱ナシ給フコト、高祖ニ劣リ給ハズ。其ノ隙ニハ日朗師ノ講説ヲ聽聞アリ。文永四年八月十五日尼公逝去ノ後、高祖ノ御跡ヲシタヒ、富木五郎胤繼ガ下總八幡ノ館ニ到ル。佐渡御難ノ時モ、御跡ヨリ到ル。身延山ニテハ御側ニ在リ、高祖ノ御講説ヲ承ルゴトニ、一々ニ筆記シ給フ。今一宗ノ重寶タル日向記ハコレナリ。人皇九十代後宇多院建治二年三月十六日、清澄寺道善師遷化アリ。高祖報恩抄ヲツヅリ、同七月御名代トシテ向師ヲ清澄寺ニツカハサレ、道善師ノ御墓前ニテ讀マシメ給フ。此ノ時向師一石一字ノ石經ヲ書寫シ、道善師ノ菩提ヲ弔ヒ奉ル。今清澄寺ノ經塚トイフハ是ナリ。向師三十歳、弘安五年十月八日六老ノ第四トナリ、高祖滅後、同年諸公ト共ニ高祖ノ遺文ヲ集ム。上總國藻原ノ領主齋藤遠江守兼綱、其地ニ一字ヲ建立シ、向師ヲ迎ヘテ開堂ス。則チ今ノ常在山妙光寺是ナリ。其ノ後人皇九十一代伏見院正應元年十月、高祖御七回忌ニ當タリ、六老僧殘ラズ身延山ニ集マリ給フ時、地頭波木井氏ノ懇望ニヨリ、日昭日期兩師ノ命ヲ請ケ、向師身延山第二世トナリ、御住職二十七年ニシテ、三位公日進師ニ御讓リアリ、上總國法華谷ノ草堂ニ閑居シ、人皇九十四代花園院正和三年九月三日世壽六十二法臘改宗後五十一ニシテ遷化シ給フ。父男金藤三郎藤原實長、人皇九十一



代伏見院永仁四年九月三日逝去、法號妙信尊靈、其妻佐久間氏、九十二代後伏見院正安三年四月三日逝去、法號妙向尊靈ト稱ス。古碑今ニ至ツテ男金ノ古墳ニ存セリ。

或記ニ、向師ヲ小林民部實信ノ嫡男トシ、向師ノ俗稱ヲ藤三郎實長トシ、出家後改宗前ヲ民部卿トスルハ、誤リナルベシ。イカントナレバ、伊勢平氏ノ亂ハ、元久元年ナリ。向師誕生ハ建長五年ナリ。相去ルコト五十年、元久中實信武藏守朝雅ニ歸伏セザルヲ以ツテ考フレバ、幼年ニハアルベカラズ。其後五十年ヲ歴テ、嫡子ヲ儲クルコト、オボツカナシ。今男金ノ古碑ヲ見ルニ、向師父母ノ法號ヲ一石ニ刻ミ、俗名男金藤三郎トアリ。是レ實信ノ子ニシテ、向師ノ父ナルベシ。斯クアレバ、向師俗稱民部ニシテ、出家後ニモ民部阿闍梨ト稱セシナルベシ。男金ハ今長狹郡和泉村ノ内ニ在リ。又向師ヲ上總國藻原ノ人トスルハ、他邦ノ説傳聞ノ誤リナルコト知ルベシ。向師ハ男金ノ産ナルコト、磯村山ノ釋迦寺應永元年八月ノ舊記ニ出デタリ。釋迦寺ハ向師開堂ノ所ナレバ、證トスルニ足レリ。男金ノ子孫、今佐久間氏ト稱シ、和泉村ニ在リ。妙祐山長泉寺ノ檀越ナリ。

小松原山鏡忍寺

高祖御年四十三、人皇八十九代龜山院文永元年十一月、花房奉リ、後日法上人ニ仰セ、尊像ヲ彫刻ス。則チ今ニ在テ小松原山ノ靈寶タリ。東條景信鬼子母神ノ罰ヲ蒙ル事、諸書ニ見エタリ。爰ニ濱荻ノ住人北浦忠吾、同忠内、高祖ヲ具シ奉リ、後清澄ニ到ツテ別ル。工藤吉隆ノ臣淺倉宗吾、山唯喜内等、吉隆鏡忍房ノ死骸ヲ東條ノ地ニ葬ル。高祖吉隆ヲ改メテ御弟子トシ、妙隆院日玉上人ト號シ給フ。吉隆ノ一子高祖ノ御弟子トナリ、刑部阿闍梨長榮房日隆上人トイフ。人皇九十一代御宇多院弘安三年、日隆上人十七歳ノ時、身延山ニオイテ、高祖ノ命ヲ受ケ、安房國ニ歸リ、濱荻ノ北浦忠吾同忠内等ト志シテ同ウシテ鏡忍房討タレ給フ所ニ、一寺ヲ建立ス。今ノ小松原山鏡忍寺コレナリ。

紀年録東條御難ノ條ニ、東條左衛門尉ヲ平景信トイフ。然レドモ源家ナルコト前ニ述ブルガ如シ。又工藤小次郎行光ガ長男同吉隆、姓ハ平トアリ。是亦誤レリ。イカントナレバ、大織冠鎌足公十一代ノ孫、從五位下遠江權守藤原爲憲、始メテ工藤氏ト稱ス。爲憲七代ノ孫ヲ工藤庄司次郎藤原景光トイフ。富士野ノ御陣ニオイテ病死ス。其子工藤小次郎行光トイフ。藤原ノ姓ナルコト必セリ。行光長男ハ工藤次郎長光トイフ。二男工藤三郎吉隆、後ニ左近丞トイフ。則チ日玉上人ナリ。又或大家ノ記録ニ、工藤左近丞、將軍家ノ命ニヨツテ浦方防禦ノタメ、安房國ニ到リ、弘長四年ノ

青蓮房ニマシマシケルニ、天津城主工藤左近丞吉隆、其臣淺倉某ヲ以ツテ、高祖ヲ迎フ。同十一日申刻頃、領主東條左衛門尉景信ガ館ノ前ヲ過ギ給フ。景信素ヨリ淨土宗ヲ信ジ、擯出ノ後モ高祖ニ怨敵ノ懷ヒヲナシ、速ニ害シ奉ラントス。高祖御供ニハ、鏡忍房、淨圓房、乘觀房、左右十人許リ、敵ヲ防グ者ハ、僅ニ三四人ナルニ、伏兵蜂ノ如クニ起コリ、高祖ヲ十重二十重ニ取り圍ム。折リカラ劍光落日ニ輝キ、毒箭雨ノ如クニ來ル。進退谷マリ給フ所ニ、天津ノ城主工藤左近丞藤原吉隆、同左藤次藤原吉廣、其臣淺倉宗吾某、山唯喜内某ヲ始メ、郎從五十人計リ馳セ着キ、一方ヲ討チ敗リ、高祖ヲ助ケ奉ラント、死生ヲ知ラズ伐ツテ廻ル。景信ガ大勢、吉隆ガ勇氣烈タルニ當リガタク、四方ヘ颯ト引キ退ク。其ノ間ニ高祖圍ミヲマヌガレ出デ給フ。サレドモ寡キハ固ヨリ衆キニ敵シ難ク、吉隆亂軍ノ中ニ討死シ、鏡忍房モ討チ取ラレ、吉廣モ創ヲ受ク。東條左衛門尉源景信、勢ニ乘ジテ阿修羅王ノ荒レタル如ク、駿馬ニ鞭ヲ揚ゲテ乘リ出シ、高祖ト見ルヨリ伐ツテカ、ル。白刃電ノ如ク、御眉間ニ當ルト見エタリ。高祖ハ御珠數ヲ以テ、諸餘怨敵皆悉摧滅ト念ジ拂ヒ給ヘバ、御眉間僅ノ薄手ナリ。景信ニノ太刀ヲ振りアグル間モナク、忽チ落馬悶絶ス。東條藏人コレニ驚キ、景信ヲ介抱シ、士卒ヲ集メ、館ヲサシテ引キ退ゾク。高祖ハ虎口ヲノガレ給フ。此ノ時雲中赫々トシテ鬼形鬼子母神出現シ給フ。高祖ハ拜シ

冬、同國ニオイテ討死ストアリ。ヨツテ考フレバ、時ノ將軍宗尊親王ノ命ヲ受ケテ、安房國ニ到ルト見ユ。弘長四年ハ二月二十八日改元、則チ文永元年ナリ。吉隆ノ父行光、祖父景光ハ、共ニ右大將ノ忠臣ニシテ、治承四年八月二十五日石橋山ノ合戦ヲ聞キテ、父子甲斐國ヲ發シ、志太山ニオイテ、俣野五郎景久ニ出合ヒ、粉骨碎身シテ挑ミタ、カヒ、景久等ヲ追ヒ退ケ、勇猛四方ニ隠レナシ。吉隆君カ、ル英雄ノ子孫ナレバ、高祖ノ御身命ニ代ハリ給フコト勿論ナリ。

袈裟山掛松寺

高祖御年四十三、前條ニ出ヅル小松原御大難ニ、東條左衛門尉景信ガ、太刀御眉間ニアタリ、御面上ニ紅ヲ洒ギ給フ所ニ、濱荻ノ住人北浦忠吾同忠内、馳セ着キ、大ニ驚キ、傍ノ松ニ御袈裟ヲ掛ケ置キ、井ニテ御創ヲ洗ハセ奉ル。後ニ御袈裟ヲ掛ケ給フ所ノ靈木ヲ以テ、高祖ノ御影ヲ刻ミ、寺中ニ安置シ奉ル。即チ今ノ袈裟山掛松寺ナリ。

洗創井

高祖御年四十三、前條小松原ノ御大難ニ、御創ヲ洗ヒ給フトイフ古井、濱荻ト花房トニアリ。或智識ノ説ニ、小松原ヨリ、御創御養生ノ地岩高山ニ到リ給フニ、濱荻ハ順ニシテ、



花房ハ逆ナリト。予イヅレカ其ノ是非ヲ知ラズ。北浦忠吾同忠内ノ子孫數家アリ。光玉山多門寺ノ檀越タリ。洗創井多門寺ニ近カシ。工藤吉隆ノ裔今天津ニ在リ、城地ハ明星山日澄寺ノ境内ニアリ。城戸城崎等ノ地名今ニ至ツテ存セリ。

岩高山日蓮寺

高祖御年四十三、前條小松原ノ御大難ニ、濱荻ノ北浦忠吾同忠内、高祖ヲ清澄ニ送り奉ル。高祖夫レヨリ吉祥翁トイヘルモノニ誘引セラレテ、市ヶ坂ノ岩窟ニ到リ、翁ガ勸メニマカセ、藥草ヲ布イテ臥シ給フニ、遽然トシテ御苦痛ヲ忘レ、三日ニシテ痛ヲ出デ給フ時、柳ノ枝ヲ以ツテ筆ニカヘ、首題ヲ書シ、又此ノ岩窟ハ日蓮ガ住ム所ナリト記シ、末世ニ殘シ給フトイフ。今岩高山日蓮寺此ノ地ニ在リ。高祖是ヨリ安房國ヲ發シ給ヒ、翌文永二年下總國海上郡ニ到リ給フトイフ。

房總遊覽誌 安房部

凡例

一此篇本書は、上總中村氏の筆なり。その人博學多才、その書實に信用すべし。惜哉梓に上せず。傳寫するものやもすれば魯魚を誤る。予是を患ふること久し。一日固陋を忘れて、その一二を論ず。四方の君子、予が同軌を叱するとなかれ。

一此篇、地名文字、今通俗と異なるものあり。古人の考定する所、いまこれを改めず。

一此篇、本書國字なり。予が述る處片假名を以てす。莠その苗を亂ることを恐れてなり。

弘化乙巳夏日

安房和泉 堀江是顯識

編者曰、右の凡例の末條によれば、原本は、中村國香の本文は、平假名を用ひ、顯齋の記入せられし部分は、片假名を用ひられしものゝ如し。されど編者は、未だその原本を見るを得ず。大正三年刊行の『房總叢書第二輯』に、初めて本篇を集録せられしが、都合によりて全部平假名を用ひられたり。今こゝには、右叢書の本を、そのままに集録せり。委細は本全集巻首の解説の部につきて見られたし。

房總遊覽誌卷一 安房部

上總臼井 中村國 香著  
安房和泉 堀江是顯訂

安房

人國記に、當國の風俗は、人の氣尖なる事双の如し。常に他に和する事寡く、男女ともに死を懼れず、萬事思案工夫する事あたはず。その中によき質の者もありて、一旦尖なれども、士もその器にあたり、農工商もその量あり。されども此の如きもの稀にして、只手強き風あり。然るに今政化四海に及び、風異り俗變じて、民悉く善に向ひ、各その生をたのしむと。註に按ずるに、房總兩國は東は大洋、西は江海にして、山々多く、寒暑大體武藏に類す。民俗は本書の如し。但江戸の人氣に倣ふて充る意ありと。

田祿圖經通本國法曰、在昔吾先王制區域。爲五畿七道。分三十六國。以隸焉。其品安房中管郡四。田數四千三百三十六町。此方十町者四十三方。五町者一方。一町者十一。其井數百七十三井也と。

諸國藻鹽草に、此國は海岸にて、水上に浮ぶが如く見ゆ。故に名づく。安房は泡の假字書なりと。是顯曰泡はあわなり、安房は、あはなり。いかい、同書名産部に、木綿・小湊海苔・はゞ海苔・紐海苔・浪子たり・目黒鯉以上。

一穂田芳濱の漁家、門戸に奇狀の蟹殻をかく。云々。

是顯曰、本朝の俗、乾蟹鬼面の如きものを、門戸にかけて瘡を避くと。島村蟹といふ。一説に後奈良院享祿四年四月六日、細川高國、尼崎の軍敗北の時、その臣島村海に入り、靈魂蟹となる。故に名とすと。或書に見えたり。

一那古の人語りしは、此邊を野島が崎といふ。云々。

是顯曰、俊頼朝臣の、潮みては野島が崎のと、よみ給へるは、淡路にして、俊成卿の、あはれなる野島が崎のと、よみ給ひしは、近江なり。

千載集顯輔、東路の野島が崎の濱風に、云々

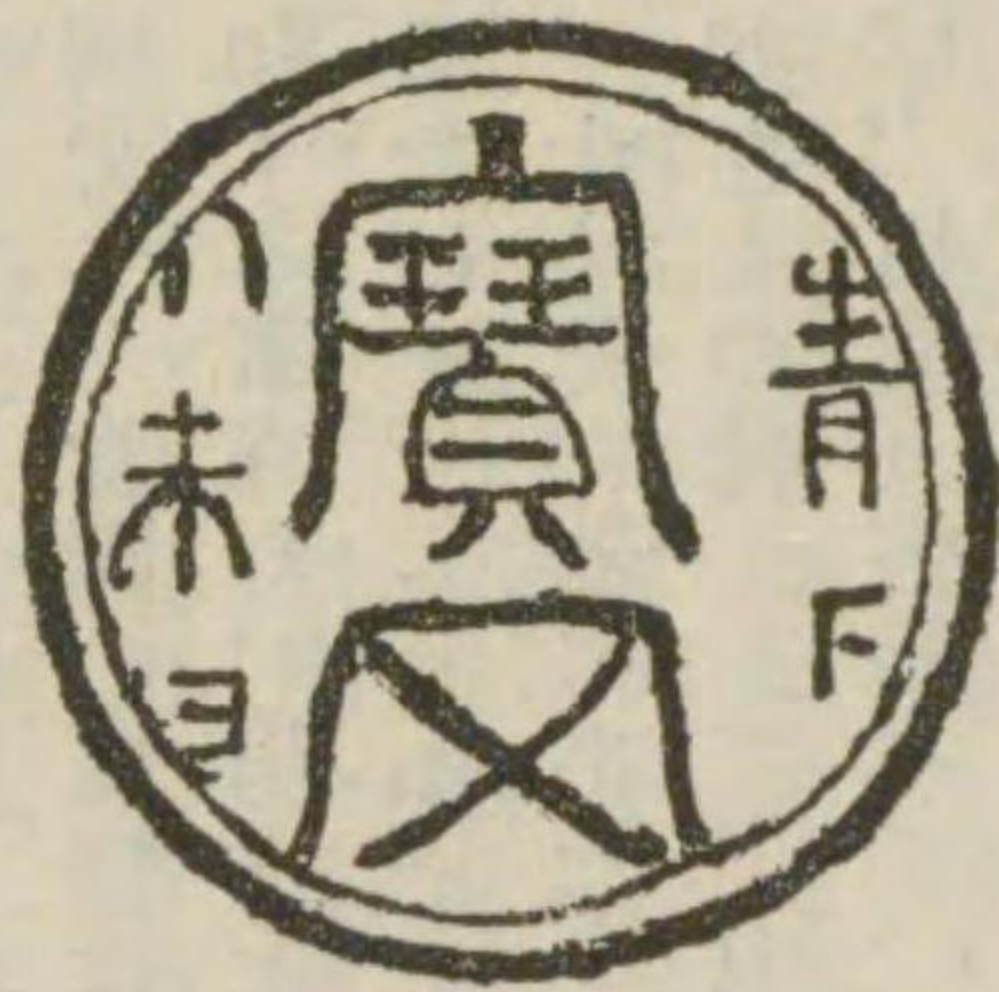
右に出るは、安房なる事、古書にあきらけし。然れども、那古の地にはあらず。朝夷郡白濱村の海邊、今に野島ヶ崎と呼び、當國第一の風景なり。那古よりは南の方、行程四里に遠し。崎の字、那古にはいかゞ。

一義經記に、頼朝卿小湊の渡りして云々。

是顯曰、東鑑に頼朝卿着岸の地は、獵島とあり。予が著す佐殿草創記是に據る。然るを、義經記には、洲崎とし、那古を歴て龍島に着くとあるは、咲ふに堪たり。然れども此



條にいふ處は、東條の小湊にはあるべからず。那古八幡の間に湊村あり。誤て小の字を添へたるものか。  
 一里見氏の印は、三面の大黒也と云々。  
 是顯曰、九代の印異同知らずといへども、正しく予が見る處は、大黒にてはなし。  
 則如此。篆文未考。



右の古文書、慶長十八年霜月とあり。しかすれば、里見家九代、安房守從四位侍從忠義君の印なるべし。  
 一手斧鑿明神の社僧の説に、小寺寶小長二間許にて、木を穿て造れる船あり。云々。  
 是顯曰、三國通覽に載る蝦夷

の舟の圖、上にいへる繫辭下傳の如し。その説信すべし。  
 一養老寺の山足に石窟あり。役小角の石像を安置す。云々、  
 是顯曰、文武帝三年、役小角和州葛城山にて鬼神を使ひ、下知に應ぜざる神は捕へ縛る。怪き術を以て、人を惑はすよし、奏聞するもの有て、大島に流さると。本朝諸書に見え、又行堂と稱する處、大島泉澤村に今にありと。豆州八島録に出づ。考ふべし。  
 一洲崎人の語りしは、治承中頼朝卿、佐々木一人隨從して、

洲崎の平島に行くに、按ずるに、此時同船せしは、土肥實平なり。東鑑に見ゆ。郷傳と異なり。  
 是顯曰、此條に、平島に着船とあるは、土肥に直につき給ふにはあるべからず。九月五日洲崎に詣で給ふ時、勝山より出船し給ひ、その日隨從する所の船人に、艫居の姓を給はり、その末今にありと、彼土の人語れり。此時の事なるべし。

一頼朝卿、洲崎明神にて詠じ玉ふ歌に、「源はおなじ流ぞ石清水、せきあげてたべ雲の上まで」と、源平盛衰記に見ゆ。然れども、前の心に據るに、洲崎にて詠じ給ふ様には見えす。鏡が浦の八幡の社にやあらん。  
 是顯曰、この一首、石清水の五言あるによりて、八幡の社なるべしと、諸家の説あり。八幡は、當國の靈社にして、源家八幡宮を信じ給ふ事は、勿論なり。然れども八幡に奉ればとて、源は同じ流ぞとよみ給ふべきいはれなし。源は同じ流れぞとは、先祖八幡殿の事なるべし。いかんとなれば、頼朝卿、大庭景親が大軍にせまり、土肥の杉山の臥木の中に籠り給ふ時、藤九郎盛長が曰、昔天喜年中、御先祖八幡殿、奥州安部貞任兄弟を攻め給ふ時、官軍敗北、僅に七騎になり給ひしが、王事盛きこと靡く、終に逆賊を亡し、四海を治め給ふ。その吉例にかなへりと、依て考ふれば、この時頼朝卿同じく七騎になり給ふによつて、八幡殿

と頼朝卿と、源家の同じ流れなれば、その事を清水にたぐへて、せきあぐるといふ縁語をもとめ、八幡殿の如くせきあげてたべと、洲崎大明神に祈りしなるべし。雲の上までは、立身の詞なり。予が著す佐殿草創記七の卷にて見るべし。

元儒曰、同人の著せる佐殿草創記七に、治承四年九月五日云々。源は同じ流ぞ石清水、せきあげてたべ雲の上までと遊ばして、暫くまごころみ給ひけるに、夢ともなく、うつゝともなく、寶殿の御戸を推し開くよとおぼえて、一首の御製をあそびし給ふ。千尋まで深く頼める石清水、たゞせき上げん雲の上までとありて、末に論あり。同意なるを以てあげす。

一洲崎の漁人の説に、伊豆大島、南北五里、東西三里許、四郡に分つと。云々。  
 是顯曰、大島四郡に分つ事いかゞ。豆州八島録に、島中僅に五ヶ村、人家五百十八軒、男女二千三百餘人と見えたり。本州伊豆といへども、僅に四郡なり。下田に近き島なれば、疑らくは、加茂郡か。又牛のみにして、馬なしといふ説、全く誤れり。八島録に、山野鳥獸多く、牛馬不足なしと見えたり。利島、新島は、大島より大なりと。この説も亦誤れり。八島録及或書に、利島は四方一里、新島は東西一里、南北三里とあり。大島本書に出るが如し。

一府中の人語りしは、彼土近邊に、千騎森といふあり。相傳ふ。頼朝卿の從兵、此地に至り、千騎に滿つと。又朝夷郡朝夷村に、千騎原あり。説前に同じ。後人誤り傳へて、里見氏の事とするよし。  
 是顯曰、千騎の森は、犬懸村にあり。人よく知るといへども、頼朝卿は、三百餘騎にて、安西景益が館より、上總へ趣き給ふよし、東鑑に見えたり。しかすれば、千騎の森とは、後一條院長元年三年正月、下總千葉城主前上總介平忠常謀叛の時、安房上總兩國の者、及近國の兵一萬餘人、安房の館山に旗をあげ、國守安房守藤原光業を襲ふと、前太平記に見えれば、この時よりの名なるべし。安房國の住人大井太郎通教・同兵太茂教等、忠常が嫡子太郎忠將が陣にあつて、左馬助殿頼義朝臣の事の兵、松原治定・同定時と戦ひ、討死せし時の事なり。

一平久里村菅廟の後の山、形勢最巨靈云々。  
 是顯曰、伊豫嶽なり。絶頂に神祠あり。飯綱權現を祭ると。村民大旱にあふて、雨を請ふにあらざれば、登らず。草木道を遮る。予壯年の頃、からうじて頂に到る。實に戦々兢々なり。  
 一不動尊の祭は、七月七日之。ふりうと號し云々。  
 是顯曰、ふりやうは、風流とすることいかゞ。姑く愚説をいはゞ、房總は、東武に近きが故に、彼地の繁花を學び、



貴賤となく、今様に推しうつるもの最多し。その中に、この祭の古雅なること、いふばかりなし。よつて考ふるに、今様に對して、舊様祭といひしものか。猶識者の運斤をまつ。

一義經記に、安房國の住人まぢの太郎、あんないの大夫、源氏につくと。云々。

是顯曰、まぢは小町にはあるべからず。義經記は、國字書なれば、ちとると、形象相似たるによつて、麻呂を誤るものなるべし。あんないは安西なるべし。安西麻呂ともに、東鑑にいづ、證とすべし、義經記の誤り論するにたらず。

一長狹郡東條に、鏡忍寺といふ日家の寺あり。云々。

是顯曰、この時、天津城主工藤左近丞吉隆、鏡忍坊と共に討死す。吉隆は、工藤小二郎行光の二男、初の名は工藤三郎といふ。父行光は、治承中その父景光と共に、甲州に於て、石橋山の合戦を聞き、發行するの處、志太山に於て、俣野五郎景久に出あひ、粉骨碎身して挑み戦ひ、景久を追ひ拂ふ。詳に東鑑に出たり。實に源家の忠臣なり。委しくは、予が著す運祖舊跡志にてみるべし。

一清澄の縁起に、房總二州の鎮守とあり。後安房にうばはる。是顯曰、土人の説に、房總二州、清澄の地を争て、公に訴ふ。鶉飼の諺に、安房の清澄立出てとあるを證とすと。附會の説信用しがたし。もとより安房地なるべし。

川と行程をいふのみにて決せず。然れども、公の通り給ふは、大崩なるべし。いかんとなれば、公御幼稚の頃より、昵近の士たる、勝山の安西三郎景益が館に、御書を遣はされしのみ、御渡りなきを以てしるべし。勿論龍島は勝山にとなるといへども、著船の地さだかならざれば、その處によりて一里を隔つ。殊に廣常が館へ急がせたまふ故なるべし。又増間村の説甚誤れり。席を用ざるは、増間村の南、行程五里許り、神餘村の内、大田子といへる處の民家十二軒なり。公の旅館は、増間にあらず。又東條にもあらず。長狹郡貝渚村に、今一戰場と稱する地あり。龍島より十里許、すなはち是なり。長狹六郎常伴が古城跡は、長狹金山なり。同四日安西景益長狹に來り、公を迎ふ。再び長狹東條に至りたまふは、同十三日なり。經歷の次第は、予が著す佐殿草創記七八の卷にて見るべし。

元儒、この佐殿草創記を合せ考へて左に記す。治承四年八月廿九日云々。安房國平北郡今平郡に作る今龍島に著す。

同三日、佐殿上總介廣常が許に御越あるべきのよし、云々。爰に三浦の別當義澄は、當國の案内者たるによつて、獵島より池月今江月に作る。大崩の山路にかゝり、箕岡の頂を経て、顯曰、今箕岡に清泉あり、楊枝水と名づく。相長狹を経て、傳、源君盛漱の所、旱天にも涸れずといふ。相長狹郡貝渚に到りける云々。長狹六郎常伴住居の跡といふ。又貝

一東條小湊浦に、小湊山誕生寺といふ日家の大寺あり。云々。

是顯曰、貫名氏の事、予が運祖舊跡志に詳にす。よつてこゝにはいはず。

一平郡不入斗村に、往昔一修験あり。頼朝卿龍起の日、旗竿の料に二竹を奉る。公悦び、他日その報を與へんと約す。修験曰、貧道領地の望なし。揚弓の矢勢至るの地を給はらば、餘年を終るに足らんと。公咲て其土を給はると。予酒間、寺名を聞もらしぬ。重て問ふべし。

是顯曰、竹林山滿能院と云。大山寺の末なりと。

一義經記に、さはらの十郎、栗濱より三百餘人、龍島に來り、源氏につくと。栗濱未考。

是顯曰、栗濱は、相州三浦の海邊にあり。

一東鑑、治承四年八月廿九日下に云々。按ずるに、獵島今龍島に作る云々。按に平郡龍島より、長狹郡に趣く道は、龍島・大録・芳濱・穂田、夫より樵路に懸り、市井原・大崩などいふ難處を過ぎ、大山不動の麓に至る。龍島より六里許。又飯野坂を經、荒川にかゝり、大山に至る。是亦行程相似たりと云々。又土人の説に、東鑑に待崎といふ處あり。公此地に於て後軍を待ちたまふ。故に名とす。側に白旗の神祠あり。社樹に古松一株あり。旗掛松といふと。云々。是顯曰、此條、頼朝卿龍島より長狹に至るの道、大崩と荒

諸に、一戰場と稱する地あり、源君御旅館の跡なる事明けし。

九月十一日、佐殿三浦以下御供にて、安房國を巡見し給ふ。先朝夷郡野島崎は、當國一の名所にして、又あるまじき美景なれば、道すがら瀧口大明神に詣で、それより彼地に到り給ふ、云々。かゝる勝景の地なりければ、佐殿傍の松根に御腰をかけられ、暫く詠めおはしける。腰掛の松とて今にあり。それより七浦を過ぎて、丸の郷に至り、丸五郎信俊が館に御入あり。

翌十二日、丸の館をいで、八幡の社に詣で、平家追討國家安穩の丹情をこらしたまふ。顯曰、今八幡の社中に無銘の破鐘あり、その製古式、相傳て源君の奉納といふ。それより、湊の川をわたり、那古寺に詣でたまひ、觀世音の寶前を云々、雀宮明神を遙拜し云々、佐殿を始め三浦以下の人々も、安西が館へ歸りけり。七終。治承四年九月十三日、佐殿云々、三百餘騎御

供にて、景益が勝山の館を出て、先朝夷郡の丸信俊が許に到らんとして、犬掛村を過ぎ給ふ。顯曰、今犬掛村にさし給ふに、不日に生活すと未眞偽をしらず。それより千代村に到りたまふに、丸五郎信俊精兵五十騎を従へ、御迎として參着す。今に呼で五十騎橋といふ。程なく本織にかゝり、安房の國府もあとになし。元儒曰、この間、故文ゆゑ、天津の浦に、顯曰、天津は壽永三年五月三日源君伊勢大神宮寄進津は東條の地なりと、房總志に載せたり、今この地明神の大社

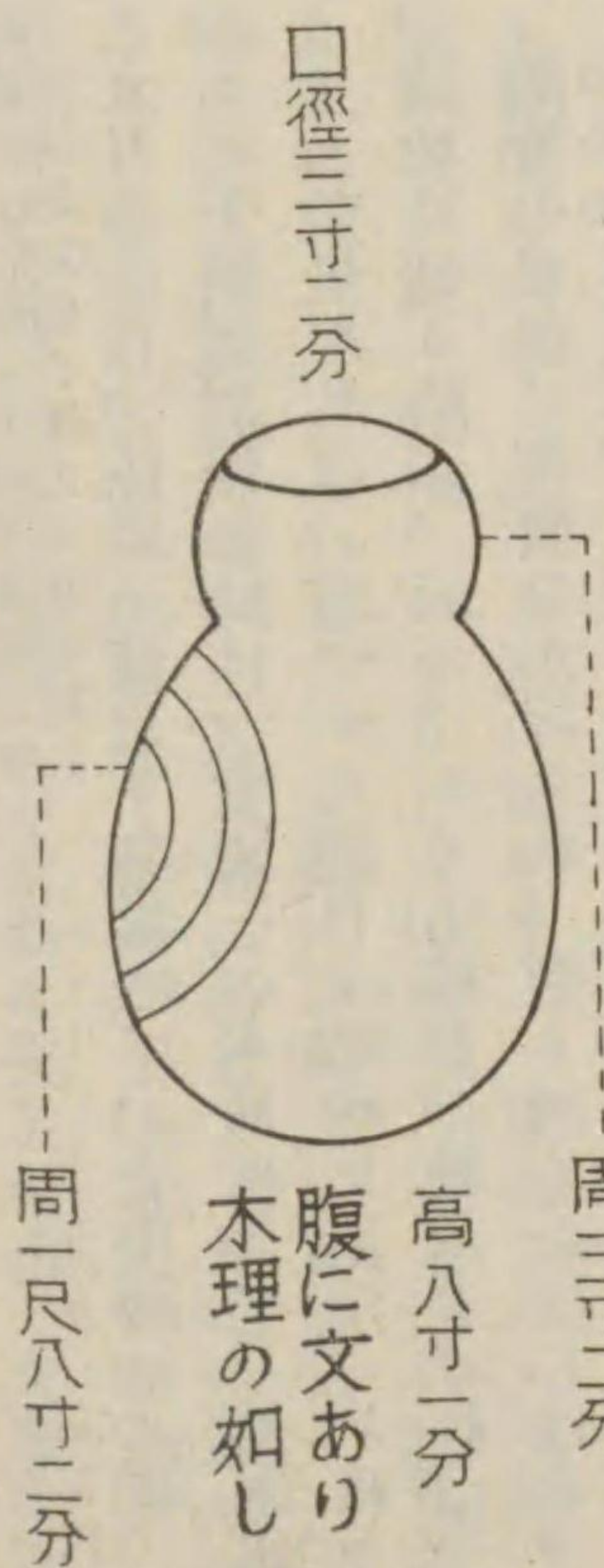


あり、思ひ合すべし、源君御具足神馬等奉納の事、道すがら東此社の舊記に見ゆ、この時の事なるべし。長狹を西へ急がせたまふ。條の神社を拜禮まし、長狹を西へ急がせたまふ。顯曰、源君廣常が多勢を待ち給ふ所を、今に呼て待崎といふ、この地源君を崇め奉るよしにて、白旗明神の社あり、傍に古松あり、旗掛松といふ。天保の大程なく大山に到り、不動尊に詣て、廣常常胤を始め、近國の武士等歸伏の御祈をなしたまひ、藤九郎盛長を以て、鎧一領太刀一振を納め給ふ。今に彼の寺の什寶たり。それより花立の峠をすぎ、上總にいたりたまふ。顯曰、源君安房國に渡りたまひしその月小にして、同九月十三日、上總國に到りたまふ、よつて考れば、安房の御滞留はすべて十四日の間なり、安房國の中、源君の舊跡猶多かれど、疑しきは此にせず。大掛村の千騎の森の如きは、衆人よく知るといへ、雖、源君は三百餘騎にて、安西が館より、上總國に趣き給ふと、東鑑に見えたり、しかすれば、千騎森は後一條院長元三年正月、下總國千葉の城主前上總介平忠常謀叛の時、安房下總兩國の者ども、近國の兵を語らひ、その勢一萬餘人、安房國館山に旗をあげ、安房國の住人、大井太郎通教、同左兵太茂教等、忠常が嫡子中村太郎忠將が陣にあつて、左馬助殿(觀義朝臣)の兵、信濃國の住人、松原大彌太治定、同小彌太定時と戦ひ、討死せしもの事なり、磯村の萬騎坂など並せ考ふべし、又相傳て朝夷村の千騎原を文安二年里見刑部少輔義實の山事とし、龍村の千騎島を、永享十年神餘左衛門督景春が賊臣、山下左衛門景遠が内亂の事とす、然どもその勢過分なれば、疑らくはこれ長元中の事ならんか。夫より佐殿は、上總國造海にかゝり、百首の邊なる、佐貫の濱邊を急がせ給ひ、磯ヶ崎磯根のより、篠部を過ぎ、江川江尻に着給ふと見ゆ。文のつゞきなるを以て、悉こゝに附記す。

一義經記に、頼朝卿洲崎を立、坂東坂西へ懸り、まのゝ館を

出と。按にまのゝ館不詳。是顯曰、坂東坂西は坂田を誤りまのゝは麻呂を誤るなるべし。一平郡瀧田邊云々香魚の二三寸なる云々、村童見て曾て取らず。是顯曰、此條數皆洿池に入らざる、似たりといへども、今は則然るべからず。

一七浦の人の説に、彼土より異に當り、十里許にして、一島見ゆ。是顯曰、然るべからず。八島録に、八丈島は、豆州下田の港より、巳の方にあたり、海上六十四里、江戸より、正南にあたり百二十里餘、晴天の日富士を見ると、日本輿地圖右に同じ。信すべし。又安房の正南六十餘里に、青が島あり。或書に青が岡とあり。廻五里許、二村あり。東佐々戸村、西は下澤村といふ。温泉あり。童の戯にいふ、鬼が島は是なりと。是外本書の如き島あることをきかず。一清澄の人、享保中古墳を探り見るに、石函あり。云々。



一東鑑治承四年九月十一日の下、云々。

是顯曰、新御厨は長狹郡天津にあり。壽永三年五月三日寄進の事、東鑑に見えたり。今神明の大社あり。頼朝卿具足神馬奉納の事、この社の舊記に見えたり。

一平郡をへぐりと唱へしは、音を省ける也。云々。是顯曰、平郡をへぐりと唱ること、字音にはあるべからず。又りの餘聲いかゞ。或曰郡名一字なるものなし。平比の二字假名字なるべし。然るを土俗迂遠なりとして、比を省くものか。然らば平はへなり。郡は古本催馬樂拾遺集物名等に、己保利とあり。案するに、こほの反こなり。三五通じてくなり。これによつて、こほりはくりと唱ふべし。又平北郡は、北と比と字體近きによつて、魯魚を誤るなるべし。地方に據ては、長狹郡にも北の字ありたし。新井白蛾牛馬問二六房州に異州の木あり。初春には梅花を開き、三月に至て櫻花を開く。梅は八重、櫻は一重なりと。慶長日記に見えたり。

榛堂本草會議曰、草部艾 余往歲游安房州、見産於其郡、夷澄者唯隔一小河、味平淡更不苦、土人采充蔬品、他處産者悉苦、不知何故、近讀房總志料、亦載此事。草木育種後編下(紫茉莉)より生ずといふ。(水拭周)一種岩ミノヒメクニワタクより小なり、葉長さ三寸、幅四五分なり、莖ありて岩石に蔓延す、予房州にて、これは少し寒を恐る、土藏に入べし、鹽氣なき肥を(ハマナデシコ)岩ナデシコリンソウ用ふ、赤土に栽べし。

と、瀧園先生いへり、房州の海岸石上に生ず、葉ハマナデシコに似て、小にして、指頭の如く對生し、五出小白花を開き、菲を結ぶ、小春月頃より生ず、小石積の根に栽お、(抱嬢蒿)地に生ずれども、盆植にはかけ棚よし、山土の鹽氣なきものに宜し、(牛孺菜)豆肥よし、至て根つきあしく、一兩年を過て必枯る、實は莢を結ぶ、中救荒○芫蘭の類、莖葉ともきれば、白汁あり、實は莢を結ぶ、中に救よし、夏月豆肥糞水度々澆て、(紗羅)一種(ヒメヘゴ)なり、棚よし、冬月土藏に入るべし。(ハナモツコク)といふ、長葉のものを車輪よし、冬月土藏に入るべし。(指甲花)梅といふ、三月又八月植かへてよし、甲花、房州海岸にてとる、四五月の頃、枝に玉をつけ、或管さしにしてよし、實の熟する頃、とりてはちにまき、又春分まきてよし、(大明橋)三宅島より來るよし、江戸にあり、予房州館山にてとる、八十八夜の頃、植かへて、五月枝をさすべし、(鶏麻)八丈○ハクチノキ「紀州」サルコカシ(薩州)清澄山に自生あり、皮を以て、糸を染るといふ、江戸にては冬土(エンコウスギ)花藏に入てよし、長じては園に植るもよし。とす、房州に大樹あり。

救荒本草啓蒙四三(櫛娘蒿)ハンクワイアザミ、房州清澄山に多し。春の末宿根より生ず。葉は小菊に似て刺なく、鋸齒あり。莖は圓く、紫色にて、葉互生し、秋に至て莖直上、高さ二三尺、梢の葉は莖を抱き、葉間に穂の如く花を生ず。馬先先蒿の如にして、粉紅色なり。土浦城合戦、將門の手に、長狹七郎保時といふ者あり。救荒本草啓蒙抄出 豆の葉での零陵香七三 一種豆の葉での零陵香といふ。古渡あり。今は稀なり。この種類、房州清澄山中にあり。葉形



蕃椒葉の如く、莖高さ一二尺、葉互生す。花も亦蕃椒花に似たり。後圓實を結ぶ。大さ胡椒實の如く、外皮薄く、初め青色、熟して灰色にして、内子透明す。子黒色、是を種て生じ易し。又舊根より苗を生ず。莖葉俱に香氣あり。舶來の者と異ならず。然れども品劣れり。

鳥山確齋篇



鳥山家譜考 未定稿

鳥山家譜考序

安政二乙卯歲秋八月。聞母岩城氏疾病。斷然請十日之暇。走鄉里。歷三日。八月十五日到敝廬。見母氏。母氏平常雖非曰多病。羸質如不堪衣。自年已及五十。倚杖步。而今茲年六十一。方此時。本州病痢者比々。母氏亦遭此災。自七月下旬臥。至於余到時。已歷二十日。未得食。爾後八月廿一日。所請之期已既竭矣。欲去。母氏病未得癒。欲不去。期已過。我進退無何如。而母氏得少食。病亦少退。是以母氏曰。期已竭。無言可陳於邸中。去矣。春來復來。我答曰。今雖病少癒。若可令我居。從母氏言。然過期已三日。去可則去。請強食接生。待我業成。今母氏二年不康強。我由何得成我業。且告之阿爺阿兄而出。至於廿七日。歸番街邸。是日未歸先。在途認書。請家兄。以母氏病癒否惠近信。而後踰月。其信無到。以為病已癒必矣。無鄉信如此。是月十九日夜。獨坐燈前。而不見燈火飛。燈面紙如半截燒失。我甚怪。然自慰曰。何有此事。而又歷二月。十月二日夜。地大震。諸藩邸第。市街民屋。

無一不破壞。其全者甚稀。且火發一時。街衢第宅。為之烏有者過多。神祖入國爾來未會有如此者。而死亡者亦無數。無人不悲歎。翌日我訪吾所知者。賀其無事。三五日。至於是月九日。平起獨坐嗒然。偶有人來告曰。母氏以前月廿二日亡。訃在四五日前。而以地震震。不敢能告之。故後到於今日。我愕然驚且歎曰。汝赴何遲。雖曰地震故。是非他事。非親之喪耶。彼視我狀甚傷。低首不言。故我少慰之去。而復獨歎曰。先母言我曰。春來復來。是則遂為母子生死訣別言。豈不傷哉。向燈前面紙。如半截燒者。亦豈得非其失半親之兆乎。我將走喪。則事甚難。而家兄亦不言俟我到。是以自是日在邸舍。唯居喪耳。本邦居喪甚過簡。皆衰亂餘弊。因循苟且之風。雖其在官者。父母沒。歷七日則其君命免之。仕如平常。唯不與神祠耳。所謂如喪制。五旬忌。服十三月唯名耳。豈不薄喪過甚者哉。以故我別請其忌五旬。不外出。爾後食粥七日。未菜食。卒七日而復常食。猶不敢見酒肉也。如近世居喪者。唯慎七日耳。其如食粥。未會有也。至於甚者。雖七日中。喫酒食肉耳。何有五旬忌。何有服十三月者哉。我惡之已甚。以為以其親死。為穢且不淨。使巫祝道士祓之。以為喪除。公然與人交。且食酒肉者。是忘其親。豈異途人哉。親且如此。況於其







テ誅セラル。三男義忠左馬助河内判官從五位下、帶刀長、左衛門大尉、母ハ中宮亮藤原有綱女。天仁元年二月七日叔父義光竊カニ鹿島三郎ヲシテ害セシム。四ハ則義國也。

式部大輔義國

按ズルニ大系圖ニ曰ク。義家ノ四男。母ハ義忠ト同ジク、中宮亮藤原有綱ノ女。或ハ云ク、足利太郎大夫基綱女、幼名普法丸。今泉由良系圖ニ帶刀長、加賀介ニ任ゼラレ、從五位下ニ叙セラレ。勅責ヲ得テ、下野足利郷ニ住シ、足利式部大輔ト號ス。久壽二乙亥歲六月廿六日終ル。太平記大全年月日之同ジ大系圖中足利系圖ニ曰ク、童名普光丸。母ハ足利太郎大夫基綱ノ女。上野國新田庄ニ住スト。大系圖ヲ按スルニ、足利佐野太郎基綱父足利戶矢七郎有綱云々。中宮亮有綱テフ者七郎有綱ト同人乎。七郎モ亦姓ハ藤原ニシテ而シテ秀郷九世ノ孫也。然ラバ則基綱ノ女弟ニシテ而シテ基綱ノ女ニアラザルナリ。若シ貞任ノ女ナラバ則基綱育テ、以テ己ガ子ト爲シ、カ。是ヲ以テ或ハ基綱ノ女トナスカ。未知ル可ラザルナリ。

按ズルニ義國ノ兄義親罪アリテ雲州ニ流サル。故ニ義家將ニ義忠ヲ以テ嗣ト爲サムトス。而シテ叔父義光ト好カラズ。義國モ亦罪ヲ父ニ得テ東國ニ在リ。是ヲ以テ義光竊カニ謀リテ兄義家ノ嗣ト爲サムト欲ス。而シテ兄義綱アリ。故ニ其臣ヲシテ竊カニ義忠ヲ殺シテ以テ兄義綱ノ所爲トナ

シ。罪ヲモテ義綱ヲ失ハントス。而シテ義家却テ義親ノ四男四郎爲義ヲ以テ嫡孫承祖トナシ、其家ヲ嗣ガシム。是ヲ以テ爲義王命ヲ受ケテ叔父義綱ヲ討チテ功アリ。時ニ天仁二年僅カニ十一歳云々。世ニ傳フ。此時ニ方リ。義國東國ニ在リトハ。義國年未成童ナラズ。從者ヲ携ヘテ竊カニ出デ、櫻花ヲ覽ル。時ニ攝政藤某テフ者、亦竊カニ櫻花ヲ覽ル。其從者義國ノ馬ニ騎ルヲ以テ之ヲシテ馬ヨリ下ラシメ、且又其姓名ヲ鳴ラシテ叱咤ス。義國ノ從者大ニ憤リテ陣ス。父義家王功ニ大功アリ。以テ其從者ヲ追逐ス。是ヲ以テ義國遂ニ罪ヲ父ニ得テ下野州ニ在リ。而シテ康和四年十三將ト爲リ佐竹氏ヲ討ツト。是ニ由リテ考フレバ則其罪ヲ父ニ得シモ亦康和三年ノ間ニ在リシコト知ルベキナリ。然ルニ其王命ニ叛ク者佐竹冠者テフ者ハ佐竹昌義カ。將其子忠義カ。按スルニ大系圖ニ曰ク。佐竹太郎忠義ハ治承四年常州ニ於テ誅セラルト。治承恐クハ康和四年ヲ誤マレルナリ。治承四年ニ忠義ノ弟常陸介隆義嫡男太郎義政、平廣常ノ爲ニ欺カレテ死スト。是ヲ以テ相似タル者ノ誤リ知ルベキナリ。然ルニ昌義ハ叔父義光ノ嫡男、進士判官義業ノ長子始メテ佐竹ノ庄ニ住セシ者也。而シテ義國從弟ノ子也。忠義ノ如キハ則義光ノ曾孫ナリ。豈大系圖昌義忠義ヲ誤リテ同人ト爲スカ。未知ルベカラザルナリ。

上州山田郡今泉邑舊新田郡曹源寺由良系圖ヲ藏ス。曰ク、

シコト知ル可キナリ。又寺傳ニ云フ。天正八庚辰五月人皇百七代正親町帝勅賜額岩松山青蓮寺ノ六字アリ。今ノ寺地ハ舊岩松家世々居リシ址ナリ。大猷公始メテ田二十五石ヲ賜フ。寺ノ南四五町程ニ八幡ノ祠アリ。祠地縱橫六十六弓蓋シ日本六十六州ヲ表スルナリ。按ズルニ今江都芝増上寺内ニ神祖ノ廟アリ。蘭席六十六ヲ布ケリ蓋之ヲ倣ヘルモノ。是レ義國所置ノ祠也。按ズルニ正傳記ニハ時兼ノ置ク所ト爲ス、未ダ孰レカ是ナルヲ知ラズ。何レノ世ニ方リテ造リシ者カ、寺藏ニ義國ノ像ト稱スル者アリ。其狀方面ニシテ下豐カニ首服ヲ加ヘズ。結髮シテ樹立シ、狩獵衣ヲ服シ、箭ヲ負ヒ刀ヲ帶ビ、謂ユル中黑紋ノ扇中黑紋ハ新田氏旗徽號ノ名ナリ手ニ其柄ヲ持チテ、之ヲ胸ニ當テ、腰ニ行膝ヲ結束シテ、之ヲ脚上ニ覆ヒ。端坐シテ扁斯タル石上ニ在リ。之ヲ大威德天滿宮ト稱ス。記ニ曰ク。久壽二年六月念六日壽七十二歳ト。按スルニ七十二恐ラクハ誤リナラム。康和四年ノ十三ニシテ將ト爲レバ。久壽二ハ則六十六歳也。其梅翁ト諡スルヲ以テ天滿宮及ビ天神ノ號アルコト知ルベキナリ。然ルニ其諡ハ舊岩松時兼ノ諡號ニシテ而シテ後世誤リテ義國ノ諡ト爲シシモ亦未ダ知ルベカラザルナリ。

義國年初メテ十三、將ト爲リテ凶賊ヲ討ツト。久安六庚午歲八月東國ニ下リ、下野州足利郷ニ住シ。仁平四甲戌歲三月十六日祝髮荒加賀入道ト稱シ。久壽二年六月二十六日逝ス。廟ハ今岩松郷青蓮寺ノ西老松ノ下ニ在リト。按ズルニ十三、將ト爲リテ凶賊ヲ討ツトハ、康和年間王命ヲ受ケテ佐竹冠者ヲ討チシモノ是ナリ。是時已ニ罪ヲ父ニ得テ而シテ足利ニ在リ。其久安六年八月東國ニ下ルトハ謂ユル勅責ヲ得ケシノ時ナリ。是ニ由リテ之ヲ考フレハ初メ住セシ者ハ父ノ責ニ由ルナリ。後ニ住セシ者ハ朝譴ニ由ルナリ。觀ル者混シテト爲ス無レ。上州新田郡岩松郷今係勢青蓮寺ハ時宗ノ寺也。傳ヘ云フ。義國此邑ニ卒スト。青蓮寺ノ鬼錄ニ曰ク、青蓮寺殿崇嶽梅翁大居士、東ニ僅々タル小林中ニ石祠ヲ建ツ。俗ニ之ヲ義國天神ト謂フ。是則義國ノ墓所也。傳ヘ言フ。弟國康按スルニ國康ハ義國ノ三男此ニ住シヌ。故ニ公モ亦老後足利ヨリ來リテ同ジク此ニ住シ給ヒヌ。是ヲ以テ其墓此ニ在ルナリト。按ズルニ新田正傳記ニ曰ク。畠山遠江守義純ノ一男岩松太郎時兼ノ母新田禪尼ハ新田藏人義重ノ女ナリ。女嫁スルニ及ビ、岩松郷ヲ以テ母ノ私領ト爲シヌ。世俗ニ謂ユル時兼化粧料ナリ青蓮寺殿ト諡ス云々。是ニ由リテ考フルニ其青蓮寺殿トハ時兼ノ諡號タルコト知ルベシ。然ルニ其母嫁シ來リシ時ニ方リテ其郷ヲ附與スト。是レ此郷モ亦舊ハ新田氏ノ領タリ

又寺ノ前ノ庭上ニ斷碑アリ。刻シテ曰ク。觀應二年十二月十五日逆修四十六人ト。傳ヘ言フ。義貞戰死スト聞キ、一族四十六人此地ヲ去ル時、先此墓ヲ修メテ。死スル時ノ



爲メニス。故ニ逆修ト曰フ。唯其姓名ヲ記セズ。惜ムベキナリト。我之ヲ觀テ以ヘ爲ク。我が同宗ノ族南朝ニ忠シ、而シテ其身ヲ置クニ地ナク狼狽スルコト此ノ如シト。感懷胸宇ニ逼リ、佇立シテ去ルニ堪ヘズ、暫ラク寺ニ入りテ憩フ。按ズルニ觀應二年トハ義貞ノ戰死セシ延元三北朝年ヲ去ルコト已ニ十四年ナリ。而シテ南朝ノ正平六年ニ方レリ。其觀應テフ者ハ北朝ノ紀年ナリ。而シテ東國ニ在リテハ未後村上帝ノ興國七年改元シテ正平ト爲レルコトヲ知ラザリシカ。豈寺僧ニ託シテ以テ之ヲ造リテ誤マレルカ、翌正平七年正月廿一日武藏少將義宗、武州小手指ヶ原ニ戰ヒヌ。是ニ由リテ考フレバ、則其四十六人ノ者皆之ニ會セシコト知ルベキナリ。

下野州足利郷ニ足利大權現ノ祠アリ。則義國ヲ祀レル者ナリ。祠ノ東ニ大日堂テフ者アリ。祠ノ右ニ寺アリ。千手院ト名ツク。舊鏝阿寺按スルニ足利義兼。寺記ニ曰ク、足利金剛山鏝阿寺ハ建久七丙辰歲上總介義兼ノ創セシ所。大日堂ニ置ク所ノ大日尊ハ、義兼等身像ニシテ而シテ佛工運慶ノ作。小像ヲ其腹中ニ藏セルモノハ高野大師ノ造レル義家ノ遺物ニシテ義國ノ傳フル所ナリ。寛治五辛丑歲義家家衡武衛ヲ羽州ニ討チシ時。足利佐野太郎大夫基綱ノ家ニ宿リ、其女ヲ愛シテ一男ヲ生メリ。之ヲ式部大輔義國ト稱ス。新田足利兩家ノ祖タリ。是ヨリ先貞任ヲ奥州ニ討チシ

コト九年。後ニ羽州ノ賊ヲ討チシコト三年。前後十有二年此像ヲ携ヘ戰フ毎ニ利アリ。是ヲ以テ義國ニ附與ス。義國モ亦康和年中佐竹冠者ヲ討チテ利アリ。故ニ復之ヲ二男陸奥判官義康ニ賜ヒ、義兼ニ傳フ。義兼理眞上人テフ者ニ請ヒテ此堂ヲ建テ其像ヲ腹中ニ藏ス。義國ノ墓モ亦舊此地ニ在リ。今其所ヲ失フ。法幢寺殿ハ則其諡也。義兼ノ嫡子義純ハ義重ノ猶子トスル所ト爲リ、上州岩松郷ニ住セリ云々。

我足利ヨリ上州田島邑ニ到リ、岩松君名ハ道純、謂ニルニ新田滿二郎殿也。ニ謁シ、三日滯留ス。君出シテ祖父ノ自カラ寫セル正木氏ノ古文書及ビ新井白石ガ其祖跡ノ遺漏ヲ詳ニセント欲セシ類ノ書ヲ出シテ見セシム。去テ後岩松邑ニ至ル。……

上ノ條件ハ皆是時記シ來ル者ナリ。此時ニ方リ我此遊ヲ爲ス者ハ皆我が宗族新田氏ノ後裔ノ口碑及ビ舊記録等十一ヲ傳フル者アラバ其詳カナルヲ得テ爲ニ我宗族ノ南朝ニ忠死セシ者ノ萬分一ヲ慰メンガ爲ナリ。岩松青蓮寺ノ僧ノ話ニ曰ク、向ニ元文中有徳公ノ時神尾明府及ビ田島君則岩松命アリテ來リ曰ク。此レ義國公ノ眞ノ墓也ト。後六百五十年遠忌ニ方リ。此ヨリハ書シテ青蓮寺殿ハ猶公ノ如ト曰ヒ。足利ノ千手院ヨリハ書シテ法幢寺殿ト曰ヒ、相互ヒニ言テ曰ク。此レ眞ノ舊址當ニ此ニ祭祀スベシト。官之ヲ叱シテ曰ク。兩名アルハ是レ私ノ諡自己ノ隨意テフ者也ト。

テ二寺俱ニ撰斥セラレ。而シテ官傍カニ岩松邑ノ領主安部侯ニ命ジ青蓮寺ニ於テ其遠祀ヲ爲サシムト。我ニ於テ有徳公思慮明斷、穩カニシテ而シテ其祭祀モ亦空シカラザルヲ知ルナリ。

之長男

源義重 新田大炊助

按ズルニ大系圖ニ曰ク。新田太郎從五位下、九條判官代、左衛門尉。母ハ上野介敦基ノ女今泉由良系圖及ビ諸家系圖附錄ノ鳥山系圖二書之ニ同ジ。上野國新田郡ニ住ス。建仁二壬戌歲正月十四日終ル。年六十八由良里見系圖鳥山系圖。淨西ト號ス。由良系圖ニ曰ク方山上西大方山上西安心大居士鳥山系圖。慶長十六年三月廿日鳥山系圖念曰ク、大光院殿方山西公大居士慶長十六年三月廿日鳥山系圖念。神祖王室ニ請ヒ、鎮守府將軍ヲ贈ラレ一寺ヲ上州太田郷金山ノ麓ニ建ツ。義重山大光院ト號スル淨利是ナリ。

按ズルニ新田正傳記ニ曰ク、義重山大光院新田寺贈鎮守府將軍方山上西大居士ハ、是後世大光院ヲ太田郷ニ建テテ而シテ後ノ言ナリ。古ハ此冗長ノ諡ナシ。我以ヘ爲ク。上西トハ、公祝髮ノ時ノ號ニシテ大光院トハ其墓所ノ寺號ナリ、今寺井邑舊號ニ大光院ノ舊址及七堂伽藍址等アリ。我之ヲ寺井ノ邑長ニ聞ク。此邑西北隅ノ野中ニ方リテ。地名七堂テフ者アリ。則上西公ガ七堂ノ伽藍ヲ建テ玉ヒシノ地也。其邊ハ則大光院ノ舊址也。神祖入國前已ニ廢寺ト爲リ、僅カニ小菴ヲ存ス。神祖公ノ墓ヲ探索シ而シテ大光菴

主公ノ墓此ニ在リト爲シ、一寺ヲ今ノ地ニ建立セリ。云云。按ズルニ正傳記モ亦曰ク。七堂ノ東地名地藏窪ノ邊ハ則寺尾城ノ舊址也ト。是言ハ則是ナリ。其諡ハ則非ナリ。附錄鳥山系圖ニ曰ク。朝廷ニ奉仕シ、兼テ内府重盛ニ仕ヘ仁安年中内府ノ命ニ依リテ下野國足利庄領主ノ職ヲ賜フ。幾クナラズシテ致仕ス。治承四年再從弟源賴朝兵ヲ豆州ニ起シテ平氏ヲ討ツヤ義重モ亦同ジク兵ヲ擧ゲテ上州寺尾城ニ據リ、義家ノ嫡孫ナルヲ以テ自立ノ志アリ。後賴朝ノ命ニ應ジテ鎌倉ニ到ル。文治二年公命ニ依リ上野越後兩國ノ地頭職ニ補任セラレ、建仁二年正月十四日卒ス。年八十六。平政子其計ヲ聞キ、其子賴家ニ語り、且之ヲ哀惜シテ曰ク。上西ハ源氏ノ遺老ニシテ武家ノ要領也ト云云。按ズルニ建仁年間義家ノ孫ナル者ハ唯義重ノミ將軍賴家ノ如キハ則已ニ六世ノ孫ナリ。宜ナル哉政子ノ言ヤ。今泉曹源寺ニ藏セル由良系圖ニ曰ク、新田太郎冠者從五位下大炊助上野國ニ住ス。仁安年中石清水祠即八幡祠也。ヲ岩松ノ郷ニ建テ又安養寺ヲ建テ不動尊ノ像ヲ置クト。

按ズルニ青蓮寺傳ヘ言フ曰ク。八幡祠ハ義國ノ置ケル所ト。此ニハ義重ノ置ク所ト書セリ。未孰レカ是ナルコトヲ知ラズ。安養寺ヲ建ツルガ如キハ、恐ラクハ誤リナリ。大館二郎宗氏ヲ安養寺殿ト諡セシコト新田正傳記ニ見エタリ。然ラバ則安養寺トハ宗氏戰死後ノ名ナリ。且正傳記モ



亦記シテ曰ク。觸不動長一寸八分閻浮檀金像ニシテ而シテ  
義貞ノ身ニ隨ヘシモノ。舊金山城榎澤ト天神澤トノ間ノ山ノ  
腰中端ニ置キシガ、今安養寺ニ在リ云々。

我之ヲ上鳥山ノ邑長木村彌平次テフ者ニ聞ク。曰ク鳥山寺  
井舊寺。兩邑ノ間ニ細流アリ。二金山ノ西北ヨリ強戸又合戸

鶴生田ヲ歷來リテ此近邑ノ田ニ灌水ス。古ヨリ之ヲ新田堀  
ト稱セリ。傳ヘ言フ。上西公寺尾ニ住セシ時。此水其館ノ

外濠タリシナリト。按ズルニ正傳記ニ義重義兼義房義政四世此  
邑ニ住シヌ。而シテ寛元元癸卯歲義政上京  
在衛ノ時、御室宮ニ入リテ祝髮シテ阿義人、道ト號セシ時、衛士長城ノ  
長盛及ビ六波羅ノ廳ニ告ゲザリシガ爲メ、鎌倉ヨリ其國ヲ奪ハル、  
後最明寺時頼ヲ以テ宗尊親王ニ請ヒ、後漸舊領ノ半東。此濠ヲ以  
上州七郡ヲ賜ヒ、而シテ由良ノ郷臺ケ原ニ住ス云々。

テ鳥山寺尾兩邑ノ界ト爲ス。此ヲ歷ルコト僅カニシテ而シ  
テ茂林寺井邑ノ主神赤城ノ神祠アルナリ。祠ノ側ニ又八幡

ノ祠アリ。此ヨリ先此ニ塚アリ。此ニ大石ヲ見ハス。邑ノ  
少年主神ノ爲ニ石燈籠ヲ造ラントシテ此石ヲ發ク。中ニ甲

冑及ビ子母刀、箭、鏃等アリ。冑中ニ金造八幡ノ像アリ。  
是ヲ以テ邑人以テ上西公ノ墓トナス。故ニ謀リテ八幡祠ヲ

此ニ置ク。其像及ビ母刀ハ此祠中ニ收メシト云々。我其祠  
側ノ司寺ヲ過ギ邑表ニ遇ヒ。其鎧冑甲テフモノヲ視ルニ、

甲ハ謂ユル六十三箇筋甲ナリ。鎧ハ棋石小札テフモノナ  
リ。籠手ノ如キハ則小田籠手テフモノナリ。甲領ノ屈曲ス

ル所、染色ノ朽殘レルモノヲ見ル。是ヲ以テ我以爲ク。  
決シテ上西公ノ墓ニアラズ、手甲モ亦小田氏家始メテ造リ

時ノ記テフ者アリ。曰ク蓋ノ厚サ一尺五寸。上徑六尺。横  
三尺四寸。蓋内規深五寸。堅五尺二寸。横一尺二寸。棺堅

二尺。横三尺。平面徑六尺。棺内規堅一尺一寸。横一尺八  
寸。平面徑五尺二寸。官使トハ神尾市左衛門尉也。神尾氏

覽テ曰ク、是レ上西公ノ二子義兼公ノ墓ナラン。上西公ノ  
墓ハ當ニ寺尾ニ在ルベシト云々。曹源寺僧之ヲ話シテ曰ク

神尾氏ノ言誤レリト。我以爲ク神尾氏當ニ是ナル可キナ  
リ。二墓ノ地、從來今泉邑ノ曹源寺ニ隸セリ。曹源寺トハ

由良家世々ノ香花院ナリ。此寺舊此地ニ在リシガ、火災ニ  
遭ヒテ今ノ地ニ移住セリ。今ノ地ハ舊横瀬貞俊ガ菟裘ヲ營

ミシ處ナリ。故ニ寺ヲ此ニ移セリ。云々。重之澤ノ上都ベ  
テ祥壽院山及曹源寺林。曹源寺ハ舊祥壽院ト稱セリ。祥壽

トハ上西公ノ女惡源太義平ノ室、祥壽尼ガ建テシ所ナリ。  
中古由良家再建シテ以テ香花院ト爲シ、曹洞派源氏寺ナル

ヲ以テ改メテ曹源寺ト稱セリ。中興亮睡禪師此寺ヲ開ク。  
寺彼時ニ在リテハ永福大光ハ其寺中ニ菴ノ名ナリ。而シテ

今太田邑義重山ノ寺號ト爲ル。是レ其寺僧官ヲ欺キ眞ノ墓  
彼ニ在リト爲セバナリト。我寺僧ニ問テ曰ク、祥壽尼ノ墓

在ル乎。曰ク其墓今所在ヲ知ラズ。今曹源寺中ニ一老杉ヲ  
樹エテ貞俊ノ墓ト爲スアリ。新田義宗三男貞氏横瀬新六郎ト稱  
其子新六郎貞俊卒シ、曹源寺  
殿等林長齋大居士  
蓋セルモノ是ナリ。

其側ニ自然圓石アリ。細カク刻ミテ曰  
ク、南無阿彌陀佛。其下二行ニ刻シテ曰ク建仁二戊二年十

六〇六

出シシノ狀是レ已ニ上西公ノ時ノモノニアラズ。然ルニ其  
母刀ニ菊花ヲ彫刻セルモノハ蓋シ。後鳥羽帝ノ手造云云。

然ラバ則一方ノ將帥タル者。故アリテ之ヲ土中ニ埋メテ而  
シテ此地ヲ去リシモノカ。墓所ニハアラザルナリ。故ニ人

骨ノ如キモノヲ見ズト言フ。蓋足利氏叔世ノ時ノモノナ  
リ。

又上州新田郡我木村氏ニ聞ク、古ハ新田郡無シ。上毛十三郡、而  
ニ八十八邑ヲ割キテ新  
田郡ト爲セリト云々。金山ノ古城址ハ、由良家世々據レル城

ニシテ金山ニ特立シ、九邑以テ之ヲ圍繞セリ。謂ユル今泉  
ハ其東ニ在リ。矢田堀ハ東北ニ在リ。合戸ハ北ニ在リ。鶴

生田、鳥山ハ其西ニ在リ。長手、大島ハ其西南ニ在リ。太  
田ハ則南ニ在リ。之ヲ山面ト爲ス。熊野金井ハ東南ニ在

リ。而シテ此九邑ノ田ハ皆新田郡ニ屬セリ。今熊野、金  
井、今泉、矢田堀ノ四邑ハ山田郡ニ屬セリ。然ルニ今泉ノ

如キハ、土人猶之ヲ新田ノ今泉ト稱セリ。山田郡ニモ亦別  
ニ今泉邑アルヲ以テナリ。今泉、矢田堀、二邑ノ間合戸

義額田、額田五郎經ニ走レル小丘ノ處ニ地名重之澤テフ者ア  
リ。金山東北ノ地ニ屬セリ。途上ニ二墳アリ。一ハ土ノ一

方ヲ闕キ、大石露見セリ。土人傳ヘ言フ。義重公ノ墓也  
ト。故ニ重之澤ト稱ス。是レ古世樸實忌諱ヲ知ラザレバナ

リ。石棺ヲ隔テテ一條ノ蹊路アリ。之ニ上ル。一ハ傳ヘ言  
フ。是レ嫡男義俊ノ墓ナリ。今泉邑ニ官使石棺ヲ掘リ覽シ

四日新田源上西公建（編者曰、原本ニハ此處ニテ筆ヲ止メ）  
仁ノ……下ニ復刻シテ六角堂建立ト曰フ。寺僧曰ク。此石  
舊々境中石棺ノ上ニ在リシガ大光院ヲ太田邑ニ建テシ時ニ  
方リ、邑人此墓石ヲ奪ハレムコトヲ恐レテ之ヲ此ニ移シ  
ヌ。石棺ノ如キハ、動カス可ラザルヲ以テ之ヲ彼ニ置ケリ  
云々。又曰ク。開山亮睡十三世千英テフ者憤リテ曰ク。上  
西公ノ墓アリト雖モ人知ラズ、人知ラザルニ非ズ。官モ亦  
之ヲ知ラザラム乎ト。自カラ棺側ヲ掘リ、之ヲ視テ曰ク、  
石棺六角狀ヲ爲セリト。戒メテ曰ク、是公ノ墓眞ノ遺骨ナ  
リ、後世決シテ發クコト勿レト云々。

邑中記スル所ヲ按ズルニ、石棺ノ寸尺敢テ六角狀ヲ爲サ  
ズ。而シテ言此ノ如シ。是等モ亦我寺獨尊ノ言、未信ズ可  
ラザル也。岩松君ノ話ニ曰ク。向ニ有徳公神尾氏及我曾祖  
父及ビ、某官二名ニ命ジテ、上西公ノ墓ヲ探索セシメ給ヒ  
キ。是レ今太田ニ存セルモノ信ズ可ラザルナリ。太田ノ墓

ナルモノ神祖入國ノ時ニ方リ、公ノ墓ヲ訪ネ求メラル。金  
山ノ麓ニ大光院トイフモノアリ。菴主吞龍ノ時ニスラ、其  
墓分明ナラズ、庭上ノ墓石後世追建ノモノアルヲ以テ、眞  
ノ墓ト爲シ。遂ニ堂塔ヲ此ニ建ツルコトヲ得タリ。官固ヨ  
リ其眞ノ墓ニ非ザルコトヲ知り、四人ヲ以テ旁ラ其墓ヲ求  
メシメシナリ。公ノ住所寺尾邑ハ、今寺井ト稱ス。公ノ建  
テシ所ノ七堂伽藍ノ址及ビ大光院ノ舊址アレドモ絶エテ公



ノ墓ト稱ス可キモノ無シ。當時今泉邑ノ人圓石ヲ取りテ小石白ヲ爲ラムト欲シ丘ヲ穿ツ。側ニ石棺ヲ見テ官ニ達ス。是ヲ以テ官使掘リテ之ヲ視ル。其何レノ墓爲ルコトヲ知ラザルナリ。群馬郡ニモ亦寺尾ト稱スル地アリ。傳ヘ言フ。上西公ノ住所ト。地高崎城ニ偪ル。而シテ公ノ墓ハ城内ニ在リ。之ヲ觀ムト欲スレバ、則將ニ城ヲ壞ツニ及バムトス。是ヲ以テ遂ニ止ムト云フ。

義俊、義重ノ三男。里見太郎。上州里見ニ住ス。元久元甲子歲四月八日卒。義顯沒量大居士ト謚ス。按ズルニ三男ハ誤リ、長男ナリ。水府大日本史及ビ大系圖、由良系圖、里見系圖及ビ新田正傳記等、皆曰ク、嫡男太郎義俊、二男二郎義兼、三男三郎義範、四男四郎義季、五男五郎經義ナリ。唯白濱ノ里見系圖ニハ義俊ヲ長男ト爲シ、義範ヲ以テ二男トナスト雖モ已下皆同ジ。唯應仁記ニ長男山名、二男新田、三男里見、四男徳川、五男額田ト曰フ。窃カニ聞ク。山名家ノミノ記ニハ義範ヲ以テ長男ト爲セリト。應仁記恐ラクハ、山名家譜ニ據リテ記セシモノナルカ。由良系圖ヲ按ズルニ、曰ク、新田太郎及ビ高林太郎里見太郎ヲ大新田ノ正嫡當腹太郎ナリト。白濱ノ里見系圖ニ曰ク、里見太郎及ビ高林四郎ヲ大新田ト號スト。諸家系圖附録鳥山系圖ニ曰フ、新田太郎里見又竹林ト號シ大新田ト稱スト。尊卑分脈ニ曰ク、新田太郎ノ母ハ下野權頭親廣ノ女

ナリト。是ニ由リテ其嫡男太郎義俊タルコト明亮ナリ。然ルニ其母ノ如キハ、唯尊卑分脈ニ記ス。由良系圖ハ則二郎義兼ノ方ニ記シ、義俊ノ下唯正嫡當腹太郎ト記セリ。當腹トハ謂ユル嫡母ニ生ズルヲ言ヘルナリ。正木氏ノ古文書ニ據リテ考フレバ、義季義兼同母弟而シテ其他ハ詳カナラザルナリ。大系圖又記ス。義俊ヲ大新田ト號シ、義兼ヲ小新田ト號ス。兄弟皆當ニ新田爲ルベシ。而シテ唯二人、大小ヲ以テ之ヲ稱スルモノハ、豈同母弟ニシテ復家ヲ母弟ニ讓ルヲ以テカ。未知ル可ラザルナリ。下野權頭親廣ハ由良系圖ニハ、豊島下野守源親廣ニ作レリ。大系圖ヲ按ズルニ、攝津守源賴光ノ弟大和守賴親ノ五世ノ孫豊島下野權守對馬守賴弘テフ者ハ、宇野七郎親治及ビ豊島基弘等ノ父ニシテ、基弘ハ則高木判官代信光ノ父。信光ハ則高木氏ノ鼻祖也。是ニ由リテ考フレバ、賴弘親弘同人ナリ(以下)

義成 義俊嫡男、里見冠者從五位下伊賀守、附録鳥山系圖義和元年ニ作ル。十二月廿四日同鳥山系圖廿二日ニ作ル。偽リテ平氏ニ告ゲテ曰ク、鎌倉ニ下リテ賴朝ヲ襲ハント。逃レ來リテ賴朝ニ隨フ。天福元癸巳歲十一月廿八日卒年七十八。梅里遠香大居士ト謚ス。

賴朝ニ調ス。後四世ノ將軍賴朝、賴家、實朝、賴經ニ勤仕ス。云云。  
按ズルニ義成保元二年生トハ恐クハ元年ヲ誤レルナラン。若二年ニ生レバ則天福元ハ其年七十七也。然ルニ房州本織村延命寺ニ藏セル平山勝峯ガ延寶八庚申歲ニ編集セル所ノ里見系圖ニシテ已ニ文曆元甲午歲十一月廿八日卒年七十八梅里遠香大居士ト謚シ、一寺ヲ上州碓井郡里見邑ニ建テ里見山光明寺阿彌陀院ト號スト曰ヘリ。是ニ由リテ考フレバ保元二年生ノ如クバ、則文曆元年ニ至リテ七十八爲ルコト疑ヒ無キナリ。未ダ其孰レガ是ナルヲ知ラズ。

今房州傳フル所ノ里見系圖ニアリ。一ハ則里見成義ノ三男義通ノ兄織部正義富ヨリ義信義滿義正ニ至ルマデ四世白濱城主爲リシ者ノ後傳フル所ノ書。今白濱ノ杖珠院ニ傳フル所ノモノ是ナリ。一ハ則平山勝峯ガ編集スル所ノ延命寺ノ藏是ナリ。謂ユル此書ハ、延命寺ノ中興開山吉州梵貞十二世節翁全忠テフ者、此寺ニ住セシ時ニ、平山勝峯テフ者アリ。來リテ里見氏ノ家系ヲ問フ。全忠其香花院ニシテ而シテ其事ヲ分明セザルヲ嘆ジ、鬼錄雜記及ビ、里老ノ口碑ニ傳フル所ノモノ等探リ集メテ以テ之ヲ平山氏ニ與ヘテ、其缺漏ノモノヲ補ハシメテ編成ス。延寶甲午ノ歲十二月自カラ其後ニ題セシモノ我之ヲ閱スルニ、蕪雜極マリ無シト雖モ、亦一二取ル可キモノアリ。是レ里見氏國除カレシヲ去

ルコト、僅カニ六十七年也。近時延命寺二十八世曹山愚洞テフ者、眞倉邑石井氏ノ子也。而シテ石井氏本姓薦野氏爲リ。薦野氏里見氏ヨリ出ヅルヲ以テ薦野氏系譜ヲ作り而シテ其家ニ傳フル所ノモノトナシテ我ニ示ス。我之ヲ觀ルニ、皆平山氏ノ編集スルモノヲ刪芟シ之ニ加フルニ小田原正木氏(大田喜正木氏ノ誤)ノ世次ヲ以テシ誤リテ已レノ先世ト爲スナルモノ、後世彼ノ書ヲ以テ薦野氏ノ舊傳物ト爲シ、欺ムク所ノモノアラン。故ニ我此ニ記シテ以ヘ爲ク、里見氏ノ家譜、房州ニ傳フル所ハ唯二也。觀ル者コレヲ察セヨ。已下本織白濱ヲ記シテ之ヲ分ツ。

義清 義俊ノ二男、田中五郎、水府大日本史ヲ按ズルニ五男ト曰ヒ、大系圖モ亦、五郎ト曰ヘリ。此語ニ由リテ考フレバ當ニ五男ト爲スベキナリ。  
又大系圖ヲ按ズルニ、曰ク、田中五郎義清、嫡男同太郎重政其子又太郎重經、重經ノ一男同藏人經村、二男田中七郎經氏、後ニ金谷修理大夫ト稱ス。兄經村孫、田中太郎治部少輔宗村、持氏ニ從テ、鎌倉ニ戰死スト。是レ義清六世ノ孫ナリ。太平記ヲ按ズルニ、經氏金谷治部大夫ト號ス。延元元年八月兵ヲ播州東城地ニ起シ、城郭ヲ丹生山陰ニ構ヘテ、山陰道ヲ中絶ストイヘルモノハ義清四世ノ孫ナリ。  
義基 義成ノ長男里見太郎、正喜ニ戊午歲八月十五日卒ス、源雄基本大居士ト謚ス、按ズルニ白濱本織大系圖ヲ按ズルニ、



里見太郎義基ト曰ヒ、白濱系圖ニ彌太郎義基ト曰ヒ、本織系圖ニハ刑部少輔ニ作り、里見記ニ式部少輔ニ作ルモノ恐ラクハ誤リナラン。里見氏世々刑部少輔ト稱スルコト蓋此ニ始マルナリ。

新田正傳記ヲ按ズルニ曰ク。上西公七世ノ孫新田由良太郎朝氏子無シ。而シテ弟氏光ヲ以テ子ト爲ス蚤ク死ス。是ヲ以テ同宗中當ニ嗣ト爲スベキ者ヲ撰ブ。此時ニ當リ。里見義俊六世ノ孫里見大炊助義忠一ニ忠義ニ作ル誤ナリ。ノ五男里見五郎義貞其器アルヲ以テ、朝氏ノ嗣トスル所ト爲リ、新田由良小太郎義貞ト稱ス。後ニ一男ヲ生ム。之ヲ脇屋義助ト謂フ云々。然ラバ則義基テフ者ハ新田義貞ノ實父義忠四世ノ祖安房ノ里見義實八世ノ祖ナリ。

又大系圖ヲ按ズルニ曰ク、義基ノ嫡男又太郎掃部助氏義二男竹林二郎里見ノ判官代義秀ハ則義忠ノ父ナリ。氏義嫡子掃部助重義其子大炊助時義、越前金崎ニ自裁スト、太平記ヲ按スルニ延元二丁丑歲三月六日、一宮恒良親王金崎ニ自裁。越後守新田義顯、大炊助里見氏義同ク自裁云々。白濱杖珠院ノ鬼録ニ曰ク、義秀弘安六癸未歲六月朔卒ス。義諦院殿廓然徹心大居士ト謚ス。其子忠義正和五丙辰歲八月十四日卒ス。傑岑祖英大居士ト謚スト。忠義ハ則義貞ノ實父ニシテ而シテ里見義實六世ノ祖ナリ。

義綱 義成ノ二男 大島藏人

時入道生西也。幼名名越式部承後ニ從四位下遠江守ニ任セラレシ者是ナリ。正義入道トハ、足利義氏祝髮ノ號法樂寺殿正義大居士ト謚セシ者是ナリ。彌太郎義綱ハ恐クハ當ニ彌太郎義基ヲ誤レルナルベシ。義綱ハ義基ノ弟大島二郎義綱ト稱スル是ナリ。

義直 義成二男、里見判官代藏人。

白濱系圖ヲ按ズルニ、里見判官代ト曰ヒ、藏人ノ字ナシ。本織系圖ニハ曰ク。里見判官代殷富門院藏人。承久亂勳功アリ。美濃國圓教寺ノ地頭職ニ補任セラレ。子孫仍テ當國ニ住スト。大系圖ニ曰ク。殷富門院藏人、嫡子太郎義秀、二男二郎伊賀守頼成、圓教寺平野村地頭。其子彌太郎伊賀守義綱、義綱子又太郎經成、其子伊賀守時成。時成子大膳亮義益。云々。

按ズルニ、伊賀守時成トハ、延元二年正月十一日、瓜生判官保及宇都宮天野等ヲ帥テ金崎援兵ノ將帥ト爲リ、杣山ヲ出テ敦賀ノ山中ニ到リテ戰死シ、義益トハ延元元年 後醍醐天皇還幸ノ從士タリ。足利武鑑ニ里見民部少輔義宗トイフ者アリ。則義直三男里見三郎義員五世ノ孫新藏人義宗是ナリ。

義行 義成五男里見五郎

經成 時成嫡男鳥山太郎 諸系譜附錄鳥山系圖ニ曰ク、或ハ云フ新三郎、母ハ額田五郎氏經ノ女、寛喜元己丑歲生ル、寛

白濱系圖ヲ按ズルニ義綱義繼ニ作り、大井田及大島新田ト號スト曰ヘリ。大系圖ヲ按ズルニ曰ク、義綱大島二郎伊賀藏人ト號ス、其子大井田三郎氏繼。氏繼ノ會孫大井田彈正少弼民部大輔氏經。又曰ク、義綱二男大島修理亮時繼。會孫大島讚岐守義政入道法西、建武ノ武者所爲リ云々。太平記ヲ按ズルニ義貞武藏野合戰ノ條下ニ曰ク。越後勢里見、鳥山、大井田遠江守氏經云々。氏經ハ則義綱六世ノ孫也。

時成 義成三男 鳥山三郎

大系圖ヲ按ズルニ曰ク、三郎藏人。尊卑分脈ニ曰ク、時成伊賀守ト爲ルト。諸系譜附錄鳥山系圖ニ曰ク、時成初里見三郎藏人ト號ス。土御門帝建仁元年ニ生ル。建保二年ノ春父義成ニ從テ鎌倉ニ抵リ、首服ヲ山内亭ニ加フ。時ニ北條朝時來リ會シ、自ラ首服ヲ加ヘ、其名一字ヲ與ヘテ、時成ト爲ス。寶治二年閏十二月十日將軍頼經足利正義入道ノ亭大倉ニ宴シ、及ビ新ニ八幡神像ヲ造リ之ヲ司祝寺ニ入レ奉ル。等第二次ノ騎馬ハ里見彌太郎義綱、同藏人三郎時成之ヲ爲ス。建長元己酉ノ歲上州新田郡鳥山ノ庄及寺井大原成塚ノ庄等ヲ賜ヒ。館ヲ鳥山ノ庄ニ構ヘ、移リテ此ニ住ス。故ニ里見ノ號ヲ停メテ鳥山ト稱ス。正喜二戊午歲五月十六日卒ス。年五十六。

按ズルニ朝時トハ北條義時ノ二男ニシテ武藏守泰時ノ弟朝

元二年加冠。外祖氏經首服ヲ加ヘテ以テ諱字ヲ授ケ、經成ト名ク。寶治元年大樹頼嗣公ニ謁シテ以テ勤仕ス。正喜二年父ノ喪ニアリ。本國ニ籠居ス云々。

按ズルニ經成ノ母氏經ノ女テフ者ハ經成ノ祖父義成ノ再從弟タリ。大系圖ニ曰ク、義重五男額田五郎經義、其子合戶二郎氏經云々、氏經男子三人アリ。女子ヲ記セズ。曰ク、一男合戶七郎、七郎恐クハ誤リ當ニ太郎ナルベシ。氏政二男二郎經氏、三男三郎時綱。嫡男氏政ノ子正忠合戶掃部助ト稱シ、其子爲綱ヲ合戶左馬助ト稱ス云々。按ズルニ左馬助爲綱ハ則延元元年還幸ノ從士、額田掃部助爲綱也。是經成ノ外祖氏經五世ノ孫也。

頼成 時成二男、鳥山五郎

大系圖ヲ按ズルニ曰ク、五郎頼成。附錄鳥山系圖ニ曰ク、伊賀守或ハ盛成如夢ト謚ス。一ニ又三郎。母ハ經成ト同シ。寛喜三年ニ生レ、宗尊親王ニ仕フト。

氏成 頼成ノ男鳥山孫三郎

按ズルニ安藤侯ノ臣鍋田鳥山氏家譜ニ曰ク、一本ニ頼成子孫三郎義貴其子彌三郎義盛ニ作り、氏成無シト。大系圖ニ曰ク、頼成男孫三郎氏成其子左馬助伊賀守義盛、其子左馬助伊賀守房成。房成三男孫二郎兵部少輔貞直、常功ト謚ス。二男又七郎民部少輔盛貴道成ト謚ス云々。附錄鳥山系圖ニ曰ク、頼成ノ子彌三郎氏成其子又三郎朝成、元弘舊正慶二年ニ



作ル是ナラズ、三年五月十六日、新田義貞ニ從ヒ、武州分  
 部ニ於テ戰死ス。其子經國左衛門尉ト稱シ、父ト同ジク戰  
 死シ、其子成盛源太左衛門ト稱ス、云々。鍋田氏系圖ニハ  
 成盛ヲ盛成ニ作ル。  
 按スルニ分部トハ武州府中ノ傍邑ナリ。當時諸士戰死ノ塚  
 今ニ存ス。是ヲ以テ我ハ朝成父子ノ爲ニ其碑ヲ建テント欲  
 シテ未ダ果サル也。太平記ニ朝成父子ノ戰死其他同族戰  
 死ノ者ヲ記セズト雖モ、多ク世良田長樂寺ノ古文中ニ記セ  
 リ。又武州多摩郡野口邑德藏寺ノモノヲ觀ルニ元弘年間置  
 ク所ノ碑ニ、刻ミテ曰ク、飽間齋藤三郎藤原盛貞行年廿  
 六、元弘三年癸酉五月十七日、府中ニ戰死ス。同孫七家  
 編者按スルニ七ノ下恐 行年廿三戰死。飽間孫三郎憲長行年廿  
 ラクハ一字ヲ脱ス。 是月十八日相州村川 此字蓋蝕辨シ難シ、今姑ク此字ヲ意ニ  
 五。是月十八日相州村川 猶他日ノ校訂ニ待ツ。編者云云ニ  
 戰死スト。此等ノ人皆野乘記スル所無シト雖モ今見ニ其碑  
 ヲ存ス。傳ヘ言フ。義貞府中ニ陣シ、分部川原ニ會戰シテ  
 敗績シ、此邑ノ小丘ノ處ニ登リ、旗ヲ此ニ立テテ、敗兵ヲ  
 集ムト。今山上ニ小塚アリ。双松並ビ植エタル者。之ヲ將  
 軍塚ト號ス。碑ハ舊此ニ在リシガ今山ヨリ下シ德藏寺ノ背  
 ニ置ケル者是也ト。  
 新田正傳記ニ曰ク。觀應年間ニ島山右近將監頼仲テフ者ア  
 リ。威猛ヲ盛ニシテ寺尾邑ヲ橫領シ、鳳鳥山寺ヲ島山邑ニ  
 建ツ。其開山ノ師ハ法印良覺テフ者則義一ノ弟也。寺ニ不

動ノ尊像ヲ藏ス。高野大師ノ作。此寺當時二十五箇寺ノ本  
 山ナリ。是ニ於テ岩松ノ前司頼宥 大系圖ヲ按スルニ岩松治部  
 者是ナラ 小柴某テフ者ニ命ジテ、之ヲ破壞セシメテ、頼仲  
 ムカ。 與フルニ島山ノ一邑ヲ以テスト。是觀應年間ニシテ而シ  
 テ岩松治部大輔滿國ノ時ニ方レリ。良覺テフ者ハ、貞治元  
 年壬辰ノ九月廿日ヲ以テ亡ス云々。  
 巡狩録ヲ按ズルニ、系圖ヲ引テ曰ク、武藏少將義宗ノ母勾當  
 内侍室ハ岩松滿國ノ女ト。新田正傳記ニ曰ク、義宗ノ母義  
 顯ニ同ジ。安東聖秀女ト。恐クハ當ニ從フベシ。其室ノ如  
 キハ、則當ニ滿國ノ女ナル可シ。滿國ノ子滿純テフ者、實  
 ハ義宗ノ子云々。此時ニ方リ、島山頼仲テフ者アリ。其所  
 出ヲ詳カニセズ。恐クハ、頼成氏成父子ノ後ヨリ出テシ者  
 ナラムカ。底倉ノ記ニモ亦島山三郎左衛門、同彈正少弼等  
 アリ。其他一二名其詳カナルコトヲ知ルコト能ハズ。此等  
 ノ後タル者亦他國ニ在ラム。我願ハクハ之ニ遇ヒテ其詳カ  
 ナルコトヲ聞クコトヲ得タラムニハ、實ニ猶七世ノ孫ニ遇  
 フガ如キナリ。  
 我之ヲ聞ク。上島山邑長木村氏テフ者曰ク、島山邑ニ客願  
 山西慶寺テフ者アリ。一ニ東藏坊來迎院ト號ス。上古勝道  
 上人ノ開基。中古島山義一ノ舍見僧ト爲ル者 按ズルニ良覺  
 之ヲ中興ス。客願テフモノハ、義貞公鎌倉ヲ攻メムト欲セ  
 シ時ニ方リ、此寺ニ詣デシコト、二十一日、其利アラムコ

トヲ願ヒヌ。是ヲ以テ後ニ山號ト爲ス也。舊ハ大鳳山下號  
 シキ。當時義貞納メシ所ノ劔一口今ニ存セル者是ナリ。又  
 古ヨリ上西公ノ自カラ書キシ殘紙アリ。義重ノ二字ヲ細カ  
 ニ書シ、下ニ花押ヲ大書セリ。傳ヘ言フ。前文ニ百石ヲ賜  
 フノ字アリ。今其朽殘ノミ。然ルニ其奈何ヲ知ラズ。世ニ  
 觸不動ト稱スル者モ、亦此寺ニ在リ。故ニ安養寺ト爭ヒア  
 リ。然ルニ彼ハ坐像此レハ立像ナリ。而シテ此像ハ、古ヨ  
 リ火災無キ者。傳ヘ言フ。越後ノ島山ニ持テ去レリト。知  
 ラズ、越後州ニ島山アリヤ否ヤト。我答ヘテ曰ク。我が先  
 二三世越後州ニ住ス。是ヲ以テ此言アリシナリ。然ルニ未  
 越後州ニ島山下名ツクル者アルコトヲ聞カザルナリ。  
 家成 經成長男、島山左京亮、按ズルニ我家世々左京助ト  
 大系圖ヲ按ズルニ、左京助家成ト曰ヒ、鍋田家譜ニハ又太郎  
 ト曰ヒ、一ニ左京助又一ニ民部太輔ト云フ。尊卑分脈ニハ太  
 郎ヲ二郎ニ作レリ。諸系譜附錄島山系圖ニ曰ク、孫三郎修理  
 亮或右京亮、按ズルニ右京、母ハ堀口二郎家貞ノ女。始メテ越  
 後國府 或ハ云フニ移リ住ス。元弘三年新田義貞兵ヲ上野  
 國ニ擧ゲン時。家成胃ヲ古稀ノ霜毛ニ戴キ、二子俊義、氏  
 頼及ビ同族ヲ帥テ以テ越後州ヲ發シ、五月八日武上ノ界利  
 根川ノ上ニ到リテ、義貞ニ謁シ、相別レテ島山ノ寨ニ入り  
 テ由良世良田等ノ諸城ヲ警衛シ、兼テ四郎義繁 義貞ノ  
 議シテ而シテ分國ヲ平治ス。

按ズルニ堀口二郎家貞ハ、恐ラクハ、三郎家貞ヲ誤レルナ  
 リ。新田正傳記ニ曰ク。二郎藏人義兼ノ嫡孫新田又太郎政  
 義男子四人アリ。嫡男由良太郎政氏二男大館二郎家氏 按ズ  
 家氏ハ鎌倉極樂寺口戰死ノ 三男堀口三郎家貞 按ズルニ家貞ハ美  
 將大館二郎宗氏ノ父ナリ。 濃守貞満ノ祖父ナ  
 リ。 四男市井四郎貞政 按ズルニ太平記ニ越前金ヶ崎ニ戰死ス。  
 ガ是ナルヲ知 貞政大系圖家貞ノ二男ニ作ル。未ダ執レ  
 ラザルナリ。 分レテ四家ト爲ル、云々。是ニ由リテ考フレ  
 バ、家貞ノ三郎タルコト疑ヒ無キナリ。大系圖ヲ按ズルニ  
 曰ク、新田政義ノ三男孫二郎家貞 白濱系圖ニ里見義成ノ弟堀  
 家貞一男堀口貞義從五位左馬權頭美濃守ト爲ルト。美濃守  
 貞満ノ父ナリ。二男一井孫三郎貞政ハ民部權大輔ト爲リ、  
 越前州金崎ニ戰死ス。家成ノ母父經成ニ嫁セシコトヲ記セ  
 ザル者ハ、蓋シ遺漏アルナリ。  
 新田興廢記ニ曰ク、家成ハ乾元ノ武者所爲リト。按ズルニ  
 乾元ハ後二條帝即位ノ元年ニシテ而シテ僅カニ一年ニシテ  
 改元シテ嘉元ト爲ル。後醍醐帝ノ即位元應元年ヲ去ルコト  
 十八年前ニシテ、而シテ鎌倉將軍久明親王ノ時ニ方リ、義  
 貞ガ鎌倉ヲ攻メシ時ヲ去ルコト已ニ三十二年前ナリ。宜ナ  
 ル哉武藏野ノ會戰ノ時已ニ白髮ノ翁タリシコト。  
 按ズルニ附錄島山系圖ニハ家成弟民部大輔貞興ト云フ者ア  
 リ。鍋田家譜ニハ貞興ヲ信成ニ作レリ。  
 俊義 家成長男、島山太郎、修理亮。  
 按ズルニ太平記、延元元年十月十日 後醍醐帝還幸ノ從士



修理亮義俊、新三郎氏頼アリ。大系圖亦曰ク、修理亮俊義ト。俊義義俊同人ナルコト知ルベキナリ。  
 附録鳥山系圖ニハ、孫三郎義盛ニ作ル。曰ク、修理亮從五位下伊賀守左馬助、建武元年武者所告感アリ。  
 感ノ二字解スルコト能ハズ、豈夢中名ヲ義俊ト改ム。弘安元年越州ニ生レ告アルヲ感ズルカ。  
 新田氏光 按ズルニ氏光テフ者ハ、新田由良六郎基氏ノノ女婿ナリ。女ハ實ハ義貞ノ家司舟田義昌ニ作ル。入道月宵ノ子ナリ。氏光子ト爲テ義俊ニ嫁セシム。長門守經政 本姓大島子タ。テフ者ハ、義俊カ妻ノ弟ニシテ、而シテ義一ノ兄ナリ。元弘三年三月廿一日、上野國ニ到リテ義昌ニ遇フ。義昌窃カニ義俊ニ告クルニ義貞ノ密謀ヲ以テシ、義貞ニ謁セシム。是ヲ以テ約シテ義俊ヲシテ越後州ノ同宗氏族ト會スルノ期ヲ約シテ去ラシム。同五月七日越ノ國府ヲ發シ、翌八日黃昏利根川ノ上ニ到リテ義貞ニ謁シ、同十一月始メテ武州小手指ケ原ニ戰ヒ、連戰利アリ。而ル後、分部川原ニ軍シテ敗績シ、同族ニ力爲ニ死スル者多シ。是ニ於テ三浦介高通來リ助ケ、遂ニ鎌倉ヲ攻メテ北條高時入道崇鑑ヲ滅ボシ、建武元年三月上野播磨兩國ノ守ヲ義貞ニ賜ヒ駿州及越後州ヲ義助ニ賜ヒ、又相州河村ノ庄ヲ大井田氏經ニ同州金井ノ庄ヲ鳥山義俊ニ賜フ。是則義貞ガ同宗氏族ノ忠戰ヲ奏セシニ由リテナリ。是歲義俊武者所ニ除セラレ、同二年致仕シ、大島義政 讀岐 又之ニ補任セラレ、而シテ同

年致仕ス。後足利尊氏ガ關東ノ管領職ニ任ゼラレ新田氏族ノ所領地ヲ奪フテ之ヲ其同族ニ與フルニ方リ、是ヲ以テ河村ノ庄ヲ荒川某テフ者ニ金井ノ庄ヲ桃井某テフ者ニ與ヘヌ。是ニ於テ義俊ハ桃井氏ト闘ヒ、而シテ克テ其地ヲ領ス。同三年正月十日 後醍醐帝尊氏ノ爲ニ襲ハレ給ヒ叡山ニ遷幸ノ時、義貞義助及ビ義俊氏頼等金輿ヲ衛護シテ之ニ從フ。同四年三月六日 越前金崎ノ城中ニ戰死ス。年五十九。或ハ云フ義貞ニ從ツテ瓜生山山城ニ戰死スト。或ハ云フ此時猶存命ナリト。云々。  
 按ズルニ義俊ハ、鍋田系譜ニ曰ク。彌三郎義盛、一ニ義盛ヲ以テ孫三郎義貴ノ子ト爲リ、未ダ義俊ト改名セシコトヲ言ハズ。太平記大系圖等ニ由リテ之ヲ考フレバ則俊義義俊同人ナルコト當ニ知ルベシ。而シテ義俊義盛ノ同人爲ルモ未知ルベカラザルナリ。鍋田氏證スル所ノ一本ニハ頼成ノ子彌三郎氏成ヲ孫三郎義貴ト爲シ、彌三郎義盛ヲ以テ義貴ノ嗣ト爲ス。是レ則分明ニ頼成ノ一男氏成トハ又三郎朝成ノ父ニシテ而シテ二男義貴ハ彌三郎義盛ノ父タルコト。當ニ疑ヒ無カルベシ。然ルニ氏成義貴同人カ未ダ知ルベカラズ。若同人ト爲サバ、則朝成義盛ノ兄弟タルコトヲ知ルベシ。而シテ義俊義盛ト同人ト爲スハ誤リ也。我其系ヲ分チテ天下ニ詳カニス。請フ見ル者コレヲ察セヨ。  
 鳥山三郎時成一男經成。二男頼成。頼成一男氏成 朝成也 二男

義貴或ハ義貴氏成同人カ。義貴ノ子義盛、義盛ノ一男義胤鳥山太郎三郎 鳥山孫三郎左馬助伊賀守正和年中鳥山氏頼早死云々。二男房成 鳥山孫三郎其母ニ妻ハス。鍋田家系ニ曰ク孫次郎房 房成一男貞直 系圖貞成ヲ以テ義胤ノ子ト爲ス。一男盛貴 又七 盛貴子親成 又三 貞直子道成 鳥山孫三郎 附録鳥山系圖及中鳥山庄ヲ 道成三男ヲ生ム。一男俊成鳥山新三郎ト號ス。應永廿二年十月上杉禪秀ノ亂ノ時持氏ニ從ツテ駿州ニ走ル。永享十年ニ及ンデ上杉憲直ニ屬シテ京師ノ兵ヲ相州早川尻ニ拒ミテ戰死ス。二男胤成鳥山源三郎ト稱ス。後ニ式部大輔ト號シ、永壽ト諡ス。關東公方家ニ屬シ、邑ヲ上州鳥山、鶴生田、阿佐見、寺井、藪墓等ノ五邑ヲ食ス。胤成ノ子及ビ孫等ノ幼名不動丸、不動壽丸、正木氏ノ古文書中ニ見エタリ。是レ安藤侯臣鍋田氏ノ由テ出ヅル所ナリ。鍋田郷ニハ今ニ於テ其同族ヲ存ス云々。三男成任彦三郎ト稱スル是ナリ。一男俊成ノ子孫三州御油ノ庄及ビ、藤頭郡東城中鳥山城邊ニ住ス。後江都ニ來リ幕府ニ仕フ。今其後ヲ絶ツ。附録鳥山系圖ハ則其家譜也。御油ノ庄ニハ今少シク其族ヲ存ス、云々。  
 氏頼 俊義ノ男鳥山左京亮新田義貞ニ隨從ス。大系圖ヲ按ズルニ、左京亮氏頼。太平記ニ延元元年 後醍醐帝還幸從士鳥山新三郎氏頼。附録鳥山系圖ニハ、氏頼ヲ以テ義俊ノ弟ト爲シテ曰ク、新三郎從五位下、左京助、弘安六年越後州ニ生レ、元弘年

間、新田義貞ニ屬シ、兄義俊ト俱ニ戰功アリ。建武三年舊延元元年ニ作ル。建武三年ヲ誤。正月廿七日義貞正成名和長マ。八月改元シテ延元ト爲ス。年等山門ヨリフナリ。兵ヲ出シテ尊氏ヲ京ニ攻ムルニ方リ、其兵ヲ部署シテ三隊ト爲シ、一ハ義貞堀口貞滿ト四千人ニ將トナリ。義助ハ大館氏明ト三千人ニ將トナリ。爲一、氏頼ハ里見義益 按ズルニ義益ハ鳥山時成ノ弟里見藏人義直六世ノ孫賀守時成ハ延元二年金崎ヲ稱ス。延元元年還幸從士ナリ。義益ノ父伊兵ノ將トナリ和山ニ戰死ス。ト三千人ニ將トナリ、每隊十旗、謂ユル中黒旗凡三十箇ヲ擧ゲ、双林寺、法勝寺、將軍塚ノ三處ヨリ出デテ、敵軍ノ後ヲ襲フ。尊氏之ガ爲ニ狼狽シテ走ル。義俊ハ此ヨリ先正月十六日戰鬪ノ時數創ヲ蒙フリ、此軍ニ與カラズ。凡氏頼ハ戰毎ニ將タリ。同年三月十三日氏頼ハ中院少將勝平及大井田氏經、里見義益、堀口貞滿等三千五百餘人ヲ帥キ、分チテ五將ト爲シ、高、上杉氏ノ一萬餘兵ト闘フ。同年七月八日義貞敵ヲ京師ニ襲ヒテ勝タズ、台嶺ニ歸ル。是ニ於テ四千五百餘ノ兵ヲ以テ後軍三隊ト爲シ、義益ハ二千ニ將ト爲リ、氏頼ハ千五百、經政千。高ノ師直ノ萬餘兵ト闘ヒ、師直敗績ス。同年八月氏頼房成ヲ倡ヘテ越後ニ歸リ、軍用ヲ蓄積ス。延元二年 舊建武四年 大井田、田中、中條、風間、太田、根津、瀧口等ト相携ヘテ越後州ヲ發シ、或ハ云フ七 越中ノ國ニ到リ、普門藏人俊清 櫻井播當國ヲ保ツ者ト戰ヒテ功アリ。同八月六日、越前國河合ニ抵リ、義貞ニ謁シ、延元三年閏七月二日義貞戰死ス。是



ヲ以テ氏賴越府ニ歸リテ潛居シ、年ヲ以テ終ル云々。

經盛 氏賴ノ子ナリ(新田族譜ニヨリテ補入ス、校訂者)  
義正 經盛男、鳥山民部大輔常陸國下館城主家紋上羽蝶、幕紋丸中兩引、關東  
管領左馬頭弓滿ニ仕ヘテ家人ト爲ル。按ズルニ、弓滿ハ氏  
滿ノ諱也。家系舊皆卿書予ニ至リテ之ヲ改ム。故ニ知ル。  
氏ノ字舊弓ノ字ニ諱ルナリ。家譜舊唯義正已下ヲ記シ、經  
盛以上ヲ失フ。故ニ我吾ガ同宗館山ノ藤井鳥山氏ノ裔宇山  
道卓ノ家譜ニ由リテ之ヲ補フ。子孫タル者其コレヲ忽カセ  
ニスルコト勿レ。大系圖ヲ按ズルニ、氏滿ハ基氏ノ嫡男、  
從三位左馬頭應永五年十一月四日卒ス。年三十八。永安寺  
殿壁山全公ト諡スト是ナリ。

鎌倉大双紙ニ曰ク。永和五己未歲三月三日、康曆ト改元ス。  
室町將軍ヨリ土岐大膳大夫ヲ濃州ニ討タン爲ニ各國ノ兵ヲ  
召ス。是レ鳥田某テフ者、之ヲ讒セシナリ。此時ニ方リテ關  
東管領上杉憲春刑部大輔ト號ス、永和四年兄兵部ノ弟憲方入道  
道合憲實ノ曾祖五百餘騎ニ將トシ家旗ヲ賜ヒ、鎌倉ヲ發セ  
シム。是ニ於テ京師騷然タリ。故ヲ以テ密ニ氏滿ヲ誘ヒテ  
京都ノ將軍ト爲サムト欲スル者アリ。氏滿モ亦其志アリ。  
以テ窃カニ憲春ニ謀ル。憲春大ニ駭キ、切ニ之ヲ諫ムレド  
モ容レズ。而シテ曰ク、我已ニ之ヲ決スト。是ヲ以テ憲春  
諫ムルコト能ハズ。退イテ山内ノ亭ニ歸リ、私カニ妻ヲ召  
シテ曰ク、近頃爲ニ請フアラント欲ス。汝尼僧爲レト。妻

ヲ會シテ撃チ之ヲ夷ラゲ。義隆逃レテ、相州底倉ノ地ニ在  
リテ自裁ス。相摸守貞方義宗ノ嫡男也又逃レテ千葉ニ在リ。千  
葉氏ノ爲ニ生獲セラレテ鎌倉七里ヶ濱ニ殺サル。此時ニ方  
リ、經盛義正父子二世仕ヘテ基氏氏滿ノ世ニ在リ。是ヲ以  
テ義隆貞方ニ屬セザル知ルベキナリ。按ズルニ南朝後龜山  
帝ノ元中九年ニ三種ノ神器ヲ北朝後小松帝北朝明德三年也ニ授ケ  
玉ヒシモ亦義正ノ時ニ當レリ。

家系ヲ按ズルニ、家紋ヲ此ニ記シテ曰ク、紋ハ上羽蝶、幕  
ノ紋丸中引兩ト、附録鳥山系圖ニ曰ク丸中劔酸漿及丸  
中二ツ引又丸中二文字ニ改ム。鍋田家譜ニ曰ク、丸中兩引  
ト、是レ輪中ニ二ヲ畫スルヲ謂フナリ。今輪中ニ三畫ヲ用  
ヒ、及ビ木瓜ヲ用フ。新田正傳記ニ曰ク。應永中横瀬六郎  
貞氏按ズルニ貞氏トハ新田義宗ノ三男始メ金井邑頼靈谷ニ隱レ、  
後遊行上人ノ弟子トナリ、逃レテ他邦ニ在リ。年二十二及ビ  
還俗シテ横瀬左近將監ノ女婚トナ正月二日夜ノ夢ニ、自カラ  
田ヲ耕ヘス。翌蚤横瀬時昌來ル。貞氏之ヲ話シ、由良圓福  
寺ノ僧、善淳阿遮黎ヲシテ之ヲ禱ラシム。善淳祝シテ曰ク、  
新春ノ田ハ是新田ノ字、當ニ舊領回復ノ瑞夢ナルベシト。  
後幾バクモナクシテ新田氏ノ舊領ヲ復ス。是ヲ以テ三畠ノ  
白幕及大中黒ノ旗等圓福寺ヨリ裁シテ之ヲ獻ジ、爾後世々  
吉例タリ云々。按ズルニ三畠白テフモノハ、三布白ナリ。  
五布ヲ以テ幕ヲ制ス。上中下ノ三處白クシテ、而シテ、其  
間ノ二布黒キモノ之ヲ三布白ト謂フ。亦之ヲ兩引幕ト謂フ。

之ヲ聞テ甚ダ怪シミ以テ奇望ト爲ス。然レドモ自思フ。我  
夫アリト雖モ、今人皆其賢ヲ推ス、縦ヒ過チヲ爲ストモ奈  
何ゾ之ヲ背カンヤト、答ヘテ曰ク、望ミハ易々タル耳ト。  
即ハチ、髮ヲ斷チテ、自カラ僧衣ヲ裁ス。憲春之ヲ見テ、  
笑テ曰ク、實ニ強望ノミ。然ルニ後ニ解スルアラント。起  
テ其室ニ入り、事ヲ謀ルノ不利ヲ反覆シテ自カラ書シ、之  
ヲ氏滿ニ遺書シ、遂ニ持佛堂本邦木主ヲ置ク所之ヲ持ニ入り  
テ腹ヲ割キテ死ス。道珍ト諡ス。是ナリ。氏滿之ヲ聞テ愕  
然トシテ遂ニ其謀ヲ絶チ、其諫ニ從ハザルヲ悔ユ。同四月  
晦日、安房入道道合ヲ以テ憲春ニ代リテ管領ト爲ス。是ヨ  
リ先三月十日、鎌倉ヲ發シ、三州驛ニ滯留ス。此ヲ以テ此  
命ヲ與フ云々。

山陽外史ニ曰ク。康曆二年小山下野守義政宇都宮左衛門尉  
基綱ヲ殺ス。是ニ於テ氏滿自カラ將トシ撃チテ之ヲ殺ス。  
其黨田村則義小田五郎等兵ヲ陸奥ニ起ス。上杉朝宗按ズル  
ハ大懸禪秀ノ父ナリ。應永二年憲孝ニ代リテ管領トナル。蓋征奥ノ  
功ナリ。憲孝ハ憲方ニ代リ一年ニ滿タズシテ管領ヲ辭セラレシモノ。  
撃チテ之ヲ夷ガ。底倉ノ記ニ曰ク、信夫ノ庄司伊達政宗  
等、新田義隆義治ノ嫡男將器アル者ヲ奉シ靈山ニ構ヘテ兵ヲ奥州ニ  
舉グ。小山犬若丸テフ者義政ノ亂ヲ逃レテ此ニ在リ。又將  
ト爲ス。鳥山三郎左衛門、同禪正少弼其他同姓三名我之ヲ  
忘ル。亦義隆ノ招キニ應ジ。同宗氏族數輩ト、越後上野ヨ  
リ之ヲ從フ。而シテ上杉朝宗、相馬、佐竹、葦名氏等ノ兵

幕府今之ヲ用フ。足利家ハ從來之ヲ用フ。後世丸中ニ兩ツ  
引ヲ用フルモノハ皆之ヲ轉用セルモノナリ。正傳記ノ記ス  
ル所ニ由レバ、由良家モ亦幕ニハ則之ヲ用フルカ。蓋源氏世  
々ノ徽號ナリ。傳ヘ言フ。義貞鎌倉ヲ攻ムル時、八幡祠ニ  
詣テ、遠祖義家奉ツル所ノ白旗八幡若宮祠ニ藏セリト聞キ  
開テ之ヲ觀レバ兩引旗ナリ。新田氏從來畫一旗ヲ用フ。而  
シテ兩引トハ二ヲ畫セルナリ。是ヲ以テ置テ之ヲ用ヒズ。  
尊氏之ヲ聞テ大ニ喜ビ、其兩ツ引ヲ用フルヲ以テ己ガ有ト  
爲サムコトヲ請フ。許サズ。蓋兩家ノ相容レザル、此ニ始  
マル云々。仙臺家齋藤順二著ハス所ノ藩祖實錄ニ奥軍秘錄  
ヲ引テ曰ク。中村朝宗雜髮シテ念西ト號ス。母ハ源判官爲  
義ノ女。故ニ源二位賴朝善ク之ヲ遇シ、賜フニ兩畫ノ衣裳  
ヲ以テス。實ニ源氏傳家ノ徽號タリ云々。之ニ由リテ考フ  
レバ。舊皆家ノ紋無シ。唯幕及旗ノミ黒ク一畫兩畫ヲ畫セ  
シノミ。近時輪ヲ加ヘザルモノノ如キ知ルベキナリ。後世  
ニ及ビ、氏族繁多異同ヲナシテ之ヲ分タント欲スルナリ。  
故ニ我家譜ノ如キモ亦丸中兩引ト稱スルモノ皆後世ナリ。  
唯兩引幕、三畠白幕ヲ稱スルノミ。我子孫タル者、時アリ  
テ世ニ出ヅルトキハ、則幕ニハ則直チニ三畠白ヲ用フルコ  
ト衣ノ章ノ如クシ、其輪ヲ加フル亦意ニ隨フベキナリ。  
按ズルニ新田足利一畫兩畫ヲ以テ之ヲ別ツ。而シテ我家及  
ビ里見氏等ハ新田ノ氏族ニシテ而シテ兩畫ヲ用フルモノ、



未其何ノ故タルヲ知ラズ。足利黨ニシテ而シテ一畫ヲ用フ  
ルモノ、唯田中岩松氏等ナリ。舊傳ニ曰ク。圓中ニ一畫  
クハ、是レ日ノ字、二画クハ是レ月ノ字、義家與ヲ征ス  
ル時、始メテ之ヲ畫シテ徽號ト爲ス。朝廷征賊ノ將ニ賜フ  
錦旗ニハ日月ヲ繪クノ舊例アリ。是ニ於テ、未賜旗アラズ。  
是ヲ以テ其字形ヲ私旗ニ識シテ以テ其亂ヲ平ラグ。爾後遂  
ニ兩家ノ徽號ト爲ケリト云々。

我家及里見氏ハ、愈新田ノ氏族、而シテ兩畫ヲ用ヒテ徽號  
ト爲スコト、我窃カニ之ヲ疑ヘリ。嘉永壬子ノ秋、上毛州  
ニ遊ビ、同宗氏族ヲ訪フノ次、金山ノ東今泉ニ抵リ、由良  
氏ノ香花院曹源寺テフモノヲ過リテ其所傳ヲ質ス。寺僧我  
ニ語リテ曰ク。寺中傳フル所由良家ノ木主ハ、愈兩畫ナリ。  
故ニ由良家ヨリ命アリ。曰ク。何故ニ此兩畫ヲ爲スヤ。是  
レ足利氏ノ徽號ナリ。當ニ我一畫ヲ以テ之ヲ更ムベシト。  
我答ヘテ曰ク。此寺世々ノ傳物、今我ニ至リテ之ヲ改ムル  
ハ不可ナリト。遂ニ改メザルナリト木主ヲ出シテ之ヲ我  
ニ示ス。實ニ其言ノ如シ。我此ニ至リ、解シテ曰ク。我同  
宗獨兩畫ヲ以テ徽號ト爲スノミナラズ、由良氏ノ如キモ亦  
先ヅ之ヲ用フルモノアリ。蓋シ由良里見鳥山氏等皆鎌倉ニ  
屬シテ其家ヲ保テリ。是ヲ以テ其徽號ヲ賜ヒシモノナルコ  
トヲ知ルベキナリ。然ラズンバ、則焉ンゾ其徽號ヲ棄テテ  
他ノ徽號ヲ傳フルモノナランヤ。

者能自カラ其世次墓年ヲ記シ、以テ其後世子孫ヲシテ又慨  
歎ヲ發セシムルコト勿レ。

義治 義正男、鳥山主計 同下館城主。父義正ニ從ヒ、弓滿公ニ  
仕ヘ、又滿兼公ニ仕フ。大系圖ヲ按ズルニ、曰ク。氏滿嫡  
男從四位下馬頭滿兼應永十六年七月廿二日卒ス。君  
爲ル僅々十一年勝光寺殿ト諡スル是ナリ。

義師 義治男、鳥山主馬 同下館城主。滿兼公及ビ持氏公ニ仕ヘ  
後下リテ上杉憲實ニ屬ス。

大系圖ヲ按ズルニ、曰ク。滿兼嫡男從三位左馬頭持氏、永  
享十一年十一月五日、金澤ノ稱名寺ニ薨歿ス、同十一日、  
永安寺ニ自裁ス。長春院殿繼公ト諡スル是ナリ。是歲四モ  
ニ持氏ノ黨ヲ求ム。故ニ義師モ亦憲實ニ降リシモノ知ルベ  
キナリ。

按ズルニ持氏一世動亂甚多シ。義師此時ニ方リ、持氏ニ仕  
フ。而シテ野乘ノ爲ニ記サレズ。甚ダ惜ムベキナリ。然ル  
ニ此多事ニ方リ、遺佚ヲ見ルモノ其他必多カラン。而シテ  
其多キニ屬スルモノハ多クハ新田氏ノ族ナリ。見ニ徳川里  
見氏等明亮ナラズ。見ルベシ、是レ同宗氏族其世ニ在リテ  
無キガ如ク、僅カニ存スル亦憫レム可キナリ。是ヲ以テ下  
ニ其離亂ノ大略ヲ記セン。

應永廿三丙申ノ歲上杉左衛門尉氏憲入道禪秀、持氏ノ叔父  
新御堂滿隆及ビ持氏ノ弟左衛門佐持仲ヲ誘テ叛ス。千葉、

按ズルニ我家義正ヨリ、義治、義師ニ至ルマデ三世下館ノ  
城主タリ。而シテ其事未ダ世ニ記スル所ヲ見ズ。白石子ノ  
藩翰譜ニ記セシコトアリ。曰ク結城氏朝ノ臣水谷伊勢守長  
享元年始メテ下館城ヲ築キテ住スト。然ルニ主馬義師ノ二  
男左近時秋文安五年常陸ヨリ來リテ里見義實ニ見エ。南條  
邑ニ住ス。文安ハ則長享ニ先ダツコト四十年前ナリ。是ニ  
由リテ考フレバ、水谷氏ノ前我祖已ニ住スル三世當ニ然ル  
ベシ。然ラバ則此城モ亦我先ノ築キシ所カ。嘉永辛亥冬十  
二月下旬下館ニ抵リテ、之ヲ土人ニ質セドモ、絶エテ識レ  
ル者ナシ。而シテ曰ク、聞ク水谷氏ノ前下毛州奈須家ノ臣  
暫ラク假リニ守リヌトテ、却テ我言ヲ信ゼズ。此地岡荷ト  
名ヅクルモノアリ。今ニ至ルマデ水谷氏ノ香花院ヲ存ス。  
寺ニ抵リテ其鬼簿ヲ閱スルニ曰ク、文和二癸巳歲某月日左  
近將監卒ス。至徳三丙寅歲左衛門督某卒ス。應仁元丁亥歲  
水谷出羽守某卒ス。享祿元戊子歲三月水谷伊勢守勝氏卒ス。  
勝氏下館城ヲ築ク云々。勝氏享祿五年ニ死セリトセバ、築  
城ノ長享元年ヲ去ルコト已ニ四十二年ナリ。是ニ由リテ考  
フレバ、勝氏始メテ之ニ居ルモノ知ルベシ。而シテ我先モ  
亦既ニ三世住セシコト亦明亮ナリ。然リ而シテ、其年ヲ歴  
ルコト久キヲ以テ、祖先ノ墓塚何處ニ在ルカヲ知ルコト能  
ハズ、管ニ之ヲ知ル能ハザルノミナラズ。土人ト雖モ其事  
ヲ識レル者無シ。我之ガ爲ニ慨歎セリ。請フ我子孫タラム

岩松、澁川、舞木氏及ビ武州倉賀野黨、丹黨、荏原、蓮沼、  
別府、玉井、瀬上、甄尻及ビ甲州武田氏、信州小笠原氏、  
豆州狩野一族、相州曾我、中村、土肥、土屋氏、常州名越  
氏黨、佐竹一族、小田太郎大掾家及ビ小栗氏、野州奈須、  
宇都宮氏、奥州葦名氏、白川、田村、石川、南部、葛西氏  
等悉之ニ與ス。是ニ於テ滿隆ノ弟福井四郎滿員持氏ノ亭ニ  
在リテ將ト爲リテ之ヲ拒グ。持氏ノ近臣木戸、二階堂、佐  
々木一族之ニ從フ。同十月二日夜滿隆持仲窃カニ其宮ヲ出  
デ、西門寶壽院ニ走ル。而シテ禪秀自カラ百餘兵ニ將トシ  
テ、持氏ノ亭ヲ圍ム。木戸將監能ク之ヲ拒グ。是ヲ以テ持  
氏漸ク遁ル、コトヲ得、上杉憲實ガ居佐介亭ニ入ル。是ニ  
於テ一色兄弟及ビ龍崎父子、及早川父子及梶原、印東、新  
田、那和、島崎、海上父子、及ビ江戸、三浦、高山、今川、  
板倉、香川、畠山、筑波、藥師寺、佐野、二階堂、小瀧、  
小田、高瀧氏等都計五百餘人來リテ持氏ノ亭ニ入リテ之ヲ  
拒グ。禪秀勝ヲズシテ退ク。此時ニ方リ佐介亭ニ會セシモ  
ノ、上杉滿朝、長尾、大石、羽繼、安保、長井、木部、寺  
尾、小幡、白倉、加沼、金子、金田、力石氏等五千餘兵ナ  
リ。禪秀ハ持氏ガ佐介ノ亭ニ在リト聞キ、同十月四日未明、  
七千餘人ヲ將テ之ヲ攻ム。上杉憲基令ヲ下シテ部署ス。長  
尾出雲入道二百餘兵及ビ、憲基ノ私卒百餘人ニ將トシ、海  
邊ノ法界門ニ向フ。佐竹義憲二百七十餘人ニ將トシ、玉繩



小路ニ向フ。結城彈正少弼ハ二百餘兵ニ將トシテ藥師堂ノ面ニ軍ス。上杉憲長百七十騎ヲ帥キテ無量寺口ヲ保テ、三浦介時高ハ私卒五百及ビ相州ノ土兵五十騎ヲ帥キテ氣生阪ニ向フ。上杉顯定同氏定同持定ハ四百五十騎ヲ帥キテ扇谷ニ軍ス。殘兵ハ佐介亭ニ在リテ救應ヲ爲ス。此時ニ方リ滿隆五百餘騎ニ將トシテ寶壽院ヲ出デ、若宮小路ニ軍ス。千葉新介父子及ビ相馬、大須賀、原、園城寺氏等ハ米街面ニ軍シ、佐竹上總入道父子、同依上三郎、同尾張守、土佐美濃守、三河五郎等ハ鳥居ヨリ出來リテ之ヲ攻ム。是ニ於テ上杉禪秀自カラ將トシテ極樂寺口ヨリ攻ム。嫡子憲顯、同姓氏顯、千阪、岡谷、榛谷、蓮沼、石川、加藤、矢野、長尾、坂田、小早川、矢部、臼井、小櫃、大武、杵掛、太田、神田、秋本、神崎、曾我、中村氏等、千七百餘兵ハ、鳥居前ヨリ東方ニ向ツテ陣ス。同六日四鼓、禪秀自カラ五百餘騎ニ將トシテ六本松ヨリ來リ攻ム。上杉氏定百五十騎ヲ帥キ扇谷ヲ出デ、之ヲ拒グ。及ビ岩松、澁川氏等ノ兵大ニ戰フ。氏定ノ家臣上野介、疋田左京亮等之ニ死ス。氏定モ亦重創ヲ蒙ル。禪秀勝ニ乘ジテ進ミ、岩松滿純ヲシテ從兵ヲ帥キテ氣生阪ニ向ハシム。持氏ハ氏定ガ疵ヲ蒙フルト聞キ、梶原但馬守、海上筑後守、同信濃守、椎津出羽守、蘭田四郎、飯田小次郎等ニ命ジ五百餘騎ニ將トシテ之ヲ助ケテ阪口ニ向ハシム。又岩松滿純ト戰ヒ、大ニ敗レ、椎津

梶原氏等陣沒ス。氣生阪之ガ爲ニ破ル。蘭田、飯田、海上氏等退イテ無量寺口ニ入り、上杉憲長ノ兵ト一ト爲リテ之ヲ拒グ。而シテ憲長ノ家人大庭式部丞及ビ五十餘兵亦戰沒ス。岩松、澁川氏等ノ兵勝ニ乘ジテ火ヲ國清寺ニ放チテ攻撃ス。是ヲ以テ江戸近江守、畠山伊豆守等將帥三十餘人戰死ス。殘兵潰散シ、火佐介亭ニ及ブ。持氏漸ク逃レテ其背ノ小門ヲ出デ小田原ニ走ル。是ニ於テ、土肥、土屋氏ノ兵亂箭之ヲ追フ。是ヲ以テ一色兵部少輔、同左馬助、今川三河守等此ニ死ス。同七日暮ニ及ビテ箱根ニ到ル。箱根ノ別當爲ニ嚮導シテ豆州名古屋ニ到リテ艸堂中ニ隠レ居ル。狩野介之ヲ聞キ、湯走山ノ僧徒ヲ率キテ之ヲ攻ム。持氏木戸將監ト之ヲ拒ギテ勝タズ。火ヲ堂中ニ放チテ各々自裁ス。其間ニ乘ジテ、持氏及ビ上杉憲基及ビ佐竹義憲以下七八人竊カニ逃レテ駿州ニ走リ、今川上總介氏範ノ居瀨名ノ興安寺ニ寄ル。憲基義憲ハ竊カニ越後ニ走ル。此時ニ方リ、滿隆、持仲、叔姪相好ラズ。是ニ於テ其所屬ノ將士其大事ヲ成ス能ハザルヲ知り、竊カニ志ヲ持氏ニ通ズル者多シ。十一月廿一日持仲及上杉憲盛禪秀兵ヲ武州ニ出ス。而シテ江戸、豐島、二階堂氏等已ニ持氏ニ屬シテ敵タリ。是ヲ以テ、從兵多ク潰ユ。持仲憲盛自カラ入間川ノ上ヨリ歸リテ鎌倉ニ入ル。持氏駿河ヨリ走リテ京師ニ入ル、是ヲ以テ室町將軍山名時熙ニ命ジ三千餘兵ニ將トシテ之ヲ救ハシム。

十二月十五日、佐竹義憲越後ヲ發シ、十九日己ニ臼井阪ヲ踰エ下毛州那須宇都宮氏等兵ヲ出シテ之ヲ拒グ。而シテ京師ノ兵已ニ來ルト聞テ敗走ス。同廿四年正月朔禪秀自カラ千七百餘兵ヲ帥キテ武州世谷原ニ軍ス。而シテ江戸、豐島氏兵ヲ出シテ之ヲ拒ミテ敗ル。是ヲ以テ禪秀爲ニ義憲ヲ擊ツ。而シテ義憲是月九日千五百餘兵ヲ帥キテ來リテ之ヲ攻ム。岩松、倉賀野、別府、玉井、曾我、中村氏等之ヲ拒ミテ勝タズ。是ヲ以テ禪秀兵ヲ鎌倉ニ退ク。而シテ義憲急ニ擊チテ之ヲ追フ。翌日禪秀及ビ、二男伊豫守憲盛、三男五郎憲春、四男鶴岡社務法印快尊、五男極樂寺僧禪瑛等一族男女九十九人。雪ノ下ニ自裁ス。滿隆持仲モ亦同ク相抱イテ自裁ス。家屬五十七人悉ク滅ブ。山陽外史ニ曰ク。應永廿九年小栗滿重、宇都宮持綱又叛ク。持氏、上杉、小山兩氏ヲシテ之ヲ擊タシメテ勝タズ。明年持氏自カラ將トシテ結城ヲ攻メテ之ヲ拔キ、滿重、持綱ヲ斬ル云々。按ズルニムル已下外史杜撰ナリ。故ニ下ニ詳カニス。

リ。是ヲ以テ城終ニ陥ル。滿重竊カニ逃ル。其之ク所ヲ知ラズ。後三州ニ住シ、幕府ニ仕ヘシ者之ナリ。應永三十二年二月二十七日、室町將軍義量薨ズ。年十九。嗣無シ。是ヲ以テ持氏室町將軍爲ラムト欲ス。而シテ畠山滿家ハ義量ノ叔父僧義圓ヲ以テ歸俗セシメ名ヲ義宣ト改ム。正長元年三月室町ノ亭ニ於テ左馬頭ニ任ゼラル。後名ヲ義教ト改ムル是ナリ。是ニ由リ、持氏心ニ快カラズ。嫡子賢王丸加冠ニ及ビ、爲ニ遠祖義家ノ例ニ習ヒ、冠ヲ鶴岡八幡祠前ニ加ヘ、名ヲ太郎義久ト號ス。上杉憲實諫メテ曰ク。曾祖基氏公ヨリ君ニ至ルマデ例皆上洛シテ加冠シ、室町家ノ諱字ヲ請ヒテ名ト爲セリ。而シテ今君此ノ如シ。室町將軍必之ヲ快トセザラムト。持氏可カズ。却テ之ヲ疎ンズ。是ヲ以テ憲實永享十一年八月十日山ノ内亭ニ退キ、上州白井ニ住ス。持定、其子持朝、同ク憲基、同ク憲信及永井三郎入道、小山田小四郎、那須太郎等追蹤シテ之ニ從フ。是ヲ以テ持氏彌々怒リ一色直兼同ク時家ニ命ジテ先鋒トナシ、三千餘兵上州ニ向ツテ發セシメ、同十六日持氏自カラ五千餘兵ニ將トシテ、鎌倉ヲ發シ、武州高安寺ニ軍ス。憲實之ヲ聞キ、驛ヲ以テ京師ニ聞ス。上杉禪秀ノ兄左馬助氏朝ノ男中務少輔持房命ヲ將軍義教ニ受ケ、關東ニ向ツテ發ス。小笠原政康、今川範忠、武田信重、朝倉教景等各國ノ兵二萬五千餘ヲ帥キテ八月下旬關東ニ入ル。是ニ於テ横地、



勝間田黨及比豆州ノ攝守者寺尾具重等二千餘人ヲ帥キテ京軍ニ先ダチ、函嶺ヲ越エ、水飲驛ヲ攻ム。是ニ於テ大森伊豆守、箱根別當等兵七百餘人ヲ出シテ之ヲ拒グ。持氏之ヲ開キ、上杉掃部助憲直、六戸備前守某及海老名、二階堂氏等安房國大神宮邑ノ祠官岡島成邦ガ著ハス所ノ里見誌ヲ按ズルニ、上杉憲直、六戸隆詮、二階堂行貞、同弟兄光、同行景、鳥山義師、徳川有親、同親氏、海老名某等云々。按ズルニ成邦徳川鳥山ノ裔ニ、三ノ間ニ存スルヲ以テ之ヲ推シセルモノカ、未其何ニ由レルカヲ詳カニ。ニ命ジ三千餘兵ヲ將キテ之ガ援兵ヲラシム。九月廿七日相州早川尻ニ向ツテ戰フ。而シテ永井入道、小山田小四郎等來リテ我軍ノ後ヲ攻ム。是ヲ以テ憲直敗ル。其臣肥田、蒲田、足達、荻窪氏等鬪ヒ死ス。其間ニ漸ク逃レテ鎌倉ニ奔ル。持氏之ヲ聞テ甚憤リ、陣ヲ海老名ニ移ス。此時ニ方リ、鎌倉ノ留守三浦介時高俄カニ變心シテ去テ三浦ニ歸ル。十月十七日ニ及ビ、私卒五百餘人ヲ率キテ鎌倉ニ入リ、火ヲ大藏犬懸ニ放ツ。而シテ十八日憲直千八百餘人ヲ以テ白井ヲ發シ、翌十九日武州ニ抵リ分部ニ軍ス。按ズルニハ府中ノ傍邑、古ハ中仙道ヨリ鎌倉ニ出ヅルニ。十一月朔三浦時高ニ階堂氏ノ族ヲ帥キ及ビ持朝ノ臣山口某テフ者、五百餘人ヲ將テ持氏ヲ大藏ノ邸ニ攻ム。近臣梁田兄弟及比名塚、河津、一色、佐野氏戰死ス。持氏叔父稻村滿員及比嫡子太郎義久走リテ報國寺ニ入ル。敵急ニ擊テ遂ニ自裁ス。是ニ於テ持氏海老名ヲ出テ鎌倉ニ歸リ、上杉氏ノ老長尾入道芳傳ト葛原ノ上ニ遇フ。是ヲ以テ一色時家命ヲ受ケ來リテ和

ヲ請フ。芳傳直チニ其陣ニ入り、持氏ヲ以テ金澤ノ稱名寺ニ置ク。是月五日持氏遂ニ祝髮ス。而シテ上杉憲實、大石憲儀、上杉持朝、千葉胤直ニ命ジ、二千餘人ヲ帥キテ上杉憲直憲家同ク持成、一色直兼父子及淺羽下野守等ヲ葛原上ニ攻メシム。憲直父子等遂ニ自裁ス。同十一日、持氏ヲ永安寺ニ移シ置ク。持氏遂ニ自裁ス。侍臣木戸、冷泉、小笠原、平子、印東、武田、賀島、曾我、設樂、沼田、木内、神崎、中村氏等十有三人自裁シテ之ニ殉ズ。海老名尾張入道ハ腹ヲ六浦ノ某ノ浮圖ニ割ク。其子上野介ハ扇谷ノ海藏寺ニ於テ死ス。而シテ憲實ハ其主ヲ亡スヲ以テ心ニ快カラズ。是歲十一月管領職ヲ辭シ、祝髮シテ長棟ト號シ、退キテ藤澤ニ居ル。後豆州ノ國清寺ニ隱ル。又去リテ西國ニ走ル。後應仁二年三月六日ヲ以テ周防國ニ亡ス。雲洞院長棟ト諡スル是ナリ。同十二年正月持氏ノ黨一色伊豫守相州今泉ニ據リテ兵ヲ起ス。是ニ於テ長尾憲景、太田資光按ズルニ持資入道道灌ノ祖父ナリ。五百餘兵ヲ以テ之ヲ攻ム。一色氏遂ニ敗走ス。舞木駿河守持廣之ニ與スル爲シテ、窃カニ長尾芳傳ノ宅ニ招キテ之ヲ殺ス。是時ニ當リテ、持氏ノ二子春王安王遁レテ、下毛州日光山ニ在リ。結城氏朝潛カニ之ヲ迎ヘテ城中ニ居ラシメ、上下毛及近國ノ兵ヲ招ク。是ニ於テ新田、田中、大系圖按ズルニ、田中太郎治部少輔宗村、持氏ニ從テ戰死ス。豈其族ナルカ。佐野、高橋氏等、城ヲ下毛國足利郡高橋郷ニ構ヘテ之ニ據ル。上毛ノ攝

守者、大石石見守憲重、私卒百五十餘人ヲ帥キテ、三月十九日高橋城ヲ攻メテ之ヲ拔ク。四月六日ニ至リ、室町將軍、憲實入道長棟ヲシテ豆州ヨリ歸リテ相州ノ山ノ内ノ邸ニ入ラシム。此ヨリ先キ三月十五日、管領上杉清方結城ヲ攻メムト欲シ、上杉憲信、長尾景仲ヲシテ將ト爲シ、憲信若林ニ軍シ、景仲入間川原ニ軍ス。上杉晴房尾濃兩州ノ兵ヲ帥キテ來リ、五月朔鎌倉ニ抵リ持氏ノ二子ヲ討ツノ檄ヲ東國ニ發ス。而シテ憲實入道長棟及比同ク持房鎌倉ヲ發シ、十一日武州神奈川ニ軍ス。此ヨリ先キ一色伊豫守ハ窃カニ相州ニ逃レ武州ノ成田氏ノ邸ニ在リ。是ヲ以テ七月朔日夜利根川ヲ踰エ來リテ須賀土佐入道ノ邸ヲ襲ヒテ之ヲ殺ス。同ク三日上杉憲信入道性順及比、長尾景仲成田邸ヲ攻ム。一色、村岡、河原氏等之ヲ拒グ。勝タズシテ走ル。上杉入道長棟軍ヲ立野、本庚子等ノ地ニ移シテ滯留ス。是ニ於テ大森伊豆守テフ者アリ。長棟ノ軍ヲ拒ギ、結城ノ援兵ヲ爲サント欲ス。而シテ今川範忠二千餘人ヲ帥キテ來テ平塚ニ在リ。蒲原某播磨守千五百人ヲ以テ國府津ニ軍ス。大森氏之ガ爲ニ兵ヲ出ダスコト能ハズ。是月廿九日上杉清方及比上杉持朝五萬人ニ將トシテ結城ノ城ヲ圍ム。上杉教朝三萬餘人ヲ以テ之ヲ助ク。清方ハ前門ヨリシ、持朝ハ後門ヨリシ、教朝ハ北ヨリ之ヲ攻メ、宇都宮、小山、北條氏等ノ兵之ニ屬ス。岩松按ズルニ岩松恐ラクハ横瀬左馬助貞俊ヲ誤レルナリ。岩松滿純ハ應永廿三年禪秀ノ亂ニ之ニ與シヌ。故ヲ以

テ室町家ヨリ其國ヲ奪ハレ、横瀬貞氏ニ與フ。貞俊ハ即チ其子ナリ。而シテ文安元年甲午歲十月卒ス。謚曹源寺殿是ナリ。爾後岩松家ハ僅カニ其名ヲ存スルノミ。小山、武田、千葉氏及比武藏ノ七黨及比越後、信濃、上下總兩州ノ兵等其南方ニ軍ス。前後南北凡十有萬人。合セテ之ヲ圍ム。城將結城氏朝及叔父中務大輔其子右馬頭同ク駿河守按ズルニ結城光廣ノ三男氏朝。同七郎、同二郎、今川式部丞、木戸左近將監、宇都宮伊豫守、小山大膳大夫、同九郎、桃井刑部太輔、同修理亮、二男和泉守、三男左京亮、里見修理亮、修理亮恐ラクハ刑部少輔家基ヲ誤レルヲ脱スルモノ多カラシ。一宮伊豫守、寺岡左近將監、内田信濃守、小笠原但馬守等凡二萬餘人、死力ヲ出シテ能ク之ヲ拒グ。是ヲ以テ未其勝敗ヲ分タズ。而シテ敵將小田讚岐守箭ニ中リテ死シテ而シテ已ム。翌年四月廿六日ニ及ビ未明ヨリ一時ニ之ヲ圍ミ四月十六日ニ至リ攻ムルコト甚急ナリ。之ヲ以テ城將氏朝大ニ怒リ叔父中務太輔、同右馬頭、同駿河守及比今川、木戸、宇都宮、小山、桃井、寺岡、小笠原氏等城門ヲ出デ、戰フ。寺岡、小山兩氏陣沒シ小笠原氏數創ヲ蒙リ、宇都宮氏ハ亂箭ニ中リテ死ス。之ヲ以テ城兵大ニ利ヲ失フ。結城氏朝及比宇都宮彌五八、里見修理亮、結城中務父子、同駿河守兄弟、桃井刑部少輔等悉ク陣沒ス。是ヲ以テ城遂ニ陥ル。上杉清方其勢ニ乘ジテ總州古河城ヲ攻メテ之ヲ拔ク。野田右馬助、矢部大炊助等ノ據ル所ナリ。此時ニ方リ、結城氏朝ハ持氏ノ二子ヲシテ窃カニ遁レ去ラ



シム。而シテ二子長尾因幡守ノ爲ニ獲ラル。是年五月十日長尾芳傳二子ヲ以テ京師ニ上ル。同十六日濃州青野原ニ到ル。而シテ室町家命アリテ之ヲ誅セシム。是ヲ以テ芳傳其臣柿崎某ヲシテ二子ヲ垂井ノ驛金蓮寺ニ殺サシメ、其首級ヲ以テ京師ニ贈ルト云々。

義行 義師長男、鳥山主税 按ズルニ義行當ニ成氏ニ仕フバシ而シテ其事世ニ傳ハラズ。且我家譜モ其名姓ヲ記スルノミ。蓋兄弟皆離散シ而シテ各其末ヲ詳カニスルコト能ハザルナリ。故ニ略ニ成氏ノ事績ヲ記シテ以テ子孫ニ示スノミ。持氏幼子アリ。永壽王ト號ス。其滅ブル時ニ乳母之ヲ抱キテ信州ニ遁レ、大井越前守扶光ニ託ス。扶光之ヲ憐レミ窃カニ之ヲ養フ。然ルニ遂ニ其父ノ罪ヲ以テ室町家ヨリ土岐持益按ズルニ持益ハ土岐ノ二郎美濃守頼益ノ子也之ヲ信州ニ置カシム。而シテ關左ノ將士ハ皆立テ、以テ主ト爲サムト欲ス。是ヲ以テ越後守護上杉房定室町將軍ニ訴ヘテ成氏ノ罪ヲ免ジ、關東ノ主ト爲サムトス。是ニ由リ、寶徳元年九月九日成氏信州ヨリ鎌倉ニ入りテ鎌倉公方家ト爲リ、後古河ニ住シ、古河公方ト稱セシモノ是ナリ。而シテ結城氏朝モ亦季子アリ。大系圖ヲ按ズルニ氏朝ノ子持朝持朝ノ子成朝云々、然ラバ則孫ニシテ子ニ非ズ。蓋大系圖誤レルモノカ。城陥リシ時、氏朝ノ甥多賀谷彦四郎氏家其子ヲ携ヘ、潛カニ城中ヨリ出デ、常州筑波山中ニ隠ル。長ジテ後ニ、結城四郎成朝ト號セシモノ是ナリ。亦上杉憲實ノ一男龍輝後

加冠シテ憲忠ト名ヅケシ者、始メ父ト同ク豆州ノ國清寺ニ在リ。是ヲ以テ上杉氏ノ臣長尾左衛門尉景信迎ヘテ以テ管領ト爲ス。而シテ後ニ成氏ヲ信州ニ迎ヘテ公方家ト爲シ、之ガ主ト爲シ憲忠ヲ以テ補翼ト爲ス。而シテ享徳三甲戊歲冬十二月ニ及ビ、成氏結城成朝ニ語リテ曰ク、君ノ驪ハ即我驪ト、直チニ之ニ與ス。是ヲ以テ同月廿七日憲忠ヲ鎌倉ノ西門ニ招キ結城成朝及ビ多賀谷氏家及ビ近臣十數輩ヲシテ之ヲ殺サシム。是ヲ以テ上杉氏ノ族皆窃カニ鎌倉ヲ退キテ他邦ニ走ル。翌康正元年正月故禪秀ノ三男刑部太輔憲顯武州池龜ニ走ル。成朝五百餘人ヲ帥キテ急ニ之ヲ追撃ス。憲顯遂ニ死ス。上杉持朝ノ嫡子顯房遁レ去リテ夜瀬ニ在リ。同月廿四日、成朝復之ヲ攻ム。顯房同姓藤朝ト相抱キテ自殺ス。是ヲ以テ長尾入道昌賢大ニ怒リテ、之ヲ京師ニ訴ヘ憲忠弟房顯ヲ以テ主ト爲シ、關左ノ兵ヲ召ス。是ニ於テ八州ノ兵分レテ二ト爲ル。是ヲ以テ長尾昌賢室町將軍ニ請ヒ王命ヲ以テ成氏ヲ討タント。是ニ由リ策命及ビ室町氏ノ家旗ヲ賜フ。而シテ關左ノ將士上杉氏ニ屬スル者多シ。故ニ成氏遂ニ敗走シ、古河ノ城ニ據ル。而シテ後房顯始メテ鎌倉ニ住シテ關東ノ管領ト爲ル。文正元年正月成氏八千餘人ニ將トシテ武州五十子ニ軍ス。房顯モ亦一萬餘人ヲ帥キテ來リテ對陣シ驪ト兵ヲ出シテ戰ヒヲ挑ム。而シテ二月十二日房顯軍中ニ卒ス。是ニ於テ兩軍兵ヲ引キテ歸ル。長尾昌

賢復上杉房定ノ男顯定ヲ越後ニ迎ヘテ、房顯ノ嗣ト爲ス。上州白井城ヲ修メテ之ニ居リ、驟ニ成氏ト戰フ。後鎌倉ニ入り山ノ内ニ住ス。上杉定正モ亦鎌倉ニ入りテ扇ヶ谷ニ住シ、同ク管領ト爲ル。故ニ世兩上杉及兩管領ト稱ス。文明三年春成氏復兵ヲ出シテ顯定ト戰ヒ、成氏敗績シ、古河城ニ據ルコトヲ得ズ。走リテ千葉陸奥守康胤ニ託シ、千葉城ニ寄ル。同年七月長尾景信入道昌賢和ヲ請フ。是月十七日成氏復古河城ニ歸ル。後明應六年九月晦日卒ス。乾亨院殿ト諡セルモノ是ナリ。  
讀史餘論ヲ按ズルニ曰ク。康正元年六月京師ヨリ上杉顯定及ビ同ク定正等ニ命ジテ成氏ヲ鎌倉ニ攻メシメ成氏敗走ス。同ク十月岡部原ニ戰ヒ、上杉氏之ニ勝ツ。十一月羽籠原ニ戰ヒ上杉氏敗ル。又分部ニ戰ヒ、上杉氏之ニ勝チ、而シテ武州五十子ニ軍ス。云々。  
鎌倉大双紙ニ曰ク、康正二年十月十七日鳥山右京亮因幡守ヲ先鋒トシ、二百餘騎ニ將タリ。上杉氏モ亦兵ヲ岡部ノ原ニ出シ戰甚急ナリ。上杉氏井艸ニ軍ス。左衛門及久下秋本氏及ビ其他陣沒ノ者多ク塵々タル敗兵皆悉ク潰ユ。成氏モ亦戰利ヲ得ルト雖モ、方面ノ將鳥山右京亮重創ヲ受ケ遂ニ死ス。是ヲ以テ退キテ東方ニ軍ス云々。  
按ズルニ鳥山右京助未其人タルヲ詳カニセズ。然ルニ附錄鳥山系圖及ビ鍋田家譜等ニハ、其之ニ當ル者ヲ見ズ。我

以ヘ爲ク、主税義行同人カ。時世亦能相當ス。故ニ其右京助ト稱スル者恐ラクハ後當ニ改稱セシナルベシ。  
時明 義師二男、鳥山左近、房州南條城主、  
文明三年辛卯春喇海城ヲ攻メシ時、里見義實、義成公。按ルニ義成ハ成義ヲ誤マルナリ。白濱杖珠院鬼簿ニ曰ク、左衛門侍從成義、永正十四年六月廿四日卒。諡慰月院殿是ナリ。然ルニ初義成ト稱セシカ未詳。父子ニ從ヒテ戰功アリ。五千石ヲ賜ヒ南條邑ニ住ス。延徳二庚戌歲七月十日卒ス。年六十餘歲。按ズルニヲ追書スル者、故ニ其六十ヲ踰ルヲ知ル。而シテ未其一カニカヲ詳カニセズ。是ヲ以テ記シテ餘歲ト曰ヘルコト知ルベシ。岡島成邦著ハ見ユト、然ラバ則延徳二年ハ六十二歲ニ當レリ。諡順同立叟居士。  
按ズルニ墓所未ダ詳カナラズ。恐ラクハ南條ナラム。今南條邑ニ應神山神宮寺ト稱スル者アリ。寺背山端中ノ處ニ八幡ノ祠アリ。此邑ノ主神ナリ。而シテ其何レノ世ニ置キンカヲ知ラズ。其側ノ岩窟ノ裡ニ十二尺ノ像アリ。剝落シテ全像ヲ欠ケリト雖モ、其古雅ナルコト、近時ノ物ニアラズ。寺背ノ山ハ鳥山城址ニ屬ス。土人今ニ於テ之ヲ鳥山城ト稱ス。時明、時正、時定三世ノ城址ナリ。近時寺前ノ田ニ於テ、一大棺ヲ發ス。其様厚板四箇アリ。各方穴ヲ板端ニ鑿チ黒キ朽索ヲ以テ其穴ヲ貫ケルモノ蓋葛モテ之ヲ束ネタルナリ。中ニ枯骨ヲ存ス。骨モ亦甚大ナルコト尋常ニ殊ナリ云々。其田中ナルヲ以テ之ヲ山端ノ小丘ノ處ニ改葬ス。今地藏尊像ヲ其墓上ニ置ケルモノ是ナリト。蓋鳥山氏三世



ノ内ノ墓ナリ。

岡島成邦ノ里見志ヲ按ズルニ曰ク、鳥山左近時秋、文安五  
戊辰歲十二月五日常陸國ヨリ安房國白濱邑ニ來リテ、里見  
義實ニ見ミエ、仕ヲ此ニ求ム。義實其先ヲ問フ。曰ク鳥山  
修理亮經盛新田義貞ニ從フ。義貞没後四位中將基氏ニ屬ス。  
里見備後守家兼按ズルニ家兼トハ、義實ノ祖父ニシテ家基ノ父  
ナリ。白濱系圖ニ曰ク、家兼常州小原ニ住シ、  
常州ノ將帥タリ。正長元戊申歲九月十八日卒ス。常州小原ニ在  
年四十八歲天性常理大居士ト諡セルモノ是ナリ。常州小原ニ在  
ルニ方リ。鳥山民部大輔義正モ亦下館ニ住シ、其子義治孫  
義師ニ至ル三世鎌倉ノ臣タリ。持氏没後上杉憲實ニ屬シキ。  
今君兵ヲ房州ニ擧ゲ給ヒ、房總ハ已ニ屬スト聞キ、下館ヲ  
去リ、來リテ君ニ謁スト。義實以ヘ爲ク、里見鳥山ハ一派  
ノ氏族ナリ。ト之ヲ命ジテ南條ニ住セシム。按ズルニ今大  
戸村ニ館内テ  
フモノアリ。傳ヘ言フ、里見氏ノ館、舊此地ニ存セズ。大戸邑ハ舊  
南條邑ニ屬セシナリ。而シテ今別邑ト爲リ、館内ノ地今里見侯ノ女  
ノ墓ヲ存ス。祠リテ天神ノ祠トナルモノ。時秋時二年二十。  
秋初命セラレテ住セシモノ豈此地ナラマカ。時秋時二年二十。  
其子時正、孫時定三世ニ至ルマデ南條ニ住ス云々。

我聞ク。岡島成邦テフ者ハ安房國安房郡太神宮邑安房座太  
神祠ノ祠官。安房座神タルヤ、天太玉命阿州ニ薨ジ、其子  
天富命遺骨ヲ持シテ來リテ此ニ葬レル者、成邦ハ則其裔ナ  
リ。是ヲ以テ里見氏ノ盛世ニハ、田十數ヲ附シテ之ヲ待ツ  
亦甚ダ敬ヒタリキ。而シテ豐公ノ時ニ方リ増田長盛其田ヲ  
没シテ僅ニ之ヲ附ス。後里見氏モ亦國除カル。是ヲ以テ其  
家今ニ至ルマデ里見氏ヲ欽スルヤ厚シ。故ニ成邦其里見記

古河ノ城ニ住ス。後古河公方ト稱スルモノ是ナリ。是ニ由  
リテ考フレバ、時明ハ文安五年其年二十、其文安二年ノ如  
キハ歲僅カニ十七、嘉吉元年結城ノ亂ノ時ハ其歲僅カニ十  
三、持氏ノ滅ビシ時永享十一年ハ其年漸ク十一ナリ。故ニ  
兄義行ノ如キハ當ニ其事ニ與カルベキモ而シテ時明ハ則當  
ニ與カラザルベキナリ。康正年間成氏驟ニ上杉氏ト戰ヒシ  
時ハ、時明已ニ房州ニ在リ。而シテ其與カラザル亦知ルベ  
キナリ、岡部原ノ將帥右京助ノ如キハ恐ラクハ當ニ兄義行  
ナルベキナリ。其年代居住成氏ト甚ダ相逼邇スルナリ。

時正 時明男、鳥山左近、同南條城主、永正九壬申歲五月廿日  
卒年四十九。善林大央居士ト諡ス。按ズルニ里見成義兵ヲ  
上總州ニ出シ、萬喜眞里谷氏之屬油田、久保田、椎津等ノ  
諸城ヲ攻メテ尋ニ降シ、兩氏尋テ下總州ニ入りテ木内ノ城  
ヲ攻メ、判官友安等ヲ滅ス。皆明應年間ニ在リ。時正當ニ  
壯歲ノ時ナルベシ。而シテ其履歷ヲ詳カニセズ。惜ム可キ  
哉。

時定 時正ノ男、鳥山左衛門大夫、同々南條城主、天文三年甲午  
四月六日、里見太郎義豐ト俱ニ稻村城中ニ戰死ス。時二年  
四十五。幽嶽禪門ト諡ス。千二百貫三千石ヲ領ス。領ノ字  
ニ作リ石ノ字ノ下ニ在リ。把下亦假名ノ利字アリ。恐ラクハ當ニ取  
ノ字ノ意ナルベシ。故ニ改メテ領ノ字トナシ之ノ上ニ置クモノ、按ズルニ里見誌ニ曰ク、成義嫡男上野介義通永正十七年二  
月朔卒ス。年三十八。而シテ其子竹穉幼ナルヲ以テヤ弟眞

ト稱スルモノアリト雖モ半偽傳ナルヲ憂ヒ、房總兩州ヲ徧  
歴スルコト三年、其舊家ノ子孫及ビ口碑ヲ傳フルモノアレ  
バ記シテ以テ徵トナシ、遂ニ里見誌ヲ撰ブモノ也。我九世  
ノ祖鳥山正道ノ弟奎之助正之鳥山左近ト稱シ、里見氏ニ仕  
ヘ館山城址ノ下藤井ノ地ニ住シヌ。成邦ガ里見誌ヲ爲リシ  
時猶其家藏鳥山氏譜第ノ詳悉セル者ヲ存セリ。思フニ成邦  
ハ其人ニ親炙シテ之ヲ聞キシカ。將他傳アリテ之ヲ記セシ  
カ。藤井ノ鳥山氏ハ後火災ニ遇ヒテ悉ク其家譜ヲ失ヒヌ。  
後館山街中ニ移住シ、子孫モ亦遂ニ絶エ、今ハ其宅址ヲ存  
スルノミ。宇山道卓ノ家譜其略ヲ傳フ。道卓テフ者則藤井  
ノ鳥山氏ノ支族ナリ。

按ズルニ文安二年關左ノ將士持氏ノ子永壽王ヲ立テ鎌倉  
ノ主ト爲サムト請フ。此ヨリ先キ憲實ハ其與ニ結城ヲ攻ム  
ルヲ愧ヂ、其二子ヲ以テ僧ト爲ス。按ズルニ憲實ニ三子ア  
リ。憲忠、周晟、房顯是  
ナリ。而シテ僧ハ唯周晟ノミ、洛陽大  
德寺ノ僧タリ。然ラバ則一人ノミ。携ヘテ西ニ奔リ以テ自カ  
ヲ晦マス。猶一子ノ豆州ニ在ルアリ。龍穉ト名ヅク。龍穉  
名ヲ憲忠ト改メ、永壽ハ成氏ト名ヅク。文安三年八月成氏  
立チテ鎌倉ノ主トナリ。結城氏朝ノ子成朝向キニ常陸ニ奔  
リタルガ是ニ於テ奥州ヨリ來リテ成氏ニ仕フ。成氏之ト謀  
リテ怨ミヲ上杉氏ニ修メント欲シ、謀洩レテ成氏江島ニ走  
リ、憲忠ト海濱ニ戰フ。將士之ヲ和解ス。成氏復鎌倉ニ歸  
リ後遂ニ憲忠ヲ殺シ其身モ亦鎌倉ニ安ズルコト能ハズ。

堯ニ遺命シ按ズルニ眞里谷眞勝ノ家ヲ繼  
ギ久留里城ニ在リタリキ。其國政ヲ攝シ、移リ  
テ稻村城ニ居リ幼子竹穉ヲシテ宮本城津城一名大  
ニ居ラシメ、  
鳥山時貞之ガ補トナリ、而シテ本間、中里氏ヲ以テ之ヲ傳  
トシ、同ク宮本城ニ在リ。時貞時二年已ニ壯歲白濱系圖ヲ  
按ズルニ時  
貞成義ノ女婿タリ、故ニ義實ニハ叔母ノ  
婿ナリ。是ヲ以テ當ニ其佐トナスベシ、而シテ大永六年ニ方リ  
テ北條氏ト相州城島ニ水戰シテ之ニ勝ツ。時貞時貞強壯ニ  
備ル。然ルニ其事ニ與カリシヤ否ヲ詳カニセズ。思フニ南  
條ニ在リテ其國ヲ留守シ、天文二年義豐叔父眞堯ヲ殺シシ  
時モ、時貞ノ言ヲ用ヒズシテ本間中里二氏ノ言ヲ用ヒテ其  
亂ノ大謀ヲ遂ゲ、明年義豐モ亦從弟義堯ニ討ラレテ死シ、  
時貞モ亦同ク戰死ス。南條尋テ亦陥リヌ。今ニ至ルマデ南  
條邑鳥山城址ノ下ニ一葉松ト稱スルモノアリ。傳ヘ言フ。  
此城陥リ士卒ノ自盡センモノヲ以テ此ニ合セ葬フリ、松ヲ  
以テ其塚上ニ樹ウ。而シテ其葉多クハ一條ト岐レテ釵様ヲ  
爲セルモノト雜ル。是ヲ以テ之ヲ一葉松ト稱ス。城址ノ下  
ニ井アリ。姫ノ井ト名ヅク。傳ヘ言フ。鳥山氏ノ女常ニ此  
水ヲ用フト。或ハ曰ク姫此井ニ入りテ死ス。故ニ名ヅクト  
然ルニ家譜記シテ自害ト曰フ。則其井ニ入ラザリシコト知  
ルベキナリ。

女子時貞女、里見太郎義豐ノ室。太郎義豐ト同ジク稻村城  
ニ自害ス。時二年十七。一溪妙周ト諡ス。白濱系圖ヲ按ズ  
ルニ曰ク。成義第八女、鳥山左衛門大夫時貞ニ嫁スト。豈



此女ノ母ナルカ。口碑ニ云フ、妙周ノ乳母尼僧トナリ、寺ヲ建テ一溪寺ト名ヅク。今其所ヲ失フト。  
 按ズルニ薦口邑ニ福生寺テフモノアリ。寺僧我ニ語りテ曰ク、南條ノ鳥山城山ノ側ニ寺ノ址アリ。寺中ニ姫ノ墓ト稱スルモノアリ。今猶墓石ヲ存ス。然ルニ其何人タルコトヲ詳カニセズ。福生寺ハ舊此地ニ在リキ。中葉今ノ地ニ移シヌ。生福寺ノ始祖テフ者ハ、無々遠公ト號ス。俗姓大内氏周防太守義弘ノ裔ナリ。義弘滅後子孫薩州ニ往ク、遠公髮ヲ薩州ノ福生寺ニ剃リ、復去リテ房州南條邑ニ來リ一寺ヲ此ニ建テ、福生寺ト名ヅク。蓋其本州ヲ慕フナリ。後朝夷名ノ山中ニ隱レ其終フル所ヲ知ラズ。故ニ始祖ノ年月ナシ。唯佛像ノ背ニ刻シテ永正十五年ト曰ヘリ。蓋遠公之ヲ造リシ年ナルカ。遠公モ亦當ニ此時ノ人ナルベシ。此寺從來僅カニ里見氏ノ附スル所ノ田アリシガ、其何ノ故ナルコトヲ傳ヘズ。思フニ其城址ニ近ク鳥山氏ノ女ヲ此ニ葬レルヲ以テナルカ。然ルニ未曾テ傳アラズ。舊一溪寺ト稱スト云フ。  
 定治 主馬義師三男、鳥山主水。安西西舊在ニ作ル我之ヲ改ム。刑部正治生國安房ノ女婿トナリ、甲斐國巨摩郡下河原ノ莊宇山邑ニ住シ、安西治郎大夫ト號ス。  
 我向キニ天保八丁酉ノ夏四月、尾張國ニ遊ビ、歸路途ヲ甲州ニ取リ、巨摩郡ニ抵リ、宇山邑ヲ尋ヌ。途傍絶テ之ヲ知ル者ナシ。歸國ノ後白濱邑杖珠院ヲ訪ヒ里見義實成義二公主ノ香花院ナリ。

僧藏スル所ノ我同姓ノ圖書家譜ヲ出シテ見セシム。記シテ曰ク、甲州中郡筋土人八代郡ヲ稱シテ中郡ト爲シ、巨摩郡ヲ西根方通郡都留郡ヲ東郡ト爲ス。筋トハ此國ノ方言猶方或ハ中土人山麓ヲ稱シテ根方ト稱ス。高部邑宇山ト後江都ニ出デ同姓宇山道卓ニ遇ヒ、道卓ハ我先正道ノ弟奎之其先館山ノ藤井ノ鳥山テフモノニ出ヅ。助正之ノ裔都下ニ在リテテ之ヲ話ス。道卓モ亦先年其弟ヲシテ之ヲ尋ネシメシニ、下河原邑ニ宇山テフモノナシ。土人唯傳ヘ言フ。古ハ東邊吹川ヨリ西釜撫川ニ抵ル、其間數村ヲ兼ネテ之ヲ下河原ノ莊ト稱シタリキ。今下河原ト稱スルモノハ僅々タル一小村ノミト。爾後甲州今福邑長ノ男某後土橋草薙ノ家ヲ繼ギ土橋越四郎トニ遇ヒ之ヲ問フ。某曰ク高部近傍關原邑ノ上ニ地宇山ト名ヅクルモノアリト。其言白濱邑ノ圖書家譜ニ記セルモノト暗合セリ。是以テ弘化丙午夏四月復甲州ニ遊ビ、遠光寺邑ニ抵リ、土橋氏ニ宿リ我先ノ舊跡ヲ訪ハント欲シテ、中郡南根方ニ抵リ、乙黒津ヲ踰エ、地角川ト名ヅクルモノアリ。是高部ノ支邑ナリ。其背丘ニ民屋數戸アリ。丘上高ク平ラニシテ麥田多シ。西北南卑ク下リ而シテ東ノ一方ハ長岡ニ連屬セルモノ、少シク斷隔シテ一小丘ヲ爲シ、宇山ト名ヅク。按ズルニ、甲斐志ニ曰ク、宇山ハ上山ノ義乎ト、我以ヘ爲ク、山ノ尾ヲ以テ尾山ト名ヅケ尾轉シテ宇ト爲ルナリ。今高部ニ屬シ、支邑ト爲レリ。我此地ノ舊家塚田彌助テフ者ノ家ニ宿リ、祖先ノ事ヲ訪フ。彼曰ク、始メテ之ヲ聞クノミト。毫モ其事ヲ知ラズ。此地今八代郡ニ屬シテ、巨摩郡ニ屬セズ。

其下河原邑ヲ去ルコト遠シ。然ルニ塚田氏曰ク、此近邑ニ古巨摩アリ。而シテ今八代ニ屬セルモノ、宇山モ亦古ハ巨摩郡ニ屬シ、今八代郡ト爲レルモ知ルベカラザルナリ。下河原モ亦下小川原ヲ誤レルモノカ。下小川原テフモノ近ク乙黒津ノ上ニ在リト。然リト雖宇山ニ住シ籙吹川ヲ領シ西釜撫川ノ數村ニ抵リシモノカ。年代隔遠シテ其詳カナルコトヲ得ズ。記シテ以テ後ノ考ヲ俟ツ。  
 正吉 定治ノ男 安西式部大輔 母刑部正治女、同ク宇山邑ニ住ス。按ズルニ正吉外祖刑部正治ハ安房國ニ生ル。而シテ安西氏ナルモノハ神餘、丸、東條氏ト俱ニ房州ノ四家ト稱ス。里見義實ノ兵ヲ房州ニ擧ゲシ時、猶安西式部大輔勝峯テフ者アリテ北郡今平郡ト號スニ居ル。後義實ニ降ル。是ヲ以テ里見氏ノ臣ニ世々安西氏ヲ稱スル者アリ。我先モ甲州ニ在ルコト三世之ヲ冒稱セリ。然ルニ未其姓ノ由リテ出ヅル所ヲ知ラズ。  
 正永 正吉ノ男 安西民部大輔 母未詳。同ク宇山邑ニ住ス。年月諡號不詳。  
 正通 正永長男宇山三郎兵衛。甲州宇山ヨリ來リテ始メテ房州ニ住ス。是ヲ以テ人之ヲ宇山殿ト稱ス。遂ニ氏トナス此ニ始マル。天文年中甲州國司武田晴信ニ追逐セラル。安房國南條城主鳥山左衛門ハ從弟タリ。房州ニ客居ス。左衛門時定房侯房侯トハ上總眞去リテ丸郡長尾邑ニ隱ル。今ノ朝夷郡大弘治元乙卯ノ歲十一月十九日卒ス。年未ダ詳ナラズ。觀照好智居士

ト諡ス。今其墓所ヲ失ス。正通ノ室ハ永祿三庚申ノ歲七月十日亡ス。悅叟妙智禪尼ト諡ス。墓亦今其所ヲ失シ未何人ノ女ナルコトヲ詳カニセズ。  
 按ズルニ晴信ニ追逐セラルトハ、是後世ノ追記ニシテ誤レルモノ。晴信其父信虎ヲ逐ヒシハ、天文七年ニ在リ。其歲始テ十八。左衛門時定ガ里見義實ト稻村城ヲ攻メテ叔父眞堯ヲ殺シ、時ノ如キハ天文二年七月廿七日ナリ。此時ニ方リテ正通其謀ヲ聞キ南條城ヲ去リテ長尾邑ニ隱レヌ。今大川然ラバ則其甲州ヲ去リシハ、是年ニ在ルカ將其元年カ。如シ二年ナラバ則晴信十三歳ナリ。是ニ由リテ考フレバ、正通ガ甲州ヲ去リシハ、則父信虎ノ世ニ在リシコト、當ニ推シテ知ルベキナリ。信虎ノ暴戾ナルコトハ、世ノ知レル所、其世ニ在リテ、一族安田、淺利、逸見、勝田、櫻井、小佐手、加賀美、平賀氏等ヲ滅シテ、悉ク其地ヲ有シヌ。宜ナル哉我祖モ亦其地ニ安ズル能ハザリシコト。左衛門時定モ亦從弟ニアラザルナリ。正通ノ父正永ハ則再從弟ナリ。  
 口碑ニ云フ。正通房州ニ來リシ時、房侯義之ヲ招懷ス。而シテ正通辭シテ曰ク。敢テ仕フル意無シ。一閑地ヲ得テ、負擔ヲ弛メバ是足レリト。是ニ由リテ考フレバ房侯厚見信濃及ビ座間尾張テフ者ニ、宅地二處及ビ田四十石ヲ賜ヒ、大川村ニ蟄居セシム云々。



我之ヲ道卓ニ聞ク。口碑ニ云フ、稻村ノ亂後房侯義堯ハ鳥山氏テフ者ハ、同宗ナリ。而シテ舊功臣ナリ。敢テ其後ヲ絶ツコト勿レトナシ。正之ニ命ジテ之ガ後ヲラシム。故ニ正之ノ後ヲ鳥山左近ト稱スト。是ニ由リテ之ヲ考フレバ、初ニ兄正通ヲ召シ、正通辭シ。而シテ弟正之ニ命ゼシモノ知ルベキナリ。然ルニ兩家不幸ニモ此時ニ方リテ英邁ノ士ヲ生セズ。是ヲ以テ其家ヲ興スコト能ハズ。我ニ於テ常ニ長歎ヲ爲セリ。

按ズルニ房侯賜フ所ノ宅地、一ハ今根方善左衛門ノ宅地タリ。地内ニ熊野祠アリ。祠中ニ一丸石アリ。其様上尖リ下圓クシテ、寶珠形ノ如シ。傳ヘ云フ古ヨリ之アリ。而シテ之ニ觸ル、者ハ必病メリト。我之ヲ知ラズ。出シテ之ヲ見テ以ヘ爲ク、是レ正通ノ五輪墓上ノ石ナリ。元祿中地大ニ震ヒヌ。此時ニ方リ、墳墓皆失セヌ。故ニ我先正通、正弘及ビ道椿道智等ノ墓ハ皆無シ。思フニ正通ノ墓舊此上ニ在リ。故ニ神ト爲シテ祠ヲ此ニ置キシモノカ。今其傳ヲ失フ。祠前ニ井アリ。清冽ニシテ比ナシ。祠ノ東ハ則道椿始居リシノ地御上ノ宅ト稱スルモノ是ナリ。一ハ今其地ヲ失フ。恐ラクハ善左衛門ノ宅ノ西佐治兵衛ノ宅地ナルカ。或ハ清右衛門ノ宅地ナルカ。將東漸寺ノ跡ノ地ナルカ。此上都ベテ正通ノ受クル所ノ地タルコト顯然タリ。何トナレバ則佐治兵衛テフ者ハ、其先紀州須原ノ的場ノ産、來リテ善左ノ

雄居士ト諡ス。墓ハ一溪寺ニ在リ。正之室内田氏、永祿九丙寅歲三月八日卒ス。善觀貞智禪尼ト諡ス。墓ハ同所ニ在リ。

按ズルニ正之ハ館山藤井ノ鳥山氏ノ鼻祖ナリ。藤井今眞倉邑ノ地名タリ。里見氏國除カレテ後同族皆宇山ト稱ス。蓋其姓ヲ晦マスナリ。按ズルニ里見義通ノ兄織部正義富ハ白濱城主タリキ。其臣、内田傳九郎テフ者アリ。正之ノ妻内田氏ハ豈此女ナルカ。正之モ亦始白濱ニ在リシナリ。我之ヲ道卓ニ聞ク。正之ガ佩ビシ所ノ陣刀アリ。藤井ニ在リ。火ノ爲ニ燒カレヌ。而シテ傳ヘ來ル。道卓ノ父隆卓竹内邑ニ在リ。村中ノ治工ニ命ジ、斷チテ二ト爲サシム。間アリテ治工發狂ス。故ヲ以テ其妻以テ刀ヲ斷チシ故ナリト爲シ、請フテ之ガ爲ニ禱リ、其刀ヲ持チ去ル。後之ヲ問ヘバ曰ク、君ガ家不用タリ。故ニ之ヲ神祠ニ奉リヌト。是ヲ以テ其祠ヲ問ヘドモ、遂ニ敢ヘテ告ゲザリキト云々。道卓ノ家ノ口碑ニ曰ク、房侯義堯奎之助ヲ召ビ、之ニ仕ヘヲ勸ム。是ヲ以テ正之改メテ鳥山左京ト稱ス云々。按ズルニ天文三年ハ義豐戰死ノ時ニシテ、正之歲十九ナリ。同ク七年義弘兵ヲ下總州鴻臺ニ出シ、御弓家ヲ助ケテ收績セリ。此時正之已ニ二十三歲ナリ。稻村亂後、鳥山左近テフ者アリ。里見志ニ見エタリ。是則正之ナリ。而シテ鴻臺軍ノ如キ房侯ニ從ツテ其軍ニ在リシカ、將國ニ在リシカ、其事詳

家ニ託ス。是ヲ以テ其女ヲ妻トシ此地ニ住シ的場佐治兵衛ト稱セリ。此邑ノ的場氏テフ者ハ皆其裔ナリ。清右衛門テフ者ハ、世々其名ヲ稱シ、又柳作ト號ス。其始祖長徹トイヘル者ハ、兵庫助正之ノ季子也。正之幼子ヲ愛シテ其家ニ老ス。是ヲ以テ其墓今此宅地中ニ在リ。東漸寺テフ者ハ、舊此邑ノ主神長尾山神祠ノ側山王祠前ニ在リ。百有餘年前ニ火災ニ遇ヒ、移リテ此地ニ住ス。故ニ其址地除地トナリ、賦稅無キ之ヲ今ニ存セリ。是ニ由リテ考フルニ今ノ地舊除地ト謂フ。今ニ存セリ。是ニ由リテ考フルニ今ノ地舊除地タリ。而シテ寺ヲ此地ニ移ス。故ヲ以テ舊地反ツテ除地タルモノ知ルベシ。今寺側ノ岩上ニ三島祠アリ。傳ヘ言フ。柳作主神ト。柳作ハ舊此上ノ地名。今清右衛門ノ家號ナリ。而シテ此祠ノミ土人常ニ御ノ字ヲ加ヘテ御三島ト稱ス。里俗其語通キヲ以テ鬼島ト稱スル是ナリ。我先從來ノ常言好シテ御字ヲ用フル、蓋甲州ノ方言ヨリスルナリ。我向キニ宇山ニ抵リテ之ヲ知リヌ。我先道椿始メ善左衛門ノ宅ノ東少シ高キ處ニ住セリ。是ヲ以テ善左ヨリ之ヲ稱シテ御上ト言フ。善左衛門ノ宅ハ西ニアリテ少シク低シ。是ヲ以テ我ヨリ之ヲ御下ト稱ス等皆此類ナリ。敢テ意アルニアラザルナリ。唯其稱ヲ親シクスルノミ。

正之 正永ノ二男、宇山奎之助始メ宇山ト稱シ、後鳥山左近ト稱シ。館山城ノ址藤井ノ地ニ住ス。藤井今眞倉邑ノ地名。三十二貫八十石。天正六戊寅ノ歲五月七日卒ス。年六十三歲。清嵐儀

カナラズ。天文廿三年及ビ弘治元年北條氏來リテ浦田城今留里城ト號スヲ攻ム。此時ニ方リテ正之年已ニ四十ナリ。弘治二年北條氏ト三浦ニ水戰シ、里見氏大ニ之ニ勝チヌ。此軍ノ如キハ正之必ラズ當ニ之ニ與カリシナルベシ。何かニトナラバ、則大永及ビ是年ノ水軍等ハ、皆房軍ヲ以テ之ニ勝チ總軍多ク之ヲ助ケタルノミナレバナリ。而シテ永祿七年正月里見氏大ニ鴻臺ニ敗レ、將士戰死多シ。而シテ正之猶存命、後四十年及ビ天正七年ヲ歴テ而シテ死ス。惜イ哉其履歷ヲ詳カニセザルナリ。(編者曰、後四十年ハ誤ナリ、弘治二年ヨリ天正六年マデ二十三年ナリ又天正七年ヲ)

正長 正之男、宇山市平、按ズルニ慶長十五庚戌歲十一月記スル所ノ里見分限簿ニ曰ク、書物奉行鳥山市兵衛、四十苞ト、則正長ナリ。正長記スル所ノ三種略及ビ雜記等今道卓ノ家ニ藏セリ。正長ノ子某醫ト爲リテ藤井ニ住シ、後移リテ館山街中ニ住ス。其後孫江戸ノ谷中ニ死シ、終ニ其後ヲ絶ツ。今宅址ヲ存ス。支族タルモノ竹内邑道卓ガ家ノミ。而シテ此家モ亦他姓ヲ以テ嗣トナス。今其血族ノ者ハ道卓ノミ。道卓男子アリ、道作ト號シ、父ノ業ヲ襲ギテ江戸ニ在リ。我ト親シク來往セル者はナリ。  
某 正永三男、宇山圖書始メテ白濱ニ仕フ。白濱ノ宇山氏ノ祖墓所年月諡號不詳。  
信通 圖書一男、同ク圖書ト襲稱ス。慶長十一丙午歲九月五日







在リ。土人聲ヲ放チテ之ガ爲ニ避ケムコトヲ請フ。言ヒ未  
ダ終ラズ猪已ニ偪リ近ヅク。正之其刀ヲ抜キテ斷截ス。猪  
頭自若タリ。人皆之ヲ歎賞ス。明日ニ及ビ大貫ノ里人猪頭  
及ビ家奈喜樽酒樽名ナリ。祝事ヲ携ヘ來リ謝シテ曰ク、昨君  
ノ庇ニ由リ小人其難ヲ免ガルト。暮年少年則清右衛門ヲ愛シ  
其家ニ老シ、死スルニ及ビ遺言シテ曰ク、我死セバ則山柿  
ノ尤モ濫多キ者ヲ擇ビテ墓表トセヨ。明年七月ニ至ラバ、  
其實必ズ食フ可シ。爾後子孫我ガ墓ニ詣ヅル者アラバ必ラ  
ズ之ヲ與ヘヨト。果シテ其言ノ如シ。七夕ハ則正之ノ忌日  
ノ前一夕ナリ。（編者曰、七夕ハ七月七日ナリ、然ルニ正之ノ  
忌日ハ十月八日ナリ、前一夕ハ當ラズ如何）  
某 正之ノ長男、宇山三郎兵衛 貞享四丁卯ノ歲十一月七日亡  
ス。年九十五、道壽居士ト諡ス。

某 道壽ノ長男、宇山兵右衛門 按ズルニ兵右衛門智實ト諡  
セル者、平常作業ヲ厭ヒ、漁獵ヲ好ミ、別ニ家ヲ爲シ、  
水濱ニ住ス。今子孫兵右衛門ト襲稱ス。植木氏ヲ以テ女  
婿ト爲ス。宇山氏ノ胄ニアラザルナリ。  
某 道壽二男、宇山四郎兵衛 按ズルニ二男四郎兵衛淨圓  
ト諡セル者。父道壽ノ家ヲ嗣ギ、御下宅ニ住ス。今根方  
善右衛門ガ宅地ト稱スル是ナリ。淨圓ノ後世々四郎兵衛  
ト稱シ、又善右衛門又善兵衛ト稱スル者今ニ至ルマデ遠  
祖ノ遺物大和則長造ル所ノ小刀及ビ不動ノ名畫ヲ傳フル  
モノ是ナリ。

キ、中年ニ及ビ、其畫無數ナリ。集メテ之ヲ一篋中ニ置キ、  
庫中ニ藏ス。異日火篋口ヨリ發ス。寺僧驚イテ水ヲ以テ其  
火ニ灌ギ、篋ヲ開キテ之ヲ見レバ火不動ノ畫ヨリ發セシナ  
リ。爾後妙澤ノ不動畫威德アリトテ人知ラザル無シ。事ハ  
鎌倉大双紙ニ出デタリ。而シテ國清寺トハ足利基氏ノ國老  
上杉民部大輔憲顯ノ二男兵庫頭憲將ノ明文菴僧可和尚テフ  
者其第八世ニ住ス。應永廿四年正月廿六日亡ス。年七十八  
ナリ。而シテ憲顯此寺ヲ再建セシモノト。是ニ由リテ考フ  
レバ、妙澤モ亦應永前後ニ在リ。義正義治ト世ヲ同ウセシ  
モノナリ。而シテ其傳ヘシ所ノ畫ヲ失フ。惜ムベキ哉。  
又按ズルニ鳥山氏ハ從來不動尊ノ像ニ縁アリ。遠祖義家幼  
名不動丸。上州鳥山村モ亦不動尊ノ像アリ。我先モ亦此畫  
ヲ信ズ。今住スル所ノ邑モ亦不動尊山アリ。同族鍋田氏ノ  
先モ亦一二不動壽丸ト稱セシ者アリ。是ニ由リテ之ヲ觀レ  
バ其由ル所亦久シ。後世子孫其レ之ガ爲ニ敬信セヨ。抑モ  
不動尊テフ者ハ、佛經中ニ出ヅト雖モ、然モ本邦舊傳證據  
皆日本武尊ヲ祭レル者ナリ。故ニ皇國ノ祠前ニ建置シ置ク  
所ノ鳥居テフ者多シ是其證ナリ。後世浮圖ノ教世ニ盛ンニ  
シテ遂ニ其本旨ヲ失ヘリ。武州目黒村ハ日本武尊ノ舊跡ナ  
リ。是ヲ以テ土人其祠ヲ置之ヲ敬ス。古一高僧アリ。來  
リ居ル。土人日本武尊ノ尊像ヲ爲ラムト請フ。而シテ其模  
倣ニ由無シ。是ヲ以テ世ニ傳フル所ノ不動ノ像ヲ彫刻シテ

按ズルニ不動ノ名畫ハ何人ノ畫タルヲ傳ヘズト雖モ中世以  
テ良畫トナシ、家ニ藏ス可ラズトテ、習俗ニ從ヒテ、香花  
院朝夷名邑圓藏ニ收置ス。而シテ當時ノ僧徒携ヘ去リテ貝  
淵邑ノ某ノ寺寺名ヲ忘ルニ藏セシガ、今其所ヲ失フ。我大叔母  
四郎兵衛諡...ノ妻我ニ話シテ曰ク、貝淵邑某ノ女病ムコ  
ト甚久シク。藥餌驗シアラズ。是ヲ以テ寺僧我ガ不動畫ニ  
禱ル。然ル後臥下ノ土中ニ於テ蛇ノ甚ダ大ナルモノヲ得テ  
之ヲ去ル。而シテ其女平常ニ復ス云々。効驗是ノ如シ。名  
畫ニシテ其所在ヲ失フ惜ムベキ哉。大和則長ノ小刀ハ今善  
右衛門ニ傳フルモノ是ナリ。  
按ズルニ大和則長ハ、尻縣則長編者按ズルニ尻縣恐ラト號ス。  
四世同銘アリ。其初世則長ハ太郎左衛門ト稱ス。建治年間  
ノ人編者按ズルニ建治年間ハ後宇多天皇御宇ニシテ弘安ノ前也。其子則長モ亦元徳中ノ人。  
而シテ父子俱ニ南北朝ノ前ニ在リ。然ルニ元徳ノ如キハ元  
弘ノ前僅ニ二年ニシテ遠祖俊義氏頼ト世ヲ同ウセリ。其子  
則長孫則長ノ如キハ、貞治應永ノ間ニシテ、經盛、義正、義治  
ノ世ノ治工ニ當レリ。我都下ニ在リテ則長造ル所ノ大小數  
刀ヲ見シカド、未此刀ノ如ク、銘及鑪痕新ニ型ヨリ發スルガ  
如キモノヲ見ズ。思フニ遠祖親カラ則長ニ命ジテ造ラシメ  
シモノカ。不動ノ畫ノ如キモ亦我以ヘ爲ク、古劍妙澤和尚  
ノ畫カ、妙澤ハ豆州名越國清寺第九世ノ僧ニシテ、而シテ  
夢窓國師ノ弟子ナリ。兒爲リシヨリ、好シテ不動尊像ヲ畫

以テ之ヲ與フ。今存スル所ノ目黒不動是ナリト。蓋其背ニ  
火ヲ負ヘルモノハ夷賊火ヲ原野ニ放チテ日本武尊ヲ燒カン  
ト欲スルノ狀ナリ。其劍ヲ握レルモノハ、謂ユル艸薙劍ナ  
リ。手ニ其繩ヲ持ツモノハ、狩ノ時牽ク所ノ犬ノ斷繩ナリ。  
而シテ其狀不動經中ニ在ルモノニ暗合セリ。故ニ高僧此像  
ヲ爲リテ之ヲ與ヘシナリ。我皇國ニ生ルル者、其之ヲ知ラ  
ザル可ラザルナリ。記シテ以テ子孫ニ示ス。

某 正之二男、宇山兵左衛門 寛文十庚戌歲六月五日亡ス。年  
未ダ詳カニセズ。道椿居士ト諡ス。墓今其所ヲ失フ。妻何  
人ノ女ナルコトヲ詳カニセズ。寛文己酉ノ歲二月六日亡ス。  
年亦未ダ詳カニセズ。妙椿禪尼ト諡ス。墓亦其所ヲ失フ。  
恐ラクハ道椿ノ墓ト同所ニ在ラム。蓋元祿十六大ニ地震ア  
リシ時之ヲ失フカ。  
口碑ニ云フ。道椿始メ兄三郎兵衛ノ宅東上處ニ住ス。御上  
ト稱ス。墓恐クハ此地ニ在ラム。今舊址ヲ存スルノミ。兄  
三郎兵衛其西下處ニ住シ、御下ト稱ス。今善左衛門宅地ト  
稱スルモノ是ナリ。  
按ズルニ兵庫助正之男子六人アリ。謂ユル三郎兵衛諡道壽  
年亡ス。年九十五。兵左衛門諡道椿寛文十年。彦右衛門諡未  
九十五。兵左衛門諡道椿寛文十年。彦右衛門諡未  
衛亡ス。年六十七。清右衛門諡道。而シテ長男三郎兵衛ノ季子清  
右衛門。口碑之ヲ傳フルコト顯然ナリ。其他兄弟タル者明  
亮ナリ。而シテ其次序ハ未ダ詳カナラズ。我家傳ヘ言フ。



長兵衛ハ我先ノ弟ノ子ト。是二世長兵衛諡鑠想ヲイヘル者ナリ。李兵衛子孫傳ヘ言フ。曰ク、李兵衛ハ里正タリ。領主大久保氏吏ヲシテ村中ノ馬數ヲ問ハシム。當時村中唯馬七匹アリ。李兵衛嘗喫言ヲ好マズ。將ニ七匹ト曰ハムトシ膝ヲ撫デテ曰ク七ト。吏其不便ヲ見テ曰ク、汝里正ヲ甥長兵衛ニ讓レト。李曰ク、唯辱シト稽首スト。是亦其叔姪ナルコト疑ヒ無キナリ。而シテ道蓮長兵衛何レカ兄弟タルハ明カナラザルナリ。而シテ鑠想長兵衛孫次郎吉後惣右衛門ト改ム、子孫其名ヲ襲稱ノ記ニ曰ク、道蓮ハ正之ノ二男也ト。然ルニ長兄三郎兵衛ハ貞享四年九十五歳ニシテ亡ス。文祿二年ノ生レナリ。弟長兵衛ハ寛文九年六十七歳ニシテ亡シ、慶長八年ノ生レナリ。而シテ其間十年ヲ隔ツルナリ。兄弟是ノ如ク多クシテ而シテ一二ト相去ル豈十年ヲ隔ツル者アラムヤ。我是ヲ以テ知ル。長兵衛ノ二男トハ誤リナリ。長兄三郎兵衛末男清右衛門今口碑之ヲ傳フ。我祖兵左衛門道椿ノ如キハ我家傳フル所ヲ以テ、之ヲ二男ニ置キ以テ後ノ考ヘヲ俟ツノミ。

某 道椿男、同シク兵左衛門ト襲稱ス。元祿十丁丑歲八月十七日亡ス。年未ダ詳カニセズ。道智居士ト諡ス。墓モ亦其所ヲ失フ。妻マタ何人ノ女ナルコトヲ詳カニセズ。寶永四丁亥歲正月四日亡ス。年未ダ詳カニセズ。眞譽妙輝信尼ト諡ス。墓亦其所ヲ失フ。

按ズルニ好智、道寬及ビ道椿、道智等四世夫妻ノ墓俱ニ其所ヲ失フ。抑々舊宅址中ニ在リテ失フカ將皆東漸寺舊境内ニ在リテ之ヲ失フカ。今其詳ヲ得ズ。蓋元祿十六年大ニ地震ヒシ時之ヲ失フモノ知ルベキナリ。但シ道智ノ妻妙輝ノ墓ハ則元祿地震ノ後ニシテ其墓ヲ失フモノ、是子孫ノ過ナリ。

某 道智一男、同ク兵左衛門ト襲稱ス。正徳三癸巳九月朔日亡ス。年未ダ詳カニセズ。涼月淨秋居士ト諡ス。墓今小峯山佛恩寺ニ在リ。今小峯堂ト號ス。近時東漸寺ヲ此堂ニ合セテ以テ一寺トナス。東岩窟ノ側ノ西面ニ兩引紋ヲ彫題セルモノ是ナリ。妻栗原氏ハ千田邑三次郎ノ女、享保十六辛亥歲二月二十一日亡ス。歸元妙崇信尼ト諡ス。墓同所ニ在リテ相並ベル者是ナリ。口碑ニ云ク、淨秋ハ根方御上宅ヨリ始メテ作田ノ宅ニ移住スト。蓋元祿地震後ニ當ルナリ。作田宅ハ今重郎兵衛宅ト稱スル是ナリ。

某 道智二男、宇山久兵衛。享保七壬寅二月十四日亡ス。淨智居士ト諡ス。口碑ニ云ク、淨智常ニ言フ。我甥貞右衛門能ク檢束ス。當ニ家ヲ爲メシメ、貞右衛門ヲ以テ甥ト爲スベシト。故ニ淨秋ノ弟ノ次ニ附記ス。淨智ノ子孫世々久兵衛ト稱ス。今已ニ他姓タル者是ナリ。

某 淨秋一男、宇山重次郎母ハ栗原三次郎女、延享三丙寅十月十九日亡ス。道寒居士ト諡ス。按ズルニ重次郎男子ナシ。的場市兵衛ノ二男市三郎ヲ以テ女婿ト爲シ、之ヲ嗣トナス。

市三郎道盛居士ト諡ス。母市兵衛ノ妻ハ宇山長兵衛ノ女ナリ。市兵衛子孫今平七ト稱スル者是ナリ。市三郎養父重次郎始重郎兵衛ト稱シ、市三郎襲稱ノ後子孫世々重郎兵衛ト稱スル者是ナリ。後復白間津邑ノ人ヲ以テ之方嗣ト爲ス。今已ニ他姓タリ。宇山ノ氏族ニ非ルナリ。

某 淨秋ノ二男、宇山貞右衛門母ハ栗原氏三次郎ノ女、寛延四辛未歲五月廿一日亡ス。年未ダ詳カニセズ。淨運居士ト諡ス。按ズルニ辛未ハ寶曆元年ナリ。改元恐ラクハ五月後ニ在リ。故ニ四年トイフナリ。今寛延ニ四年ナシ。墓ハ濱ノ宅地中西側東面ニ在ルモノ是ナリ。妻伊藤氏磯邑重兵衛ノ女、明和七庚寅歲六月廿六日亡ス。年未ダ詳カニセズ。宗壽禪尼ト諡ス。墓同所ニ在リ。

某 淨運一男、今其名稱ヲ失フ。早死、母ハ伊藤重兵衛ノ女、元文二丁巳四月六日死ス。道春居士ト諡ス。

女子 淨運二女、母上ニ同ジ。高橋吉左衛門ノ男吉平ニ嫁ス。口碑ニ云ク、吉平始貞右衛門ノ家ニ在リテ曰ク、貞右衛門男子アルコト是ノ如シ。而シテ我何ヲ以テ此家ヲ有サムト。夫妻去リテ別ニ家ヲ爲ス。今吉平ト稱スルモノ是ナリ。嫡女アリ。栗原氏ニ嫁シ、初世作兵衛。

某 淨運三男、同ク貞右衛門ヲ襲ク。母上ニ同ジ。寛政六甲寅歲四月廿四日亡ス。年六十。淨眞居士ト諡ス。墓ハ小峯山東出途北岩上ノ南面ニ在ル者是ナリ。妻早川氏同邑長右衛門女、文化八辛未二月七日亡ス。年未ダ詳カニセズ。妙眞信尼ト諡ス。墓同所ニ在リ。

某 淨運四男、宇山孫三郎母上ニ同ジ。寛政二庚戌歲七月十五日亡ス。善心居士ト諡ス。按ズルニ孫三郎ハ同姓惣右衛門ノ家ニ在リテ死ス。一子アリ。孫八ト稱シ、北見諸左衛門ノ家ヲ建ツ。子無シ。

某 淨眞ノ長男、幼名駒之助、同ク貞右衛門母ハ早川長右衛門ノ女。天保二辛卯歲六月十七日亡ス。年七十六。壽翁瑞麟居士ト諡ス。墓ハ父淨眞ト合葬ス。墓小峯堂ノ東ニ在リ。妻新藤氏白間津邑六右衛門ノ女、文政六癸未歲四月十日亡ス。年六十。貞心尼ト諡ス。墓ハ姑妙眞尼ニ合葬ス。墓ハ小峯山ニ在リ。

某 淨眞二男、宇山萬吉郎母上ニ同ジ。按ズルニ同姓惣右衛門ノ女婿ト爲リ、其名ヲ襲稱ス。惣右衛門テフ者ハ、宇山次郎吉ノ男ナリ。次郎吉ハ長兵衛諡鑠想テフ者ノ二男ナリ。萬吉一男善太郎長兵衛ノ嗣トナリ。女子ヲ生ミ、白濱邑ニ之キ圖書ノ家ヲ繼ギ、此邑ニ住ス。二女ハ府中村某氏ニ嫁ス。三男ハ父ノ嗣トナリ、惣右衛門ヲ襲稱ス。其子惣吉モ亦其家ヲ繼グ。四女ハ根方善右衛門



ニ嫁ス。諡(不明)者源之亟ノ妻ノ母ナリ。五男利兵衛平磯邑ニ之キ某氏ノ嗣トナリ、六女ハ本邑宮下忠左衛門ニ嫁ス。

女子 淨眞三女 平磯邑坂本太郎兵衛ニ嫁ス。母上ニ同ジ。

某 淨眞ノ四男 母上ニ同ジ。宇山平八郎。後ニ的場平三郎ト稱シ、別ニ川尻ト稱スル是ナリ。按ズルニ平八ハ的場平三郎ノ女婿トナリ其名ヲ襲稱ス。二男アリ、長子平助父ノ家ヲ嗣ギ、平三郎ト稱ス。二男源之亟、根方善左衛門ノ女婿トナリ、善左衛門ヲ襲稱ス。男子アリ。

女子 淨眞五女、母 宇山四郎兵衛ニ嫁ス。按ズルニ幼ヨリ根方善右衛門ニ育テラレ、謂ユル共子四郎兵衛ニ配ス。則源之亟ノ祖父母タリ。四郎兵衛ハ宇山善兵衛ノ嫡男、後善左衛門ト襲稱セル者是ナリ。按ズルニ三郎兵衛諡道壽テフ者ノ二男、四郎兵衛諡淨圓テフ者ノ嫡子諡華山春翁テフ者始テ善左衛門ト稱シ、其子善兵衛孫四郎兵衛諡(不明)者及(不明)諡(不明)者等皆根方宅ニ住シ、善左衛門ヲ襲稱ス。

四郎兵衛一男一女アリ。男其家ヲ嗣ギ、女ハ千田邑安田佐五兵衛ニ嫁ス。亦一男一女アリ。一女ハ川尻平三郎ニ配シ、二男源之亟ハ善左衛門ト襲稱シ、一男ヲ生ム。二男佐吉ハ同邑植木儀左衛門ノ女婿トナリ、儀左衛門ト襲稱シ、女子ヲ生ム。  
女子 淨眞ノ六女、母上ニ同ジ。溝口永之進君ニ仕へ、内記養

正君ヲ生ム。(不明)正月十三日江戸本所二箇橋下方溝口家ノ下邸ニ没ス。年三十。仙臺院陽室貞婦ト諡ス。墓ハ駒籠吉祥寺中東洋菴墓ヲ守ルノ東三十弓許ノ處ニ在リ。養正君諡天忠院殿。

正質 瑞麟長男、幼名鎌次郎、母ハ新藤六右衛門ノ女。天明六丙午歲大川邑ニ生ル。妻岩城氏名古邑權平女。寛政七乙卯歲名古邑ニ生レ、安政二乙卯歲九月廿一日ヲ以テ大川邑ニ没ス。年六十一。

某 瑞麟二男 母上ニ同ジ。宇山萬吉郎、後ニ清兵衛ト稱シ後總國夷瀨郡守矢邑里正高梨太郎左衛門ノ女婿トナリ、其名ヲ襲稱シ、六男二女アリ。

某 瑞麟三男 母上ニ同ジ。宇山八五郎 幼名勝二郎後ニ渡邊六左衛門ト稱ス。杳見邑渡邊六左衛門ノ女婿トナリ、其名ヲ襲稱ス、一男一女アリ。

女子 瑞麟四女、母上ニ同ジ。理世

女子 瑞麟五男、母上ニ同ジ。宇山定次郎、江戸鐵砲

某 洲ニ在リ。稻取屋長右衛門ト稱ス。一男アリ。

女子 瑞麟六女。須磨女。江戸本船町、手品家七兵衛ニ嫁ス。七兵衛テフ者ハ上總國白里浦片貝邑龜崎氏正七ノ三男ニシテ而シテ富津邑多田氏庄五郎ノ弟ナリ。

正義 正質長男。母ハ岩城權平ノ女。宇山小

文化十四年丁丑歲三月廿三日大川邑ニ生ル。

初妻森本氏ハ白濱邑嶋崎茂助ノ女。弘化三丙午歲正月没年

二十八。諡(不明)墓ハ小峰山祖姑定貞尼ノ墓ニ合葬ス。後妻湊邑(以下記載ナシ編者注)

正清 正質二男。母正義ニ同ジ。宇山楨二郎。幼名貞二、後改メテ

鳥山新三郎ト稱ス。文政二己卯ノ歲二月二日大川邑ニ生ル。

幼ヨリ家人ノ生産ヲ事トセズ。好ンデ本邦ノ野乘家藏ノ葉室大納言作ノ源平盛衰記ヲ讀ミ、之ヲ讀ミテ感ズル有リ。

年十六ノ時始メテ文武ヲ以テ家ヲ興スニ志アリ。而シテ好

ンデ擊劔ヲ爲ス。然ルニ性多病ニシテ遂ニ果スコト能ハズ。

弱冠後ニ及ビ、一堂東條氏ノ門ニ入り、其學ヲ傳フ。又庄

内藩ノ人加藤環龜翁ニ從テ謙信流ノ兵法ヲ學ビ、其秘蘊ヲ

極ム。文武兼通ス。爾後始メテ遠祖ノ姓ニ復シ鳥山新三郎

ト稱ス。別號義所或ハ蒼龍軒及ビ關以東生及ビ冢峯等ハ皆

其號ナリ。邑ニ不動山アリ。高塚ト稱ス。故ニ一ニ冢峯ヲ

以テ號ト爲スト、云爾。

某 正質三男 宇山彌三郎、實ハ猶子。白濱邑青木ノ住人平兵

衛嫡子、孩兒ヨリ子ト爲リ、後白子邑某氏ノ嗣トナル。

嘉永七甲寅歲正月廿八日、白子邑ニ没ス。年二十九諡(不

明)墓ハ白子邑金剛院ニ在リ。

某 正義嫡男。母ハ森本茂助女。宇山駒之助。弘化三丙午歲正月

大川邑ニ生ル。

某 正義二男。宇山定二郎、

某 正義三男。母上ニ同ジ。宇山與三郎、



確齋遺稿雜纂

軍制改革考未定稿

千石

主人馬上一騎千石已上乘代有者ハ引カスベシ、無者ソレニハ及バザルベシ

主人ハ弓鐵砲及鎗長刀中卷何ニテモ其人ノ得道具ヲ携フベシ。

主人之得道具持ノ徒歩若黨一人

同馬ノ口取二人内一人ハ手明トシテ他ノ諸用ニモ供スベシ

但シ乗代アラバ口取一人ヲ益ベシ。訓練ノトキハ乗代アリト云トモ引ニ及バザルベシ。

士五人 上士一人重役或ハ一人近習一人輕卒五人ヲ預リ用テ 中士二人物頭格タルベシ(小頭ナシ)

下士二人道具携ヘシメテ主人ノ馬前ニアルベシ

右士五人各得道具勝手次第タルベシ。然シ行々兵制ヲ改メバ、士分ニテ主ノ馬前ニアルモノ及殺手隊ハ勿論

總槍ニ致シテ腰ニ短筒ヲ附サス可キ事也。

炮足輕五人

右各炮ヲ携玉藥袋ヲ佩シムベシ出陣ニハ玉藥一日分幾放シムベシ

火繩幾筋トテ計ツテ持シ

總計十四人出陣ノトキハ乗代馬ノ口取兵糧玉藥及雜具靈槍鍋釜等ヲ持スル人夫四人宰領二人都合六人ホド召連ベシ

二千石

主人馬上一騎

得道具ヲ携ルコト上ニ同ジ

主人得道具持一人

馬口取二人

乗代馬口取一人訓練ノトキニハ引ザルモ可ナルベシ

士十人 上士二人重役 中士四人近習二人物頭一人手明他用ニ供スベシ 下士四人徒士足輕小頭タルベシ

右各得道具勝手次第タルベシ。中士二人下士二人合四人主ノ馬前ニ立ツ重役ノモノ組頭トナツテ殺手隊ノ體

タルベシ。用人一人主ノ側ニ在テ非常ニ備フベシ。二千石已上重役ノモノ身分ニ從ツテ騎馬タルベシ。蓄ヒ

艱キモノ夫レニモ及バズ。

炮足輕十人

右炮及玉藥ヲ携フル事前ニ同ジ。

總計二十五人重役ノモノ騎馬多クハ別ニ一人ノ口取ヲ加ヘ二十六人タルベシ

右出陣ノ人夫宰領其口ノ多少ヲ計リ無用ノ人夫ナキヤ(様の略字)ニ召連ルコト上ニ准ジテ知ルベシ。

三千石三千石以上重役ノモノ馬ノ口取ヲ加ヘ 主人馬上一騎

得道具上ニ同ジ

ニ備フベシ下士八人ノ内四人ハ足輕小頭トナシテ物頭ノ下知ニ付スベシ。残り四人主ノ馬前ニ在リテ時宜ニ

ヨツテ働ベシ。

炮足輕二十人

各前ニ同ジ。一列五列時宜ニ從フベシ。

總計四十六人重役ノモノ馬及口取ヲ加ヘテナリ重役ノモノ若黨アラバ四十七人トナスベシ出入拘ハルベカラズ但無用ノミ

五千石 六千石已上大夫二騎馬上タルベシ

主人馬上一騎

得道具上ニ同ジ

得道具持一人

馬口取二人

乗代口取一人大夫二人上士五人中士十人下士十人

各得道具前ニ同ジ。中士五人ヲ一組トシテ上士一人五人ノ小頭タルベシ。故ニ十人ヲ殺手隊トナシ、五人ヲ

二ツニ分ツテ一列ニ備ヘテ、二人ノ上士此レニ小頭トナリ、重役一人組及小頭十二人ヲ仕配スベシ。一人

ノ大夫主ノ馬側ニアルベシ。下士五人ノ馬廻リニアル

モノヲ支揮スベシ。残り上士一人物頭トナツテ、足輕

二十五人及小頭五人都合三十人ヲ司配スベシ。物頭ハ

武勇ノ者ヲ擇ブコト勿論ナリ。

四千石

主人馬上一騎

得道具携フル上ニ同ジ

得道具持一人

馬ノ口取二人

乗代口取一人重役ノモノ馬上一人

士二十人重役ノモノ馬上一人 各得道具上ニ同ジ。上士中士十二人ノ中、中士七人ヲ

殺手隊トナシ上士一人此レガ組頭トナリ次ノ上士一人

物頭トナリ残り上士二人中士一人主ノ馬前ニアリ非常

鳥山確齋篇

六四一



炮足輕二十五人

各携フルコト前ニ同ジ。五人ヲ一組トシ下士一人是レガ小頭タルベシ。二十五人ニ小頭五人物頭一人此レヲ小隊ノ全備トシテ前ニ備フルナリ。一列互列時宜ニ從フ可ナリ。

總計五十七人 重役二人ノ口取ヲ加ヘテ五十七人ナリ。二人ヲ益サバ五十九人トナルベシ。一二ノ出入拘ハルベカラズ。

右ハ訓練ノ時ニハ、私宅ヨリ着具致シテ軍中ノナラントスベシ。主從騎馬ノ者ノミ陣羽織其他從士ハ夏ハ平常用ユル麻ノ割羽織冬ハ木綿胴服タルベシ。平常ノ訓練ニハ、主從ミナ苞兵糧ヲ腰ニ付ベシ。出陣ナラバ、三日五日其日數ヲ計リ糧米及鹽噌馬ノ秣藁等或飯釜ヲモ持スルユエ人夫ヲ益シ宰領ヲモ加フベシ。平常ニ具足長持辨當箱鐵櫃又ハ雜具長持ノト云ルハ、太平習氣何ノ武用ヲカ知ラン。凡ソ人寡ニシテ諸事不自由勝コソ一段能ク戰場ノナラント云モノナラメ。心得アルベキ事ナリ。

右千石ヨリ萬石マデ是レニ比ベテ考ヘ知ルベシ。萬石已上大煩等ヲ備フルコトハ定制アラマホシキモノナリ。萬石已下ニテモ、騎馬及其他大砲小銃等武器ノ數多キハ、其主人嗜ノ程見エテ天晴忠節ノ心懸ト云ベキ也。

中古ヨリ五萬石已上一手ノ働ト云ル一定ノ説アレドモ、三萬

云フ。此レニ習ハ、左右ノ遊軍ハ是非共大砲隊ナルベキナリ。

演武場ノコト彼是言フモノアレドモ兎角無造作ナルヲ以テ好トスベシ。林子平ナゾノ所謂諸稽古ヲ漏ササルノ大演武場大學校ト云ベキモノハ暫ク置ク。但當時用ユベキ處ノ業ノミヲ稽古致サスベキコトハ上ニ説ク改革ノ軍役ニヨラバ、先ヅ馬槍炮ノ三ツヲ盛ニナスベシ。此三ツサヘ盛ナラバ、兵制ハ自ラ改タマルモノトシルベシ。其上ニ本邦及漢土ノ兵書及西洋兵書ヲ熟讀セシムルノ御世話アリタキコトナリ。然シナガラ、上ヨリ此レヲ學バシムルノ令アラバ、儒ヲ賤シメ詐譎菲薄ノ風ニ變ゼンモ知ルベラズ。故ニ兵學費ニ入ルモノ、先ヅ語ヲ能ク熟讀セシメ、其心膽ヲ鍛フベシ。御學文所ニテ朱學ヲ講ゼシムルヲ以テ、演武場ノ經學ヲ學ブモノ新古折中ヲ以テ本トスベシ。然ラザレバ識見局束シテ伸ビザルベシ。次ニ老莊虛無ノ異ナル處ヲ知ラシメ、好ンデ人ノ先タラザルノ一步ヲ退ゾク所ノ術ヲ知り、後孫吳七書ニ入りテ、其不意ニ出ルハ兵家ノ勝タルコトヲ學ビ、後左傳戰國策ヲ以テ戰國ノ形勢實事ヲ知り、先ヅ溫史及朱子綱目ニテモ讀マシムベシ。次ニ登壇必笈、紀效新書、武備志等、其他有用ノ書ヲ讀マシムベシ。

和兵ヲ學ブモノハ、先第一ニ水府ノ大日本史及神皇正統記等ヲ讀シメ、次ニ山陽外史、政記等ヲヨミ、太平記、南山巡守

已上ナラバ、主人ノ嗜次第一手ノ働ヲキ致サル、モノト心得テ心懸ベキモノナリ。萬石已上旌纓貝金大鼓等備ノ數ニ從ツテ儲フベシ。凡テ兵制ノ損益ハ、古制ニ泥マザルヲ以テ好トス。昇リ數長柄數ノ多キハ時宜ニ從ツテ用ヒシモノナレバ、大略今ハ無用ノ長物タルベシ。三萬石已上ハ備置ベキモ、其已下ハ多クハ士槍ニテ事濟事ト心得ベキナリ。采配ノコト物頭番頭士大將等ハ勿論ナレドモ、今時ノ如ク伍長ノ如キ者迄モ采配ヲ持スルコト、古制ニハ決シテ無事ナリ。采配取ハ古法ヲ以テ好トス。采配首ト云事ヲ辨ヘ知ラバ、不レ論シテ可ナラン。今時ノ如クナラバ、采配首ノ多キコト古ニ十倍スト云フベシ。凡ベテ如此レ此ノ外見虚飾ヲ貴トムノ兵家何ゾ兵ノ眞味ヲ知ラン。考ヘザルノ甚シキモノト云フベシ。身分ニヨツテ大煩アラバ、大砲隊ヲ立ルコト人皆知ル處ナリ。次ニ小銃ニテ操ツメテ、次ニ殺手隊ニテ大體勝敗ハ決スルモノト知ルベシ。其不意ニ出ルニハ、馬上炮或ハ馬上槍其他變ニ應ズルノ手段ハ何ホドモ有ベシ。實戰アツテ後ハ物慣レテ知ラルベキコトナレドモ、大身ノ家ニハ是非備置クベキモノナリ。平常訓練ニハ、先大砲隊、小銃隊、殺手隊、及大將ノ旗本、後備、左右ノ手明、遊軍、此ノ七ツアラバ事足ルベキナリ。別ニ馬隊ヲ備フルハ其分上ニヨルベシ。米利堅州ニテハ、味方敗軍ニ及ブト見ルトキハ、直グニ我前軍ノ除カザル前ニ、大砲ヲ放ツテ味方ヲカケテ敵ヲ打破ル故、大敗ナシト

録、常山紀談、熊澤ノ武將感狀記、徂徠鈴錄、度量考、東涯ノ制度通、林子平ノ海國兵談、及徂徠ノ政談、太宰ノ經濟錄、竹山草茅危言、鳩巢駁臺雜話、或ハ地方落穂集ナドノ類、何ホドモアルベシ。其間本邦ノ甲越及長沼・北條・楠・宇佐美・大江流等何ナリト學バシムベシ。西洋兵書ニ至ツテハ、先西洋文字ヲ學ビテ後學バザレバ、其眞味ヲ得難シト云ドモ、先ヅ翻譯地理書ノ坤輿圖識、八紘通志ノ如キ、其他三兵多區知易ノ類ヲ熟讀セシメテ、彼レノ所爲廣大ノ作業ヨリ、油斷セバ彼レニ國ヲ奪掠セラル、ノ端タルコトヲ納得セシメテ後、文字ヲ讀マシムベシ。其間月々會日ヲ定メ置キ、砲隊ノ訓練、大炮ノ手數等ヲ學バシムベシ。右和漢西洋ノ三兵ニ熟スルモノヲ擇ビテ、演武場ノ總督タラシムベシ。如此レニ習熟セシムルノ世話アラバ、海岸防禦ノ人材ヲ生ズルコト、立テ俟ツベキナリ。

和戰論 大要

一和戰の二字、大義を論ずれば、和と云ふものは、今日の無事なる事を存する一時のがれの策と覺え候。戰と云ふは、皇國三千年來の大恥辱を一洗するの大義にして、天下萬世にわたる所の大關係と覺え候。

一和戰の二字に付、安危を以て見る時は、和と云ふ事は、眼



前に安きのみにて、三四年後に至り、如何共難<sub>レ</sub>爲策と覺え候。

一戰と云ふは、目前にては、人命をも損し、市中之人民も動搖致し候へ共、上に在るの君子一決に極れば、天下の志士悉く大義に勵まされて、人々興起致し候故、三五年を不待して、天下の事、一時に決し、英邁不群之士踵を尋て力を盡し候故、必勝之利相違無之事に覺え候。

一和議交易に落着致し候時は、皇國三千年來無<sub>レ</sub>之大耻辱たるを以て、天下萬世に渡りて、此事を決し候閣老之罪、如何とも難<sub>レ</sub>通事に覺え候。且又當時五老之評議被成候事にて、一人の身には懸り不<sub>レ</sub>申様に候へ共、後世に至り、何某様執政之砌と唱へ候には、筆頭被成候閣老之御身の上のみかゝり申候。然るを小人を助けて、和議と云、交易と仰<sub>レ</sub>之候時は、自ら求めて萬々世までの罪をまねき候時は、不明の至極なる事に覺え候。

一戰に決し候時は、時に一日なりとも安からむ事を欲するの小人に組せず、皇國の大義を明らかにするの明ありて、天下之志を一時に相決せしめて、奇策可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之事疑ひなき事に覺え候。

一若又廟堂の上にて、席を同しう被<sub>レ</sub>成候閣老方始め、一二諸侯の組せざるものありて、退身被<sub>レ</sub>成候共、天下之志士の仰ぐ所となりて、晴天の事に覺え候。

ナ凡俗恃ムニタラズ。是ヲ以テ、足利ノ舊贖ヲ問フテ聖像及野相公ノ像ヲ拜シ、藏書ヲモ開イテ標題ノミヲ閱セシニ、格別ニメヅラシキ書モ見エズ。且一一閱スルニ、身ヲ寄スルノ家モアラザレバ、コ、ニテ兩人手ヲ別チ、江幡氏ハ鹿沼宇都宮ニ奔リ、我ハ上野ノ國ニ出デ、我宗族新田氏ノ後裔ナルモノアラバ、其舊キコノ口碑又ハ舊記ニ傳フルコトナドヲ問ハマク欲シ、其詳ラカナルヲ得バ、南朝ノ爲メニ死セル新田氏族ヲ慰スルノ萬分ノ一ニモナレカシト思ヘリ。ソレユエニ新田郡ヲ經テ、彼此トフテ田島ニ至リ、岩松家ヲ御タヅネ申上、熊谷ニ出デ、里見氏ノ後裔ノ、中里郡代邑ニアルモノヲ問フテ、江戸ニ出デ、スグ其夜來不去舟ニ乘リウツリ、上總ニ渡リ、富津ニ宿シ、會津侯臣黒河氏長沼氏ノ兵ヲ能クスル聞エアルヲ以テ、問ントセシカドモ、七月十三日ノコナレバ、死者ヲ弔フノ月ニシテ、ミナセハシキヲモテ、問ハズシテ、翌食時ヨリ、田舎道十三里ヲ歷テ、郷里ニ至リ、老父母及兄及嫂及兩姪等ヲ見テ喜ビ、兩日ヲ經テ、白濱ニ到リ、舊國主里見義實及成義ノ墳墓ヲ拜シ、又一日ヲ經テ、郷里ヲ出シ、久シクフラズシテ、庶民ナシギセシ處、此日ニハカニカキクモリ、大雨シキリニフリ出セリ。其雨ノカタジケナキヲヨロコビツ、雨具テフモノヲモ、モタザレバ、ノコル處ナク濡ワタリ、舟方邑ニ宿シ、出帆ノ舟ヲ俟ツテ、相州ニ渡リ、金井ノ邑ヲタツネト欲シテ、浦賀ニワタリシカドモ、連日ノ雨

一和戰の二字に付て、和と云ふの大耻辱大名義、戰と云ふの大義大榮、自ら水火氷炭の如くなる事、智者を待たずして可<sub>レ</sub>知事と覺え候。

一和と云ふは、小人の説なるを以て、説くに及ばず。戰と云ふは、君子の大義なれども、小人よりこれを見れば、一時人民を動搖せしめ、公の安危にかゝり候事と恐れ候故、只に無謀之様に云ひ成せども、君子のの上に一決して、天下大義之君子に任じ候時は、昌平奢侈の惡習風を一洗し、上之衰弱を中興し、又々永久清明之時を得る事に覺え候。

一上閣老之一決にて、戰に有<sub>レ</sub>之候時は、今列侯の中に、天下の爲に二百有餘年之恩を報じ可<sub>レ</sub>奉決定致し候方を御招きに相成、策之大略を御尋に相成度事に覺え候。

壬子紀行

僕生平オモヘラク、鎌倉ヲ遊覽セバ、先第一ニ大塔ノ宮ノ讒惡無道人ノタメニ、非命ノ死ヲナシ給ヒシ處ノ土牢ナルモノヲ尋ネテ、宮ノ怨魂ヲ弔ヒ奉ラント思念スルコト多年、今茲壬子ノ秋七月二日、友人江幡堅彌郎<sub>即五</sub>ガ困迫ノ身ヲ憐ミテ、彼レノ安ラカニ住ムベキ地ヲ定メント欲シ、先東ニシルベノ人アレバ、奥州道中ニ向ツテ、栗橋ノ上ヨリ館林ニ到リ、佐野ニ奔リテ、其間一兩人ヲ訪フテ、彼ヲ託セントセシカ共、ミ

ニテ、廿三日マデ三日此地ニ宿シ、異國舟ヲ防グノ炮臺ヲ一覽セムトゾンジ、此地土着ノ土堀氏ヲシルルヲ以テ、訪ヒシニ、偶々江戸ニ出ヅルヲ以テ遇ハズ。是日スグ鎌倉ニ奔リ、藤澤驛ニ到ツテ宿セント欲シ、近午ノ頃、浦賀ヲ發シ、横須賀ヨリ二里ノ海灣ヲ渡リ、金澤ニイタリシニ、道左ニ金澤第一ノ景ト書セル石刻ヲ見テ、山水ノ痼疾マタ起リ、此地ニ入りテ一覽セシニ、絶頂ノ峯ヲ聚線山ト云、麓ノ寺ヲ金龍院ト云、實ニ此地ノ八景ヲ見ツクスノミナラズ、別ニ一景ヲ添テ見スルホドノ好風景ナリキ。ソレヨリ鎌倉ニ奔ラントシ、朝比奈ガ切通シテフ處ニイタリテ、シバシ憩ヒシニ、日已ニ八鼓ニスグルヲモテ、タマチニ藤澤ノ驛ニ出ントラノミウレヒテ、向ノ所謂宮ノ露ホドモ思ヒ出サマリシガ、舊跡ヲ茶店ノ婦ニ問フノ餘リ、フト宮ノ艱苦遊バサレシ牢ヲ思ヒ出シテ、トフニ、是ヨリ鎌倉ニ到ルノ道右ニシテ、道マカクベツニ迂ナラズト云フヲ聞、始メテ大ニ喜ビ、スグ走り、道ニ人ニ遇ヘバ、問フニ此コトヲ以テシテ、田間ヲ二階堂ガ谷ニ奔リシ。シカルニ二階堂村ト云フヲシラズ、ヒタスラニ宮ノ御尊號ノミヲモテ、タヅネシニ、ヤウヤク此邑ニイタリ、田家ニ入りテ、童子ヲ案内ニセマクホリスレドモ、一人ヲ見ズ。直チニ御廟ノ山上ニヨヂ上リ、御墳墓ヲ拜スルニ、側ニ大木ノ松樹アリテ、シルシニ植シモノトオボシ。其下ニ石ヲモテ、三階ニ築キ立タル上ニ、五輪トトナフル墓石アリテ、誠ニ苔



ムセリ。楨九拜シテ、南朝ノ倚頼トシタマフ新田氏ノ末席ニ  
列ナレルモノノ裔臣正清、來ツテ拜スルヨシヲ申上、シバシ  
廟上ニヒレフシテアリシガ、四方ニ山アレドモ、此峯突然ニ  
其中央ニアルヲ以テ、其入日ニ向ヘルケシキ、神サビテ其古  
ヲオモヒヤリ、シバシタマズメル中ニ、其土牢テフ物ノアル  
處ヲシラズ。カナタコナタト、メグレドモ、タ、草茂レル中  
ニ、一條ノ徑路ヲ見得タレドモ、ワケテ入ルベキ路トモオモ  
ハレズ。シカレドモ、コレヤコノ土牢ノ路ナルカトオモヘド  
モ、シルベキヨスガモナク、ムナシクナゴリヲシミツ、  
タチ去リ、モトノ路ニカヘリシニ、麓ニカスカナル庵室アル  
ニ、老嫗來リアリ、ヨロコソデ、彼土牢ヲ拜センニハ、何ゾ  
コゾトトヘバ、嫗來リテ、此山ニ相對スル山ヲ以テ此ナリト  
云フ。且イヘラク、今月今日則チ宮ノ正當ノ御命日ナリ。ソ  
レユエ嫗來リテ此堂ヲヒラケリ。今無住ノ庵室ニテ、鎌倉松  
ケ岡尼僧寺ノ指揮スル庵ナレバ、御廟所及土牢ノトホリハ、  
此地ノモノニ命ジテ、年々歳々荆棘ヲカルコヲ指揮ス。此地  
松ケ岡ノ食邑ナルヨシカタレリ。且此日此地ノ民ノ老嫗等ア  
ツマリテ、念佛ノ供養等ヲ致スヨシヲキ、我大イニ驚キ、  
我久シク心懸ケテ拜センコトヲ願ヒシニ、今月今日此御廟ヲ拜  
セントハオモハザリキト、オモヘルト、ヒトシク、總身感心  
スルノ餘リニ、汗身ヲウルホセリ。嫗ノ導キヲ以テ、神主ヲ  
拜シテ、シキリニ感泣タエマナカリキ。其神主ニシルセルニ

ハ、表ニ兵部卿尊雲法親王尊儀トシルシ、其ウラニ建武二乙  
亥曆七月念三日トシルセリ。我又シキリニ感泣ヤマズ。嫗ノ  
鄉導ニテ、向ノ山ノフモトニイタレバ、土牢ノ前ニ大ナル石  
碑ノ建立シテ、其御所ト記セリ。土牢ノ口ニ、二寸角ホドノ  
木ヲ五六本ナラベテ、貫ノ木ヲサシトホセリ。嫗カタリシハ、  
此チカキホトリニ、本郷ト云フトコロアリ。其邑ニ子供ノ手  
習フ書法ヲ教フルモノ來リ住メリシニ、イカナルコニカ、此  
牢ニ入りテ、廿一日絶食ノ業ヲ修セリシ。其モノ後ニ僧トナ  
リテ、此木戸格子等ヲ作ルノ料ヲ出セシヨリ、人ミダリニ此  
中ニイラズト。我聞イテ入ラントシテ、ワラシジ等ヲ又ギテ、  
其中ニ入りテ見ルニ、奥ノ方ハクラクシテ、サダカニ分タズ。  
次第ニ下レルヲミルノミ。日クレカ、ルユエ、去ツテ嫗ニ別  
レヲツゲントシテ、焼香ノ料ヲイササカ嫗ニワタシテ、今宵  
ソナヘクレヨト頼ミオキテ、鎌倉ニイタレバ、スグニ日クレ  
テ、人家ミナ點燈セリ。嫗ノカタリシハ、宮ノ御廟所ノ麓ナ  
ル庵室ハ、モト護法山理智光寺ト號シテ、大伽藍ニテアリシ  
ヨシ。ソレユエ今モ見ルニ、此庵ノ左右小高キ處ハ、ミナ石  
壁ノコレリト云リ。鎌倉ニイタリテ、八幡祠ノ後門ノキハニ、  
丸屋テフ逆旅アリ。此ニ宿セシニ、同此家ニ居リ合セタル古  
器古物等ヲ鬻グモノノ、我ニカタリシハ、宮ノ御廟ト云フハ、  
御首ヲ埋葬セシ處ナリト。其上淵邊伊賀テフ無道人ガ、宮ヲ  
害シ奉リシトキ、御怒リ甚シク、御首飛去リテ、向ノ山上ニ

止リシユエ、其山ニ葬リ申上タリシト云。我其御遺骸ハ、イ  
カナル處ニカ收メ奉リシトトフニ、則其土牢ノ中ニ埋藏セシ  
ヨシカタリキ。且松ケ岡ノ尼僧寺ハ、即チ宮ノ御妹君尼トナ  
リ給ヒシ方ノ開基ノ寺ナルヨシ。ソレユエ古ハ松ケ岡ノ御所  
ト號セシヨシ、向ニ嫗ノカタリキ。此年ヨリ、ハルカ以前ノ  
事ナリシ、三人連ニテ、士ノ此處ニイタリシガ、其中頭ト見  
ユルモノ、庵室ヲ見ヲハリテ、イヘラク、何マレ其土牢テフ  
モノヲ見ント、輕卒ニイヒナセリシニ、其上ニ到レバ、其御艱  
苦ヲモ思ヒヤリシカ、シバシ默念セシガ、ニワカニ心地惡シ  
ク、身寒栗シテ、タヘガタク、ヤウヤク携ヘ去ラレシト。サ  
モアルベキコトナリキ。丸屋テフモノハ、八幡神祠ノ祠官ニテ、  
金子十郎方裔ナルヨシ。ソレユエフルキ鎌倉隆盛ノ武士ノ書  
ナドヲ傳ヘ持テリト云フ。其鬻品ノモノモ、此地ノ人ナルユ  
エ、此ホトリノコニ詳シカリシ。此人ノカタリシハ、武州ニ  
股川南<sup>セン</sup>フ<sup>フ</sup>邑中尾ト云フ山ヨリ、亥九月廿六日土器九十八  
ヲ掘リ出セリ。カタチカハラケノ深キモノニシテ、ソコノ輪  
ナシト云。カクノゴトキモノアルニツケ、ナホホラシムルニ、  
石ヲナラベオケルアリ。其中ニ堅木ノ炭ヲ埋メ、其中ニ抹香  
テフモノヲウヅメテ、其中ニ大ナル瓶ヲフセテ埋メアリシニ、  
是ヲ掘リ出サントセシニ、驛カニ身ノ毛立、粟々トシテ掘リ  
得ルコトアタハズ。ソノマ、ニサシオケリト云フ。オモフニ、  
高山重忠ノ墳墓ナルベシト云ヘリ。又云鎌倉中ニ八百八櫓ア

リテ、其中ニ朱桶ヤグラ、釘ヤグラナゾトテ、メヅラシキア  
リテ、皆名目アル者ナリトカ。中ニ宮ノ土牢、景清ノ牢、唐  
絲ノ土牢最トモ人ノ知ル所ニシテ、唐絲テフモノハ、旭將軍  
義仲ノ姪女ニシテ、鎌倉右幕府ニ付ヘテ宮女タリ。或日浴室  
ニテ所持ノ短刀ヲヌキモチ、右幕府ヲサシ殺サントセシガ、  
アラハレテ土牢中ニ入ラレテ苦シメラレシガ、其娘ノコト  
ヲカナシシテ、歌ヨミシニメデ、ユルサレシト云ル義婦ノ、  
オシコメラレシ土牢ニシテ、頼朝ノ御廟ノ下方ニアリト云リ。  
是日、平塚驛ノ手前並樹ノ松原ヲ右ニ入り、八幡社前ヲ過ギ、  
金目邑ニ向ツテ走ル。此邑大隅郡ノ中ニアリテ、南北二邑ニ  
分レ、三千石ニ及ブ程ノ大邑ニテ、金目ヲカナエト讀來レリ。  
我此邑ニ到レルモノ、我遠祖鳥山義俊、南朝帝ヨリ給ハル所  
ノ地ナルヲモツテ、其事ノ跡モヤト思フノ餘リニ、尋ネ到レ  
リ。且又北條氏ノ時ニ當ツテ、小田原ニ仕ヘン同宗ノモノア  
リ。此邑ニテ死セシモノ一兩輩見ユルヲモテ、其子孫マタハ  
其墓所ナドモヤト尋ネシニ、南北トモニ一人ノシルモノ無ク、  
寺ナゾハ、ミナ江戸開ケテコノカタノ寺ナレバ、其古キヲ知  
ルモノナシ。唯實相寺ト云寺、往古ヨリ北金目ニアリシガ、  
是モ今ハ嘶ノミニテ、其寺ノ古ヤシキテフモノモ、何レノ處  
ゾトハ、サダカニシレザルヨシ。我同宗ノ系譜ニハ、畑野ノ  
郷金井庄トアレドモ、金井ト云ヘルノ地ハ、今ハ鎌倉郡ノ中  
ニモアリテ、戸塚宿ノ左一里、山ノ内ノ庄中金井村ト云ヨシ。



我其邑人岡田小傳次テフモノ、此邑中ノ第一舊家ナルニキケリ。系譜中ノ畑野ハ、秦野ノ誤ニテ、秦野ト云ヘルハ、金目ノ近邨ニテ、大隅郡ノ中ニアリテ、山ノ内ノ庄ヲ去ルコト七八里ニ及ベリ。金目モトヨリカナイトヨメルヲモテ、系譜ニハ金井トシルセルナルベシ。我此ニ依ツテオモヘラク、人ノ子孫タルモノ、其祖先ノ事跡ナド、クハシク詳カニ書シオクベキコトゾカシ。系譜ニ書セザリセバ、其金目ノ邑ノ、我祖義俊ニ賜ハル所ノ邑ナルコトモ、同宗ノモノ此邑ニ住居セシコトモ、シルコトアタハザルベキニ、其邑人ハミナ知ラズシテ、我獨リシルモノ、豈文字ノ徳ナラズヤ。是ヲ以テ、我常ニ祖先ノ事ヲ詳ラカニ書シオカマクホリスルモ、マタムベナラズヤ。

向ニ上州田島ニ至リ、岩松殿ニ謁セント欲スルトキ、新田郡中細谷邑ニイタリ或寺門ニ入テ、新田氏族細谷氏ノ事ハイカニ詳ナリヤト問フニ、僧ノ云、向ニ同郡伊勢崎ノ邊ヨリ來レルモノアリテ、此事ヲ問フモノアリシガ、總テ此地ニ言ヒ傳ルコトナシト云。我又問フ、高山彦九郎ガ出生セシ細谷ト云ハ、此邑ナルカ。又ハ館林ニ近キ所ノ細谷邑ナルカト云ニ、此邑ナルヨシヲコタフ。其ユカリノモノモアリヤト問フニ、里正ノモノ則彦九郎ガ所縁ナルヨシヲ云。其居ヲ問フニ、其弟子テフ童子ヲモテ案内セシムルニヨリ、其家ニイタリテ、彦九郎ノ書シモノアリヤ、高山氏ハイカニ同宗ノ者ナリヤト

云フニ、イハク、我家ハ世々蓮沼氏ト稱シテ、南朝ニ仕ヘテ、新田義貞ノ旗下ニ屬シ、蓮沼某ト稱セリ。後世々此邑ニ住シテ、里正タリシガ、我祖父ノ代カ、其父善右衛門此近邑ノ代官ヲツトメシヲモテ、帶刀ヲユルサレシモノ、則彦九郎ガ祖父ニアタレリ。彦九郎ガ父善六トカ云シ。此モノ先妻ノ子ニテ、我祖父ハ要右衛門ト云テ、後妻ノ子ナリシヲ、家ニコシテ、其身彦九郎ノ父ヲ引連レテ、別ニ高山氏ヲ稱シテ、代官ヲツトメ來レリ。彦九郎兄アツテ友子ノ愛ナク、度々彦九郎ガ仕官ヲサマタゲシ由云リ。彦九郎母ハ廿七歳ニシテ死シタリシ。其母ノ家ト云ルハ、新田氏ニ屬セシ高山遠江守ト云シモノ、子孫ニテ、田島邑ニ世々住セシ名家ナレドモ、今彦九郎ガ家ト共ニ、其居地ノミノコレリ。遠江守同族因幡守ガ家ハ、今見ニ田島ノ邑ニアリト云フ。彦九郎子アリテ、善六トカ云フモノ、今領主ノ奴隷トナリテ、江戸ニアリト云フ。我トフ、彦九郎母方ノ姓ヲ續シヤト問フニ、否高山氏ト稱スルハ、祖父ノ世ヨリシカリト云フ。シカラバ蓮沼氏ト云ルハ同族カ。タマシハ先世高山氏ヲ以テ、蓮沼氏ヲ續シモノニヤト問フニ、否トハイヘドモ、其答サダカナラザリキ。我オモフニ、高山氏ヨリツゲルヲ以テ、三世高山氏ヲ稱セシモノナルベシ。田島ニテ、岩松殿ノ家士ニ、其事ヲ尋ネシニ、實ニシカリ。彦九郎母ノ家ニテ建立セシ寺トテ、今ニ一字ヲノコセリ。其家絶エタレバ、今ニ其古屋鋪ノミノコセリト云。且里正要右衛

門ノカタリシハ、彦九郎筑紫ニテ死セシトキ、大小及金子五兩其他領主有馬侯ヨリ官ニ達セシヲ以テ、官ヨリ此地ノ領主ニ下サレテ、領主ヨリ彦九郎ノ子善六ニクダサレシヨシヲカタリキ。

附

東金ノ阪井越中守及ビ三家（編者曰、阪井ハ酒井ト書クベキモノナリ）

上總國山邊郡東金ノ地ニ、傳兵衛ト云ル者アリ。我十三歳ノ頃、日本橋ノホトリニ知ルベノ者アリテ、ソガ家ニ寓セシ頃、此者モ此家ニアルヲ以テ、友トシ遊ベリ。我弱冠ノ後、儒トナリテ、讀書ヲ以テ、生業ト致セシニ、本國タルヲ以テ、舊國主里見氏ノ事ノ始末ヲ詳ニセマクホリスル頃、又此者ニ遇ヘリ。我年已ニ三十四ノ秋ナリシ。年歴テ遇ヘルヲ以テ、親シク語りナドセシニ、フト東金ニハ、阪井越中守テフ者アリシ事、疑トセシコトアリヤト問フニ、彼モト吉田氏ニシテ、其先ハ吉田佐渡守ト稱ヘテ、阪井ノ臣三家ノ中ナル由。其三家テフ者ハ、飯田河内守、吉田佐渡守、古川出雲守ト云ル由。其餘アマタアリテ、其子孫今ニ東金ノホトリニ殘レル由。越中守初メ小太郎ト稱シ、關東ニ來リシニ、相州ヨリ上總ニ渡海セシニ、船中ニテ大難風ニカ、リ、已ニ危ク見エシヲリ、舟中ニ浮屠氏一人アリ。コレガ祈念ニヨリテ、浪風シヅマレリ。コ、ヲ以テ其者ニモウサク、我師ニ報ゼントスルニ、今浪々ノ身ナルヲモテ、ヨクナスコト能ハズ。他日世ニ出レバ、

之ニ報イント云キ。後ニ里見氏ニ屬シテ、東金ノホトリ、土氣ノ城主トナリテ、越中守ト稱シテ、上總山邊郡中土氣ノホトリ七里四方ノ領主トナリテ、向ニ約スル所ノ僧ヲ招キテ、領中ノ寺院ヲバ、皆法華宗トナシテ、己ノ香花院ヲモ、東金ニ建立セリ。今見ニ殘レルモノ是也。ソレヨリ上總ニ法華ト稱フルモノアルハ、皆阪井ノナセル所ナリト云。後十八萬石ヲ領スルニ至リテ、里見氏ニモ從ハザリシ由語レリ。我此ニ至リテ、憤リヲ起シテ語り曰ク、向ニ里見氏ノ力ニヨリテ、一郡ノ領主トナリテ、其身勢ヒ盛ナルニ至リテ、之ニ叛クモノ、此レ不忠ノ臣也。我其時ニ生レナバ、眞先ニ滅サンモノヲト云リ。其僧ト云フハ、日胎上人トカ云シ。阪井氏ノ子孫今旗下ノ士トナリテ、阪井某ト稱ヘテ、四谷ノ上ニ在リテ、將軍家ニ奉仕セリ。今ニ至ルマデ、舊臣ノ家ニハ、年始狀テフモノヲオコセルニ、ソレガ家ナゾハ、譜代ニアラズシテ、旗本ニ屬セシト云フヲモテ、恐惶謹言ト書キ止メテ、殊ノ外ニ重クセリト云フ。タマタマ之ヲ訪フニ、一家皆悦ビ出デテ語レリト云。且云リ、阪井氏地ヲ易ヘラルノ後、將軍家ノ領トナリシトキ、地頭ヨリ名主テフ者ヲ立置シニ、其舊臣ノ家トウ、其指圖ヲ受ケズ。是ヲモテ上ヨリ御頼ミノ調ヒテ、舊臣中ニ十二家ヲ立テ置レシ由云々。（編者曰、日胎上人ハ他書多ク日泰上人ニ作レリ）

安房國白濱邑杖珠院所傳ノ系譜アリ。先住ノ僧ヲ知レルヲモ



テ、我未ダ郷里ニ在ルノ頃ニ、此系譜ヲ見ルヲ得タリキ。其僧ノ語リシハ、我寺ノ先住杖珠院十世ノ僧ト云ヘルハ、白濱邑中尾道ノ地ニ居住スル所ノ里見氏ニシテ、僧トナレルヲモテ、其家所傳ノ系譜ヲ持チ來レリ。今所レ示ノ系譜則是ナリト云リ。其後我郷ヲ出テ、遊學シテ儒トナレルヲモテ、傳業ノイトマ、我同宗同族ノ南朝ノ爲メニ忠死セシモノ多キモ、子孫墮没シテ聞エザルモノ多キヲ悲ミ、少シク其怨魂ヲ慰メント欲シ、上野源氏ノ大系圖テフモノヲ編セント欲スルヲ以テ、今茲壬子ノ秋、郷里ニ歸省スルノ次、又復杖珠院ヲ訪ヒシニ、先住已ニ死シテ、今其弟子ナルモノ此寺ニ住メリ。曰ク我師死スルノトキ、野僧雲水トナツテ、此寺ニアラズ。然レドモ其後ヲ假守スル者ノ物語リシハ、師ノ死スル頃ノ話ニ、所傳ノ系譜ハ、里見啓二郎殿家臣ノ來リシ時、貸シ遣ハセシナラント語ラレシト云シ由。我其里見氏ハ如何ナル人ゾト問フニ、當國ノ舊國司里見安房侯ノ正統嫡家ナル由ヲ語レリ。我曰ク、國侯國除カル、ノトキ、嫡子無キヲ以テ其家ヲ絶ツト聞ク。然ルヲ其正嫡トハイカナル家ゾト問フニ、高源公國除カル、ノ時、山下休藏ト云フ者ノ女、公ノ妾トナツテ、其時已ニ妊身セリ。武州今戸ノ邊リニ、俗縁ノ僧アルヲ以テ、其寺ニタヨリテ男子ヲ生メリ。大猷公ノ時ニ當ツテ、其事ヲ申ス者アルヲ以テ、僅カニ百五十依ヲモテ召出サレタリ。今五十苞ヲ加ヘテ、二百苞ヲ以テ勤仕セリト云、我其家ノ無事

ナスモノ故ニ、之ニ其事ヲ託シテ見バヤト語リテ、一二日其事ノミニ奔走セシカドモ、利慾ニハ我輩ノ及バザル僧徒ノ事故ニ、中々ニ小身ノ人ナゾニハ、後ノ滯ラムコトヲ憂ヘ、貸シモ與ヘザリキ。是ヲ以テ詮方盡キ、向ニ上州田島ヨリ歸ルサニ、殊更ニ訪フタリシ武州大里郡代邑ノ里見助左衛門テフ者ハ、其地ニテハ裕カニ暮セルモノ故ニ、コレガ許ニ走リテ、其事ヲ語リテ、只管ニ頼ミシニ、近年何レノ地ニテモ、旗下衆ノ知行ト稱フレバ、皆ソレソレニ窮ヲ拯フノ手立ニハ、五年三年モ以前ヨリ、其地ノ租稅ヲ貸リ置ケル者多シ。且其事ナゾ無キ土地ハ、其地ニ應ジテ、少シク富ル者アルニ任セ、ソレソレニ用金テフモノヲ出サセナゾスル故ニ、聊カ豊カナル者モ、之ガ爲ニ度々迷惑ニ及ベドモ、世話ニモ云ヘル如ク、啼ク兒ト地頭ニハ勝テヌ理故ニ、無理ナル事ト思ヒツ、遂ニハ差出セドモ、心ニ心ヨク思ヘル者少ナキ由語レリ。是ヲ以テ我再ビ語ラザリキ。サレドモ徒ラニ歸リナバ、本所邸ニテモ、本意ナク思ハン、且三四日ノ費用ヲ費ヤセルヲモテ、此等ヲ償ハント有ラムナレドモ、其用ヲナサルヲモテ、其資費ヲバ、我自費トセムモノト思惟スレドモ、我モ亦窮鬼ニ縛セラル、ノ徒ナレバ、別ニ其資費ヲ出シ來ラン苦夫モ盡キ果テツ。今歸ラズニ、此近キホトリヲ歴巡リテ、讀書ヲ學ブモノアラバ、金ヲ得ルノ手段モヤト、武州大宮驛ノ岩井テフ逆旅ニ宿シテ、燈下ニ此事ヲ書キテ、案ジ煩ラヘリ。

ニヨク絶エザリシヲ喜ビ、訪尋セント云ヒシニ、僧ノ云ルニハ、然ラバ其系譜ヲ先住ノ貸セシコトヲ問フテ給ハレト云ヒキ。是ヲ以テ江戸ニ還ルノ翌日、スグ其家ヲ本所菊川街ニ到ツテ問フテ、啓二郎殿嫡子尙太郎殿ニ逢フテ、其事ヲ語リシニ、向ニ家士ヲ遣ハセシニ、タゞ系譜ナルモノヲ寫シ來レリ。則是也ト見セシムルニ、我向ニ見シ所ノモノヲ寫セルニテ、其本書ニハアラザリケリ云々。

嘉永五年壬子ノ秋七月廿六日歸府シ、翌廿七日房州杖珠院ニ聞ク所ノ里見氏ノ後裔ナルモノヲ、本所菊川街ニ訪ヒシニ、其家當時二百依ノ餼粟ノミニテ、イトカスカナル様ハ、昔時百萬餘石ノ大身ニハ似モツカザリキ。サレドモ我が始メテ訪フヲ、久シク相逢ハザリシ人ニ逢ヘルガ如クニ喜悅セラレ、其後訪フコト數度ニ及ビシカドモ、尙々親シカリキ。而シテ八月末ツ方ニ當リテ、大風度々ニ及ビシ頃、マタ訪ヒシニ、門ノ屋根吹キ落サレテ、板ノ圍ヒハ皆押壞レタリキ。主人ノ言ニ、今窮鬼身ニ迫リテ、艱キ月日ヲ送り來レリ。然ルニ之ヲ救フニ詮スベモナシ。子ガ策ヲ乞テ、門扉等ノ破壊ヲ補ハマヤト思ヘルナリト語ラレキ。我是ヲ以テ考ヘ見ルニ、我身スラ世ニ容レラレズ。コ、ヲ以テ、父兄ノ力ノミヲ頼メリ。然ルヲ父兄ニ語リテモ、其益ナキヲ知リツ、思フニ、芝山内ノ學寮テフモノハ、有福ニシテ、大小名ノ窮ヲ救フテ、其用ヲ

里見氏關係記録斷片 二通

覺

大御番

遠山安藝守組

里見啓次郎

成年五十

一高貳百依

内五十依御足高

私儀天保七申年十二月廿七日父久々相勤、其上藝術出精仕候段、達ニ御聽、從ニ部屋住ニ被ニ召出、大御番ヘ御番入被ニ仰付、御切米御足高被ニ下置、同十亥年五月四日父跡式被ニ下置、度々在番仕御暇之節、銀十枚拜領仕、弘化三年九月廿日、武術上覽相勤、反物ニ反拜領仕、嘉永元年十月十三日大的 上覽射手相勤、皆中仕候ニ付時服二拜領仕、同二酉年三月十八日御鹿狩之節、步行勢子相勤、同月廿四日於ニ御狩場ニ突ニ留猪ニ拜領仕、當子年迄拾七ヶ年御奉公無ニ懈怠ニ相勤申候。私高祖父里見七左衛門儀、元文中右衛門督殿附被ニ仰付ニ相勤申候。御縁も御座候ニ付、私姉儀文化六巳年四月 田安御館江被ニ召出、表使助相勤候節、病氣ニ付願之通御暇被ニ下置、其後又候妹織野儀被ニ召出、當時繼格表使相勤罷在候。右之通格別之御縁も御座候儀故、私儀も爲ニ冥加ニ御館御奉公相勤申度多



年心願ニ御座候。何卒可ニ相成儀ニ御座候へバ八役之内被ニ仰付被ニ下置候様御仁惠之程偏奉願候以上

子 七月

里見啓次郎

一色丹後守江差出候心願書下書外ニ別紙相添

左衛門尉家來里見外記と申者。里見讚岐守忠英子孫にて、在所へ申遣相糺候得共、年久敷事にて書留等も無之相知不申候由申越候。

御法號

美濃國加納城主拾萬石

御法號

美濃國光國寺に石碑有之。

御法號

光嚴宗電神童

御法號

美濃國光國寺に石碑有之。

御法號

美濃國光國寺に石碑有之。

御法號

美濃國光國寺に石碑有之。

御法號

美濃國光國寺に石碑有之。

御法號

美濃國光國寺に石碑有之。

御法號

美濃國光國寺に石碑有之。

御法號

美濃國光國寺に石碑有之。

御法號

美濃國光國寺に石碑有之。

御法號

美濃國光國寺に石碑有之。

御法號

美濃國光國寺に石碑有之。

御法號

美濃國光國寺に石碑有之。

御法號

美濃國光國寺に石碑有之。

御法號

美濃國光國寺に石碑有之。

御法號

美濃國光國寺に石碑有之。

御法號

美濃國光國寺に石碑有之。

御法號

美濃國光國寺に石碑有之。

御法號

美濃國光國寺に石碑有之。

御法號

美濃國光國寺に石碑有之。

御法號

美濃國光國寺に石碑有之。

御法號

美濃國光國寺に石碑有之。

御法號

美濃國光國寺に石碑有之。

御法號

美濃國光國寺に石碑有之。

御法號

美濃國光國寺に石碑有之。

御法號

美濃國光國寺に石碑有之。

御法號

美濃國光國寺に石碑有之。

御法號

美濃國光國寺に石碑有之。

御法號

美濃國光國寺に石碑有之。

御法號

美濃國光國寺に石碑有之。

御法號

美濃國光國寺に石碑有之。

御法號

美濃國光國寺に石碑有之。

御法號

美濃國光國寺に石碑有之。

御法號

美濃國光國寺に石碑有之。

御法號

美濃國光國寺に石碑有之。

御法號

美濃國光國寺に石碑有之。

御法號

美濃國光國寺に石碑有之。

御法號

美濃國光國寺に石碑有之。

御法號

美濃國光國寺に石碑有之。

御法號

美濃國光國寺に石碑有之。

御法號

美濃國光國寺に石碑有之。

御法號

美濃國光國寺に石碑有之。

御法號

美濃國光國寺に石碑有之。

御法號

美濃國光國寺に石碑有之。

御法號

美濃國光國寺に石碑有之。

御法號

美濃國光國寺に石碑有之。

御法號

美濃國光國寺に石碑有之。

御法號

美濃國光國寺に石碑有之。

御法號

美濃國光國寺に石碑有之。

御法號

美濃國光國寺に石碑有之。

御法號

美濃國光國寺に石碑有之。

御法號

美濃國光國寺に石碑有之。

御法號

美濃國光國寺に石碑有之。

御法號

美濃國光國寺に石碑有之。

年心願ニ御座候。何卒可ニ相成儀ニ御座候へバ八役之内被ニ仰付被ニ下置候様御仁惠之程偏奉願候以上

子 七月

里見啓次郎

一色丹後守江差出候心願書下書外ニ別紙相添

嘉永五年十月九日太田文平を以松平下總守家より尋し書物尤本書差出し申候、取扱し家來目附役刑部九郎兵衛と申者也

養壽院殿 稱蔭山殿於萬之方

上總國大田喜城主正木左近大夫邦時女。死後其妻伴ニ於萬之方。再蔭山長門守氏廣ニ嫁。依レ之爲ニ氏廣之養女ニ稱ニ蔭山殿。

承應二年癸巳八月廿二日。於江戶紀伊殿館逝去。里見安房守忠義一族。

弟蔭山因幡守爲春。以ニ姉之故ニ蒙ニ特恩。依レ命更ニ蔭山ニ爲ニ三浦。稱ニ長門守。

文化元子年十月

松平飛彈守忠隆御父攝津守忠政。實里見安房守義康息女御法

號

光性院殿

右光性院殿事、寛永九年飛彈守家斷絶無子故也。羽州庄内里見朝負と中仁之方え御越・右朝負は里見安房守親類にて當時も其御家は御家中に御座候哉。

附札答

蓋爲ニ子健所ニ薰炙一也。是豈可レ不レ謂ニ良友一哉。頃聞ニ二豎崇ニ乃翁。決然將レ歸ニ桑梓。余聞レ之。如レ喪ニ一臂一矣。然在レ遠而聞ニ親之疾。子健方寸可レ知矣。是豈如ニ尋常之別。持レ袂而留乎。子健其無ニ遲々。若幸乃翁疾癒。子健再遊。其又何傷。於是社友賦詩作文。以贈ニ其行。余也謏劣不文。然平生之親。不可レ不ニ一贈言。乃陳ニ鄙悃。爲レ序(宇山楨拜稿)

楠氏後裔

余友有ニ和田壽菴者。奥州三春人。以レ醫仕ニ秋田侯ニ早世。嘗謂レ余曰。我先出ニ楠公正成。至今存ニ其系譜。然我父生ニ仙臺他姓。而繼ニ其家ニ者也。而至ニ於祖父。未嘗有ニ繼ニ他姓ニ者。戒ニ子孫。曰。將來子孫。不レ爲ニ封侯。莫レ稱ニ楠氏ニ云。余聞レ之以謂。和田氏決非ニ楠公裔。當レ出ニ和田正武。而讀ニ群書類從中應仁記。曰。河内有ニ楠氏者三人。稱ニ和田隅屋甲斐庄ニ云々。而始知ニ其楠氏裔。欽ニ慕之。然以ニ其繼ニ他姓。爲レ之未嘗不ニ歎息一也。右鳥山先宗氏族關係抄欄外所記者

里見鳥山兩畫徽號辨

我家以ニ兩畫。文章爲ニ徽號。同族僉然。而不ニ管我族。本宗里見氏亦然。不ニ獨足利氏以此爲ニ徽號。然我宗族者。出ニ於新田氏。則當下以ニ一畫爲ニ徽號。而以ニ兩畫。我常疑焉。今茲壬子秋。遊ニ上毛國。訪ニ同宗氏族者。到ニ金山東今泉邑。訪ニ由良氏香花院曹

鳥山確齋篇

源寺者。質ニ其家所レ傳者。曰寺中所レ傳之木主。僉爲ニ兩畫。是以向自ニ由良家。有レ命曰。何故爲ニ此徽號。當下以ニ一畫更之。僧答レ之曰。此寺世々以此爲ニ徽號。來。今至ニ我世。改レ之。不可也。遂不レ改。則出ニ木主視レ我。如ニ某言。我至ニ於此。曰。嗚呼我解レ之。我宗族僉爲ニ此徽號。而由良氏亦以此爲ニ徽號。者。由良里見鳥山氏。皆以ニ鎌倉管領之屬。賜ニ其徽號。者邪。不然則焉有ニ棄ニ其徽號。傳爲ニ徽號。者。書以爲ニ後徵。焉。壬子秋八月鳥山楨記

送吉田宮部江曙三氏序

我自ニ城南。移ニ居治橋門外。而吾廬偶來寓焉。時々語長人肥人。曰奇士。曰良士。已而吉田大二郎來訪。快談繼レ晷。一見若レ舊。始語爲ニ其溫良君子。而後携ニ其友宮部鼎造。來。尙滋驚レ爲ニ其有用奇士。吾廬其不ニ我欺一哉。吾廬與レ我舊識ニ之瑤池。今已十年前事矣。爾後遊ニ帝京。去趨ニ藝州。將欲下究ニ西陲。知古今興廢事跡。不幸遇ニ國難。潛匿奔走。馬首始東。其在レ藝。以ニ多親ニ于長人。屢遊ニ其藩邸。以知ニ吉田氏。吉田氏者。以ニ向遊ニ肥後。知ニ宮部氏。以レ故ニ二氏相携。數訪ニ吾廬。則相共討論古今成敗。喜ニ于順。怒ニ於逆。憤ニ屬于中立。稱レ快而後止矣。一日置酒。酒酣。卒然問レ之曰。君不ニ豈出ニ宮部善祥坊ニ乎。鼎造曰然。我實出ニ繼潤之後。吉田氏曰。我先亦爲ニ織田氏。死レ節者。松野平助是也。相共談ニ祖先之事。而以ニ吾廬氏之先出ニ水

六五三

鳥山確齋篇

六五三

鳥山確齋篇

六五三

鳥山確齋篇

六五三

鳥山確齋篇

六五三

鳥山確齋篇

六五三

鳥山確齋篇

六五三

鳥山確齋篇

六五三

鳥山確齋篇

六五三

鳥山確齋篇

六五三

鳥山確齋篇

六五三

鳥山確齋篇

六五三

鳥山確齋篇

六五三

鳥山確齋篇

六五三

鳥山確齋篇

六五三

鳥山確齋篇

六五三

鳥山確齋篇

六五三



府。相勸期<sub>下</sub>共從<sub>二</sub>常陸<sub>一</sub>遊<sub>中</sub>奧羽<sub>上</sub>。遊必以<sub>二</sub>水府<sub>一</sub>爲<sub>レ</sub>先。啓行亦將<sub>レ</sub>以<sub>二</sub>赤城義士<sub>一</sub>終<sub>レ</sub>事之日。蓋以<sub>レ</sub>赤城之士昔日死<sub>二</sub>于義<sub>一</sub>。水府風儀今勇<sub>中</sub>於義<sub>上</sub>也。且奧之爲<sub>レ</sub>州也。八幡公父子爲<sub>二</sub>王家<sub>一</sub>。苦心征<sub>二</sub>兇賊<sub>一</sub>。頭髮爲<sub>レ</sub>白之地。常陸也者。北畠氏據<sub>二</sub>小田城<sub>一</sub>。禦<sub>二</sub>逆賊<sub>一</sub>之國。二州唱<sub>レ</sub>義。其跡可<sub>レ</sub>觀者。今亦期以<sub>二</sub>義士終<sub>レ</sub>事之日。豈其有<sub>レ</sub>故乎。吾意。宮部君也者。生<sub>二</sub>菊池氏勤王之地<sub>一</sub>。而英雄之孫。吉田氏也者。忠死之後。而今所<sub>レ</sub>事之君。亦將<sub>レ</sub>大成<sub>二</sub>王朝<sub>一</sub>。興<sub>中</sub>廢典<sub>上</sub>之國。則其遊<sub>二</sub>其國<sub>一</sub>亦方當矣。獨至<sub>二</sub>乎吾廬氏<sub>一</sub>。大異<sub>レ</sub>之矣。雖<sub>レ</sub>曰<sub>二</sub>其先出<sub>二</sub>常陸<sub>一</sub>。方今<sub>二</sub>近寒凜烈時<sub>一</sub>。單衣而隨<sub>二</sub>二氏之行<sub>一</sub>。豈亦有<sub>レ</sub>不得<sub>レ</sub>止者<sub>レ</sub>乎。吾聞<sub>二</sub>吾廬父初長<sub>一</sub>羽州。去仕<sub>二</sub>一藩<sub>一</sub>。而其兄亦慷慨激烈。守<sub>レ</sub>節徇<sub>二</sub>國難<sub>一</sub>。以<sub>レ</sub>故吾廬倍<sub>レ</sub>徒艱苦。而潛匿無<sub>レ</sub>所。今又將<sub>レ</sub>以<sub>二</sub>義士終<sub>レ</sub>事之日<sub>一</sub>。趨<sub>二</sub>常與唱<sub>レ</sub>義之國<sub>一</sub>。豈無<sub>レ</sub>故哉。古人云。天地間大戒有<sub>二</sub>一<sub>一</sub>。義與<sub>レ</sub>命也。事<sub>レ</sub>親以<sub>レ</sub>孝如<sub>レ</sub>命。事<sub>レ</sub>君以<sub>レ</sub>義。此二者。奚適而莫<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>逃。則三士此行。可<sub>レ</sub>謂<sub>二</sub>爲<sub>レ</sub>義之遊<sub>一</sub>者。而二氏也者。自<sub>レ</sub>蹶<sub>二</sub>其地<sub>一</sub>。觀<sub>二</sub>順逆興廢之跡<sub>一</sub>。察<sub>二</sub>中立存亡之事<sub>一</sub>。亦當<sub>二</sub>自有<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>獲也。吾廬之此行。所<sub>レ</sub>望者。獨在<sub>二</sub>苦節處<sub>一</sub>身而不<sub>レ</sub>尿者。吾他日有<sub>レ</sub>俟<sub>二</sub>之於此<sub>一</sub>。吾廬江幡氏。堅彌通稱。奧之盛岡人。其先蓋出<sub>二</sub>江戶但馬守<sub>一</sub>云。(東京市吉田茂子氏藏) 吉田松陰全集所收

送宮部君歸肥後州序

天地間無<sub>レ</sub>適不<sub>二</sub>君臣<sub>一</sub>。君臣之道不<sub>レ</sub>立。焉得<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>全國。世界萬

洋夷求<sub>レ</sub>利賊往<sub>レ</sub>。曠<sub>二</sub>我<sub>一</sub>。皇國<sub>一</sub>者。是天生<sub>レ</sub>才而不<sub>レ</sub>徒者矣。君其可<sub>レ</sub>用<sub>二</sub>心於此<sub>一</sub>也。方今在<sub>二</sub>方面之職<sub>一</sub>。國而無<sub>レ</sub>其備<sub>二</sub>無<sub>レ</sub>之。然而爲<sub>二</sub>肥之國<sub>一</sub>。最在<sub>二</sub>西陲之邊<sub>一</sub>。特爲<sub>二</sub>菊池氏重<sub>レ</sub>義舊國<sub>一</sub>。而使<sub>二</sub>彼夷賊重<sub>レ</sub>利奴一踏<sub>二</sub>其地<sub>一</sub>。則不<sub>レ</sub>亦庶<sub>レ</sub>使<sub>二</sub>數百世之重義一時委<sub>二</sub>之汚泥<sub>一</sub>乎。士而生<sub>二</sub>其國<sub>一</sub>。則小利之不<sub>レ</sub>求。唯身之不<sub>レ</sub>顧。不<sub>レ</sub>惶惑狐疑。不<sub>レ</sub>終<sub>二</sub>終身無<sub>レ</sub>所<sub>一</sub>爲。而宜<sub>レ</sub>無<sub>レ</sub>恥<sub>二</sub>於其爲<sub>二</sub>義國<sub>一</sub>也。請君其有<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>哉。 鳥山積未定稿(熊本市歸方德次郎氏藏) 吉田松陰全集所收

書簡二通

一、安政二年三月十五日吉田松陰に贈りし書狀 鳥山在江 萩野 山獄 戸松陰在

前略御海怨是祈  
舊冬兄之御歸國廿三日之由申者有<sub>レ</sub>之候。僕は十七日より籠居被<sub>二</sub>申付<sub>一</sub>翌月十七日赦免に相成候。其以前土屋矢之助へ兄より輿地圖之事御頼之由其節本所へ被<sub>レ</sub>尋候處僕番町へ引移候跡にて空敷被<sub>レ</sub>歸候由今年三月十五日舍弟恭平子尋參候節承候。早速手元に有<sub>レ</sub>之候故右人へ輿地圖并沿革圖二品相渡申候御落手可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候。諸其後は兄如何御暮<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>成候哉定て御國禁等に被<sub>レ</sub>縛尙々御幽居之義と被<sub>レ</sub>察候。僕は當時番町家に罷在獨坐と冗紛と幾んど濛霧中に在るが如く俗話俗事知己之貪受に下る事萬々御推察可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候。當時は兄等と同居致居候

國之廣。於<sub>二</sub>君臣之道<sub>一</sub>。至今可<sub>レ</sub>無<sub>レ</sub>遺憾<sub>二</sub>者<sub>一</sub>。無<sub>レ</sub>加<sub>二</sub>我<sub>一</sub>。皇國。夫如<sub>二</sub>彼唐山<sub>一</sub>。爲<sub>二</sub>人倫之至有<sub>二</sub>聖人生焉<sub>一</sub>。終爲<sub>二</sub>被髮左衽之所<sub>一</sub>。奪者。豈不<sub>レ</sub>以<sub>二</sub>至尊南面之位<sub>一</sub>。附<sub>二</sub>他姬<sub>一</sub>之由乎。如今四方猖獗之賊。無<sub>レ</sub>故奪<sub>二</sub>人國<sub>一</sub>。唯利之求以爲<sub>レ</sub>急。不知<sub>二</sub>義之爲<sub>二</sub>何物<sub>一</sub>者。其於<sub>二</sub>君臣之道<sub>一</sub>。可<sub>レ</sub>謂<sub>二</sub>莫然無<sub>レ</sub>所<sub>一</sub>確立也。義無<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>確立。而當<sub>レ</sub>視<sub>二</sub>其君<sub>一</sub>。若<sub>二</sub>逆旅<sub>一</sub>然也。夫生<sub>二</sub>我<sub>一</sub>。皇國<sub>一</sub>者。則崇<sub>二</sub>其義<sub>一</sub>而蔑<sub>二</sub>視其利<sub>一</sub>。而宜<sub>レ</sub>無<sub>レ</sub>習<sub>二</sub>夷賊之爲<sub>一</sub>也。然而在昔元建間。海内沸亂。利之求。多<sub>レ</sub>如<sub>二</sub>夷賊<sub>一</sub>者<sub>上</sub>矣。方<sub>二</sub>此時<sub>一</sub>。若<sub>二</sub>菊池氏五世勤王<sub>一</sub>。則可<sub>レ</sub>謂<sub>二</sub>維<sub>二</sub>持君臣之大義<sub>一</sub>。而視<sub>レ</sub>利如<sub>二</sub>鴻毛<sub>一</sub>者<sub>上</sub>也。而宮部君生<sub>二</sub>此地<sub>一</sub>。崇<sub>二</sub>尙其所<sub>一</sub>爲<sub>レ</sub>而不<sub>レ</sub>置。今既已來遊<sub>二</sub>此都<sub>一</sub>。其所<sub>レ</sub>交悉皆崇<sub>二</sub>尙其事<sub>一</sub>者。長有<sub>二</sub>來原氏吉田氏與江幡氏<sub>一</sub>。羽村上氏。與<sub>二</sub>君皆出<sub>二</sub>英傑節義之後<sub>一</sub>。而萍<sub>二</sub>合此都<sub>一</sub>者。豈不<sub>レ</sub>亦奇<sub>レ</sub>也。一日與<sub>二</sub>吉田氏<sub>一</sub>。訪<sub>二</sub>江幡氏敬廬<sub>一</sub>。談及<sub>二</sub>建元間<sub>一</sub>。以投<sub>レ</sub>我以<sub>二</sub>其國所<sub>一</sub>模刻<sub>二</sub>菊池武重之書<sub>一</sub>。嗚呼視<sub>二</sub>此書<sub>一</sub>也。尙知<sub>二</sub>菊池氏用<sub>二</sub>心於王朝<sub>一</sub>者。不<sub>レ</sub>翅與<sub>二</sub>楠氏<sub>一</sub>並稱<sub>上</sub>。雖<sub>レ</sub>與<sub>二</sub>日月<sub>一</sub>爭<sub>レ</sub>光宜<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>也。君頃日還<sub>二</sub>於奧常羽越<sub>一</sub>。蓋度<sub>二</sub>六千里外踏<sub>二</sub>積雪<sub>一</sub>。不<sub>レ</sub>憚<sub>二</sub>難險<sub>一</sub>者。是亦足<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>見<sub>レ</sub>欲<sub>二</sub>尙大義<sub>一</sub>。報<sub>二</sub>君恩<sub>一</sub>者也。今又將<sub>レ</sub>以<sub>二</sub>歸期<sub>一</sub>還<sub>二</sub>其國<sub>一</sub>。我言<sub>レ</sub>之曰。君西生<sub>二</sub>菊池氏義舉之地<sub>一</sub>。東究<sub>二</sub>北畠氏唱<sub>レ</sub>義國<sub>一</sub>所<sub>レ</sub>踵。其形勢無<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>盡。嗚呼使<sub>二</sub>君向生<sub>二</sub>勤王時<sub>一</sub>。乃不<sub>レ</sub>唯於<sub>二</sub>地理形勢<sub>一</sub>知<sub>二</sub>其國強弱<sub>一</sub>。以相<sub>二</sub>其舉<sub>一</sub>。則豈特有<sub>レ</sub>功<sub>レ</sub>使<sub>二</sub>如<sub>二</sub>彼夷賊<sub>一</sub>者。其膽寒倍<sub>二</sub>他日<sub>一</sub>。而今生<sub>二</sub>昌平無事之時<sub>一</sub>。碌々使<sub>二</sub>與<sub>二</sub>俗輩<sub>一</sub>俱死<sub>中</sub>。屬下<sub>上</sub>。是亦可<sub>レ</sub>惜也。然而今有<sub>レ</sub>

體之事求めても難<sub>レ</sub>得候。聞向佐久間翁之事に付薩藩より炮術稽古之伺有<sub>レ</sub>之候處公邊にても其義は不<sub>レ</sub>苦由御申にて薩人被<sub>レ</sub>參候由左候得ば兄ととも格別に嚴敷幽屏に無<sub>レ</sub>之候ても可<sub>レ</sub>然事と被<sub>レ</sub>存候。一二申上度事も有<sub>レ</sub>之候得共憚有<sub>レ</sub>之候間于<sub>レ</sub>今延引仕候。當時下田湊にて魯西亞船出來に相成近々出帆致候由。先達て亞墨利加船一婦人を携參り候節内々申上候は佛蘭西と暗厄利亞と相組し候て魯西亞を打果し可<sub>レ</sub>申手段にて近々日本海へ渡海仕候由申候に付甚公邊にても心配有<sub>レ</sub>之候。其折柄異船一艘參り候を其船可<sub>レ</sub>成と彼是風評有<sub>レ</sub>之候處他之船にて薪水を請出帆致候よし其外去臘廿三日京師より宣命にて寺々之梵鐘を以大砲小銃に可<sub>レ</sub>鑄換<sub>二</sub>之旨被<sub>レ</sub>仰出<sub>一</sub>候。然處漸當三月五日に芝山内等へは御沙汰有<sub>レ</sub>之候。就<sub>レ</sub>夫て寺々之惡口捧腹致候。且又市中之旦那等は先祖之爲に大金を出候鐘を口上にて御取擧は御むり之事なりなど種々に申候得共俗民は國家之大事辨へざる事なれば左も有りぬべし。然し愉快之奇事御事に可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之候。其他松前候惠さしのみならず及松前城下のみ残し跡不<sub>レ</sub>殘御取上に相成候。是は先月廿三日事に候。其他にも少々有<sub>レ</sub>之候得共先々大略御推察可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>成候。此書も兄之手に難<sub>レ</sub>入事もやと存じ輿地圖之中に入置差上候。惟爲<sub>二</sub>天下<sub>一</sub>慈愛不備  
追啓兄之草稿等長取案内なしに携去り候。其以前要用之分は宮部持參被<sub>レ</sub>致候。左様御承知可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候



三月十五日

鳥山新三郎拜

吉田契兄玉案下

（外封）

陰在款

野山獄

二、安政二年十一月廿七日吉田松陰に贈りし書状

鳥山在  
江戸松

冗語御互に前略御海恕是祈

貴兄五月廿五日之御書七月下旬拜讀。然處八月月中旬拙母病氣に付歸省致し同月廿七日歸宅致候。乍去拙母事病氣平癒には無之期日にて歸府致候事故日々是のみ案事居候のみならず邸中稽古甚無寸暇御報申上兼候。然るに九月廿一日物故致候をも不之相知。彼是奔走致し罷在候處十月二日大地震前代未聞唯々相弔のみ。同月九日自之郷里一計聞至候故自是忌中引籠居候處當月廿九日忌明に付其節も御報と存候得共忌明後には又々紛冗と推察候乍失敬御報申上候。就て久保兄は時々御訪來夫故貴兄之御様子逐一承知仕居候。就ては入之貴覽一度御沙汰書等有之候間久保君へ御頼申上御寫願上候。定て久保氏より入之御覽一事と存候。扱世上一統改革之時至り貴兄にも右等之事御心配と御推申上候。都下は蝦夷一條及綿服其外旗下供列之人數減少之事等回狀等有之候故悉く久保氏へ差上候間自其手御覽可被下候。肥後宮兄五月廿九日之書先達て到來貴兄之事に付被申候。御藩法甚嚴に過不申哉など御相談有之候。然し貴兄御狀之

（松浦武陽）

多氣志樓は先月十六日に蝦夷日誌献上之爲褒美に十兩金頂戴致候。是は公儀より之事に候

水府家之柱礎之御兩人没故に相成候趣は定て最早御承知之事と存候

御一笑之爲櫻氏等之褒賞之事記し申候（別紙の記事のこ）

櫻氏之事に付不圖氣付申候。貴兄未だ都下之獄中に御出之節櫻より貳兩金被贈候て兄之入費に致吳候よし有之候得共我等辭退致候。然るに長鳥（永島三平）など餘り固困しき由申候間宮兄と相談し連藏及清川と云る飛頭（飛頭）などへ謝金に致し候。其節宮兄歸國之時右金子御惠贈之事些少なからも櫻氏之志に候得ば貴兄へ爲知申上吳候様被申置候。然る處野生其頃本所へ引移病氣旁終に相忘れ爲御知も不申上候。此度之事に付不圖思出候故申上候。ケ様之大事を打忘候事甚だ背本意候。何分御海恕可被下候 頓首拜

十一月廿七日

胸中種々多端之談有之候得共諸友之往復に殆ど勞れ申候又々後便と閣筆御海恕

安獄蓬頭主人

會稽山上垂釣未得一魚人  
（東京市吉田茂子氏藏）  
（吉田松陰全集所收）

編者曰、此の書狀に添へて松陰に贈られたる櫻任藏等の震害救済に關する顛末の記事一篇は、獨立の一文なれば、こゝに假に「紀櫻任藏村上寛齋事」と題して次に掲載す。此の一篇

鳥山確齋篇

通御藩法を御敬し被成候事申遣候。最早彼地へ相届候事と被存候。其次我等への御教訓も有之沼濱之老たる可よし尤之義に候。恐れ多き事ながら 光格帝之御狩之御製に

今もなほ御幸の御狩待居てぞ心長くも釣やたるらんと被遊候如く心長く莽草中に垂釣致し可申候。貴兄にも

定て御同意と御推し申上候。唯願は今一度三人鼎坐喫杯天下

之一大奇策を御相談申度候

桂、赤川、白井等終に一度も不之相遇如何なる故にや我等當時之居所片寄候故之事と存候。御託し被成候書は于今拜見

不仕候

一、五藏事如何なる事を貴兄へ申譯有之候哉彼もと妻を貯

へ子を生候。期會は已に失し無詮方罷在候處東條老人之志

にて彼れを歸國爲致度よし被頼候間我等より書面遣し呼迎

申候。然し餘り賣あるき候事は不成様に異見を加へ置候間終

始東條塾にのみ蟄居申候。乍去彼れも才と口と之男にて智と

勇とは少しく短なる男と被思召可然事に候。前々申上候通

戰國ならば遊説客にすらならぬ男に御座候。貴兄之知る所近

は此節新堀はたに罷在候處是も地震之爲に崩れ家となり漸く

助り候。乍然慷慨は已前之如く先日も楠公再生ならでは我等

之如き同志之人々をば使ひ得まじき由被申候。櫻任藏地震に

付施行致候。夫故水府家より御褒美とし百五十苞を頂戴致候。

は、松陰の手に入るや、松陰は興あることに思ひ、跋文を書き添へられたり。今こゝに用ひし表題も、その跋文の首題より採りたるなり。跋文は丙辰幽室文稿に見ゆ。

紀櫻任藏村上寛齋事

安政二乙卯歲十月二日、都下大地震諸藩邸第街衢商宅悉敗レ、火災一時ニ發セシヲモテ、上下悲歎大方ナラズ。ソガ中ニ、予ガ友ニ櫻任藏ト云ル人アリ。根津紅葉番所テウイトヲカシキ處ニ住レシガ、妻ハ手習子ノ指南シテ、貧シト云ニハアラネドモ、立ル烟リモ細ヤカニ、此世ヲ過渡ラレシニ、此度ノ災ニカ、リ、同ジク難儀ノ中ナリシガ、任藏ヲモヘラク、未ダ燒失ニモ及バザレバ、猶天災ノ薄キナリ。且家内一統無事ニシテ、世ノ死亡多キニ比スレバ、甚幸祐多キニ似タリ。今殘レル家財等ハ、世間ノ並ニ燒失セバ、皆烏有トナルベキニ、今殘レルコソ幸ナリ。近隣ノ窮民ヲ救ハヤトテ、夫妻志ヲ決シテ、三兵党古知幾ヲ鬻ヒテ得タル金子ノアリシヲ、殘ラズ施行シテ、後ニハ其身モ飢渴ニ及バントス。故ニ家財ヲ賣ンニモ、此時節ナレバ買人モナク、幾下當惑セシカドモ、サスガニカ、ル男ナレバ、夫妻トモニ晏如トシテ、更ニ憂フル氣色モナカリシニ、此事 水府老公ノ御耳ニ達シ、老公ヨリ百五十苞褒美トシテ下シ賜ハリシガ、猶此ノ米ヲ施シ與ントテ、其與フル工夫ニヨリテ、永ク人ヲ救フベキ所作モヤト、我



友古川浩道テフ蘭醫ノ父某ニ相談ニ及ベルヲモテ、古川某ノ策ニテ、本所堅川通りニ、水府家ニ出入スル何某ナル商人ハ、俠骨アルヲモテ、此者ニ百苞ヲ預ケ置テ、他ニ此レヲ貸シ預ケ、其足ヲ得テ又ソレヲ施スニ至ラバ、永ク多ク施スノ策ナラメ、残り五十苞ヲバ、直グ當座ニ施シ然ルベシト、相談シテ、任藏ハ立去リシ處へ、浩道用事アリテ父ノ許ニ至リ、此事ヲ聞キ來リ、我ニカタリテ喜セラレタリキ、任藏モト常陸眞壁邑ノ産ニテ、水府家儒臣藤田東湖ノ門人ナリ。去冬志シ有ルヲ以テ、老公ノ目通りニ出ル事ノ許容ヲ得シモノナリ。其同時ニ同許容ヲ得タリシ男ニ、佐藤民之助テフ日本流ナド、トナヘテ醫ヲナスモノアリ。本邦ノ醫藥傳ハレルモアレドモ、全備セルモノニアラザレバ、漢藥及外夷ノ奇藥ヲモ、窃カニ用フルコトヲモスルモノト見ヘテ、少シク驗シヲ得ルコトアレバ、是ゾ日本流ヨ本邦傳ノ効驗ヨナド、罵リアルキ、人聽ヲ惑シテ、利ヲ得ル山師モノナリシニ、如何ナル傳アリテヤ、斯、老公ノ目前ヘモ出ルコトヲ得シガ、我友人村上寛齋本姓佐藤氏ナルヲモテ、此モノニ面會シテ、同祖ノ縁ニヨリ、近頃親シク相成リシガ、寛齋モ彼レ山師トハシリツ、モ、其身モ少シク功名ヲ高フセントスルノ癖アル故、彼レノ山ハ世上ノ云ホドニハアラザレバシト、思ヒ居リシニ、此度ノ地震ニ、其借屋ハ悉ク破壊シ、其身漸ク通逼シ出シニ、火一時ニ盛ニナリ、去ントスルニ赤ハダカナリ。四隣ニハ、助ケ

テヨ此手ヲ切リテヨト、啼サケブ聲四隣ニ滿ツ。是時ニ當ツテ、其身ハ裸體ナリ。センスベモナキ時ナレバ、知慧モ分別モ出マジキニ、元來慈悲心深キ生質ニテ、急ニ思ヘラク、カホドノ天災ニテハ世上一統難儀ノ者多カラン。我其怪我アヤマチシタルモノヲ救ハマヤト心付キ、先ヅ其家ノ壞レタル屋根ヲメクリ開ケテ、ヌギ捨タル衣ヲ引出シ、一刀ヲモ尋出シ、平生人ヲ救フ用意ニトテ、畜ヘヲケル燒ドノ藥及創藥等、一斤ヅ、コシラヘテ貯ヘ置タリシガ、カク心掛ル男ユエ、其處置モ耽ト定メ置ルユエ、左足ニ尋出シ、我腰ニク、シ付、大恩寺前ヨリ吉原邊、平生療治セル人ノ住スルアタリ、怪我人多キ處ニ至リ、施藥施療治シテ、暫時ニ施シツクシテ、我家ニ歸レドモ、破壊セシアトナレバ、食スベキ手ダテモナク、立ヤスライシニ、近キアタリニ病家ノ寺アルヲモテ、先ヅ是レニ走リテ、一飯ヲ乞ヒ、食シナガラ寺僧ニカタラク、我力乏シフシテ諸人ヲ救フニヨシナシ。貴寺ハ三谷テフ豪商ニ縁アレバ、彼ニ勸メテ、施藥料ヲ出サスベシ。我施藥療治ヲ致サント、相談セシカドモ、カ、ル騒動ノ中ナレバ、彼是ヒマトリシ其中ニ、寛齋、民之助宅ニ至リ、話次ニ曰、足下此施療治及施藥ヲナサル、ヤト云、民之助大イニ同心セシカドモ、彼レモトヨリ山モノナレバ、急ニ都下一班ニ引札シテ、施藥ノ名ヲ高フセント志シ、其翌、右引札テフモノヲ書認メ、寛齋ニ渡シテ云ラク、先第一ニ水道町筋、水府老公御通行ノ道

筋へ、早く張り付テヨト申セシニ、寛齋ハモトヨリ山毛モナク、一三昧ニ人ヲ救ハント志サセシ故、門ヲ出ルヤ否ヤ、其事ヲハタト打忘レ、先日本橋ニ至リ見シニ、サマデノ破損ニモアラズ。故ニ淺草ヨリ本所深川等、破屋死亡ノ多キ地ニ張終リ、其日クレテ歸リシニ、民之助云ラク、今朝申付タリシ通リニ張リテヤト問シトキ、寛齋始メテ心付、イヤ其レハ大キニ忘レタリト答ヘシニ、彼大イニ怒リ、汝放心セリヤ、如何セシヤナド、甚ダシク不平ノ言ヲ發シテ罵リシニ、寛齋答テ云、ナルホド我忘レシハ甚ダ失念。然シナガラ我等ハ、天ヨリ惻隱心ヲ附與セラレテ、生レタル愚昧人ナルモノヲ、是レニ事ヲ託セバ、其救ヒ施スベキ事多キ場所ナラデハ、行ハザルコト豈理ナラズヤ。且足下ノ云ル水道町筋ハ、格別ノ怪我人モナカルベキモノヲト云シヨリ、其心甚相合ザルヲモテ、相辭シテ去レリトテ、我家ニ來リテ、其事ヲカタリシガ、且云ラク、彼レ其他大イニ人情ニ相違セルコトアリ。子細ハ、右ノ施療治ヲ誘メザル前ニ、大恩寺前ニテ甚ダ頭ヲ痛メ大イニ腫レ難義セルモノアリ。我悉ク療養ヲ加ヘ仕ハセシニ、彼レ云ラク、君ノ善心今ニ始メシ事ニハアラザレドモ、實ニ此度ノコトニ於テ甚ダ感心ニ餘レルコトナリ。サリナガラ御宅モ破レシト聞ク、如何ナル處ニカラハスルヤト尋シニ、寛齋答ヘニハ、當時ハ兩國藥研堀民之助方ニ寓居ストカタリシニ、彼男俄カニアキレタル顔シテ、シバラク物ヲモ云ザリシ。寛

齋怪シミ、汝何ヲモテカク驚ケル。子細アラバ一通リ申聞ケヨト云シトキ、彼民之助テフ男ハ、我等ノ爲ニハ姉婿ナリ。然レドモ、彼レハ惡人、君ハ善人ナルニ、何ヲ以テ彼レノ宅ニアルヤ、彼レ今我がカク窮スルヲ知リツ、モ、敢テ救ハントスル志ナク、我等モマタ彼レノ救ヒヲ待タザル故、君決シテ此度ノ御救ヒ下サレシ事ナド、語り給ハルコトナカレ。彼レノ娘ナドハ、我姪ナレバ御話シアルモ可ナリ。先我言ヲ聞給ヘ。彼レモト奥州ヨリ上リシ始ニハ、此都下ニ知ルベモナク、甚ダ開業ノタヨリヲ得ザリシヲ、我等其頃淺草山ノ宿ニアリテ、豆腐屋渡世シテアリシガ、相應ニ人ヲモ使ヘルユエ、先ヅ我ニ階ヲ貸シ與ヘテ、此レニ居ラシメシニ、我姉ヲ誑ラカシ妻トシテ、其後京師ニ登リ、或堂上家ニトリ入りテ、其家臣ノ名ヲ貸リテ、東海道ヲ下ルニ、位符ヲ立ナドシテ、事々シク下リ來リシニ、品川宿ニ至リテ、加役衆ノ御手ニカ、リ、面縛セラレシヲ、我等親族ナリトテ呼出サレシ故、トニカクコシラヘテ、金子等賄賂シテ、漸ク面縛ヲ免ガレシメタリシニ、其等ノ恩ヲバミナ打忘レ、今ハ我々ヲ惡シザマニシテ近付ズ。爰ヲ以テ至レ今不通ニ音信ナリト語りキ。是人情ニ於テ大ニ徑庭アル男ナリ。故ニ速ヤカニ去リシ方コソ、我得分ナリトカタラレキ。我云ラク、此度ノ施行、モト寛齋一人ノ心ニ發シテ、民之助テフ男ハ、歩ヲ邯鄲ニ學シ、櫻氏ハモト同目見ヘノ人施行スルニ、我等トテモト心付キ、貯フル



財等悉ク施シ盡シ、後々其身飢渴ニ及バントス。然シテ幸ニ水府老公ヨリ百五十苞ノ褒賞ニアヅカリシハ、櫻氏モトヨリ俠骨アルヲモテ、其所作實ニ感心セシ事ナリ。然レドモ民之助モマタ褒賞ヲ得シヤ、未ダ其事ヲ聞ズ。乍レ去兩人等シク賞セラレバ、世ノ黑白ヲ辨ヘザルモノハ、民之助ヲ櫻氏ト同種類ノ人物ト云ンコトノ腹ダ、シサニ、我カク記シ置クノミ。若シ兩人ヲ相等シキ人ト見アヤマラバ、是韓子所レ謂狂人東走、追者東走、其東走ハ同シテ其事ハ異ナリト云ルノ意ナルヲ知ラザルナリ。噫。(京師市吉田茂子氏藏)  
(吉田松陰全集所收)

任藏義士也。民之助何幸。乃得同謁公侯。寬齋俠士也。民之助何幸。乃得同施治療。二子之於民之助。譬如薰之與薊。民之助得二子。其莫益顯。則其所幸。偶所爲其不幸耳。鳥山子尙義愛俠。其言津々有味。余於鳥山及二子。交游有素。獨不知民之助。是又可謂幸矣。

吉田 松陰 (丙辰幽室文稿)

吉田一條始末書 安政二年十一月頃

鎌倉二階堂谷有二禪寺。吉田氏叔父爲僧住焉。甲寅春三月四日。窃有所計策。去江都。託我曰。以下語諸友。寓此寺上。薄暮。僕及宮、永二兄。送吉田氏及金子生。到赤水橋。至夜

怪曰。鮑履且在彼。之而告之。且譯官亦在彼。以故又復尅苦抵之。時已手足憊已甚。漸附舟舷。此舟亦大怪之。以楫突二氏所乘之舟。將流去。吉田氏以手爲有故狀。兩人漸入其舟。則異人等已突流二氏之乘舟。當此時。吉田氏爲事已成。以所失舟中兩刀及旅裝。不爲意。惟爲以手書字狀。請紙筆。異人不解乎。將爲不爲解乎。不與而惟指陸上再三。爲可歸去。不爲解乎。後漸出譯官。貸筆。吉田氏出。向認書。且書曰。請之其國。不肯。而後爲不歸則投海中。之狀。然兩生不爲意。是以曰。携國家許爾之書來。聽焉。而不取。願許。我欲歸無乘舟。舟中有祕裝。今失之。將無如何。願許。我所請。譯官曰。以我小舟。尋所失之舟。而送兄等無人地。願去。我向與林祭酒。約於橫濱。他日爲我國與此國相通。不遠。至其時來。何難之有。然其應接多不分明之言。而出小舟一隻。一隻尋所失之舟。一隻乘兩人。近陸上。然所失之舟已業不見。而兩人無所爲。到無人地。上陸。其翼日以爲失。兩刀及旅裝。事必發覺。不若兩人決死訪舟所在。終到里正。問流舟否。是以事發覺。繫下田獄中。旅裝中。前年已有二策。去僕家之肥州長崎。時有佐久間象山所贈之詩。以故四月六日於江都。召象山於市尹廳。詰問以其事。遂繫之獄中。九日窃尋僕所住桶街里正。以下僕家所出入者及僕身上。十五日吉田氏及金子生抵江都。十六日召我市尹廳。以與彼所策否。僕答以不知。且以兩

分レ手。宮兄有レ故復到。與僕不レ遇。而追吉田氏。到金川。終不レ遇。翼日歸。後過一兩日。永兄到金川。遭二兩生。歸時。吉田氏示以此詩。

甲寅暮春寓山寺作

晦迹入山寺 風流將終年 柴荊常關鎖 杖鞋久棄捐  
白雲與流水 於我有因緣 謝世狂不除 遭窮節益堅  
俗子不識意 漫疑去學禪

後至二十八日。吉田氏兄杉君梅太郎。自櫻田邸來訪。茅廬曰。近日將之相州三崎。我弟今到何處。僕答以鎌倉叔父禪寺。然猶疑曰。邸中有怪評。以我弟之墨夷國。若爲此事。累及國君。無如之何。願無若事。僕慰以無此事。後至下旬。自豆州下田港。贈家兄一詩及書牘曰。

漠々胡塵何日澄 履霜誰識至堅冰 利名世界萬無意  
不若禪林去學僧

弟近況如。是。昨信足來。下田。亦惟穿柳問梅。飄然至此耳。非復有念於國事也。近日當別呈書。此書特草々。願勿以爲念。

三月十九日

寅二郎再拜

杉梅太郎樣

後廿五日。吉田氏及金子生。於下田港上往來少入地。覽一小船。至夜。奪將乘之。潮已去。不得徒歸。翼廿六日夜。漸得一小船。金子生取楫。吉田氏爲之補。漸近異船。舟人甚

生告我遊鎌倉。而引兩生見我曰。其人則是乎。我答以是也。而兩生所答。合僕之所言。是以是日使僕歸家。後十九日吉田氏自獄中。贈下向所同寓我家之白井生。以書及詩曰。

書生之入牢。近來之奇怪物議如何。嗚々甚布事。存候。戲一首之歌ヲ詠

世ノ人ハヨシアシトテモ云ハ、イヘ賤カ心ハ神ソ知ル  
ラム

扱又佐久間隣宰ニアリ、時々聲音ハ聞ヘ候得共、話モ出來不レ申候可レ嘆。僕一身不レ足レ言。翁ハ一時之人傑空ク囚繫ニ陥ル事是亦僕ガ到ラザル所其罪不レ知レ所レ謝也。澁木生則金子生此時改。在遠牢。定而無難ト被レ察候。併果如僕之從容自得否。

宿願之届物今日到着御面倒之義奉レ察候。同志之人々來原、坪井其外孰レ、罷在候哉定而歸國モ浦賀行モ可有レ之奉レ存候。家兄梅太郎モ定而浦賀ヘ參リ候事ト存候。僕少々金子用意仕度候間同志中ヘナリトモ御相談被レ下度候。僕初志素ヨリ國之タメト存候處計拙シテ國之害ヲ引出シ剩ヘ同志ヘ煩ヲ懸候事甚不安心候得共不レ得レ已事故可レ然御周旋可レ被レ下候

下田獄中示澁木生

將身試法有誰同 相對相知幽閉中 刎首斬腰任渠作 惟



期千歲議論公 不審夷情何馭夷 夷情深遠難知 功業  
 未成將徒死 英雄心緒亂如絲 臨牢半間交膝居 寐無  
 衾枕食無魚 獄卒有情却憐我 賃看俚俗數編書 初看  
 夷跡遍街衢 更聽洋元兌有無 一死鴻毛何足惜 惜他日  
 域沒穹廬 故人待我意何深 贈鏡贈刀又贈金 嗟我計  
 疎忽蹉跌 一朝事負故人心  
 右五首在都在國之朋友故舊へ申殘候間御傳へ可被下候

四月十九日

吉田寅二郎

白井小輔様

後至三下旬。白井生携澁木生向所屬之金六圓來。託僕及宮  
 兄。贈金於獄中。爲之。贈吉田氏及澁木氏。時宮兄有詩  
 贈。僕贈吉田氏以書。曰。

讀兄與白生書中國風及詩甚感兄英邁。過平生所  
 向令兄杉君。前月十八日訪敝廬。語以適三崎。其次問兄  
 有怪評。實否。僕大驚。以其事爲虛誕也。後本月六日。  
 坪兄歸國。則送至高輪。時偶宮。永二兄不在。僕及坪氏  
 惟二人相對酌。坪氏語之三崎。過來氏。僕傳語分手。歸  
 途到赤羽橋。忽發咯血。然不爲意。過芝山僧房。少憩焉。  
 吐血益甚。大憂之。其夜請治療於細川生。彼語曰。或欲  
 覽異船發覺。以其故。都下人一人繫獄。僕聞之。問其人。  
 不詳而歸。翼七日大島氏來話曰。以其弟子故。象山坐  
 獄。至於此。僕甚怪。決起抵木挽街。見之。其門已閉塞。

是以欲探其情實。無敢知者。徒過是日。翼常川氏來。話  
 及其事。及九日。市尹之吏召三桶街里正。問僕身上及其  
 所來往。何藩人。僕何仕乎。將處士乎。命曰。自今及十一  
 日。詳書其事來。僕聞之。果知爲兄事。駭歎。思救兄之  
 策。告宮兄。由之宮兄奔走無虛日。僕只坐待召書到。及  
 十五日。一友人來告兄之到此都。其夜召書到我番街邸。是  
 以僕之宿焉。翼早四鼓。坐獄。寺首召僕詰問兄等寓敝  
 廬事。畢召兄等。問僕以此人否。僕答以是也。終則忽  
 命去焉。當此時。側視兄等之狀貌。兄少似衰。如澁生。尙  
 加之。僕惻然。欲言不能言。去後惟遙聞兄言。不能詳。  
 薄暮聞以命兄等再入獄。而後又召僕曰。汝所言。合二  
 人之言。以故歸宅。他日召則又來。而僕歸。告之宮兄及諸  
 友。以兄等之狀。就中宮兄落淚數行。幾失聲。爾後白生於  
 尊邸中蒙責。爾來至今日。始見兄書。曰計爲國家。死且  
 不悔。焉避世人之毀譽。僕讀之。大加英氣。然後知兄未  
 會衰。兄所言象山事。實可歎。然兄及象山。非全謀不諱  
 者。誠如兄之言。其心事。有志者皆知之。今天下有非常之  
 權。當此時。豈不察兄等之誠心。兄等勿以爲念。僕他日  
 應召之日。定與兄同在獄寺。然不知再相見否。聞獄中  
 忌飽食。飽則心氣衰。衰則發病。是以食欲少。氣欲不衰。  
 惟爲天下自愛焉。獄中相通。官所禁。故贈書不書姓名。只表書  
 平河內守家臣。獄中首領之姓名而已。于時吉田氏獄中首領松  
 成瀨藤藏者也。後廿三日坐獄。市尹問僕。以下自始不知其

事否。僕雖固預知。以向有約。答以不知。今再四及其  
 事。以故僕答曰。雖有此等言。稠坐廣坐之語。豈實信之  
 哉。市尹大怒曰。汝以此大事。豈聞爲雜話乎。僕亦欲答。  
 忽命佐久間。吉田。澁生三人再入獄。曰。他日爲復問退焉。

翼日。吉田贈宮部氏書曰。

先日白生ヨリ之贈金御届被下候節、得老兄、鳥山之書、感  
 喜々々。早速答書相認候。達否。扱亦昨日町奉行所へ出候  
 節、澁生及僕へ被贈鰻飯。歸牢後具詳出於貴惠。且獄卒  
 伊八爲是贈厚惠。由彼モノ申候事。御座候。每度之高意  
 過當之御義奉存候。獄中亦有所樂。願勿爲念焉。  
 一靖獻謔言之一書何卒御贈奉祈候。僕於死生幽明之間。  
 毫無所疑。然獄中多閑。讀此等之書。亦是足養吾志  
 也。

一昨鳥山翁所對甚妙。僕向對曰。鳥山不預聞此事。翁之言  
 モシ是ニ反シ候ハ、却テ不都合ニ相成申候。此後再三之責  
 問有レ之候共只々不變。前言爲妙。且航海之說ハ、方今書生  
 之通言。有志之士相會スレバ往々爲此論。不特寅一・松  
 太ト相答可然被存候。此段内密申上候不乙

四月廿四日

寅二郎

宮部君足下

此後雖有書。少有所忌。五棄煩以簡爲便。爾後六月上  
 旬。宮部兄歸熊府。獨僕數回坐獄。以衣金贈答事。託土谷

生。而僕及後七月下旬。患風邪。頻吐血。然坐獄不怠。而  
 至九月十八日。終決獄。命佐久間及吉田及澁木。使蟄居其  
 藩國。僕則自是日。命籠居番街邸中。及十月十八日。有命  
 免焉。

此書非所示他人者。惟老兄櫻氏向惠金於吉田氏。補獄  
 費。以故書以贈之櫻老兄耳。(京都帝大尊攘堂藏 吉田松陰全集所收)



山口杉庵篇



安房日記

志道

あるとし、む月の六日、おもひたちて、我が故郷に行に、友直岡住など馬のはなむけするとして、酒などたうべ、夜に入りて來去津がしに舟をかり、やがて棹さしくだり、芝の浦輪の藪下ちふ所に、汐待ちしてゐたりけるに、はうしきの音九つときこえけるとき、雨そぼふり出し、舟こらこよひは此所に舟はつるといひつゝ、苦もてふき、さむしる敷のべ、のりあふ人々もよりつどひ、夜寒をしのぎ、もの語などして、更行くかねに、しばしは夢もむすぶと思ひしに、とかくするまに、雨もやみ、汐もかなひぬるよし、いひのゝしる聲にめさむれば、我が家にゐたるこちぞする。

七日月のやうやうしろく、かちとり苦ひきまくり、ともつなときて眞かちとり直し、帆ひきあぐる時よめる歌、  
ともにみし山もへさきにふりかはり  
動き出したるきしのまつばら

追風吹くままに、高輪品川をあとに見なして、海士の小舟もめもはるに、遠ざかり行くほどに、舟のうちにてよめる長歌  
むさしの國 柴の浦わゆ あはのくに ぬしまわたりの

わたなかに こぎ行舟は 春かすみ たつを見すてて  
かり金の かへるがごとの こちして おもひ絶ねは  
しばしばも ふり向くかたに ふたなみの 筑波高嶺  
は 眉ほどに いらくるまでを 見つつ過ぎける

反歌

にひはりのつくばの山はむさし野の  
かすみとともに見えすなりけり  
日さかる頃、上總國來去津に着て、のりあふ人々男も女もと  
もに舟よりおりて、はぎにあげ、遠き淺瀬をわたり、織本氏  
のもとにたどりければ、主出でむかひて、あるじまうけあつ  
ければ、みなみなここに泊りぬ。  
庭に梅の咲けるを見てよめる歌  
たのみある世にもあるかな梅の花  
むかしをかたる軒のゆふ風

八日、織本が家を立いでて、櫻井ちふ所にいたりける時。雪  
の降りかかりける。歌  
名にしおふこの櫻井に花ちると  
おもふは袖にかかる淡雪

黒戸の濱邊より、旗澤山をこえ、かまかみ川をわたるとて歌  
春もまだあし吹風の音さむく  
棹さしわたる棚なし小舟

釜神の町より、西のこみちによりて、相の谷むら、浦島翁が



許にとぶらひけるに、主おのれを見るより、とく出でむかひて、懇にもてなし、主よめる

春されどまだ雪消えぬ山里に  
今朝めづらしきうぐひすの聲

かへし

梅が香のしるべしなくば山里に

遠うぐひすのいかで來なかん

主とどむれども止まらず。午刻ばかりに立出で、佐貫町にさしかかる。こは安部山城守の城下なり。歌

かまめたちけぶりも岸に立こめて

里もゆたかに見えわたるかな

十町ほど行きて、砂坂ちふにのぼる。此山總て眞砂にして、のぼらんとするに、ゐさりにもみさる。漸々とのぼりて、しばらく腰うちにして、歌

駿河なるふじの高嶺を空に見て

霞にしづむ海士のつりふね

山をくだり、關尻、六野を過て、くすし良輔が許に立よりけるに、酒たうべなどして、日もかたむくまに、急ぎて立ち、關の驛より小倉、長倉ちふ所を、川また川、山また山をこえて行程に、歌

つぬさはふ岩ねのつらら引たれて

春をよそなるたにのほそみち

木根坂とて、九折を十町ばかり、からうじてのぼる。ある人歌、

春浅く岩ねのこみちふみ行けば

みねより奥はのこるしらゆき

峰をつたへて、はるかに行くほどに、花立峙ちふ所あり。こは道行く人、神に手向させる所にして、彼のみよの佛に花奉るの、古ことの残れるにや。安房と上總の境にして、行かふ人ここにいはざるはなし。おのれもしばしがほど、杖を立てて、故郷の方を望みてよめる歌、

うれしやとおもふ夕日を見る見るに

くるるも惜しきふるさとのやま

とかくするうちに、日暮れ月も朧に、山路を下りて、埋田の驛に着、水鳴門屋にて酒のみものたべ、湯浴みなどして、戌刻ばかりに、五丁ほど高藏山に登り、山王院、正藏院にとぶらへば、おのおの、うちつれたちて、別當大山寺にいにけり。五とせ六とせ逢はざれば、千とせへたる心地ぞす。いとめづらかあるじまうけせられて、夜深く物語す。雞のそらねと思ふ頃まで。

九日、朝はやくつかひを己が家にはしらせ、ここまできつきたるよしを、子どもらにつぐる。我はまたとどまりて、峰にのぼり、不動尊にまうで、長狭に續く浦々を望みてよめる歌  
見おろせば霞に鶴の群たちて

數もしられぬ浦のしも舟

峯を下れば、玄通來たり、その日入相のかねききつつ行くほどに、我家のこだちの見ゆる所にてよめる歌

吹風と梅がかをりに誘はれて

我宿ちかくはる匂ふなり

酉刻過るころ、家にいたりぬ。庭のあたりを見るに、月も朧にさし、紙障子も明り照りとほり、神棚にしりくめ繩引わたりして、いとにぎにぎし。子孫どもは更なり、三上粕谷などよりつどひて、いと夜も更けぬ。孫ふたりあり。ひとりは女、ひとりは男、右と左のひざによりゐて、めづらしげに寐もやらず。歌

梅の花松のみどりはたくひとも

いづれとわかぬ春ぞたのしき

十日、つとに我を守の御靈のやしろに詣で、ねぎ奉る。長歌  
あめつちの ひらけし時に おのづから あれます神のこと玉の 玉の光りは そらにみつ やまとの國の ふることの ふるにかくろひ やちよ経て すゑのをつつに うつりゆく 春しきたれば わかくさの つまこもりして ももとり の さへづる聲に あしびきの 山も霞の おぼろなる いさ吹はらへ 榊葉の風

反歌

あしはらの水穂の國のこと玉の

山口 杉庵篇

玉の光りのはれわたる見ゆ

我家にふるく傳りたる頼政のよみうたあり。その歌に

いなり山西にや月の成ぬらん

杉の庵のまどのしらめる

となんある。今此時にあたりて、思合することのさはなれば、いと尊くぞ覺えける。巳の刻ばかりに、ちかきわたりの人々男も女もきたりぬ。或人よめる歌

浅みどり春しかへれば鶯の

古巢の初音けさぞきくなる

十一日、今日はくらびらきとて、祝ひことあり。巳刻過る頃、隣の主がもとをはじめとして、かなたこなたの家にとどりけるに、五とせあとは世にありし人も、いたづらになり、またこどもなかりし女も、子あまたうみて、かほかたちいとかはり、我もさぞやと思ひける。

十二日、父母のおくつき所、常秀院にまわり、尾形氏がもとにたどりければ、主はをらず。そのわたり、彼方此方にいき、未刻ばかりに、吉野氏が家に行くとて、道より雪いたう降ける。有道が家に、しばらく木さしくべてあたたまりぬ。をやみもやらねば、いでゝ行きける。やがて吉野が家にいにけり。喜びであるじしたり。其のあるじのよきこと、うたておもほゆ。夜に入りてかへらんとするに、頻にとどめける。戸明て見るに、雪いやましにふりて、竹もたわみ、松風も音



たえて、歸るべくもあらねば、戸引きたて、戻りぬ。あるじ、泊らば錢こはむといひしぞをかし。あやまりてとまりぬ。主よみて出されたる歌

おもふことの深きを知れや吳竹の

夜のまにつもる雪にたくひて

夜ひとよ物語りす。

十三日、今朝雪もやみぬ。とく巳の刻ばかりに別を告ぐ。永井氏の許にいにけり。主待ちまうけたりとて、酒さかないだされたる、いとよし。申刻ばかりにたち行て、原氏がもとにいにけり。遊ぶともなく夜にいりけれど、さはることのありて、家に歸りぬ。原氏よみて出されたる歌

梅さかり月の匂ひをまちえても

待つかひもなくかかるむら雲

十四日、桂華が家にいにけり。巳刻過る頃たちて、桂壽がもとにたちより、佐久間氏が家に行んとて、出ける道に、十とせ餘りひとつ二つの童子、若菜つむとてゐたり。我を見て腰うちかがめたりければ、歌

道の邊に菜摘はたれこたそや誰そ

汝が名をのらへ我を知れるや

程なく佐久間氏が家にいにけり。あるじまうけいと厚ければ、午刻過るまで、唐うたなど見つつ、時うつしけり。桂雅翁がかくれ家に尋ねける。翁いとよるこび、高砂、住吉の松の昔

をかたりて、日の暮るゝも知らず。夜に入りて歸りぬ。歌

たへてすむ人の心の奥ふかき

梅が香にほふ春の月かけ

十五日、雨風。常秀院來る。原氏三上の外桂壽などよりつどひて、日ひと日、夜ひと夜物語す。夜明る頃、雨やみたりとて、皆々歸りぬ。

十六日、山王院來たりて、午刻頃かへりぬ。我は富川山へいにけり。主は江戸へ行きて、まだ歸らぬとぞいふ。歌

あとさきに都のかすみ立出で、

こころこころにかへる雁金

十七日、讓がもとに立寄りけるに、少しいたつきあるよし、佐久間氏も來りて、しばらく物語す。

大徳寺と琴富貴がもとにはゆかで、寸龍が許にいにけり。此程は、魚とてはたべず。此所は海近ければ、たのしみあける。主海士がもとに、人走らせけるに、此頃すべて波立ちて、舟も出さねばとて、かさごちふもの二つ、かたまに入れておこしける。あまた有る時よりは、少しにて旨し。泊りて、夜ひと夜、とかく遊ぶやうにぞ明にける。戸明て歌

月花の詠めのほかを今ぞしる

春の香にほふあけぼののそら

十八日、磯村、前原わたりには、むつみある人數多あり。心には忘れねども、日數も重なるままに立よらず。あとにては、

嘸々噂いふなるべし。巳刻ばかりに、寸龍が許を出で、未刻頃家にもどりぬ。大山寺、午刻ばかりにさり來りて、待ち居たるよし。またしるべある男も女も來りて、此程海のものなしとて、川のも、ことも多く賜られける。此夜大山寺もとまりぬ。吉野氏、三上、糟谷氏など、よりつどひて酒のみたり。十九日、大山寺かへる。此日より二十三日までは、ことなる用あり。

二十四日、江戸へのぼるとて、午刻ばかりに、高藏山まで人走らせて、おのれは、あとより家を出けるに、糟谷、三上、桂華其外の人々、今日のはなむけして、酒たうべ、子孫等ともどもに、川のわたりまで送られける。吉野氏も來りぬ。いと嬉し。ある人の歌

もろともに袖うちかはす道のべに

わかれをつなぐ青柳のいと

糟谷氏の歌

かねてよりかくとはしれど青柳の

蔭さがたき今日の別れ路

未刻ばかりに、永井氏、原氏などに立寄りて、ひとり行くほどに、何かものわすれたるこちして、道もはかどらず。酉刻ばかりに、高藏山にのぼりける。山王院も道づれして、江戸へのぼるとて、辰の刻ばかりより、馬に鞍置きまちけるに、時過るとて、馬は今かへしたりといふ。大山寺にとまりぬ。

二十五日に、主止むれどもとどまらず。雪も心地ありげにふる。後はやまんとて、山王院と共に立出でぬ。主よみて出されたる歌

行く人を見送る空に淡ゆきを

拂ひもあへず袖ぞぬれける

午刻ばかりに、また埋田の驛に出で、山道をのぼり行くほどに、花立峠にて、手向するとてよめる歌

十かへりのみどりの松を手向くさ

神にちかひてまたかへりこん

山路行くほどに、故郷の山はいつか隠れて、住なれし都のそらは見えわたり、またふるさとに行く心地す。歌

行雁のなくこゑきけばあとさきに

我が故郷のひとぞこひしき

木の根坂をくだり、小倉、長倉、關の驛路を過る頃、雪のふりかかりければ、歌

散りくるは雪より外に花もなし

春をとどむる關の驛路

此所にて、ものたうべて、關尻にさしかかり、砂坂山を越えて、佐貫町遠州屋が許にとまりぬ。

二十六日、昨日にかはりて、空もはれたり。朝はやく出て、切通しちふ所より、あぜ道を西の方にとりて、浦島が許に立寄りぬ。翁がかくれがは、まだ曉も覺えず。門打ち叩けば、



驚きて戸など明けゝる。ある人たはぶれて、  
野邊近く家ゐしをればうぐひすの

なくなる聲はあさなあさなき

と、ふる歌うたひたるもをかし。主とどむれどもとどまらず。  
かま神川にさしかかりて、旗澤の山をこえ、黒戸の濱に出で  
て、櫻井を過ぎ、木去津にいでて、織本が家にやすらひ、包  
みたるものなどは、舟に積て、己は陸路行くとして、山王院と  
ともに、未刻ばかりに立出でぬ。市場川をわたりて、奈良輪  
町にさしかり、濱邊二里ほど行く。山王院よめる歌

夕嵐あしの枯葉を吹はらひ

うち寄る波に袖ぞぬれける

姉崎町に申刻ばかりに着く。丁子樓がもとにとまりぬ。東金  
わたりの男どち、五人あひやどして、夜のふくるまで物語り  
す。次の座敷には、女の聲あり。老いたるも若きもあるよし  
聞こゆ。

二十七日、つとめて、丁子樓を立出で、五井の浦を過ると  
て、よめる歌

藻蘆やくけぶり立ちそふ遠ひがた

詠めもあかぬ春にざりける

此所もまた、心ある人に見せばやとぞおもふ。八幡にさしか  
かり、さほ川に棹さし渡り、濱野にて、松野屋がもとにしば  
らく休らひ、曾我野、寒川、登戸にいたりければ、検見川ま

で二里の浦輪也。かごもあるよしいへども、馬よりおりて、  
かちよりぞ行く。山王院はかごにのりて先へ行けり。  
己は、春の浦邊を詠めたのしむとて、烟を吹きつゝも、ひと  
り行くほどに、其の道遠きこと二里とはいへども、五里にも  
餘りありて、長々しき砂浦、あしなへつかれけれども、しり  
かくるほどの草むらさへもなければ、詮すべなく、腰かがめ  
つつ行くほどに、やがて検見川の町に着、播磨屋が軒下の、  
すのこたつものに、しりかけて、山王院によかたりし酒のみ  
たり。いといとをかし。

馬加、ここは古き城あとにて、むかしものふの銚を争ひし  
所なるよしききて、皆々おそろしがらぬ。程なく舟橋の驛、  
此所に意富比神社あり。

延喜式の神にして、おほく神田もあるよし。日も暮れければ、  
神垣の外にて拜みぬ。歌

ちはやぶる神のいがきにともし火の

かけ静なる山のおくかな

町の中程なる左久良屋が許にとまりぬ。此日成田詣の多けれ  
ば、いと賑はし。飯もる女ども、たはぶれければ、翁どもよ  
りつどひて、男山の昔をおもひ、女郎花の一ときをしぬびて、  
ものがたりす。中にも、吾妻神社の神ぬしてふ人の、日本紀  
をとくを聞きつつねふる。  
二十八日、鬼越の八幡宮遙に拜み、正中山法華經寺に詣でぬ。

た故郷のこゝちぞする。

こは日祐上人のひらきし所なりとぞ。向に見ゆるは、眞間山  
弘法寺、庭に青葉の楓あり。手兒女の社、繼橋等ふるき故あ  
りとぞきく。歌

太井川雪解に水のまさり来て

かすみのわたるまゝのつきはし

國府臺は、天文、永祿の頃、武士の鋒を交へし所なりとぞ。  
今は安國宗寧寺とて、み寺あり。歌

此やまの松のあらしも音たえて

昔をしのぶのりの聲かな

ふもとを下りて、右の方堤を十町ほど行き、太井川を渡り、  
東葛西帝釋天に詣で、本所小梅ちふ所を過ぎ、東橋にさしか  
りて、しばらく橋の上にイみて

武藏野の霞の中ゆ見渡せば

かすみにしづむ安房の島山

とよみて、都の春の賑はしさに、旅の心もわすられて、淺草  
椎が本の庵にたどりければ、主訓之有。まけなくて、きつき  
たるを悦び、今日は誰もこす。いとさうさうしかりしとぞい  
はれける。日もまだ高ければとて、たそがれ頃まで、ものた  
うべなどして、やすらひける。火ともすといはれけるまゝに、  
立ちて、駒がたさして行くほどに、戌の刻ばかりに、芝口に  
着きて、おのれが家を見るに、月こそ照さね、紙障子にあか  
りてりとほりて、岡住友直など聲して、いと賑やかにて、ま



### 百首正解

東なる杉庵志道が、ななそちの後までも、國ぶりひろくまなびつつ、こたびはるる洛にのぼりて、需る事のあれど、はばかりあるままに、拙き一ことを

露にぬれしひ

あまるも

中々に

みちわけてける

こころとそ

おもふ

從二位公祐

附ていふ

大和歌は人の詞なり。天地の伯なり。天地本伯よりひらけ人間もと伯より産るるなり。鳥獸草木萬のもの、見るもの聞もの、伯ならざるはなし。然といへども、其伯のたるとたらざるとによりて、或は音をなすことかたく、或は音をなすといふとも、ものいふことかたく、人は五十連の伯を能備ふ故に、能ものいふ人は、天地の御靈にして、天ものいはず人をもていはしむの謂なり。故に其伯を明にするときは、人既に神なり。茲を以て、神代の御傳といふは、父母一滴の中に、神靈の伯宿し給てより、其伯五躰をなし、其伯呼吸にあらはれ、其伯與て詞をなす。其詞にをしへ有て、天地及び萬のことわりを知り、家國を治身を修ことを知る。其詞則歌なり。故に其詞を知るには、伯を知るに有。是を皇國の大道といふなり。月を仰て月とのみ知り、花を指て花とのみ知るは、人生ながらの業にして、總て知らざるものなし。是を通俗といふ。都伎といふ二言の伯を知て、月といふことのもを知り、波奈といふ二言の伯を知て、花といふことの本を知る。しかしして、歌よみてこそ鬼神をもあはれとおもはせ、我敷島の道とはいふべし。此學はやくより疎かに成て、定家卿の歌に「敷島の道に我名はたつの市にまたいさしらすやまとことの葉」と有。其頃より伯の學は臆げに成しと見ゆれども、此百首を集給へしことを考ふるに、此卿においては、委かりしこと集中に見

### 百首正解

天智天皇

秋の田の苜ほの庵の苫をあらみ我ころもては露にぬれつつ

後撰集秋

題しらずと有。

カリホの庵とは、カリは苜なり。ホはホシと活用詞にて、稻を刈て靱を乾ことなり。庵は假の小屋なり。日日茲に行かよひて、稻を刈收むるなり。トマアラミとは、苦アラキなり。藁などにて假葺のことなれば也。ワガとは自他ともに云詞にて、茲は農人をさして汝等がといふ心なり。コロモデとは、衣裳のことなり。ツツの辭は乍筒といふて、ナガラと云ことなり。又約筒ともいふて、ツと一言に約ても云なり。此歌はナガラ筒と、約ツツの兩に扱ひたる歌にて、一首にして百返の用をなす歌也。先一首の心は、秋の田を苜乾をする庵の、苦の荒々敷に、汝等が衣裳は露にぬれナガラ、秋の田を苜乾するとして、荒たる苜屋に、汝等は衣を露にぬらしつと云て、農人の秋田苜收むることの艱難なることを、御叙感の御製なり。此歌は三十一言、一息に續て、中に詞の切るる所なく、終を

ゆ。實に後世の鏡といふべし。それより次ぎに、伯といふことも知人なく、詞は法則もなく、臆度に解ことは成にたり。我茲に一語も洩さず、一言一言にいふを、見馴ざる人には、こちたくもおもふめれど、そは伯のおのづからにしたがひて、一言も私をまじへざるの故なり。其正しきことは、水穂傳に委しければ、合て知給ふべし。老翁今七十年にあまりて、身を浮雲の風にまかせ、命は木の葉の散をもいとはず。眠れる門を叩きて、月の暈なきを告。然といへども氣力おとろひ、眼さへも臆にして、其過幾許ならむ。見る人ゆるされを蒙らむ。

神代學

杉庵志道



ツと約筒にいはいねば、何度讀でも留らず、幾度開ても耳に溜らぬぞ、此歌の妙なり。其耳に溜らざることを、試に云ば、秋の田を刈乾をする苦屋の荒々敷所に居て、汝は衣裳を露に濡しナガラ、秋の田を刈て乾すとて、假の小屋に行通ひて、苦葺の荒々敷に、汝等が衣は露にぬれナガラ、秋ざれば稻を刈、糶を乾すとて苦葺の荒たる假屋に、日に汝等は行かよひて、衣を露にぬらしナガラ、秋の田の稻を刈、糶を乾あげて貢を納とて、我家もわすれて、荒々敷苦葺の假小屋に、明暮行通して、露に衣裳をぬらしツ。と何度いふてもいはるる歌にて、其何返も讀うちに、農人の田野に日々通て、暇無きこと自らに籠り、農人の艱難有ことを、繰返し繰かへし思召給ふこと、一首百返の中に現れて、古今に雙も無き御製也。猶又此集の巻頭に置くに、深きわけ有ことは、巻軸の御歌の處に有、後世の人、此御歌に説有こと頭書にいふ。(原本にはども、今印刷の都合にて、まとめてその一首の解説の終に出す。以下同じ、編者)

○天智天皇。大御父舒明天皇也御少名中大兄亦葛城ト申奉ル。近江ノ大津ニ都ス。○秋。アキトハ天氣也。天地ノ氣ハ和ヲ貴トス。故ニ萬物ノ實ルノ時ヲ云也。○田。タハ玉也。種也。水ヲ宰テ總テ種ヲ置所ノ名也。故ニ水有ヲ曰レ田水無ヲ曰レ畑。ハ火ヲ宰ル。故ニ文字モ火ヲ加テ作レ畑。○畠。ハタケト云ケハ五穀ノ靈也。故ニ作物在時ノ名也。無時ニハ云ズ。○庵ハ水穂傳ニ云。○昔トハ本語トバ也。トハ與也。ベ業也。則葉ヲ與合ト云名ニテ與業ノ義ナリ。

來良之、白妙能、衣乾有、天香久山。と有り。此歌の心、ハルスギテ夏來ルラシとは、神代の古より年過ぎ年來り春過ぎ夏來ればといふ心也。キタルラシといふラシの反「リ」にしてキタリと云ことにて、疑には非ず水穂傳に白妙は枕詞也。衣ホシタリとは、ホシテアリの約言なり。此衣を乾といふことの譯は、此山は神代より無名を負ふせて濡衣かけられたるよりいふことなり。アマの香久山とは、アマは雲根火山、耳梨山と云ことなり。其譯は、ウネビヤマの反「ア」也。ミミナシヤマの反「マ」にして、アマなり。故にアマの香久山といへば、三の山のことも也。アメの香久山と讀む人あれども、それは能くことを知らぬ人の説なり頭書に。一首の心は、此三の山は、神代より女男のあらそひ有しと云て、濡衣かけられし山なれども、年去り年來りて幾年をか経たれば、其諍有しといふことの、濡衣も乾て、今にては其やうな噂さへも云ふ人なき雲根火山、耳梨山、香久山といふ心なり。神代の古事をやすらかに讀給ひし御製なり。如是神代より濡衣かけられしこと有るによりて、人の代となりても、香久山に夏の日帷子を濡して乾すことの御神樂有し也。既に文曆の頃までは、正に有しと見ゆ頭書に。此歌を直して此百首の中に出されけるなり。

○持統天皇。大御父ハ天智天皇也。天武天后也。天武帝崩ジ玉ヒテ、後四年正月即位在テ近江ノ大津ヨリ大和國藤原ニ遷玉フ也。○雲根火山ハ男山也。故ニ男松ヲ生ズ。○香久山ハ女山也。故ニ女松

○後世ノ説ニ此歌天皇ノ御製ニ非ズ、時代ノ風義ニ違フト云テ、萬葉ヲ引出テ秋田菊カリホヲ作吾居レバ衣手寒夕露オキニケルト云歌ノナマレル也ナド云ハ、歌ノコトヲ知ラヌ人ノ説也。此歌ノ貴ヲモ不知、似タル歌アレバ皆其歌ヨリ出タルナト云ハ後世ノ痴也、似タル歌古今珍カラズ、古今集秋ノヨノ月ノ光シキヨケレバクラフノ山モコエヌベラナリ、六帖ニ秋ノヨノ月ノ光シ清ケレバ箱根ノ山ノウチサヘゾテル此外似タル歌カゾヘガタシ。

持統天皇

此百首のうちに出たる御歌は、後にして、先に萬葉集に有る本歌より云べし。卷之一、中大兄。三山歌一首天智天皇高山波、雲根火山雄男志等、耳梨與、相諍競伎、神代從、如此爾有良之、古昔母、然爾有許會、虛蟬毛、嬌乎相格良思伎。反歌 高山與、耳梨山與、相之時、立見爾來之、伊奈美國波良。と有て、此三の山の古事を讀たるなり。此山は大和國中に鼎の足のごとく雙びて、正中に香久山の女山有り、左右に畝火山と、耳梨山との男山有り、耳梨山と香久山は、十市郡。畝火山は高市郡なり。郡は隔つといへども、總て平地に雙びてたり。故に此三の山は、女男の諍有しと、神代より云傳て、濡衣かけられし山なり。しかるに、持統天皇大津より藤原に都を遷し給ひて後、此三の山を叙覽ましまして、大御父天智天皇の此御製を思出させ給ひて、讀給ひし御歌。同卷に、春過而、夏

ヲ生ズ。○耳梨山ハ男山也。故ニ男松ヲ生ズ。○爲家卿後撰抄ニ云。香久山ニ夏ノ日神樂ヲ奏シテ、帷子ヲヌラシテ火ニ乾スニ、過アル人ノ帷子ハ不乾、過ナキ人ノ帷子ハカワクト記シタリ。右ハ神代ノ濡衣ノ例也。○千載集二。建仁三年霜月二十三日俊成卿九十歳ノ賀ヲ和歌所ニオイトテ給フ。先屏風ノ歌トテメサレ侍ル。攝政。春カスミシノニ衣ヲ折ハヘテ幾世ホスラン天ノ香久山トアリ。然バ定家卿ノコロマデハ香久山ニ衣ヲホスノ例ノアリシコト明也。

春過て夏來にけらし白妙の衣ほすてふあまのかぐ山

新古今集夏

ケラシとは、ラシの反「リ」にして夏來にケリといふこと也。此ラシ、前にもいふ疑にはあらず。テフとは、トイフなるを、約めてテフといふ。衣乾と謂の義なり。一首の心は此三の山は、神代より濡衣かけられし山なれば、その古事によりて、今は春過ぎ夏來ければ、帷子を濡て乾といふ天香久山。といふ心なり。定家卿の頃は、香久山にては、例年夏になりて、濡衣を乾す神樂の行れしと知らるる也。故に其時節に合せて、衣乾すトイフと直されしと見えたり。然るに後世の説には、此歌は填安のあたりの、人家の木の枝などにも、衣をかけて乾して有を御覽有て、其ままだ夏は來にけりと、遊ばしたるにて、やすらにして古歌の風體なりといはれし。いかにいにしへのことなればとて、御幸の御目障りもいとはず、人家に

題しらすと有。



衣裳を乾すべきやは。よしあればとて、下賤の垢付たる衣裳の乾して有など、大御歌により給ふべきや。天皇の御心を己が心にくらべたるの愚なり。恐多くも陋夫の身として、天子の御歌の御心を窺ひ奉ることは、我敷島の徳にして、難有きことなりといふことをも知らず。天皇の御製貴賤無差別に取扱ひ、家隆雅經も朋友のごとくに心得て、猥に古人の歌を論ふ。一首の歌容易は讀得がたく、貫之すら、一首の歌には、十日二十日も考られしとぞ。紀氏だにも、かくのごとし。各心を勞して讀置れし歌なれば、いささかも過有べきやは。我其云ふ人を誹ていふにあらず。只皇國の衰へ行くを悲む。古昔の人は、五十連の伯に明にして、敷島の道のことの葉も、文わかりて、正木のかつら長くも世に傳はりしに、あぢきなき人のみだれの久しきに、空行く月も朧にて、宮城野の萩の下葉も、枯々て、奥の荒馬ふみあらし、道のしをりの武隈の松も名のみにて、鹽竈のけぶりだに立すなりにたるを、四の海波靜なる難波の阿闍梨より起りて、加茂川の淵の深きにながれ、伊勢の海士のかつくてふ鮫の玉の玉の緒も、絶ず考へ弘くさぐりて、古の中道ふみ見ることは、濱の眞砂の數もしられず。しかは有ども、伯をしらぶるの法則は、書のうへに傳はりなきぞ恨めし。只よるかか池の、よるかたなさに、小倉の紅葉ばに、龍田川のしきを見くらべ、泊瀬の花を見て、芳野の春をおしはかるより外なし。あはれ箱根の山に粟蔀て、實な

いふこと。モは亦といふことにして、如是亦寐むといふことなり。一首の心は、山鳥の尾の長き如くに、其長き今宵を我獨寐を山鳥も己が尾の長き如くに、長き今宵を尾上を隔てて如是亦寐む。といふことにて、故郷の妻と我と隔て、長き夜を明すをおもひやりたる心なり。此歌後世の説に、萬葉一本には、讀人しれずと有り、殊に一首のうち、尾と云こと兩つ有り長といふこと二所有りて、人麻呂の歌にはあらじなどいふは、歌の解けざる故なり。前にいふがごとく、兩つあるぞ人麻呂なり。人皆のよめる歌にはあらじ。扱山鳥の尾上を隔て、寐るといふ委しきことをいふに、先づ山を尾上といふことの本よりいふべし。山をヲといふことは、五十連ワ行のウよりいふ。ウロコの反「ヲ」なり。其鱗の形則△如是茲をもて山をヲと云。亦阿行のウより云。ウロコの反「オ」なり。其鱗の形則△如是既に於の字をウへと訓むは是なり。合せてヲウへなるを、ウを省きて尾上といふ。故に尾上とは鱗の雙びたる形にして△如是則高は男山、低は女山なり。其男山には、雄は寐なり。女山には雌は寐るなり。山鳥といふものは、雌雄互に山を隔てて寐ることの正しき鳥なり。諸鳥山に住といへども、名は此鳥に有、萬葉集などにもよめる歌有、頭書に有。

○柿本人麻呂。姓氏不詳。石見國ノ産也。萬葉卷二。柿本朝臣人麻呂從石見國別妻來時ノ歌二首。或説ニ柿本臣ハ天押帶日子命ノ後十

らぬぞ口をし。かかれば我解分ことには違ふこと多なり。岐岨の榛道荊ひらくに、荊の裾にからまるは省きつ。

○萬葉集略解ノ説ニ、古事記ノ歌ニ比佐迦多能阿米能迦具山トアレバ、茲モアメノ香久山トヨムベシト云ハ誤也。比左方ト枕詞ヲ置時ハ、麻ヲ米ニ通ハシテ阿米ト云、亦枕詞ヲ置ズシテ只ニ云時ハ阿麻ト云也。猥ニ彼方ノ詞ヲ以テ此方ニ用ヒガタシ。詞ト云フモノ活用ナレバ上下ノ與方ニヨリテ動クモノナリ。其例本語苗也。代ト與テ云時ハナハシロト云。本語菅也。笠ト與テ云時ハスガ笠ト云。本語風也。車ト與テ云時ハカザ車ト云。右ノ如ク語ト語ヲ與トキ不與時ト一様ニアラズ。皆詞ノ牀用ニ從フ。委クハ水穗傳ニ云。

柿本人麻呂  
足引の山どりのをのしたりをのながくしよをひとりかもねむ

萬葉集

寄物陳思と有。

アシヒキは枕詞也。シダリヲは、水垂尾にて、水の垂如くに眞直なる尾といふことなり。ヲノといふのは、如といふことなり。ナガナガシヨと云、上の長は鳥の尾の長きをいふ。下の長きは夜の長きをいふ。シは助なり。此歌に亦尾と云こと兩有ことは、山鳥の尾と、山の尾上の尾との、兩にかかりたる尾にて、山鳥といふ鳥は、雌雄尾上を隔てて寐るなり。故にわざと尾を兩よみたるなり。獨カモネムといふ力は、如是と

六氏ノ別ナルベシトハ臆度ノ説也。○萬葉卷八長歌。上略。足日本ノ山鳥コソハ尾向ニ婦トヒスト云。打蟬ノ人ナル吾ヤ如何ニスト一日一夜モハナレ居テ、ナゲキ戀ヲラム。茲モヘバ下略。○此山ノ形陽成院ノ御哥ノ處ニ合テ可レ見。

山部赤人

新古今集に有て、此百首の中に出たる駿河の田兒の浦の歌は後にして、萬葉集に有る本歌より先にいふべし。赤人の富士を望といふ歌は、安房國田兒の浦にて讀れし歌なり。續紀曰。養老二年五月、割ニ上總國平群安房朝夷長狹四郡置ニ安房國云々。赤人の頃は分國せざる以前のことにて、赤人此地に住れしこと明なり。赤人の家集に有る歌。「春の日の苗代どころつくるとあはけふよりぞせきははじむる」と有。扱安房の國は纔に四郡にして、上總國を北として海を南に抱き、東を左とし西を右とす。東の海邊には長狹郡、朝夷郡在て、他の國なし。西の海邊には、平群郡安房郡在て、海上纔に三里或は五里を隔て西に相摸伊豆國有て、遠く霞を帯にして高く富士山を望み、朝夕に目放ずして富士を見ること、此國に過ぎたる地はなし。南の限り洲の崎といふ地より、北は上總下總江戸まで凡四十里程の間、西に海を挾て目に富士山をはなるることなし。安房郡平群郡の海邊の總名を鏡が浦といふ。此海に富士の影を移す。故に名とす。江戸に行かふ諸國の廻船、



嵐の末の木の葉のごとく、其影の麓を行ざるはなし。其影の頂を越ざるはなし。既に相摸とは、サは細こと、カは影なり。ミは見ことにして、則細影見といふ國名なり。故に摸て相といふ文字を義訓す。皇國の地名は正しきものにて、皆書なり水穂傳。右の平群郡の海邊に、田兒といふ在所あり。其下の浦を田兒浦といふ。赤人此所より富士を望みて讀れし歌なり。此國は東の果にて、都に遠く、他の國を隣とせず。行留の國なる故に、海に富士山の移といふことも、田兒浦といふ所の有といふことも、自に知る人も稀なり。田兒浦といへば、駿河にのみ有とおもふは、東海道に近きの謂なり。既に聖護院道興准后、此國に渡らせ給ひし頃、岡本正善院、道の案内奉りし其時の御歌に、「名にしおふ鏡が浦は富士うつす雪か」とぞ見る岸の白波。」とよみ給ひしなり。此歌國雜記に見えぬぞい。萬葉集卷三。山部宿禰赤人。望富士歌一首並短歌。天地之、分時從、神佐備而、高貴寸、駿河有、布士高嶺乎、天原、振放見者、度日之、蔭毛隱比、照月乃、光毛不見、白雲母、伊去波伐加利、時自久曾、雪者落家留、語告、言繼將往、不盡能高嶺者。反歌。田兒之浦從、打出而見者、眞白衣、不盡能高嶺爾、雪者零家留。と有り。言心は、アメツチノワカレントキト云ハ太古ハ雲頂ヲカクシテ見エザリシ後ニ其雲トハヨリトモハレテ山ト空トノ文目分シ其時ト云コトナリ。從云コト也。神サビテハハ陰陽進也、雲ノ晴タル時ヨリ山。高カシコキトハ高クオソロ駿河ナル房ノ國ヨリ云コトバナリ。富士ノ高根ヲアマノ原

天也、マハ向也、亦アハ海也、天ト海ノ相向タルコト也、振サケ見原トハ廣也、天ト海ト向伏テ海ゴシニ空ノ廣ヲ見ルコト也。レバトハ首ヲ傾テ遠度日ノ陰モカクロヒ照月ノ光毛不見トハ東ヨリ西ニ度ルコトニテ、未ダ日モ暮果ザルニ日モ西ニカクレ、未ダ夜モ明ザルニ月モ見エズト云コトニテ、山ノ高ク大ナルヲ云ナリ。白雲モイユキハバカリト云、イハ省音ニテ行也、ハバカクゾトハ時モナク雪ハフリケルフルハ年中雪ノ語告言ツキ行ム富士ノ高嶺ハ、リツツケ行カム富士ノ山ハトナリ。一首の心は、駿河に有る富士の山は、太古雲の始めて晴たる時より、陰陽進て高く恐敷山を、海越に廣き空を、頭を傾て遠く見放れば、東の方より度る日も、いまだ暮はてぬに、山の陰にかくれ、東よりわたりて照月も、いまだ夜も明ざるに、山の陰に隠れ、白雲も山の半に行あたりて止り、四時のへだてもなく、年中雪のふる富士の高嶺を見て、語りつづけ、言ひつづけ行く。といふことなり。此國南の果、洲の崎の地より、北の方數十里行くこことす。反歌。田兒浦ユニテハ田兒ノ浦爾ト云フコト。ウチデテトハウチノ反、イナレバ、ウチイデテ見レバ白ニソ富士ノ高根ニ雪ハフリケルと有る一首の心は、田兒の浦に出て見れば、眞白に富士の高根に雪はふりけるといふことなり。海越に富士を見れば、雲は半腹にかかりて、高く天に聳えて、幾千歳の雪のつもりたるを見て、讀まれたる歌なり。萬葉略解には、駿河の田兒の浦の歌なりといふは、いたく違へり。其譯如何となるに、駿河有とは、駿河に有といふ詞にて、其國にて讀に、駿河に有といふ詞はなし。其例東在野島。信濃有淺間が

嶽など、皆他より其國をさして云詞なり。殊に度日の陰も隱比、照月の光も見えずとは、日月東より出て、西の山陰に隱ることなり。是等にも、東有安房國より見て讀れしこと明也。駿河の田兒は、富士山の西に有て、田兒の浦より富士山は寅卯の方角に當る。故に日月西より出て、東の山陰にかくるるの方角をなす。亦天原振放といふ詞は、海越に空を遠く見る詞なり。仲麻呂の天原など思ひても知らるる也。いにしへの人は、駿河の田兒の浦の歌にはあらざることを能くしたりたり。しかれども駿河の田兒浦には、もとより富士の山を讀合たる歌なければ、求めて此反歌を直して駿河の歌とす。故にわざと讀人知れず、題しらすとして、古き書には有り。後世の説に、此歌萬葉をよく見ざる人の業なりといはれしは愚なり。能く見たる人のわざ也。然れども萬葉の歌は、安房とも何國とも知らざるにや。次に此百首の中に出したる歌のことを云。

田兒の浦にうちでて見れば白布の富士のたかねに雪はふりつ枕詞

田兒の浦なり。從といふ心には非ず。爾の辭は、一首の軀を備る格也。依て爾と置て見る場所をことわりたる也。白布は枕詞也。ツツは、約筒にて、雪は零ツと、上の詞を約めて感ずる心也。一首の心は、田兒浦に出て見たれば、富士の山

に、雪はふりつ。扱も扱も雪は零つと驚き感じたる心也。此田兒の浦は、庵原郡に有り。富士の山は富士郡に有て、隣郡にして近けれども、薩埵の峠の山陰にて、富士は見えぬ所なり。此歌直して置たる人何人に有やしらねども、此地のことは委しくは知らぬ成べし。そは自ら讀出たる歌にはあらで、他の讀たる歌をよみ直したる業なれば、不叶處も有べし。後世の説に、薩埵坂の山陰を、磯傳ひに倉澤てふ所に出で見たる歌なりといふは、事を求たる説なり。倉澤より見たる富士ならば、其倉澤を云べし。見ゆる倉澤をいはずして、見えざる田兒の浦を引出て讀べき謂なし。田兒の浦より出て富士を見るに、倉澤に定めたるといふ地にはあらず。そを田兒の浦從といはば、何處に出たることにや、詞たらず。譬へていはば、箱根山從とばかりいはば、三島に出たるにや、小田原に出たるにや、知れがたし。是等の詞にても、從といふことにあらぬこと明なり。田兒の浦より富士は見ゆると思ひし人も、まま有りて見えて、雪の中に早苗を植など讀し歌など見ゆ。能々其地を見ざるの謂なり。亦此白布の枕詞は、富士とは續かず。白布の藤原とはあれども、富士に續く例はなしといふは、委しからず。茲にいふ白布は、白より雪とつづきたるに、富士に續けたるにはあらず。白布の藤原とつづきたるは、布より藤に續きたる也。枕詞の扱は水穂傳にいふ。

○山部赤人。上總國山部郡之産也。眞淵ノ説ニ、來自部小楠ト云人



ニ山部連ノ姓ヲ賜リ、亦天武天皇十三年ニ宿禰トナシ玉フコトアリ。其氏ナル可ヨシ。故ニ班田使ノ下司ナドニテ下ラレシ時ノ歌ナルベキナド云ハ皆推察ノ僻事ナリ。後世ノ人ハ歌ヲ能クヨム人ハ總テ都ノ歷々ニバカリ在モノト思フハ愚也。田舎ノ人ニモ古今不少。名ヲナス程ノ人多ハ都ニ來モノ也。柿本ナドモ同ジ。此赤人モ上總國ヨリ都ニ出テ居ラレシ人也ト見ユ。○聖護院道真准后ノ同國雜記ニ、安房國清澄寺ニテ「アカツキノタレドキ星モキヨスミノ、ウナバラ遠クノボル山カナ」○同天津。昔見シ雲ノカヨヒデフキトデバラトメノ姿今モ見マシヲ」○同前原。前バラノ里ノウシロノ山オロシ舟ニモミデノニシキツムナリ」○同磯島。ウミチカクイソヅタヒ行クイソムラニムラムラ見ユル海士ノツリ舟」○同野島サキ。「アマヲ舟見エツカクレツアサ明ノ野ジマガサキノキリノムラムラ」○同那古寺。ナゴノ海キリノタエマニナガムレバココモユフ日ヲ洗フ白ナミ」○同河名。ツミタメテアラフカハナノ里人ヨ誰アツモノノソナヘニヤナス」○同勝山。駒ハアレドカチヨリゾ行クカチ山ノサトニコハダゾ思ヒヤラルル」○同鑛山。宮木ヒタ峯ノアラシニクモハレテノコギリ山ハガガリトゾ見ユ」○元祿ノ頃芭蕉ノ翁、此カカミガ浦ニ來テ、カクナル景色ヲ人モ知ラズヤアリケリトテ、「人モ見ヌ春ヤ鏡浦ノ梅」○從<sub>レ</sub>ト訓コトハ、ヨリノ反イ也。通音シテユト訓ム。ニハ湯ノ義ニシテ火水合鉢也。故ニ二ノ義ヲナス也。ユトヨムトモ猥ニヨリト云義ニモ非ズ。ニト云フ義ニモ非ズ。詞ノ與所ニヨル。上五文字ニアルトキハ多クハ、ヨリノ心ニアラズ。爾ノ心ヲナス也。○富士ノ山トハ富士郡ノ山ト云フコトニテ只山ト云ゾ此山ノ名也。世界萬國山ト云山ノ名ハ此山ニ在テ日本駿河國富士郡乃山ト云心

也。天地ノ間山ト云山ハ此山ニ勝リタル山ナシ。故ニ三國第一山トハ云也。此山八面同形ニシテ然モ陽ニ向テ陰ヲ背トス。故ニ東ヲ表トシテ登リ西ヲ裏トシテ下ル。茲ヲ以テ背ヨリ望テ讀タル歌ハナシ。山ヲ本トシテ富士郡ト號ケタルモノト思フ不可。山ヲ本トシテ云バ、富士乃郡ト乃ノ辭ヲ加テイハネバ不<sub>レ</sub>叶。山ニ富士乃山ト辭ヲ加テ呼ヲ以テ其詞知ルル也。皇國ノ地名ハ書也。其法則ノ正キコト水穗傳ニ在リ。○富士山ハ東ノ方表西裏也。

猿丸大夫

おく山にもみぢふみわけ鳴鹿の聲きくときぞ秋はかなしき

古今集秋 是貞親王の家の歌合の歌。讀人不知と有。奥山爾と云ふ爾の辭は、一首の躰を宰るの格也。田兒の浦爾と云に同じ。モミヂのこと頭書に云。茲は枯々の落葉のことなり。一首の心は。秋は總てものかなしきものなれども、奥山に木々のみぢの落たるを踏みながら、鳴鹿の聲を聞く其時は、わきて秋は哀しといふこと也。秋の淋しき情を言盡したる歌也。此歌を、奥山に鹿の落葉をふみわけて鳴くをききたると見るはよろしからず。初五文字に爾の辭を置テ、聞處を定めたる也。夫よりモミヂフミワケ鳴鹿ノ聲聞トキ會といふ會までは、詞切れず。聞は我也。鳴は鹿也。聲をききしばかりにて、鹿の落葉を踏みて鳴くを知らるべきやは。歌は自

他躰用のわかれぞ肝要なり。然るに近頃の人の説には、歌は詞を文によむものにて、萬葉に春野爾、安佐留雉乃、妻戀爾、己我當乎、人爾令知管。六帖に、秋萩にしがらみかけて鳴鹿の聲ききつや山田もるらむ」と有て、是等と同じことにて、鹿の紅葉を踏たることといはれしはよろしからず。雉は求食する時は、鳴く鳥なり。故に人に知らるるなり。ことに此歌は、我思を雉によせたる歌にて、全くの雉の歌には非ず。求食のことは頭書に委し。亦鹿の萩にからむことは常なり。萩を鹿の妻ともいへばなり。此歌も全くの鹿の歌にはあらず。鹿の萩にしがらみて、妻こふ聲を聞つつや、山田守らんといふことにて、疑の詞なり。山田を守る人に對して讀たる歌にて、此奥山に紅葉踏むとは別なり。殊に鹿が落葉をふみて鳴くそふたと、推量をして、其聲を聞くぞ秋はかなしきとは云。かく鹿の落葉をふみて鳴くそふたと、推量して聞なれば、常にも有ることにて、珍らしからぬことなり。然ればキク時ゾ秋ハカナシキと讀べき謂なし。奥山爾と云ふ爾の辭のうち、木、木の葉も落る心自らに籠り、己が奥山に聲を聞をもて、其時は秋は悲きなり。是にて一首の歌也。鹿が奥山にて紅葉をふみて鳴くそふたと推量して、己が何れの處にて聞きたればかなしきや、一首をなさず。

○猿丸大夫。姓氏不詳。○紅葉ト云本語モミダシ也。ダシノ反「チ」ニシテ、モミヂト云。陽氣陰中ニ入テ赤色ヲモミ出スノ義也。故ニ

モミヅトモ云也。古今ニ、「シグレツツモミヅルヨリモ」ナドアリ。○求食、本語アシサル也。シヲ省テアサルト云。食ヲ求ル時ハ必足ニテ土ヲカキテ足ヲ去ルモノナリ。故ニ食ヲ求ノ字ヲ以テ義訓ス。雉ハ求食スル時、必聲アリ。妻コフ時ハ殊サラ也。駒ノアシ去時必聲ヲナス。雞ノアシ去時、必食ヲ求ナド可<sub>レ</sub>知。

中納言家持

かささぎのわたせるはしにおく霜の白きをみれば夜ぞふけにける

新古今集冬 題しらすと有。鳥鵲の階とは、紫宸殿の御階のことなり。委しきことは後にいふべし。家持卿宮中の勤繁多して、夜更に退出の時、霜のいたく置けるを見て、讀める歌なり。一首の心は、紫宸殿の御はしに、霜の眞白に置けるを見れば、今宵もいたく、夜は更けにけると云心也。此頃は、天下の政を、大内に行れし時のことなり。此歌は眼前に見るまを、やすらによみ給ひしが、自然とももの靜にして、いかにも夜もいたく更たる心も籠り、白キヲ見レバと云婆の辭のうちに、今宵もまたいたく夜も更たりと云心も有て、夜ごと夜ごとに夜更て、退出あるといふ心も籠りし歌なり。カササギとは本語 暉 幸幸と云なるを、約めてカササギといふなり。ハシは發なり。文字にはよらず。暉幸幸の發といふことにして、朝日の暉て幸發こと



なり。故に曉を告る鳥鵲の文字を借なり。大王は日の御神の御末なれば、紫宸殿は朝日の暉の義有を以て、號たるものなり。カササギの力は、火を宰伯なり。陵のミは水を宰伯なり。依て火に幸在をもて、火幸幸と云ふ。水に幸在をもて陵といふ也。此陵の名有るをもて、紫宸に火幸幸の名有ることを知給ふべし。太古紫宸殿といふ文字を置くことの扱ひをいはば、サキの反「シ」なり。亦サキの反「シ」にして、其伯シシ也。其シシの二言に靈合文字を借て、紫宸殿と號すと知らる。其例奈良の宮を、寧樂宮と文字を借たるも、ネイのイは漢字の省、ラクのクも省音にて、ネラなるを、ネをナに通じてナラと靈合なり。故に寧樂宮の文字を借たる也。是を和漢靈合といふ。太古文字を扱ふことかくの如し。後世は書のみ目當とするが故に、書に無きことは知れずといふ。茲をもて鳥鵲の橋といへば、七夕より外には無きものぞとおもふのみ。宮中には、朝日の義有をもて、朝廷と云、朝臣と云、内日刺宮と云ふ。古昔は、御階に紅梅有しも、赤は日の色なればなり。宮中は日の靈有るをもて、總て緋の色を用ふ。屋根に檜皮を用ふるも、既に日皮にして、外のものは用ひず。雲上と唱ふるも、日は雲より上を照すの義なり。皆靈有り。餘は水穗傳にいふ。

○中納言家持。大納言從三位旅人ノ男也。從三位大伴宿禰家持。○霜ト云本語ハ、シハ昇水也。モハ舫也。水氣地上ニ昇テ天ノ火徳ニ

廣く限りも知れぬ空を、首を傾けて遠く振放て見れば、さし昇る月は、正しく我國春日の三笠の山より出し月敷。但し亦と疑を含めたる心也。此カモといふ辭は、此一首の肝要なり。遠き國に有て、澄昇る月を望みて、正に我日本春日の三笠山の方角とおもひやらるる心も籠りて聞ゆ。

○安部仲麻呂。新撰姓氏錄ニ孝元天皇ノ太子大彥命ノ後也。父祖不詳。靈龜二年多治比真人縣守等遣唐使ノ時共ニ唐ニワタリシ人ナリ。○唐李白詩。日本晁卿辭帝都、征帆一片繞蓬壺、明月不歸沈碧海、白雲秋露滿蒼梧ト在。日本ニ不歸シテ海中ニ死タルニヤ。

喜撰法師

我庵は都のたつみしかぞすむよをうぢ山と人はいふなり

古今集雜

シカゾスムは、鹿ぞ住むと、然ぞ住むとの兩にかけたる詞なり。ヨヲといふヨは、與なり。夫婦と與、君臣と與ことなり。世を遁るゝも與を遁る也。世捨人も與捨人なり。世の中といふも、寒暖往來して、陰陽の與合よりいふ。浮世といふも、與ことの憂ことに憂與なり。ヒトハイフナリとは、世を憂山と人は云なり。然れども、我はいはぬといふ心にかへして見る格也。常の歌の扱とは違ひ、詞かすかにして、義に移して

和シテ凝ノ名也。亦シモノ反ソ也。ソハ白ノ伯也。故ニ露霜ト云時ハ玉ナシテ眞白ナルヲ云也。○家ト云語ノ本ハ、ヤハ屋也。カハ家也。其義ニヨリテ一字ヲヤカト訓也。○ヤグラノクラノ反カニシテヤ也。櫓ハ則屋ト家ヲ果タルノ名ナリ。○櫻ノ本語ハサ昇水クラノ反カニシテ、カハ暉火ニシテ水火盛ノ伯也。故ニ春火氣ノ盛ナル時ニ花咲ク、其サカノ伯。サカハ盛也。サカニ榮也。サカ、坂也。サカモリ酒宴也。サカ木榊也。如是皆陽氣進ノ伯也。今紫宸殿ノ梅ノ櫻トナリシモ天地ノ自然御盛ノ伯也。

安部仲麻呂

あまのはらふりさけ見れば春日なる三笠のやまに出し月かも

古今集羈旅

もろこしにて月を見て讀けると有。皇國靈龜二年は、唐の開元四年なり。其時に入唐して、夫より唐の上元年迄凡四十五年ばかり在唐して、皇朝に歸らむとして、明州といへる津より、船乗すとて出ける時、月の澄昇を見てよめるといふ歌なり。アマノ原とは、アマは天向海向にて、天と海と向伏て遠きこと也。原は廣きことなり。フリサケとは、頭を傾て振遠放こと也。春日ナルと云ふナルは、ニアルの約にて、皇朝大和國春日を幽にかけたる也。月カモと云ふカは、疑也。モは亦と云ことにて、歟亦と疑を起したる詞也。一首の心は。明州の津に出て、天と海と向伏て、

見る格なり。一首の心は。我庵は都の巽にあたりて、山奥のことなれば、鹿も住みて世を憂と聞ゆる宇治山にて有と、人は云ふ也。シカレども、夫婦の與をはなれて、住む身なれば、妻こふ鹿の聲すればとて、世を憂と聞ゆる宇治山にて有りといふとも、住まるといふ心なり。此歌は、我庵は都の巽に當りて、鹿も住みて世を憂といふ宇治に有りと人は云也。と言ふまでは一首の表なり。此歌、上にワガ庵ハと、ハの辭を置て、下に人ハイフナリと留めては、一首の詞たらず。辭正しからずと聞ゆれども、人ハイフナリといふ詞の裏に、かへして、ヒトハイフナリ然れども我はいはぬ。與をはなれて住身なれば、鹿が鳴けばとて、憂といふ宇治山にてあればとて、住まるといふことにて、調ひたる歌なり。既に古今集の序の書入に、此歌は詞かすかにして、はじめ終たしかならずといはれしは宜なり。

○喜撰法師。姓氏不詳弘仁ノ頃ノ人也。○長明無明抄ニ云。御室戸ノ奥ニ廿町バカリ山中ニ入テ喜撰ガ住ケル跡有。家ハナケレド石塔ナドサダカニアリト見エタリ。

小野小町

花の色は移りにけりないたつらに我身世にふる詠せしまに

古今集春

題しらすと有。



移リニケリナといふナは、歎にて、花の移を強く云なり。イ  
 タヅラとは、仇と云こと也。ナガメとは、長眼の心にして、  
 寂々ともを見ることなり。爾の辭句の留に有る時は、上の  
 詞にかへる格也。此歌は上の句の留にも、下の句の留にも、  
 爾の辭あれども、上にかへるの義有るをもて、耳に障らず、  
 仇爾花の色は移にケリナ扱も移りにケリナと反也。ナガ  
 メセシマ爾、我ミヨニフルと反す格也。一首の心は、仇に花  
 の色は移りにけりな、さてもさても移りにけりなと、其花を  
 寂々と見とれてゐるうちに、我身も世をふるといふ心也。花  
 ばかり昨日に今日はうつろひ、今朝は夕と移行ものぞと、う  
 かうかと花を見て居るうちに、光陰我を俟ずして、過ぎ行く  
 ことを添へていふなり。

○小野小町。姓氏不詳。諸説アリト雖不取。屍ハ八十島ニ在ナトハ  
 物語ノ説ニテ用ヒカタシ。○花ト云語ノ本ハ、ハトハ放也。ナトハ  
 水ノ與タル也。草木ノ氣ノ放ト云語也。人ノ言ニ同シ。色ト云イ  
 ハ氣也。ロハカタマル也。人ノ五音ノ分ト同シ。故ニ五色ニ分レ其  
 蓋モ五也。人間五十連音ヲ以テ自在ニ言ヒ草木五ノ色ヲ以テ自在ニ  
 花咲、草木モノイハズトイヘ共五ノ數ヲ以テス。花ハ人間言ガ如也。

蟬丸

是やこの行もかへるもわかれてはしるもしらぬもあ  
 ふさかの關

後撰集雜 相坂の關に庵室をつくりて住けるに行こふ人を見  
 てよめると有。  
 此關は都に近き所なれば、行きかふ人もわきて多かりし所な  
 り。コレヤコノと、初句を強く斷りたる譯は、關と云關は、  
 何處にもあれども、是ヤ此關はといふこと也。ヤの辭は、是  
 と云語と、此と云語の間に、文に置きて上下の詞を結ぶ辭な  
 り。新古難波江ヤ霜。續古白雲ヤ花。新後拾鳩の海ヤ霞など、  
 同格にて、呼出しのヤなど言ふことにはあらず。此歌、モの辭  
 四所有て、詞を自在になす。モは亦なり。一首の心は、關と  
 いふ關は何處にもあれども、是ヤ此關は、天下第一の關にし  
 て、都に行きかふ人も、亦東の方に歸る人も、亦別々になり  
 ては、知る人も亦しらぬ人も、亦此處にてあふ相坂の關とい  
 ふこと也。此關は東西に別れても、猥りに行きかふ道、外に  
 なければ、廣き世の中の人にも、終には行きあふといふ心に  
 て、關路の往來一筋にして、嚴重なることを含む。モの辭に  
 て行きかふ人の絶えざるさまも有りて、今も人の行きかふ如  
 くに聞ゆ。此歌素性集にワカレツツと有。

○蟬丸。姓氏不詳。今昔物語ニ博雅三位ト云フ人、木バタノ盲人ニ  
 琵琶ヲ習ヒシコト在ト云。其人ナルベシト云モ不取。○關。セキト  
 云本語ハ、セキノ反シ也。シハ仕切也。境ヲ爲限コト也。年ノ關ナ  
 ド云モ一年ノ仕切ヲナスヲ云。

參議篁

わたのはら八十島かけて漕出ぬと人にはつげよ海士  
 のつり舟

古今集羈旅 隱岐國に流されける時舟にのりて出でたつとて  
 京なる人のもとに遣しけると有。

ワタノ原とは、本語アワタツ原の省音を取て云ふことにて、  
 泡立海のことなり。八十島とは、隱岐國まで行く間の嶋々の  
 多きをさしていふなり。一首の心は、泡立海原に、多くの嶋  
 々をかけて、今此所を乗出ぬると、人には告げてくれよ、海  
 士の釣舟といふ心なり。此詞書に、舟に乗て出たつとて、京  
 なる人のもとに遣しけると有れば、今舟にのるといふ時に、  
 讀まれし歌也。海士の釣舟と、そこに有る舟に云ひかけたる  
 にて、歌は、かくをさなく讀むは常なれども、まして流人の  
 身には、海士をとめらより外に、頼みなしといふ情もこもり、  
 まして人といはずして公を憚る心も籠りて聞ゆ。猶更流人と  
 いふものは、五穀を耕して喰ふことをゆるさず。故に水邊に  
 置れて、魚を取て喰ひ、藻を刈りて喰ふことをす。流人は既  
 に海士なり。今は知らず、いにしへはしかなり。茲をもて、  
 舟に乗て旅行くとも、猥りにをさなくも、海士の釣舟など  
 讀むものにはあらず。古防人などに行く人は、かならず云は  
 ず。既に萬葉に防人の長歌。奈爾波津爾、船乎宇氣須惠中略

安佐毘良伎、和我已藝泥奴等、伊幣爾都氣已曾。と有て、人  
 に對して釣船などは、必ずいはず。亦同集。麻續王流ニ於  
 伊勢國伊良處島、時人哀傷作歌。打麻乎、麻續王、泉郎有哉、  
 射等籠荷四間乃、珠藻刈麻須。と有り。此歌は王の伊良處が  
 島に流され玉ひし時のことにて、流人は既に海士なると云ふ  
 心にして、只御いたはしきことを知らせんためにばかり、海  
 士なれやと讀みたるにはあらず。王の御身已に海士なりと云  
 ふ心也。古の歌はかくぞ正しき。

○參議篁。岑守長子也嵯峨天皇ノ時承和五年遣唐使四舶ノ次第二因  
 テ隱岐國ニ被レ流、其罪ニルサレテ同八年九月被レ叙ニ本位。同十四年  
 爲參議。○海士ト云語ノ本ハ、アハ海也。マハ郎ニシテ女男ノ通稱  
 也。故ニ男ヲ野郎ト云。女ヲ女郎ト云。海ニ業ヲスル女男ノ名也。  
 流人ハ是ニ同ス。

僧正遍昭

天津風雲のかよひち吹とちよをとめのすかたしはし  
 ととめむ

古今集雜 五節の舞姫を見てよめると有。

此五節の舞の始は、續日本紀に、天平十五年五月群臣を集め  
 て宴すと有。五節の唱は、五月の節のことにして、五節とい  
 ふ。此舞に五の節有といふも自らなるべし。其後には、十一  
 月新嘗祭の時に行はるることとはなりぬ。其舞を見てよめる



歌也。アマツ風とは、天傳ふ風也。吹トゾヨと云ふヨは下知也。一首の心は。天傳ふ雲のかよひ路を吹て閉ぢよ。此をとめは舞終ると、すぐに雲傳にかへる程に、しばしが間も留めて、其姿を見まほしといふ心也。天女の既に天降りしと、見なしたるにて、所がらと云ひ、殊に吹きとぢよと下知をなしたるにて、實に天女を見るが如し。或説に、天武天皇吉野の離宮に琴を弾き給ひし時、天女天くだりて、舞ひせしと云ふこと有り。其古事なりと云ふは、過たる説なればとらず。

○僧正遍昭。安世朝臣ノ男也。俗名良岑朝臣宗貞也。任左近衛權少將。帝崩シテ後出家。三十七、號花山僧正。號良僧正。

陽成院

つくばねのみねより落るみな河戀ぞつもりてふちとなりぬる

後撰集戀

此釣殿の御子と申すは、光孝天皇第二の皇女也。御父の館は、東六條の北東洞院に在て、其所におはせし也。此館は池有て、釣する殿など有る故に名とす。陽成の君、此皇女を戀したひ給て、讀みて遣しける也。光孝帝は、もと常陸の太守なれば、常陸にある筑波山を讀合たる也。此山は、女男の山雙附をもて、戀によする也。其山より出て流るる河を、ミナノ河といふ。岩間を傳て常にも細き流なり。其流を男女の中のことに

よせて云ふ也。一首の心は、女男の山の雙附筑波山の峯より流るる水のやうに、はじめは細くながれしが、戀しさのつもりつもりて、終には淵のやうに深く成りぬるといふ心也。此ミナの河のこと萬葉に、筑波瀨乃、伊波毛等抒呂爾、於都流美豆、代爾毛多由浪爾、和我於毛波奈久爾。など有るを見て、伊波毛等抒呂といへば、細き流にはあらじなど、云ふ人あれども、此等抒呂と讀みたるは、戀の切なることにかけたる詞なり。只ミナノ河は、水の流のふとき細きにも限りたるにはあらじ。戀の次第によることなり。飛鳥河水無瀬などの類にはあらじ。

○陽成院。大御父清和天皇也。○筑波ト云本語ハ、ツクハ附也。ハ兩ノコトニテ兩附山ト云コト即男山女山ノ兩也。○兩並ノ筑波山トハ女男ノ山フタツ附ノ義也。此山ノ正中ヲ流ル水ヲミナノ河ト云。水流河也。

河原左大臣

みちのくのしのぶもちすり誰ゆるに亂そめにし我ならなくに

古今集戀

古今には、亂れむとおもふと有り。シノブモチスリとは、古昔陸奥忍郡より、種々の草など摺りたる布を出せし也。今の絞

題しらすと有。

染の如くなるものと知らるる也。しかと文目も分きがたく亂染と見ゆ。そを戀のみだれに設けていふなり。ワレナラナクニとは、我ニアラナク爾と云ふを、約たる詞也。此歌、上の句の留にも、爾の辭有り。下の句の留にも、爾の辭有り。前にもいふ留に爾の辭有る時は、多く上の詞にかへる也。故に耳に障ることなし。ミダレソメニシ我ナラナク爾、誰故に君ならずしてと、裏に心を添る格也。一首の心は、みちのくの忍もちり染の亂れしやうに、亂れむと思ふ我にはあらなくに、誰故に亂れしぞ、君ならずしてと云ふこと也。此歌、上の句に、しのぶもちすりと有る縁語によりて、ソメニシと直されたりとしらるる也。後世の人、此しのぶ摺のこと、種々の説あれども、無益のことなり。古は何處にても、草摺土摺などは有りしに、皆亂染とぞしらる。今の染もののやうに、美しきものにはあらじとぞおもふ。そが中にも、陸奥より出でしもちり染は、名にたちしとしらる。何にまれ、只其亂れたるといふことに用有て、其物に用はなし。

○河原左大臣。源朝臣融公也。嵯峨天皇ノ第八ノ子大原氏ノ所産。天皇ニ賜テ合レ爲レ子。河原ハ生土ノ名也。氏也。此原字ヲハラ、バラ、ワラト訓也。勞ト訓時ハ廣原ノ名也。口ニワラト云時ハ生土ヲ云コトニテ全ノ原ノコトニアラズ。河原、在ワラ、清ワラ、菅ワラ、藤ワラ、田ワラ、梶ワラ、是等ハワラト唱テ、ハラト云ズ。廣キ原ノコトニアラザレバ也。廣キ原ノコトナレバ、海原天ノ原、ムサシ

光孝天皇

君がため春の野にいでて若菜つむわがころもでに雪はふりつつ

古今集春

仁和の帝御子におはしける時、人に若菜給りける歌と有。ツツは乍簡也。一首の心は。春の野に出て、衣裳に雪のふりつもりながら、君が爲とて若菜を摘といふこと也。君と云詞は、貴賤の隔なく云詞なり。萬葉に、元正天皇の左大臣諸兄公をさしても云。枕草紙に、定子中宮より、清少納言をさしても、君とよみしことにも見えたり。此帝御仁心の厚かりしと聞へて、元慶八年三月、百官捧寶璽鏡劍等一條宮、五日奉迎新帝、二十三日即位大極殿。

○光孝天皇。大御父仁明天皇也。元慶四年常陸ノ太守トナル御年五十五歳ニシテ即位號仁和帝。○衣手ハ衣裳ノコト也。袖ノコトナリト云ハ誤也。袖バカリ雪ノフルベキヤ、袖バカリツユニヌレ可キヤ。

中納言行平

たちわかれいなばの山の峯におふる松としきかば今



かへり來む

古今集離別

題しらすと有。

イナバ山とは、因幡國の山なり。立別れ去ばといひかけ、亦松を待にかけたる也。松トシといふトは、辭にて待と云詞を受け、シは助言也。今カヘリコムとは、早く歸り來むといふこと也。一首の心は、立別れて因幡の國に去ば、其山の峯に生ふる松のやうに、我を待ときますれば、早く歸り來むといふこと也。此稻葉山を、稻葉の山と、乃の辭を加へて云ふには、必ず法則有ることなり。皇國の地名は、正しきものにて、小倉山を猥りに小倉乃山と、乃の辭を加へてはれず。加へるときには、其法則有り。小鹽山。稻葉山なども同じ。是に乃の辭を加へていふ時には、譬へば、ユフツク夜小倉乃山と、夕月のをぐらきかけ、亦小鹽山に乃の辭を加へていふ時には、大原や小鹽乃山として、大小とかけ合せ、此因幡山に乃の辭を加へていふ時には、タチワカレ去ばとかけていふぞ、古の法則也。亦元より加へて言い來し處を省きてはいはれず。明石乃浦。難波乃浦。若乃浦。是等の類は猥りに辭を省かれず。小倉山、小鹽山と云は、其山の名也。本より辭を加へて言ふ所は、其在所の名より續て明石といふ在所に付たる所は明石の浦也。難波に付たる浦を難波の浦と云。只浦の名ばかりにはあらず。古の人は其法則を違はずして、立ワカレ去波乃山とはよまれし。亦乃の辭を加へて唱へ、亦是省き

て唱ふる地名も有り。そは序に頭書にいふ。

○中納言行平。父ハ彈正尹四品阿保親王也。齊衡二年正月從四位下在原朝臣行平。爲因幡守。○今ト云語ノ本ハ息間也。出息ト入息ノ間ト云コト也。依テ早ヲ指テ云詞也。何日ト云語ハ息續也。息ノ連ノコトニテ違ヲ指語也。何日ノ代或ハ今ノ代ト云ニ同シ。○鴨河ト云名ノ本ハ擲劔河也。委シクハ三ノ卷ノ能因ノ歌ノ處ニ在リ此河ノ名ニ乃ノ辭ヲ加テ云譯ハ、此河ノ上ニ加茂ト云地名在テ、夫ヨリ續テ加茂乃河ト云。淀河ノ名ノ本ハ與與川也。夫ニ淀ト云地名ヲ續テ淀乃川トモ云。辭ノ無地名ニ辭ヲ加テ云ニハ法則アリ猥ニハ不レ言。

在原業平朝臣

千早振かみよもさかず龍田河からくれなるに水くく

古今集秋 二條の後の東宮の御息所と申ける時、御屏風に龍田川に紅葉流るるかたをかけるを題にて讀めると有。

此時素性法師も、よまれしとぞ。千早振は枕詞也。カラクレナキとは擲劔紅と云ふことにて、濃紅のこと也。漢より渡たる紅といふことにはあらず。本漢と唱ふるも、萬國一圓に擲て、國々の續きて有と云名也。ミヅククルトハといふククルは、縊ることなり。トハと云ふ辭は、ト云ハと云心也。亦留にハの辭有る時は、上の詞に反格にて、ト云ハ神代ニモキカズとなる也。カミヨモと云モは、亦にて神代にも亦、今の代に

もと云ふにわたる辭也。一首の心は、龍田川に濃紅の色に水を縊るといふは、千早振神代にも、亦今の代にも、聞かずといふ心也。此歌カラクレナキとばかり云て、紅葉といはぬと云譯は、龍田と云名は、龍田姫の義にて、秋を幸りて、紅葉は秋のものなれば、いはねどしるし。

○在原業平朝臣。阿保親王第五ノ御子也。從四位上右近衛權中將兼美濃守也。千早振ハ水穂傳ニ在。

藤原敏行朝臣

住のえのさしによる波よるさへや夢のかよひぢ人め

よくらむ

寛平の御時后宮の歌合の歌と有。

住江は攝津國也。スミノエノ岸ニヨルナミとは、夜といはむの序なり。サへは副也。此副といふは、晝に副る心にて、詞にいはねども、陰に含みてもたせたる辭なり。サヘヤのヤは、夜と副たる晝との兩に、文に置きたる辭也。ユメノ通路とは、戀の切なるを云ことにて、戀しき心の通ふことにて、晝は勿論のこと、夜夢の中にも通ふといふを、通路と設けたる詞也。其通路といふより、人目をよぐると續けたる也。ヨクランと云ランの約りルにして、人目ヨクルと云ことなり。歌を他に讀時は疑なり。自らに讀時は疑にはならず。此歌自らによみたれば、疑にはあらず。一首の心は、住のえの岸のよる波の

やうに、戀しき心のよりくれば、晝は日すがら勿論のことにて、夜は夢の中に副へて、絶えずに、心の通ひて、實に道をかよひ行く心地して、其夢の中ぞと思ひながらも、人目をはばかると云ふ心也。誠に戀しきの切なることを云ひつくしたる歌なり。後世の説に、女男の通はむには、總て夜なれば、晝にかよふと云ことなしと云はれしは、步行て實に通ふことと見られたるにて、いたく違へり。此歌は、戀の切なるままに、夜晝の隔もなく、心通ひ通ひて心の通ひ盡すことを讀みたるなり。

○藤原敏行朝臣。父ハ按察使富士麻呂也。從六位上左兵衛佐ヨリ右近衛少將ニナル。○住吉ヲ住ノエト云ハ、ヨシノ反「イ」ナルヲ通音シテ住ノエト云。○夢ト云本語ハイメ也。イハ氣也。メハ回也。氣根ノ内ヲ回ルヲ夢ト云也。故ニ寢入ト云モ氣ノ根ニ入ルコト也。目覺メテハ目ニ物ヲ見、耳ニ音ヲ聞テ氣外ニ現レ、眠ルトキハ氣根ニ入テ回也。

伊勢

難波がた短きあしのふしのまもあはでこの夜を過してよとや

新古今集戀

難波潟とは、津の國の難波の海邊をさして云也。フシノと云ノは、如と云ふこと也。コノヨとは、此宵のことなり。ヨト



ヤのヨは、夫婦の中の與のこと也。ヤは反辭にして、夫婦とヤ夫婦とはいはれぬと成る格也。難波潟短キアシノフシノ間と、序に置きたる也。一首の心は、難波の海の邊に有る蘆の節の間のやうに、短き今宵一夜にても、あはずして居ては、夫婦とや夫婦とはいはれずといふことなり。夫婦といふものは、一夜もはなれぬと云ぞ道なる。故に夫婦の中を與といふ。女男の與を能く讀得たる歌也。此歌或人の云に、世の中を過ることといはれしは、いたく違へり。既に古今に「流れてはいもせの山の中におつる、よしのの川のよしやヨの中」とよまれしも、此與の中のことなり。

○伊勢、父ハ伊勢守繼隆也。○ナニハトハ波柔ノ義ニテ、波ノ平ナルト云名也。故ニ波立コト。難ノ文字ヲ借也。諸國ノ船コレガ爲ニ集也。鷗ノ海ト云モ柔ノ海也。湖水ハ浪不立平也。庭ト云モ柔ニシテ平ナルヨリ云名也。

元良親王

わびぬれば今はた同じ難波なる身をつくしても逢むとぞおもふ

後撰集戀 事いてきて後京極の御息所に遣しけると有。

元良親王は、京極の御息所に、ひそかに通ひ給しに、ことあらはれたる時に、讀て遣しける歌なり。ワビとは、我を恨むることにて、自身のほどを考ふることなり。ハタと云ハは、

フタの反のハなり。タは手にて、左右の手を合せて違はぬと云ことにて、俗にはたしてと云こと也。ナニハナルとは、難波に有といふこと也。ミヨツクシテとは、身を盡すことを濡標にかけたる也。一首の心は、我身の程を考ふれば、末にはかくもあらんかと、おもふて、覺悟はいたせしが、今となりて見れば、果して其のごとくにて、今さらには驚かず。たとへいかやうに成るとても、難波に有る濡標のやうに、身をつくし、心をつくし、命のあらん限りは逢はむと云心なり。

○元良親王。父ハ陽成天皇也。○京極ノ御息所ト申所ハ、時平公ノ女養子也。宇多天皇ニ參テ雅明親王ヲ生ム。○和備トハ人ヲ恨吾ヲ恨ムコト也。○濡標トハ水終盡印ト云コトニテ、眞水ノ海ニ流ノ終ハ、中深クテ左右ハ淺キモノ也。漕來ル舟ニ淺ト深ヲ知ラスル印ニ建ル柱ヲ云也。故ニ戀ニ身ヲツクスコトニ云。思ノ淺キ深キニカケテ云也。此歌已ニシカ也。

素性法師

今こむといひしばかりに長月の有明の月を待いづる

古今集戀 題しらすと有。

バカリとは、虚實にわたる詞なり。ナガ月は九月也。ナガ月と云本語ハ、水穂傳に在り。アリアケの月は、十六夜より下を云也。此有明月と云ものは、有りながら光薄く照して、照

しがひもなきもの也。故に人を待ちても待ちしかひも無き心に云也。マチイヅルとは、待明すこと也。一首の心は、今の間に、來むと云ひたるばかり、來むといひしは實かとおもへば、來ぬは虚なり。それとも知らずに、此長月の長き夜を、今か今かと思ふて、終に有明の月を待明して、見れば月も照りて、照らしがひもなく、我も待ちて待ちしかひもなく、つれなきものぞといふ心也。此有明の月は、照りながら、照らしがひなく、つれなきものなれば、新古今「今來むとちぎりしことは夢ながら見し夜に似たる有明の月」後拾遺に、「夜をこめてかへる空こそなかりつれうら山しきは有明の月」など見えし。

○素性法師。父ハ長岑朝臣宗貞也。○バカリト云語ノ本ハ、ハハ正火ノ靈ニテ實也。カハ影ノ火ニテ虚也。虚實表裏ヲ司ル語也。其例ハカ無シト云語ノハハ正火也。カハ影也。正火消レハ影モ消ル是ヲハカ無シト云。○待イヅルト云ハ、待アカシツルト云コト也。アカシノ反「イ」ナレバ也。

文屋康秀

吹くからに秋の草木のしをるればむべ山風を嵐といふらむ

古今集秋 是貞親王の家の歌合の歌と有。

フクカラニと云は、吹拂にかけて云なり。シラルとは、シは

昇水、ヲは終ることにて、昇る水の終をシラルと云也。其時枝葉も折たるとくに垂るゝをもて枝折の義をなす。ムベとは、諾と云こと也。亦ウベとも云也。ウベといふ時は、自ら諾と得心の詞也。故に草木も、自然と水氣の終たるを、ウベといふ。ムベと云時は、自得心もせずして、無利に折りたるをいふ詞なり。依て茲は自ら折りたるにはあらず。嵐の爲に無利に折られたるをもて、ムベと云ふ。是を無利諾と云ふ。則ちムリウベのムリウを反して、ムベと成るなり。一首の心は、秋風の烈しく吹きからみて、草木の枝葉のをれたるを見れば、諸山風をあらしといふ筈にあらむと云心也。無利にをれたるをもて、嵐とは云ものなりと云心也。嵐は風の物を荒すことにて、四時とも有り。

○文屋康秀。父ハ不詳。○道ノシヲリト云語ノ、シハ印也。則チ道ノ印ニ枝ヲ折ルコト也。書ノシヲリト云モ、印折ト云コト也。紙ヲ以テ紙折ノ義ヲナス。

大江千里

月見ればちちにもものこそかなしけれ我身ひとつの秋にはあらねど

古今集秋 是貞親王の家の歌合の歌と有。

チヂとは、トキの反チにして、時々刻々といふことなり。アラネドとは、あらなければと云こと也。下句の留に、トの辭



有る時は、上の詞に反る格也。一首の心は、秋といふものは、總てかなしきものにて、しかれとて我獨に受る秋にはあらねども、月を見れば、時々刻々と絶る間もなく、頻にかなしきと云こと也。

○大江千里。參議音人卿ノ男也。

菅家

此たびはぬさもとりあへず手向山もみぢのにしきか  
み下のまにまに上

古今集驛旅 朱雀院奈良におはしましける時に手向山にてよめると有。

此手向山は、何處にやしらす。總て手向山とは、何處にても旅立する時、其わたりの山の峠まで、人々見送をする所をさして云也。其時旅のつがなからむことを、道の神に祈て、幣を手向くるによりて、其所を手向山と呼ぶ也。何處とも限りていふ名にはあらねども、やがて名とせし所も有る也。コノタビとは、其時をさしていふ。ヌサと云本語ハ、頭書に云ふ。昔の人は、旅立の時は、五色の紙などを、細かに切て、幣に奉りし也。トリアヘズとは、アへの反エにして、取得すといふこと也。マニマニとは、ままにと云こと也。爾の辭、下句の留にあれば、上の詞にかへる格なれば、神の御心まま

爾、此度は幣も取得ませずと反る也。一首の心は、此度は、此山を見ますれば、只今紅葉の錦をおりまして、盛りなれば、其にしきを、其まま神の御ころまに、手向まして、外に幣は取り得奉りませぬと云ふこと也。何日も、五色の幣などを奉りたれども、此度は此山の紅葉の錦にくらべくるしければ、私の幣は、わざと得奉らぬと云心也。此歌或人の説には、此度は君の御供のことなれば、事に取紛れをして、幣を奉らぬことにて、道の神にことわりたる歌なりといはれしは、いたく違へり。此歌は此山の紅葉を主として讀みたる歌なり。

○菅家(菅原道真)。參議從三位是善卿ノ三男也。宇多天皇ノ侍讀也。○幣ト云本語ハ、ヌトハ暗キコト也。サトハ割也。心ノ穢テ暗キヲ割キ拂ト云名也。幣字ヲ借テ書ト云フ譯ハ、ハハ太陽ノ天地ノ暗中ヨリ出ルノ伯也。故ニヘノ音在。文字ヲ以テヌサトヨム。水穂傳ニ有。天地ノ伯ノ起ヲ云處ト合テ可レ知。昔ハ五色ノ紙ナドヲ切テ幣トセシ也。是ヲ散幣ト云。此度ハ此山ノ紅葉ノ錦ニハ競クルシケレバ得奉ズトテ、山ノ紅葉ヲ褒美シタル可也。

三條右大臣

名にしおはば相坂山のさねかづら人にしられてくる  
よし下もが上な

後撰集戀 女のもとに遣しけると有。

ナニシオハバ相坂山とは、逢と云名を負て有る山のことなら

ば、と云心也。サネカヅラと云サネは、細根なり。少寐にかけて云。カヅラは、蔓草のこと也。人ニ知ラレテとは、親にも知られてと云ことにて、親も得心してと云こと也。テハ清音にいふべし。濁べからず。クルヨシモガナと云クルは、來を草の蔓を糞車にかけていふ。ヨシとは義也。手がかりのこと。媒のことに云也。モは辭也。ガナとは願也。一首の心は、逢ふと云名を負て有る相坂山で有るならば、其山の細根葛のやうに、少寐といふとも、親も得心の上にて、蔓草を、糞車やうに、來らるる媒も有り度しと願ふこと也。此の人に知られてといふは、他人に知らるることとおもふは委しからず。男女の中を、はばかるは、親より外はなし。世間の人何程噂を云とも、親だにゆるせば、何憚ることなし。人に知られざる義のほしきと願ふべき譯なし。別に願はずとも、自ら身を盡してしのぶより外は無きもの也。扱近き頃の人の云ふを聞けば、此歌の心如何にも心得難く侍る。初句に名にしおはばとあれば、其名におへるものなければ、叶ふべからず。たとへば、女のもとへさね葛贈りたるなどやうのことなきては、一首更なことわりをなさず。名にしおはばといへるは、もし女の名を、さねといひしなどにや有るべし。ことに人の名を讀入れし歌の例も、あまた有りなどいはれしは、過たるの説なり。

○三條右大臣。父ハ内大臣高藤公也。○細根葛ト云名ハ、根ノ細カ

ニ在ル葛草ノ總名也。五味子ニ限リタル名ニハ非ズ。○後撰。ツレモナキ思ヒシノブノサネカヅラトモ在。○葛ト云語ノ本ハ、カハ擲也。ツラハ列也。擲列タル草ト云名也。故ニ糸ヲクルノ縁アリ。

貞信公忠平公

小倉山みねの紅葉ば心あらば今ひとたびの御幸また  
なむ下

拾遺集秋 亭子院大井川御幸も有るべき處なりと仰せ玉ふに、ことのよし奏せんと申してと有。

此臨幸のことは、日本紀略に、延長四年十月十日、法皇幸大井川。同月十九日、天皇幸大井川。法皇同幸。と有り。考ふるに、十月十日法皇大井川行幸の時、小倉山を見そなはし給ひ、其時は紅葉もまだ染ざりしにや、然れども盛なる頃は、御幸も有るべき所なれば、時節を伺ひ宜しきころ貞信公に其ことを奏し奉れよと、仰せごと有りしにぞ、則ち今ぞ盛りなりと云ふことを、此歌をもて奏し奉りし也。一首の心は、小倉山の峯の紅葉に心有るならば、近き内に、今一度御幸あらせらるるにつけて、それまでは、散らすして待ち奉れよと、紅葉に下知をなしたること也。草木たりといふとも、一天四海の君の御幸なれば、それまでは、ちらすして待ち奉れよと下知なしたる一言。感ずるに餘り有り。誠に今ぞ盛りにて、さはらばちりもしぬべき有りさま、詞にいはずして含めり。



今宵のうちにも、雨風有りて、散りなんこと、はかりがたければ也。かくの如く、ふくみて奏し奉りければ、御喜び淺からず。直に同月十九日、亭子院法皇ともに、臨幸ましましける也。此御幸のことは、貫之、大井川の序を書かれし時のことと、紛敷見ゆれども、しかには非ず。貫之の序を書きしは、延喜七年九月十日にして、此御幸よりは、二十年も以前のことなり。

○貞信公。大政大臣昭宣公男也。承平六年任大政大臣。

中納言兼輔

みかのはらわきて流るる泉川 何日見きとてか戀しからむ不審

新古今集戀

題しらすと有。

美加の原は、山城國相樂郡也。聖武天皇暫く都を遷し給ひし所なり。今の木津川は、總て泉川なり。茲にいふ泉川は、其落合の枝川にして、美加乃原より流るる小川なり。ワキテとは、湧出ることを、胸の涌きかへるにかけたる也。イツミ川は、今の泉川の名を本にして、出水川なるを、何日と云ひかけたるなり。イツミキのキは、ケリの反にて、何日見ケリといふことなり。トテはト云ふテ也。カは如是也。何日見ケリと云て、如是に戀しきと云詞也。戀シカルランは、戀シクア

ルラムの約り詞なり。一首の心は、美加乃原より、涌きてながるる出水川のやうに、何時見ケリと云て、如是川音に聞いたばかり見もせぬ人に、胸の涌きかへる程、戀しく有るらんと云心也。此歌は、他にあらず。自らよみて終を疑ひのラムに留めるといふ譯は、自分の心で有りながら、一度も見もせぬ人の、如是に戀しきといふは、いかにも不審に有るらんとて、我ながら我を疑ひたることなり。

○中納言兼輔。右中將利基ノ男也。延喜八年兼右衛門督。

源宗于朝臣

山里は冬ぞさびしさまさりける 人めも草もかれぬと おもへば下

古今集冬

冬の歌とよめると有。

山里とは、海と山と對したる詞にて、總て山に付たる村里を云也。都に近き田舎と限りて云にはあらず。人目モ草モと云モは、亦と云こと也。此下の句の留に有るバの辭は、上の詞にかへる格也。思へば、山里は冬ぞ淋しさまさるとなる也。人目とは、人に相こと也。一首の心は、山里と云ものは、何日とても、さびしきものなれども、春は花、秋は紅葉とて、人も稀には、問來れども、冬となりては、人を見る目も、亦草木も、枯々にて、眼にかかる程のもの、枯々にならざるも

のは無しとおもへば、山里は、わきて冬は淋しきものぞと也。野も山も落葉して、人の行來とても絶えたることなり。

○源宗于朝臣。一品式部卿是忠親王ノ男也。右京大夫正四位下一曰一品式部卿本康親王男。○枯ト云本語ハ、カレルト用テ、カハ分ルコト也。故ニ枯モ菊モ同義也。万葉ニ眞草枯ト云コトヲ、眞草菊ト書タルハ其義同一ナルノ故也。枯モ菊モ枝葉ノバラバラニ分ルコトナリ。故ニ茲ニ人目モ草モ枯レト云ハ、草木ノ葉モ人ヲ見ル目モ見ルホドノモノ散々バラバラニナリタルコトヲ云也。此枯ト云詞ノ本ヲ知テ此歌ノ意ヲ知也。

凡河内躬恒

心あてにをらばやをらむ初霜のおきまどはせる白菊の花

古今集秋

白菊の花をよめると有。

心アテとは、我植ゑたる菊なれば也。ヲラバヤヲラムといふヤは、否と云ふことにて、をらると、をられぬとの、兩にかかる辭にて、ラムと疑ひたる也。マドハセルとは、白菊の白きがうへに、亦初霜の白を置添て、色の文目の分らぬをいふ也。一首の心は、白菊の花に、今朝初霜の亦白く置添て、白がうへにも白くなりて、文もわかねども、我植し菊のことなれば、折て見たならば、をられもせむか、しかしをられまいかと云こと也。菊の白を褒めてよみたる也。此をらばヤと

云ヤの辭は、一首の要にて、兩義に否とわたる扱也。

○凡河内躬恒。姓氏不詳。古今集ノ撰者。甲斐少目御厨子所預。○オホト訓ムコトハ、大ト凡ト其義同一也。大ハオホト訓ム。凡ハオホト訓ム。ヒチス此三言ハ相通ノ故也。

壬生忠岑

有明のつれなく見えし別より 曉ばかりうきものはなし

古今集戀

題しらすと有。

アリアケとは、前にもいふ。照て照らしかひもなきものなり。ツレナクとは、連無のことにて、我身ひとつに受ることなり。アカツキ本語は、アカリヅキ也。バカリは、前にも云虚實を幸詞也。此歌は、かよひ來て逢ずしてかへりし時の歌也。一首の心は、有明の連無見えて、照ても照らしかひも無きやうに、來ても來たるかひもなく、下紐も解かず、只ひとり別れてかへる、其時より曉といふものの憂といふことを、身に染々覺えしと也。此バカリと云詞は、有明の月と曉との兩にかかりたる也。有明よりは、曉の方が憂きと云こと也。枕ならべてわかるる時の曉さへも、うきものなるに、まして逢ずしてかへる曉は、取分て憂きものぞと覺えしといふこと也。顯昭がいふに、女のもとに行きて、きぬきぬの曉より、有明といふものは、つらきものに成りしといはれしは反なり。



○壬生忠岑。父ハ府生木工允忠衛也。

坂上是則

朝ぼらけ有明の月と見る<sup>左右を見也</sup>までによしののささにふれるしら雪

古今集冬 大和國にまかれる時雪のふりけるを見てと有。アサボラケとは、朝ホノ明也。マデは向手と云ことにて、左右の手を向合せたるごとくに、白雪と有明の月と兩を見くらべて見る心也。一首の心は、朝ほの明に、有明の月影も、しらしらと共に明行くかと思れば、さにはあらで、吉野の里には、薄く雪のふれるなりと云ことなり。有明の月といふものは、照るかげも薄く、木影ものかげなども、<sup>寝</sup>と文も正しからぬものにて、雪の光と見まがふさまを讀みたる歌なり。箒木の巻に、月も有明にて、光をさまれるものから、影さやかに見えて、なかなかおかしき明ぼの也と、かかれしも、げにさることにて、見るこちぞす。後世此歌のことを、古今雪の歌十六首目に出たれば、大雪のこと成るべしと云は、推量の説なり。有明の月と見まがふをもて、薄き雪なることいぢるし。

○坂上是則。姓氏不詳。大内記從五位下加賀介。

春道列樹

山河に風のかけたるしがらみはながれもあへぬもみち成けり

古今集秋

志賀の山越にてよめると有。

此山越は、今の北白川より登て、近江の志賀に行く道なり。其左右にわたりて、谷川有り。其所也。カゼノカケタルとは、風の吹きかけたるにて、風の頻りに吹來るさま也。シガラミは柵也。アヘヌとはアへの反エにして、流得ぬと云こと也。一首の心は、白河より、志賀に越る山道に、添て流るる山河に、風のしきりに吹かけ吹かけて、水搦と成りて、流れ得ぬものは、紅葉の落葉なりと云ことなり。此もみちは、落葉のことにて、左右の高ねより、吹おろす山風に、木の葉の散りくるけしきなり。

○春道列樹。新名宿禰男。延喜二十年任壹岐守文章博士正六位上。○柵ト云語ノ本ハ水搦ニテ水ノ物ニカラムト云コト也。

紀友則

久堅の光のどけきはるの日に、しづごころなく花のち<sup>不離也</sup>らむ

古今集春

櫻の花のちるを見てよめると有。

久堅は枕詞也。ノドケキと云ノドは、<sup>ユルキガ</sup>寛なること。ケキはケ

キの約りキにて氣也。陰陽の氣寛なるをノドケキと云。シヅ心は靜心なり。ランは疑也。一首の心は、日の光も寛なる春の日に、咲く花なるに、何故に靜かなる心もなく、心短かくしてちるやらむと疑ふこと也。花と云ものは、春の日の寛々と長き時分に咲くものなれば、心も長くも有るべきものなるに、それには似ずして、心短く散ることやと、花に向つて不審をすることにて、花を惜みたる心深し。深屋夫の歌にも、「うちへて春はさばかりのどけきに花の心よ何いそぐらむ」とよまれて、いかにも花は早くちるものなり。

○紀友則。父ハ宮内少輔在友也。古今集ノ撰者也。○久堅ハ瓢形ト云コトナシ。天ノ瓢ノ形ト云コト曾テナシ。文字ニヨルノ説也。ヒサカタト云本語ノヒハ日也。サカハ水火進昇也。タハ列ト云コトニテ日進昇テ傳ト云伯ニテ日月昇テ回傳フヲ久堅ト云。空中ヲサシテ云。故ニ光トツケタル也。後世此枕詞ヲ冠詞ト云。僻ノ甚シキ也。委クハ水穂傳ニ在。

藤原興風

誰をかもしる人にせむ高砂の松もむかしの友<sup>ニアラ</sup>ならなく<sup>下</sup>

古今集雜

題しらすと有。

タレヲカモと云カは疑也。モは亦にて、誰を歎亦と云詞也。高砂は播州也。友ナラナクニとは、友にあらなく爾と云こと

也。此下の句の留に有る爾の辭は、上の誰をかもしる人にせむとかへる格也。一首の心は、世の中に我友達の人は皆なくならたれば、今は誰を歎亦友とせむ、高砂の尾上にある松は、名に聞えたる久しき松なれども、是と云ふても、生立よりの友にあらなくに、誰を歎亦友爾せむといふこと也。此歌は、年より果てたれば、話をする相手もなく、老いはてたるをなげきし歌也。

○藤原興風。正六位上相摸掾道成子也。下總權大掾トナル。

紀貫之

人はいさごころもしらす故郷は花ぞむかしのかに句<sup>互ノ心也</sup>ひける

古今集

初瀬にまふでつるごとに、やどりける人の家に、久しく宿らで、ほどへていたりければ、彼家の主、かくさだかにやどりはあるといひ出して侍りければ、そこにたてりける梅の花を折てよめると有。

初瀬は大和國城上郡初瀬寺なり。イサとは、少と云ことにて、知らずと云枕にいふ詞にして、<sup>シメ</sup>恥と不知と云こと也。ココロモと云モは、<sup>キツ</sup>妨ことにして、自他にわたる辭也。フル里とは、舊にしことに、亦是來馴れし處をもさして云也。一首の心は、程へて來たれば、互に人の心はしらすねども、茲に來かかりて見たれば、此梅は能く知りて、昔ながらに句ふを、目當



にして、やどりしと云心なり。此歌の人ハイサ心モ知ラズと云ふに深き心有り。そは程へて來たることなれば、主も我心を睨とは知らず。それ故に、かくさだかにやどりは有りしと、不審を云はれし。我もまた、來馴れし處なれども、睨とは知らず。茲に來かかりて見たれば、何となくむかし主の心ざしの厚かりしことの、此梅の香のやうに、何となしに昔心が匂ひしと云こと也。只に梅の匂ひし斗のことにはあらず。我も睨と知らずと云詞は、無やうに見ゆれども、さにはあらず。人ハイサ心モといふモの辭は、主の心モ我心にも不<sub>レ</sub>知と、自他に舫<sub>ツ</sub>のモの辭のうちに含みて有り。茲は實にしらぬと云にはあらねども、主の詞に、かくさだかにやどりは有りといはれしに對して、わざとをさなく讀まれし也。人といふものは、總て心は、しれぬものにて、主も睨と知りて居るか、居らぬかを、我も知らぬ。互に心はしれぬども、梅の匂ひばかりは、互にしるると云ことにて、實に玄妙の歌也。

○紀貫之。孝元天皇ノ末武内宿禰十七代ノ苗裔。父紀望行也。木工權頭從五位上。御書所預。古今集撰者。○主ノ反歌花ダニモ同ジ心ニ咲クモノヲ植エケム人ノ心知ラナム。

清原深養父

夏の夜はまだ宵ながら明ぬるを雲の何處に月やどるらむ

古今集夏 月のおもしろかりける夜、曉がたによめると有。マダとは、本語イマダ也。イ言省きてマダと云也。ヨヒとは、本語夜初のウを省きて云也。明ヌルヲといふヲの辭は、言約也。一首の心は、夏の夜の、まだ宵の間とおもふうちに、明け行く空を見れば、月さへも渡り果ざらましに、光も見えず、何處か雲のうちにやどりしならむと、怪しむ心なり。

○清原深養父。舍人親王五代孫房則ノ男也。

文屋朝康

白露に風の吹しく秋の野はつらぬきとめぬ玉ぞちりける

後撰集秋

延喜の御時歌めしければと有。

フキシクは吹頻こと也。一首の心は、秋の野の草葉に置ける白露を、頻に風の吹て貫きもやらぬ玉のちるやうに、露の玉を吹拂ふと云こと也。貫き留めぬと云は、玉といふものは、糸もて貫くものなれば也。トメヌと云ヌの音は、メよりつづく時は、ザル、ヌルの兩義に聞えて、其扱に法則有り。歌を他によむ時は、ザルの心と成り、自らによむ時は、ヌルの心と成る也。此歌他なれば、ザルの心也。其扱の委しきことは水穂傳七の卷に有り。

○文屋朝康。文屋康秀ノ男也。延喜二年任大舍人允。

右近

わすらるる身をば思はずちかひてし人のいのちのものをしくも有かな

拾遺集

題しらすと有。

此歌は、互に忘れじと、命にかけて盟をたてしに、其男の忘れにければ、恨みてよみて遣したる歌なるべし。チカヒと云語の本は、チは劍の靈也。カヒの反キにして、キは鏡の靈也。男は劍をもてし、女は鏡をもてすると云こと也。カナは感ずること也。一首の心は、はじめに、命をかけて、互に忘るまじきぞと、盟をなしたれども、君は何日しかそのことも忘られはてしぞ、忘れし我身のかなしきは、いとねども、忘れし君の命がをしきかなと、感ずること也。我身の恨をばすてて、人の身のほどを案思たる歌也。

○右近。右近衛少將藤原季繩女也。

參議等

淺茅生のをの篠原しのぶれどあまりてなどか人の戀しき

後撰集戀

人に遣しけると有。

アサヂと云アは、省音にて、サは細也。少也。チは茅草にて、細かなる茅草の生ひたるを、淺茅生と云也。ヲのノとは、小

野也。篠バラとは、小竹林のことにて、忍といふ詞に續けたる序也。アマリテとは、思の餘を、小野の小竹原にしのみ餘るとかけて云也。ナドカとは、何と是也。一首の心は、細かなる茅原の生ひたる小野の篠原のやうに、しのべども、其小野には、しのび餘りて、何としてか是は戀しきぞと云心なり。小さき茅草と云ひ、小野の小竹原と云ひ皆小さきもの斗りを序に置いて、胸の狭きことになりたるにて、狭き心には、包みあまりて戀しきと云ふことを含めたる讀みかた也。此歌古今の本歌には、「淺茅生のをの篠原らしのぶとも人知るらめやいふ人なし爾」と有り。此歌の心は、淺茅の生ふる小野の篠原のやう狭き心のうちに、しのぶと云とも、知らせてくれる人もなければ、君も知るらめや、しりはせまい、と云心也。此歌何れかまさる。何れかおとる。

○參議等。嵯峨天皇ノ末中納言希卿ノ男也。天曆五年叙正四位下。○茅草トハ若草ノ時茅花ト云是也。○秋ノ千草ト云ハ種々ノ草ヲ云。

平兼盛

忍ぶれど色に出にけり我戀はものやおもふと人の問

拾遺集戀

天曆の御時歌合と有。

モノヤと云ヤの辭は、否也。マデは向手のことにて、前に云



也。此下の句の留に有る天の辭は、上の詞にかへる扱なり。人ノ問フマデシノブレド、イロニ出ニケリと反る也。一首の心は、我戀は、しのぶれば、しのぶほど、胸のくるしさは、いやまして、戀やつれにやつれはてて、此頃は何を思ふて居るや否やといふて、人に問はるるまでに、顔色に出たりと云こと也。顔の色を人の問ふと云にて、向手の義をなす也。  
○平兼盛。光孝天皇ノ末。父ハ平篤行也。從五位下駿河守。

壬生忠見

戀すてふ我名はまだき立にけり人しらすこそおもひ染しが  
カカル也

拾遺集戀

テフとは、トイフ也、トイの反チなるを、通じてテフと云也。マダキとは、前にも云ふ速きこと也。ソメシガのソメは、初也。シはコソの結、カは是在と云ことにて、人不知コソ思ツメシ是在に、と云ことにて、シガと云辭にはあらず。一首の心は、常々にこひしき人ぞとは、おもへども、いまだ云ひも出さねば、其人さへもしらで、我獨胸の中にばかり思ふて居る。是在にも、はや世間の人は戀すると云ふて、我名は速くより人言に立ちにけりと云こと也。いまだ實に戀もせぬうちより、種々に人の噂に立ちしことを云心也。  
○壬生忠見。忠岑卿一男也。天徳二年任攝津大目。

中納言敦忠

逢見ての後の心にくらぶればむかしはものをおもはざりけり  
題しらすと有。

拾遺集戀

一首の心は、戀しきと思ふ人に逢はざる前には、あふてほしきとおもふ心の切なるに、今またやうやうとあふて見たれば、あはぬ昔にいやまして、戀しくて、今の心にくらべて見れば、逢はぬむかしの戀しさは、ものの數にはあらぬと云心なり。逢て見たれば、明けても暮れても、戀しさのやるかたなきと云歌なり。  
○中納言敦忠。父ハ本院左大臣時平公也。天慶五年從三位權中納言。

中納言朝忠

あふことの絶てしなくばなかなかに人をも身をもうらみざらまし  
助也 正也

拾遺集戀

天曆の時の歌合と有。  
ナカナカとは、中に中を累ねていふことにて、正中と云こと也。タエテシのテは、上の詞を受けたる辭。シは助言也。人ヲモ身ヲモといふモハ、亦也。マシは可也。一首の心は、總て世の中に、男女の逢といふことの、絶てなきことならば、正しく人をも亦身をも、又恨みはせまひものにと云こと也。

清原元輔

契きなかつたみに袖をしばりつつすゑの松山波こさじ  
ナガラ 互也 云テハ 上は

後撰集戀

心かはりける女に人にかはりてと有。  
チギリは、前にも云。キナとはケリナの約也。カタミとは、互といふこと也。末の松山は後にいふべし。ツツは乍筒也。トハは、ト上の詞を受けて、ハは留に有る時は、上の詞にかへる格也。依て、末の松山波コサジトハ契けりとなる格也。トハと云時には、ト云ハと云心也。假令ば、カラ紅ニ水縊ト云ハ神代ニモ聞ヌと云など同じ扱也。一首の心は、互に袖をしばりながら、末の松山の浪はこゆると云とも、互に心の浪はこさじと、いふて契りけりな。其時の詞とは、今にては違ひしと、人を恨みたる心なり。末の松山は陸奥也。茲は波の越ゆる所なれば、末かけて契にかけて云地也。源氏にも、「波こゆる頃とも知らず末の松待つらむとのみおもひけるかな」とも見えたり。

○清原元輔。父ハ下野守顯忠也。任肥後守從五位下。○カタミト云カハ獨也。タハ列也。身ト身ヲ獨列ト云コト也。タガヒト云ノタハ列也。カハ獨也。アヒノア言省テ列獨合ト云コトナリ。其義同一ナルヲ以テ、カタミトハ互ト云コト也。

餘り戀の切なるくるしさに、寧無きかたぞましならめと也。  
○中納言朝忠。三條右大臣實方公男也。天曆六年參議從四位上。

謙徳公

あはれともいふべき人はおもほえで身のいたづらに成ぬべきか那  
不覺也

拾遺集戀

物いひける女、後につれなくなりて更にあはず侍りければと有。  
オモホエとは、覺也。デは不也。濁りていふべし。イタヅラは、仇と云こと也。死ぬることを云。茲は死ぬること也。カナは感ずること也。一首の心は、末かけて頼みとおもひし人に見すてられたれば、今はいかむともせんすべもなく、我は戀々て、こがれて死ぬるとも、哀れとおもふてくる人も、覺えなければ、實に犬死となるべきかな、といふことなり。頼みとおもひし人に、見すてられて、くるしさのやるかたなきを云也。

○謙徳公。九條右大臣師輔公ノ男也。天曆二年十一月太政大臣正二位。

曾禰好忠

ゆらのとをわたる舟人梶をたえ行へもしらぬ戀の道かな  
失也



新古今集戀

由良乃門は、紀伊國也。門と云は、トドロの反トにして、波の轟の靈也。總て波の轟く所を門と云。委しくは頭書にいふ。茲に由良の門を借りたるは、戀しき人のつれなきをいふ。渡舟人は我也。一首の心は、由良の門の、波立つ海を渡る舟の、楫を失ふたるやうに、思ふ人に見すてられては、頼みの綱も切れてはてて、流れ次第に流れて取りつく岸もなくて、行へも知らぬ戀の道かなと、歎きたる心なり。

○曾根好忠。姓氏不詳。寛和年中ノ人。任丹波掾。○淡路追門ハ追轟也。サツマノセトハ同。虫明迫トハ同。明石迫トハ同。ナルトハ、ナリトドロク也。如レ是波ノ轟ク所ヲ門ト云也。ナニハヅハ靜也。ニキタツ同。タカツハ同。シキツハ同。如レ是波ノ靜ナル所ヲ津ト云波ノ轟ク所ヲ門ト云也。

惠慶法師

八重むぐらしげれる宿の淋しきに人こそ見えね秋は來にけり

拾遺集秋。河原の院にて荒たるやどに秋來と云心を、人々よみ侍りけるにと有。

此河原の院といふは、河原左大臣融公の別莊なり。東六條に有り。庭に鹽釜の景など移して、世にかくれなかりし所也。八重ムグラとは、草群々と茂りたるをいふ也。一首の心は、

○源重之。父ハ從五位上三河守兼信也。從五位下相模守。○コロト云語ノ本ハ、コハ火ノ凝ニテ日也。ロハ水ノ凝ニテ月也。則月日ヲ指テ頃ト云。轉シテ晝夜ノコトモ頃ト云也。

大中臣能宣朝臣

みかきもりゑじのたく火の夜はもえて晝はきえつつものをこそおもへ

題しらすと有。

エジとは、宮中の御垣を守人なり。夜は火燒て、人々の出入をなさする役也。キエツツと云ツツは、乍簡にて、擲こと也。委しくは頭書にいふ。タク火ノといふノは、如くといふこと也。此歌は、たとへ歌也。一首の心は、我戀は衛士のたく火の如くに、夜はもえて、夜すがら心をもやし、晝は物にまぎれて消えながら、からみてものこそおもはめ、夜と云こともなく、晝と云こともなく、ものぞおもはるる、と云こと也。此ツツは、一首肝要の辭也。擲と云ことにして、晝は物に紛て、其紛るるものに付擲て、夜晝からみからまりて、消ゆるやうにおもふても、實はからまりて消えぬと云こと也。

○大中臣能宣朝臣。天兒屋根ノ末也。父ハ神祇大副祭主頼基朝臣也。○乍ト云本語ハ、水火ノコト也。カラハ擲ムコトニテ、水ハ一トナシ火ハ一トナリテ、十文字ニ擲ムコトヲ云也。故ニ茲ハヨルヒルト心ノ擲ムコトニナル也。

今は荒果てたる宿なれば、草も生茂りて、問來る人とてもなけれども、秋ばかりは、昔にかはらず來て、淋しきがうへにも、彌ましに淋しきといふ心也。此河原の院は、融公没後に、御子源大納言昇卿の御孫なる、安法法師の住給ひし所なり。後拾遺集に、河原院にて、よみ侍るとて、「すたきけむ昔の人もなきやどに只影するは秋の夜の月。」また家の集にも、水無月ばかり河原院にこれ集りて、「あと絶て荒たるやどの月見れば秋の隣と成ぞしにける」とありて、此河原院のことは、源氏などにも見えて、いとも名高く聞え侍りき。

○惠慶法師。先祖不詳。寛和年中ノ人也。

源重之

風をいたみ岩うつ波のおのれのみくだけでもものをおもふ頃かな

詞花集戀。冷泉院東宮と申ける時、百首歌奉りけるによめると有。

風ヲイタミとは、風の水をいたぶることなり。岩ウツ波ノといふノは、如の義也。クダケテとは、胸も碎けるにかけていふ也。コロとは茲にては夜晝と云こと也。委しくは頭書に云。一首の心は、戀しきと思ふ人は、風の水をいたぶりて岩うつ波の如くに、つれなくする故に、夜晝共に、むねはくだくるばかりに、もの思ひのみすると云こと也。

藤原義孝

君がためをしからざりし命さへながくもかなとおもひけるかな

後拾遺集戀。女のもとよりかへりて遣しけると有。

サハは副也。ガナは願也。カナは感也。一首の心は、逢はぬ昔は、命にかへても、をしからぬことぞ、とおもひしに、今あふて見たれば、其命に副へても千とせまでも、長らへて有り度しとおもふと云こと也。扱も人の願といふものは、かぎりも無きものかなと云心也。

○藤原義孝。謙徳公ノ男也。右少將從五位下。

藤原實方朝臣

かくとだにえやは伊吹のさしもぐささしもしらしなもゆるおもひを

女にはじめて遣しけると有。

カクは是也。ダニは前にも云。手ニ也。エヤハと云エは、能也。ヤハ反辭也。イフキは、伊吹山也。言にかけたる也。エヤハイフ能はいはぬと反也。サシ艾の本語は、サラシ艾なるを、ラ言を省きてサシモグサと云也。日にも月にも晒して乾干たるを云也。モグサは、モミと活用て、揉草也。其サシモ草を、サシと累ねたるにて、サシは少と云ことにて、サシモ



知ラジとは、少も知らじと云こと也。艾の縁語にて、モユル思といふ。シラジナのは、歎也。下の句の留に、をの辭有りて、上の詞にかへる扱也。故にモユル思ヲサシモ知ラジナとなる也。一首の心は、心のうちにひ度きこと是有るぞとて、兩手を開きたるやうに、有りのままにうち明けて能くやはいはねば、伊吹の晒艾のやうに、胸のゆゆるおもひをば、君は少しもしらざりしと、歎きたる心なり。伊吹山は下野の國也。能因法師の歌にも、「あじきなや伊吹の山のさしもぐさおのがおもひに身をこがしつづ」枕草紙にも、「おもひだにかゝらぬ山のさしもぐさ誰か伊吹の里はつげしぞ」と見えたり。

○藤原實方朝臣。侍從五位下實時男也。寛和二年右中將正四位下陸奥守。○近頃ノ説ニ、艾ハ肉ヲ破テ肉ニサシ入モノニテ、針サシト同ジ。故ニサシ艾ト云ト云レシハ詞ニウツシ。艾ノ肉中ニ入ルニ非ズ。火氣ノ入也。火ヲ以テセザレバ肉ヲ破ルコトナシ。

藤原道信朝臣

明ぬればくるるものとは知ながらなほうらめしき朝ぼらけかな

後拾遺集戀

同集、此歌の前にならびて一首有り。其前書に、女のもとより雪ふり侍りける日かへりて遣しけると有て、「かへるさの道

ける間と、一夜待ちあかす間の久しきと、くらべてもおほし給へ。何れが久しきぞと、恨み申たる歌也。入道殿かへしに、「げにやげに冬の夜ながら横のともおそく明るはわびしかりけり」と蜻蛉日記に見えたり。

○右大將道綱母。東三條入道關白兼宗室也。本朝古今三美人ノ内也。

儀同三司母

忘れじの行末まではかたければけふをかざりの命と  
もかな

新古今集戀 中關白道隆公かよひそめ侍りける頃と有。

トモとは前にも云。トの下に云と詞を添へて見る格なれば、此トモは、ト云モといふこと也。後世モガナ、シガナなど云は、僻言也。モは上の詞に付けて、ガナと願ふこと也。一首の心は、忘れはせじと云は、男のならひなれども、末かけて忘れぬと云ことは、難きことにて、女子は終に見すてらるるものなれば、忘れられぬうちに、今日を限りの命と云ものが、有るならばよからむ。あらまほしと云こと也。女子と云ものは、心のままに成りがたきものにて、死ぬには死にもやられず。長らへてゐたならば、見すてもやられむ。とやせん、かくやせむと、切成る心也。赤染衛門の歌にも、「あすならばわすらるる身と成りぬべしけふをすぐさぬ命ともがな」とも見えたり。

やはかはるかはらねどくるにまどふ今朝の淡雪。」其次に此歌は雙べて出したれども、前書は前の歌に付たるにて、此歌にかかりたる詞にはあらず。然れども何れ其時に添へて遣はしけるにや。クルルモノトハと云トハは、ト云ハと成る格也。トハ・トテなどいふトの下には、云と詞を加へて見る法則也。ナガラとは、前にも云。心に搦みてゐること也。ウラメシキは、恨シ氣也。一首の心は、明けぬれば亦くるるものぞ。くるれば亦逢るるものぞと云ことは、兼てより合點してゐても、別るる時となりては、さにはおもはで、かへるさの明ぼの程、うらめし氣なるものなきかな、と云こと也。

○藤原道信朝臣。父ハ法性寺恒徳公也。左中將從四位上。

右大將道綱母

歎きつひひとりぬる夜の明るまはいかに久しきもの  
とかはしる

拾遺集戀 入道攝政まかりたりけるに、門をおそく明けければ、たちわづらひぬといはれて侍りければ、よみて出しけると有。

カハは反辭にて、カハ知ル、知りはなさるまじきとかへる格也。一首の心は、門をあく間を、待久しきことに思し給ふなれども、君の歸らぬ夜に、只一人待明す間は、何ほど久しきものとかは知る。知りはし給ふまじき、と云こと也。門を明

○儀同三司母。中關白道隆公ノ室也。儀同三司伊周公ノ母也。

大納言公任

瀧のおとは絶て久しく成ぬれど名こそながれて猶聞  
えけれ

拾遺集雜 大覺寺に人々まかりたりけるに、ふるき瀧を見てよみ侍りけると有。

嵯峨の大覺寺は、嵯峨の上皇の御在所にて、瀧をつくらせて、御覽せさせられしを、今は水の音を絶て、むなく跡のみ在るを見てよめる也。一首の心は、今見れば、瀧の音も絶果て、年久しく成りければ、只いにしへ嵯峨天皇の御在所といふて、其名のみ言ひ傳へにながれて、聞えけるとなり。過ぎし古の事を思てよみたる歌也。此大覺寺は、貞觀八年正月以嵯峨院爲大覺寺と、三代實錄に見ゆ。

○大納言公任。關白太政大臣頼忠公ノ男也。權大納言正二位也。○タキト云本語ハ、タギル也。水ノ漲リ落ル也。依テ低ヨリ落ヲ濁音ニ云。高ヨリ落ヲ清音ニ云也。

和泉式部

あらざらむ此よの外のおもひ出に今ひとたびのあふ  
こともがな

後拾遺集戀 此处例ならず侍りけるころ、人のもとに遣



しけると有。  
病に臥て既に命も危かりし時のことなるべし。アラザラムとは、アラズアラムと云こと約り也。最早此世にあらであらむと云こと也。コノヨノホカとは、黄泉のこと也。思ヒデとは、後の世の思出しなり。アフトモは、逢ることも也。ガナは願也。一首の心は、病常ならねば、迎も此世にはあらずあらむとおもはるれば、せめて今一度黄泉の思出に、逢て給はる心も有り度しと願ふこと也。

○和泉式部。和泉守橘道貞ノ妻也。後ニ丹後守保昌ノ妻トナル。保昌ト共ニ安房郡平群村米澤ニ住ス。舊跡在テ今ニ式部ノ鏡石在リ。亦同郡那古寺ニ墓碑在。○上東門院ノ女房也。

紫式部

めぐり逢て見しやそれともわかぬまに雲がくれにし  
夜半の月かな

新古今集雜 是やくより、しる友達に侍る人の、年頃へて行逢たるが、ほのかにて、七月十日頃月にきほひて歸り侍りければと有。

ミシヤと云ヤは、否といふことにて、見しヤ否や見もわからぬにと云心也。雲ガクレニシとは、其人に別れること也。一首の心は、むかしより能く知りたる友達に、年をへて逢ふて

見しや否や見しともわかぬ程の間に、夜道をかけてかへるとて、傾く月と共に、別れしと也。此歌の前書に、ほのかと有れば、鳥渡逢ふたること也。月にきほひてとあれば、夜道をかへること也。昔友達なる人に、年へて鳥渡逢て、うれしやおもふまもなく、別る也。ことに七月十日頃とあれば、残る曇さもしのぎ兼て、晝よりは、此月を見ながら夜をかけた行くぞ、ましならめなど、いふ心も、おのづからに籠りて聞え、傾く月とともに、歸る人の見えす成り行くを見送るありさま、實に見るが如し。

○紫式部。左衛門佐藤原宣孝ノ妻也。長保三年四月宣孝死ス後ニ孤獨トナリテ源氏ヲ書。寛弘二年十二月上東門院ニ參ル。○夜半ハ晝夜ノ分也。月既ニ傾ノ時也。九時ト思ハ非也。

大貳三位

在馬山猪名野ささ原風ふけばいでそよ人をわすれやはする

後拾遺集戀 かれかれなるをこの覺束無しなどいひたりけるにと有。

在馬山は、攝津國在馬郡也。猪名野は、同國河邊郡也。其間五六里もへだたりたる所也。此隔てたる地名をかりて、男女の隔て居るによせたる歌也。風フケバとは、色々に人ごとの噂にたてばと云こと也。イデソヨといふイデは、發語也。ソ

ヨは夫よといふ語也。そを風のそよぐにかけていふ也。ヤハは反辭也。一首の心は、有馬山と猪名野とへだてて有るやうに、互に隔て居れば、笹原を風のそよぐやうに、人言の種々に、云ひなして、それにつけては、心も色々に動きて、疑はしくもおもふめれど、何程疑ひ給ふても、いで夫よと云て、君のことを忘れヤハする。忘れはせぬと云心也。互に遠くへだたりて有る故に、それにつけては、人も色々の噂をいふを聞て、疑ふこと有りしに、かへしに遣したる歌也。近頃人の説に、此有馬山猪名野は、五六里も隔て有るを、つづきに有るとおもひて、よまれしは、不穿鑿なることにて、いかにも女の愚なるの業なりと、いはれしは、此歌の深き心のとけざるなるべし。いにしへの人は、女と云とも、今時の人の及ぶ處にはあらし。

○大貳三位。父ハ藤原宣孝卿也。母ハ紫式部也。大貳成章ノ妻也。狭衣ノ作者。一條院御乳母也。故ニ被叙三位。

赤染衛門

やすらはでねなましものを小夜更て傾くまでの月を見しかな

後拾遺集戀 中關白少將に侍りけるとき、はらからなる人にかよひて、ものいひわたり侍りけり、たのめてこざりけるつとめて女にかはりてよめると有。

此はらからなる人と云は、馬内侍のこと也。ヤスラフとは、猶豫すること也。ネナマシとは、ネルニアラマシを約めたる詞也。サヨフケは、夜の九ツ時過ぎを云。一首の心は、かやうに來ざりしことならば、猶豫もせずして、寐るにあらましもを、それともしらすで、九ツ時の傾く月を見つつ待ちしと也。マデは、宵より夜更の月の傾にて、向手の義をなす也。

○赤染衛門。父ハ大隅守時用也。上東門院女房。榮花物語ノ作者也。

小式部内侍

大江山いくののみちの遠ければまだふみも見す天のはしだて

金葉集雜 和泉式部保昌にぐして丹後國に侍りける頃、都に歌合の有けるに、小式部内侍歌讀にとられて侍りけるを、中納言定頼局のかたにまうで來て、歌はいかがせさせ給ふ、丹後へは人遣しけむや、いかに心もとおぼすらむなど、たはむれて立ちけるを、引きとめてよみたると有。

大江山幾野は、丹波國。天梯立は丹後也。踏は、文にかけて云。幾野は幾許の道と云にかけたる也。一首の心は、母の居ます丹後へは、丹波の大江山を越えて、幾野の幾許の道を過ぎて、遠き所なれば、まだ踏みても見ませぬ、天のはしだてといふ心也。母の文も見ませぬと、添へてよみしこと也。丹後風土記。丹後與佐郡良方。有速石里。有長大崎。長二



千二百二十九丈。廣九丈二尺。是名天梯立。と有り。此わたり府中七郷、國分寺等有りて、茲に保昌の舊跡など有り。此歌に有る大江山のこと、後世總て丹後の大江山と云は、覺東なし。其譯委しくいふ。丹後國に大江山在り。丹波國は東の方山城の國境にも大江山在り。今は此所を大江坂といふ也。茲は建久正治の頃までは、大江山と云し所也。然るに、何日の頃よりか、大江坂とて、其唱の移り行きしことを考ふるに、丹波國は、西の境に續きて丹後に大江山在り。丹波は、東西に同名の山兩つ有りて、しかも往還なり。しかるに東に當る大江山は、名のみにして小山也。西に當る丹後の大江山は、大山にして、丹波但馬の兩國に蟠りて凡十倍也。故に東の方に有る大江山は、小なるをもて、自然と人は坂と云ひ、西に在る丹後の大江山は、大なるをもて、人自然と山といふ。萬物の名は、大なるに有るは、自然のことわり也。古の歌を解くには、其地の古を知るに有り。既に能因の三室山の歌の如し。古に暗きときは、必ず過多し殊に此歌は、今の大江坂を越えて、幾野の道の幾許を過ぎて、天梯立と其地の調にも叶ふ。亦新古今集。秋五十首歌奉りし時。月前開雁と云ことを、前大僧正慈圓の歌に、「大江山かたぶく月の影さえてとばたのおもに落るかりがね」とよまれて、此大江山は、則ち今の大江の坂のこと也。是等を見ても、小式部の頃、いひしこと明なり。

○小式部内侍。和泉守道貞女。母ハ和泉式部也。上東門院女房。○天梯立ト名ノ本ハ、アマハ海士也。ハシハ梯也。タテトハ手當ニシテ、海士ノ舟漕ギヨスル梯手當ト云コトニテ、舟ヲヨセル洲ト云名也。委クハ水穂傳ニ云。○万葉。丹波道之大江之山之眞玉葛、絕牟乃心我不思議。○天武紀八年十一月初置關於龍田山大江山ト在。○新古今。大江山越テ幾野ノ末遠ミ道アル代ニモアヒニケル哉。右ハ桑田郡今云大江ノ坂ノコト也。○丹波ノ大江山。其國ノ人ハ千丈ガ嶽ト唱テ、大江山ト不レ言。他國ノ人ノ呼名也ト云。

伊勢大輔

いにしへの奈良の都の八重ざくらけふ九重に匂ひぬるかな

詞花集春 一條院の御時、奈良の八重櫻を人の奉りける其をり御前に侍りければ、其花を題にて歌よめと仰せごと有りければと有。

一首の心は、いとふりにし奈良の都の八重櫻を、今日九重の御前に見奉るに、八重の櫻も亦一入の色を添へ、此九重に匂ひぬるかな、と云心也。小町の歌の所にもいふごとく、草木に音なしと雖、花は人の言に同じ。色も人の顔色と同じとおもへば、花も喜びの色をなす。殊に一天四海の大王の御前にめされければ、十分の色をなし奉ると云心を含めたる歌也。○伊勢大輔。筑前守高階成順ノ妻也。上東門院女房。○櫻ノ本語ノサ

ハ昇水也。クラノ反「カ」ハ火ノ進也。水火進昇ノ伯也。故ニ陰陽ノ和十分ノ時ニ花咲也。此サカノ二言ノ伯ハ進昇ルコトヲ司ル。左ニ云。サカエ。サカリ。サカ木。余ハ是ニ准テ可レ知。故ニ紫宸殿ノ梅ノ今櫻トナルモ天地ノ自然ニテ御盛ノ伯也。

清少納言

夜をこめて鳥のそらねははかるともよにあふさかの關はゆるさじ

後拾遺集雜 大納言行成物がたりなどして侍けるに、内の御もの忌にこもればとて、急ぎかへりて、つとめて鳥の聲に催されて、と云ひおこせて侍りければ、夜ふかかりける鳥の聲は、函谷關のことにやと云ひ遣したりけるを、立かへり、是は逢坂の關に待るとあればよめると有。

函谷關とは、唐土の孟嘗君と云し人、鳥のそらねをはかりて、まだ夜もふかかりけるに、關の戸開かせて、三千の客の遁れ出しと云ことの古事なり。ヨロコメテとは、夜を籠めることにて、夜深きを云也。トリノソラネとは、雞の眞似することにて、函谷關のこと也。ヨニアフ坂と云ふヨは、女男の與也。アフ坂は、相ことにて、與相にかけて云也。セキハユルサジと云ふセキは、關のことにて、下紐のことなり。與相て下紐はゆるさじと云こと也。一首の心は、いまだ夜もふかきに、雞の空音の空言を云ふて、はかるとも、函谷關ならば、空ご

とにはかられて、關の戸をゆるしもせむに、君と我中の、與にあふ坂の關の下紐は、ゆるさじと云心也。互に實の戀にはあらで、たはれごとによみて遣したる歌なり。

○清少納言。父ハ清原元輔也。生涯獨身。枕草子作者也。一條院皇后ノ女房。

左京大夫道雅

今はただおもひ絶なむとばかりを人づてならでいふよしもがな

後拾遺集戀 伊勢の齋宮わたりより登りける人に、しのびてかよひけること、おほやけにきこしめして、守り目などつけければ、しのびにもかよはずなりにければ、よみ侍りけると有。

オモヒタエナムとは、思ふことの後先より、せめくるやうのこちして、心も消入りもするかと思ふとを云也。バカリとは、表裏にわたる詞にて、外にもいひ度きことあれども、それはいはずとも、只消入る程におもふことのみ、と云こと也。ヒトツテは、人傳也。ヨシは義也。手段也。ガナは願也。一首の心は、事あらはれたれば、今にては云ひ度きことの數々なれども、それはとも有れ、只戀しさのつもりつかりて、後先よりせめられて、既に心も消入り絶入りもせむかと、おもふほどのことばかりも、一言人頼みにあらずして、



直にあふていはるるやうなる手段も、あらまほしと云心也。

○左京大夫道雅。帥内大臣伊周公ノ男也。萬壽五年四月左京權大夫。

權中納言定頼

朝ぼらけ宇治の川霧たえたえにあらはれわたる瀬々の網代木

千載集冬

宇治にまかりて侍りける時よめると有。

宇治は山城國也。網代木は後にいふべし。アサボラケとは、朝ほの明也。一首の心は、朝ほの明に、宇治の川邊を見れば、朝霧の深きに、河の流れさへも見えず。音のみ聞えて、いと静かなるに、其霧の絶々なるひまより、瀬々に有る網代木のみあらはれわたりて見ゆると云心也。深霧おり居て、岸の木立も見えず。一面の霧の絶間に、網代木の見ゆるさま也。此山河は、近江の湖水より、一口に流れ落つる早瀬にて、俗に米炊、獅子飛など云ふ處有りて、いとどだに興有る所也。此網代木と云ものは、早瀬に杭を打ち、其上を廣く、下を狭くして簀を搦み其狭き處に守人の居る床を構へ、篝火を燒き、其簀の上に氷魚をせき入れて、上にかかるを取る也。其形網に似たるをもて、網の代の木と云なるべし。

○權中納言定頼。公任卿ノ男也。長元二年任權中納言。長久三年正二位。○延喜内膳式山城宇治近江田上氷魚網代各一所。始九月至十二月三十日貢之。

相模

恨和備ほさぬ袖たに有ものを戀にくちなん名こそをしけれ

後拾遺集戀

永承六年内裏歌合と有。

ウラミは、心見の心にて他也。ワビは、自らにして我身を恨むと也。ホサヌ袖とは、涙に袖の乾間の無きを云。ダニは、手二つのことにて、左右の手の兩也。亦右を見て、左を臆度ことにも云也。アルモノヲと、ことわりたることは、其袖は茲に有るものと云こと也。クチナムといふ本語は、クチルニアラムと云を約めたる詞也。一首の心は、君を恨み我身を恨みて、涙に濡れて乾かぬ袖は、右左とも茲に有るものを、此袖を見るにつけても、末終に名の朽るにあらむか。惜きと云こと也。手二は袖の濡れたるを見て、名の朽を押度也。

○相模。相模守大江公資妻也。入道一品宮女房也。

前大僧正行尊

もろともにあはれとおもへ山櫻花より外にしる人もなし

金葉集雜

大峰にておもひかけぬ櫻の咲たりけるを見てよめると有。

大峰入は、何れ四月のものなれば、其頃行はるる峰入して、

只獨奥山にたどり行けるに、はからずも、青葉のしげみか中に、遅櫻の咲きたるを見て、實に知る人を得たる心地してよめる歌なり。モロトモとは、我と櫻と對して云ふ也。アハレとは、嬉しきこと也。一首の心は、山櫻汝も我も嬉しきこととおもへ。此奥山の中に、汝も獨して今咲くとも、我より外に見る人もなく、我もまた此奥山の青葉の中に、わけ來ても、汝より外に知る人もなし、といふ心也。深山の奥に、はからずも櫻の咲けるを見て、實に知りたる人に逢ひしこちしけるを、其まに讀みたる歌なり。前の小町の歌の所にいふ如く、花は氣の開きて言と同じことなれば、此行尊、深山に入て、花と我と差向ひにして見る時は、花も人の言心して、自然と、諸共にといひ、花より外に知る人もなしと讀まれし成べし。此歌など、花を見て、花とのみ知ては、此一首の心を得ることかたし。獨庭前の花に向て、寂々と見るに、いかにも言がごとく、いかにも笑ふが如くなることぞ知られて、行尊の心ちぞす。花のことは、小町が歌の所を見るべし。

○前大僧正行尊。父ハ參議基平卿也。號ニ平等院僧正。三井寺圓滿院祖師也。

周防内侍

春の夜の夢ばかりなる手枕にかひなくたたむ名こそをしけれ

千載集雜 如月ばかり月のあかき夜、二條院にて人々集り居あかして、物がりし侍りけるに、内侍周防寄臥て枕をがなと、しのびやかにいふを、大納言忠家の俊成卿是を枕にとて肘を簾の下よりさし入れて侍りければ、よみ侍りけると有。

バカリは前にも云。虚實の兩を云也。カヒナクと云カヒは、擲合といふことにて、意を擲むこと也。其擲みたるしるしも無きを、甲斐無しといふ。タタムとは、人言に立つこと也。コソは詞を押す辭也。亦甲斐無きを肘にかけていふ。一首の心は、春の夜の夢ぞとおもふ間の手枕に、意を擲みて、其擲みたるしるしもなく、却て仇なりと、人ごとに立ていはるる名ぞ、口をしきと云ことなり。バカリといふ虚實は、夢は虚也。夢でなきは實にして、夢かといへば、夢にもあらぬにて、虚實也。昔の人の歌は、是ぞ詞正しき也。此時忠家卿の返し歌に、「契有りて春の夜ふかき手枕をいかでかひなき夢となすべき」忠家卿、簾のかたはらに、まとひひて、戯に戀の心にとりなしてよめるなり。

○周防内侍。周防守從四位上繼仲女也。大和守義忠妻也。後冷泉院女房。

三條院

心にもあらで浮世にながらへばこひしかるべき夜半の月かな



後拾遺雜 例ならずしておはしまして、位などさらんと思しめしける頃、月のあかりけるを御覽じてと有。  
 此帝は常々御眼などあしく、總て御よわく、何事も御心のままになしがたく、わきて此度は御惱もひとかたならず、とても御保もあるまじく、おほしめし給ふ時の御製なり。一首の心は、かく心にも叶はずして、此憂世の中にながらへて居たならば、今宵此禁中にあかりし夜半の月を限りに、西にかくれむものに有りしと、其時おもふに有べき哉と、御感の御心也。夜半は晝夜の分にて、月の西にかくるる時刻なればなり。御くるしさのまま、寧此宮中の夜半の月と共にかくれむものとの御心なり。此帝の御こと、榮花物語などにもいふ。  
 かくて御こちあしく、久しくは御保ちも有るまじき躰にて、内も出来まじければ、焼ての後御口をしきことに思召して、歎かせ給ふ。かくて日あらずして、内も出来て、亦十月ばかりにて、御湯殿つかふまつりけるに、いかがしたりけむ。其火もえ上りて、又々焼けさせ玉ふ。夜晝といそがせ給ひて、つくりなせしに、一月にだもならざるに、かかることのできて、限りもなきいたはしき御事、是につけても、御位おりさせ給ふらむこと、いそがせ給ひしかど、總て御心に叶はせられず、御心彌ましに例ならず。御保ちも覺束なく、いかにせましとおもほす。師走の十四日。月のいみじくあかりしに、上の御局にて、宮の御前に、申させ給ふ時の御製となむ見ゆ。

かかれば、御命の絶えなむことを、本意とするは、なきことながら、御こころくるしさのままに、かくはおもほしめし給ふらむか。御いたはしきことにこそ。

○三條院。大御父冷泉院也。寛弘八年六月即位。長和五年正月御讓位。寛仁五年改元爲治安。按=寛仁元年五月崩御出家ノ事。或記云同年四月十九日云々。

能因法師

嵐ふく三室の山の紅葉葉ばはたつたの河のにしき成けり

後拾遺集秋

永承四年内裏歌合によめると有。

三室山は、則ち神南備山也。大和高市郡に有り。アラシ吹ク三室ノ山ノ紅葉ハといふハの辭は、上の嵐吹くと置きし詞を、強く押したるにて、嵐に紅葉の散るを能くことわりたる辭也。上の句の留に置時は、總て其法則有る也。龍田ノ河ノといふノは、如也。一首の心は、嵐の吹きちらす三室の山の紅葉ばの、横さまに烈しく散るを見れば、正しく龍田河を流るる錦の如くなりけりと云心也。嵐の烈しさに、紅葉は河を流るるごとくと見立てたるは、一首の要也。三室の山の紅葉の龍田河に散ること也と、解れては、嵐吹くと置きし甲斐はなし。然るに、此歌後世の人難波の阿闍梨を始として、論アゲツラひ今に止まず。そは此歌のよく解けざるの故也。各々論ひ申さ

れし其説には、神南備の三室の山は、高市郡にて、龍田河は平群郡にして、東西十里も隔りて、龍田河にもみぢばの流るべき所にはあらず。萬葉時代の人は、歌をよむにも、其地をよく見てよまれし故に、誤はなし。今の京などに成ては、其地もよく見ず。深養父なども、おしはかりに設けて、よまれしと云ひ、或は龍田河は、今法隆寺の西に有る河にはあらじといひ、或は龍田河は、山城國乙訓郡に有りしといひ、或は河の流は、古今かはるものなりなどいひ、其不審いまだやまらず。そは如何といふに、兎角古人の歌を、友達の歌など見る如くに、心得らるるの故也。此深養父の歌などは、貫之の末の代の鏡ともせられし古今集中にも、いれられしほどの歌、いささかも過ちあるべきやは。見て解けがたきことあらば、全く己が力の足らざると知らば、かく論うてはいはず。まして此頃は、皇學の學も盛にして、龍田河といふ伯のもとも知り、京に居ながら、隣國の大和の地理もしらすして、おしはかりに云ふべきかは。後世の人は花を見て、只花とのみ知りて、人並の俗なりといふことにも心付かず。弘く書にのみ眼を勞しても、歌を解くことに疎く、彼方此方の歌を見くらぶる斗りにては、知るることかたし。其古人の歌に、過なきことを、茲にいふべし。其譯は、高市郡に延喜式の神社にして、神南備の三室の山有り。其麓に飛鳥河有り。亦十里も隔りて、平群郡にも延喜式の神社にして神南備の三室の山在り。

其麓に龍田河在り。兩所ともに延喜式の神なり。故に三室の山に、飛鳥河を讀合せたるは、高市郡の三室山の歌なり。龍田河を讀合せたるは、平群郡の三室山の歌なり。各古き神社なれども、年ふるままに、平群郡の神南備の三室の山の神社は、絶えてなし。今神南といふ地名のみ。高市郡の三室山は、今在り。故に今の姿を見て、古歌と見競ぶる時は、違ふやうには見ゆれども、さにはあらず。違ふたるやうに見ゆる歌は、頭書に出す。扱亦深養父の歌のことを云ふべし。古今集。神南備の山を過ぎて龍田河を渡りける時、もみぢの流れけるをよめる。清原深養父。「神南備の山を過ぎ行く秋なれば龍田河にぞぬさはたむくる」と有り。此歌を、後世の人々の云には、秋は西にかへることわりなれば、三室の山は、龍田河の東に有りと聞えて、方角を違ひ、前書など叶はずと云ふは、此歌の解けざるなり。秋が山を過行くといふ歌にはあらず。深養父が、神南備の山を過て行く秋のことなれば、立田河に幣を手向といふ心なり。殊に題詠にもあらず、深養父其地に於てよみたること、前書にもしられて、いささかも過ち有るべきやは。扱亦地名のことをいふべし。皇國の地名と云ものは、正しきものにて、神代のいにしへより、末世に至るといふとも、聊も違はず。天地自然の御典なり。譬へば、ヤマシロといふヤマは、山なり。シは水なり。ロは堀なり。其伯山水堀にして、水氣山に堀るといふ國の名なり。故に太古は東



西に大河在といへども、總て水氣多くして、中に東西にも堀在り。今の堀河、紙屋河是なり。今は、水氣能く地中に收まる故に、堀井といふとも水清し。天子は、火に位をなす。故に山に水堀の靈有り。武士は、水に位をなす。故に堀に水堀の名あり。天子南面に在して、山を背にす。故に山背國といふ。カツラ河といふカは、搦也。ツラは列也。西に在て禁中を搦めて、列流るる河と云名也。カモ河といふカは、搦也。モは紡ことにして、東に在て、中に禁中を搦めて、西に流るる搦列河に紡ひて流るる河と云ふ名也。亦水上にカモの社在り。則ち搦紡の伯にして、禁中に搦紡ひて守護なすの神社あり。其近所を鴨乃河原ともいふなり。其鴨河と桂河との流、與與の義によりて、其河下に與與川の名をなす也。木津川の流と落合て、水淀なすの義によりて、淀川の文字を借なり。フシミとは、ミは水の伯にして、則ち伏水の義なり。故に土地低くして、水に伏すの名なり。凡日本國中、津々浦々に及ぶといふとも、皆如此連綿りて、地脈を離れず。天地相對して、不違の謂なり。此高市郡のアスカ河と云名は、本語アスカハル河といふことを、約めて、アスカ河と云ふ。今日に明日と瀬のかはる砂河と云名也。故に鳥は今日と明日は、宿を變るの義によりて、飛鳥の文字を借るなり。平群郡に有る立田河は、立田姫の義によりて、秋の色に名立る紅葉に、よしあるをもて名とす。故に大河ならざることぞしらるる。此立

田河は、紅葉といはずとも、其義聞ゆるといふは、其名によしあるの故なり。

○能因法師。父肥前守橋元愷也。俗名永愷。號古曾部入道。○萬葉。神南備乃三室能山乃帶爾爲留飛鳥河。右ハ高市郡ノ三室山ノ歌也。○紅葉ノ散ヲ見テ龍田川ニ流ルル如クト見立タル歌也。○古今集。立田河紅葉バナガル神ナビノ三室ノ山ニ時雨フルラシ。○拾遺集。神南備ノ三室ノ岸ヤ崩ルラム立田ノ河ノ水ノ濁レル。○金葉集。立田河シガラミカケテ神南備ノ三室ノ山ノ紅葉ヲゾ見ル。右ハ平群郡神南備三室山也。其他ニモ讀タル歌多シ。○神南備ノ三室ノ山トハ山ノ名也。本語ハカミハ神也。ナビハ双也。ミモロハ身紡場ノコトニシテ兩神ヲ一社ニ祭ルト云山ノ名也。文字ハ神南備三室山ト借タル也。延喜式ニハ平群郡龍田比古龍田比女トノミ在。高市郡ニハ飛鳥神社トノミ在テ神南備三室山トハ記サズ。故ニ山ノ名ノ本ヲ解ザルトキニハ延喜式ニハ無キヤウニ見ユル惑フベカラズ。

良暹法師

淋しさにやどを立出ながむればいづくもおなじ秋の夕暮

後拾遺集秋

題しらすと有。

良暹法師は、大原に久しく住れし人なれば、其山寺などにて讀れし歌なるべし。サビシサ爾と云ふ爾の辭は、一首の跡を辛りたるにて、此淋しさと置きたるは、山寺の常に人も問はで、淋しきを籠めたる詞なり。一首の心は、山寺などは、常

にも淋しく、わきて秋の夕暮など、堪へかねて、外に出て、かなたこなたと詠めて見ても、何の所も同じことなりと云ふ心也。此歌は大原などの山寺の、淋しきに彌まして、秋の夕暮などのさびしさに、ふと庭のあたりに、立出て見るに、をちの山もと、ほのぐらく、暮れ行くさまの、さびしさのかぎりを、讀みつくしたる歌なり。

○良暹法師。父不詳。祇園別當也。大原ノ山寺ニ住。○後世ノ説ニ此百首ノ中ニ此歌ナドハ、別ニ手柄モナキ歌ナリト云レシハ俗意ノ甚也。歌ニハ風跡數多在リ。是ヲ譬テ謂バ、漆ノ堅地塗ノ物モ在リ、金蒔繪ノ物モ在リ亦ハ木地ニシテ自然ノ木目ノ儘ノ物モ在リ。此歌ナドハ自然ノ木目ニシテ高蒔繪ノ物ニ双ノ木目在リ。此卷中此歌ノ類ハ數多在リ。

大納言經信

夕ざればかどたの稻葉おとづれてあしのまる屋に秋風ぞふく

金葉集秋 梅津の山里に、人々まかり出て、田家秋風といへることをよめると有。

ユフザレバとは、夕になり來ればと云ふことなり。ザレと濁りていふべし。マロヤは、田家のことなり。一首の心は、夕になりくれば、山里の農家の門田に、稻葉音づれて、秋風畝々に吹來ると云ふ歌也。山里の夕暮といふものは、残る暑さ

も忘られて、稻葉溶々に波立つごとくに、風の吹來る音をききて、見るままに讀みたる歌也。さして勝れたる歌のやうにも聞えねども、稻といふものは、晝は陽の氣を受けては、夕ざりの風に畝々なすをもて、能く實るものなり。秋の風は、夕に用あり。茲をもて、田家の秋風を、能く讀み得たる歌とぞ知る。小町の歌に、「蒔かなくに何を種とて浮草の波のうねうねおひしげるらむ」と讀まれしなど、おもひ合せて知るべし。

○大納言經信。中納言源道方男也、寛治五年任大納言。○萬物畝々ヨリ生ズルコトハ水穂傳ニ委シ。

祐子内親王家紀伊

音にきくたかしのはまの仇波はかけしやそでのぬれもこそすれ

金葉集戀

堀河院の御時、艶書合讀ると有。

高師濱は、和泉國也。アタ波とは、裏かへる波なり。人の心の定めなきを云ふ也。高師ノハマノと云フは、如と云ふことなり。カケシヤのヤは、反辭にて、カケシヤ、カケモセズニといふ心になる也。袖ノヌレとは、濡衣のことにて、無きことを人にいはるること也。コソは押す辭なり。スレはスル也。はじめに高師の濱と置きたるは、評判に高き仇男と云ふにかけたる也。一首の心は、高師の濱の如くに、世間に評判の高



き、仇波のやうなる仇男に、馴染て、近よらば、其仇波を實にかけしや、かけもせで、何事もなきに、濡衣をかけられて、世間の人に色色と、有りもせぬに、有りしやうに、いはるるにあらむ、といふ心なり。

○祐子内親王家紀伊。紀伊守重繼妻也。祐子内親王ノ女房。

權中納言匡房

高砂のをのへの櫻咲きにけり前也とやまのかすみたたずもあらなむ

後拾遺集春 内のおほいまうち君の家にて、人々酒たうべて歌よみ侍りけるに、遙に山の櫻を望むといふことをよめると有。

高砂の屋上とは、只の山のこと也。トヤマといふは、前といふことにて、前の山也。タタズモといふは、舫モヤツことにて、霞の立つと、たたざるとの間を、舫辭也。アラナムとは、アルナと云ふことにて、ナは下知のこと也。霞が立ちそふなが、たたすにあれば、霞に下知したるにて、全く立ちたるにはあらず。一首の心は、高き山に、今櫻は咲きにけり。前の山に霞が立ちそふに見ゆるなれども、立たすにあればといふ心也。前の山に霞立つなどいふたるにて、遙の山の義を能く讀得たり。いとどさへも遠き山の花なれば、前の山の霞をいとふこと也。近き頃の人、此歌のことをいふに、遙なる屋上は、い

とど霞も立籠むべし。其さし當りて、霞の深きかたを、いはずして、前の山のかすめるを、たたすあれと、願ふべきものにあらず。高く聳えたる山の櫻に、外山に棚曳く霞の、さばるといふことはなしと、いはれしは、モの辭に疎く、此歌の解けざる也。霞の立ちたる歌にはあらず。いまだ霞も立たずあれども、遙に見ゆる櫻のことなれば、外山の霞も、たたすあれと、云ふことにて、モの辭にて、未だ立たぬこと明なり。今時の人の知らぬ所に、古學の扱は有るなり。此モの辭一首の要なり。

○權中納言匡房。從四位上信濃守成衡ノ男也。太宰權帥ニ任ズ。號江帥。○霞トハ本語ハ、カハ陽也。スミハ進也。陽氣ハ澄進ト云コト也。カスハト活用也。カスムト云時ハ自ナリ。カスミハ他也。

源俊賴朝臣

憂かりける人を初瀬の山おろし押也よはげしかれとはいのらぬものを

千載集戀 權中納言俊忠の家に、戀の十種の歌よみ侍りける時、祈不逢戀といへる心とあり。

初瀬は大和國なり。戀を祈るに、いにしへより云ふ所なり。ウカリケル人とは、憂きことばかりいふ人をいふ。ハツセは、初兄ハツセにかけて、初戀の心を含めたる也。山オロシとは、人心の難面をいふ。ヨは押なり。ハゲシカレと云本語は、ハゲシ

クアレを約めたる詞なり。此歌は、初戀にて、いまだ逢はざるを、初瀬に祈ること也。一首の心は、憂きことのみいふて、逢はず過ぎにしを、初瀬に祈りても、祈りし驗もなく、却て山おろしの吹くやうに、難面のはげしければ、山おろしよ、汝にはげしかれといふては、祈りはせぬと云心也。後世の説に、山オロシヨといふヨは、無きかたぞよろしきといふは、委しからず。山おろしヨと押して、汝にはげしくあれとは祈りはせぬものといふて、強く山おろしをさして恨みたるにて、恨みはすれども、山おろしにかこつけて、底心より恨みたるにあらぬことしられて、逢ひたしとおもふ心の、切なるを含めたる也。此ヨの辭は、一首の肝要なり。

○源俊賴朝臣。經信卿ノ男也。金葉集撰者。○初瀬ハ初兄ノ靈合ノ名ニテ、セハ與ノ伯也。男女初テ與ノ義也。故ニ初戀ヲ初瀬ニ祈也。○憂許ト云カリハ擲也。憂コトノ擲ヲ、ウカリケルト云。許ハ總テ許ノ義也。妹許。友ガリ。スガリ。ニクガリ。カアイガリ。右ノ外准レ之。

藤原基俊

契おきしさせもが露を命にてあはで不也ことしの秋去也もいぬめり

千載集雜 僧都光覺維摩會の講師の請のことを、法性寺入道殿に度々申ければ、入道殿しめちが原と侍りけれど、亦其

年も洩れにければ、遣しけると有。光覺は、權少僧都にて、基俊卿の息也。此興福寺の維摩會は、十月十日より十六日までの間に有て、其講師の請を蒙れば、禁中の最勝會の講師にもなるの例あれば、各望む所なり。ことに興福寺は、藤原家の寺なれば、基俊卿も、息の光覺に勤めさせまほしとて、法性寺殿に頼みしにしめちが原と答へられければ、今年は違はじとおもひしに、最早九月も果つれども、仰せごとの沙汰もなければ、今年も亦洩れたるにやと、おもひて、よみて遣はしける歌なり。シメヂが原のことは、頭書にいふ。チギリは、誓也。サセモグサは、サシモ草の通音也。法性寺殿のしめちが原と申されし詞に對していふ也。イノチとは、入道殿の詞を、露の命と頼みにせしこと也。一首の心は、兼て誓ひ置きし其時の詞に、シメヂが原と申されし、其シメヂが原のサセモ草に、置く露を命にして、樂しみしに、いまだよろしき沙汰にもあはで、今年の秋も過ぎにしと、恨み申されし心なり。此こと風雅集に、「九つの澤に鳴くなるあし田鶴の兒をおもふ聲はそらにきこゆや。」入道返し、「よそにても兒を思ふ田鶴の鳴聲をあはれと人の聞かざらめや」と見えたり。

○藤原基俊。正二位右大臣俊家公男也。從五位下左衛門。○清水觀音ノ爾現ノ歌ニ、只タノメシメヂが原ノサシモ草我ヨノ中ニアラムカギリハ。法性寺殿此歌ノ心ヲ以テ答ヘラレシ也。○講師ノ請ニ洩



レシトキ、光覺ノ師奈良ノ永祿ノ方へ其後卿ヨリ賜ハラレシ歌ニ、  
「ナラノ葉ニ霜ヤオクラム思ニハ、ネテユソ冬ノ夜ヲアカシツレ。」

法性寺入道前關白太政大臣

わたの原漕出て見れば久方の雲井にまがふ沖津しら  
波

詞花集雜

新院位におはしまし、時、海上の眺望と云ふこ  
とをよませ給ひける時によめると有。

此新院と奉レ申は、崇徳院なり。ワタノ原とは、本語アワダツ  
原也。ヒサカタ枕詞也。クモ井は雲居也。一首の心は、泡立  
海原に、漕出て見れば、おり居る白雲のやうに、白波の續き  
連りて、空も向伏して、はてしもなく見ゆると云心なり。漕  
ぐといへば、舟といはずともなり。

○法性寺入道前關白太政大臣。父知足院關白忠實公也。攝政關白太  
政大臣忠通公。應保二年六月於法性寺出家。

崇徳院

瀬をはやみ岩にせかるる瀧河のわかれてもすゑに逢む  
とぞおもふ

詞花集戀

題しらすと有。

此御歌は、女を戀ひ給ふことにはあらず。只人を戀しく思召  
すことなり。コヒと云詞は、コヒと活用きて、コは凝ること

にて、心の、凝々を云也。女に限りたる詞にはあらず。こと  
に此頃は、世の中亂れて、天皇の御心にもまかせがたく、御  
艱難かぎりなく、終には遠國に移され給ふをりからの御歌な  
るべし。セヲハヤミとは、世の中の人心いちはやきをかけて  
いふ。岩ニセカルル瀧河ノといふノは、如也。御身の上に障  
ることの有りて、岩にせかるる如くと云こと也。ワレテモと  
は、本語ワカレテモなり。モは亦也。一首の心は、あぢきな  
き世の中のことなれば、岩にせかるる瀧河のごとく、上を下  
へと涌きかへりて、別はすれども、時あらば、また逢ふこと  
もあらむと云御心也。此頃は、何事も御心に叶はずして、人  
々に御わかれます時のことにて、御いたはしき歌也。

○崇徳院。大御父鳥羽院。大御母待賢門院也。保安四年御年五歳受  
禪。同二月即位。御在位十八年。保元元年於仁和寺御出家。同二十  
四日移讚岐國。長寛二年於其國崩ス。治承元年追號崇徳院。

源兼昌

淡路島かよふちどりの鳴聲にいくよねざめぬすまの  
關守

金葉集冬 關路の千鳥といふことを讀めると有。

此歌は千鳥の聲を聞きて、關守の心をはかりてよみたる歌也。  
ネサメヌは、寐覺ぬる也。一首の心は、偶々茲にやどりて、  
淡路島にかよふ千鳥の聲をききてさへも、淋しきに、幾夜か

寐覺ぬるぞ須磨の關守、といふ心也。此かよふ千鳥と讀み  
たるに一首の用有り。關守と云ふものは、晝は日すがら人の  
行き通ふを見、夜は夜すがら千鳥の行通ふをきき明して、幾  
夜寐覺ぬるぞといふことにて、かよふといふことをいはず  
とて、淡路島と上に置きて、行通を守る人故にて、通ふ千鳥  
と讀みたるにて、關路の千鳥の歌なること明也。題詠は、か  
やうなる所に、要はあり。古人の歌かくぞ心深し。此歌を近  
頃の人の説に、須磨の浦より淡路島は海上凡二里ほど隔る  
なり。纒かの磯傳ひに居る千鳥なれば、いとも覺束なき歌な  
りといはれしは、歌のことは能くしらぬ人なるべし。淡路島  
より通ふと云ふて、關路の千鳥の題を讀得たるにて、一首の  
要也。心を加へて知るべし。

○源兼昌。美濃守俊輔ノ男也。從五位下皇后宮ノ少進。

左京大夫顯輔

秋風にたな引雲の絶間よりもれ出る月の影のさやけ  
さ

新古今集秋

崇徳院百首の歌奉りける時と有。

サヤケとは、サヤカの通音也。サは細也。ヤは文也。カは分  
けることにて、細文分と云ことにて、光十分なるを云也。  
一首の心は、秋の月はいつととも、光ことなるものなれども  
風に棚引く雲の中に、しばしかくれて、やがてまた洩出る時

は、わきて一際細文分にて、照りわたるといふ心也。天地の  
間萬物のことわり皆かくの如し。

○左京大夫顯輔。修理大夫顯季卿ノ男也。詞花集撰者也。

待賢門院堀河

長からむ心もしらす黒かみのみだれて今朝はものを  
こそ思へ

千載集戀 百首歌奉りける時、戀の心をよめると有。

後朝の歌也。ナガカラムとは、ナガクアラムといふを、約め  
たる詞なり。心モ不レ知とは、末かけてながくあらむか、但し  
長くも有るまじきかと、其心のほどの知れぬといふこと也。  
初五文字の、長からぬと云ひし詞より、黒髪と置きて、髪  
毛の長きを含め、其髪の毛の長きに美人の姿などを含め、髪  
の亂れたるに心の亂れをかけ、亂れたる髪に後朝の情を含め  
たるなり。一首の心は、末長く續くや、但し是のみにて見捨  
てらるるや、其長くあらむとおもふ心も知らず、逢ふことは  
あふたれども、後朝となりては、寐みだれ髪のやうに、心が  
亂れて、ものあんじらると也。流石に女子のことなれば、  
始めてあふがうれしさに、いふことも得もいはねば、後朝に  
なりて、ものあんじらるといふことなり。

○待賢門院堀河。神祇伯顯仲女也。待賢門院女房。



後徳大寺左大臣 實定公

ほととぎす鳴つるかたを眺むれば 只有明の月ぞこの  
れる

千載集夏

曉聞郭公といへる心をよみ侍りけると有。  
ツルは、現在の辭也。即今聞きたること也。在明の月のこ  
とは前にいふ。一首の心は、郭公の只今鳴きしと聞きて、此  
方の空を見やれば、最早何處に行きしやあとかたもなく、  
只有明の月のみ見やるとなり。ほととぎすの飛ぶことはやく  
して、有明一片の月の、有て有しかひもなく、見て見しかひ  
もなきと云心を含めたるなり。此歌は、ホトトギスと云名の  
もとを、能く讀得たる也。此鳥の名のこと、冥途の鳥といふ  
こと、くさぐさの譯などは、水穂傳にあれば茲にいはず。

○後徳大寺左大臣。大炊御門右大臣公能公ノ男也。文治五年七月任  
左大臣。

道因法師

思ひわびさても命は有ものをうきに堪ぬは涙なりけ  
り

千載集戀

オモヒワビといふ思は、人を思也。ワビは前にも云。我を恨  
也。サテモとは、本語サアレドモといふを、約めたる詞也。  
タヘヌとは、堪へざること也。一首の心は、他のことをおも

題しらすと有。

きをよみたる也。

○皇太后宮大夫俊成。父師權中納言俊忠卿。顯輔卿爲子。五條三位  
ト云。千載集ノ撰者。安元二年出家。於和歌所九十ノ賀ヲ給フ。

藤原清輔朝臣

長らへばまた此ごろやしのばれむうしと見し世ぞ今  
は戀しき

新古今集雜

題しらすと有。家集にはいにしへおもひ出ら  
れける頃と有。  
此朝臣中將におはせし頃は、保元平治の亂の世に當れば、此  
歌はその頃世のあさましきを、なげかれて、よみたるにや。  
ナガラヘバとは、長經ば也。一首の心は、長く年月をへたな  
らば、亦此頃のことをおもはるるにあらむ。昔うしと思ひし  
世も、また今となれば、戀しきものぞとなり。むかし憂苦敷  
とおもひしことも、年をあまた過ぐれば、其時のことは忘れ  
れて、今よりはましならめと、おもふは、人情の常にあると  
云ふことなり。

○藤原清輔朝臣。左京大夫顯輔卿ノ男也。太皇太后宮前大進正四位  
下。

俊恵法師

よもすがらものおもふ頃は明やらで 閨のひまさへつ

山口 杉 庵 篇

ひ、我身のことを恨みて、明ても暮ても、戀しきにくるしみ、  
サアレドモ命と云ものは有るに、只憂きことに堪へぬものは  
涙也といふこと也。此苦しみにだに、命は却て有るものを、  
いかにして涙といふものは、堪へがたきぞといふことなり。

○道因法師。治部丞清季ノ男也。俗名從五位下左馬助教頼。○涙ト  
云語ノ本ハ、ナハ流也。ミハ水也。タハ玉也。流水玉ノ義也。

皇太后宮大夫俊成

世の中よ道こそなけれおもひ入る 山のおくにも鹿ぞ  
鳴なる

千載集雜

述懐百首の歌よみ侍りける時、鹿の歌とてよめ  
ると有。  
世ノ中ヨと云ヨの一言は、上の詞を強押たる也。其譯は、夫  
婦の與といふものは、遁れむとすれば、遁らるるものなれど  
も、世間の世ばかりは、のがれがたきものヨと、ことわりた  
る也。ミチコソナケレとは、世間を遁れ行くといふ道は無し  
と也。思入山ノ奥とは、遁れるには奥山こそよき所にあらむ  
と思ひ込たること也。一首の心は、世間といふものは、身に  
も副ぬものながらも、見るも聞くもうるさければ、思ひ入て、  
山の奥ぞよき住所とおもへば、また妻戀ふ鹿の聲はして、扱  
も世の中を通るべき道は、無きものぞといふ心也。人間とい  
ふものは、命の有る限りは、憂き世をのがるることの道は無

れなかりけり

千載集戀

ヨモスガラとは、夜亦終にて、夜のことばかりにあらず。モ  
は亦のことにて、晝に對していふ詞なり。委しくは頭書にい  
ふ。アケヤラデと云デは、不也。明ざる也。ヒマは間也。サ  
キと成る也。一首の心は、人のここのちのあぢきなさに、晝は  
云に及ばず、夜とても夜終にもおもはれて、其頃は、あや  
にくに、夜の明けれることも遅くて、閨の間にも、うち副えて、  
つれなきと云ことなり。此閨の間副とは、獨寐の閨の床に、  
うち副て、淋しきといふ心なり。閨の間といへば、床といは  
ず、籠りて聞ゆるなり。

○俊恵法師。父ハ俊頼朝臣也。○夜亦終ト云本語ハ、モハ亦也。晝  
ト云ヲ含メテ夜亦終也。晝夜ト云ニワタリテ云詞也。夜ト晝ト別テ  
云時ニハ日終夜スガラト云。

西行法師

歎けとて月やはものをおもはする かこち貌なる我な  
みだかな

千載集戀

月前の戀といへる心を讀めると有。  
ヤハは、反辭也。カコチは、カコツケ也。委しくは頭書に云。  
一首の心は、月を見れば、すすろに物をおもはする物なれど



も、月ヤハ歎けといふて物はおもはせはせねども、月はかなしきものぞと、彼方の月をもて、此方のかほにまぎらかして、戀の切なる涙をおしかくすと也。此歌は、只獨月にうち向ひて、涙のこのみをもて、恨みとも和備ともいはぬぞ、いとあはれに聞ゆ。

○西行法師。藤原秀郷ノ末也。父左衛門大夫康清也。以重代勇士仕法皇。俗名義清也。入心於佛道。保延六年十月十五日出家年二十三歳。○カコチノ本語ハ、カコツキノ約也。則此付ニテ彼方ノモノヲ此方ニ付ルト云詞也。

寂蓮法師

群雨の露もまだひぬ楨の葉にきりたちのぼる秋の夕暮

新古今集秋

ムラサメは、群雨也。マキは、正木にて、正目木のことなり。杉檜などの類をいふ。三輪の杉、稻荷の杉などいふも、神は直なるをもて、正目木をもてす。茲は只奥山の杉檜原のことなり。一首の心は、奥山の杉檜など茂りたる所には、村雨のばらばらと、ふり來る秋の夕暮は、木々の葉の露も、まだかわかぬに、霧は立昇ると也。深山幽谷の秋の夕暮、眼前に見るが如し。

○寂蓮法師。父俊海也。俊成郷ノ猶子也。俗名定長左中將入道。○

ムラサメ本語ハ群細雨也。細ナル雨ノコト也。故ニ露モマダヒヌト云也。雨ヲサメト云時ハ、皆細雨ノコト也。春サメ。秋サメ。アササメ。小サメ。キリサメ。其外准レ之。皆細雨ノコト也。

皇嘉門院別當

難波江の蘆のかりねの一夜ゆるみをつくしてや戀わたるべき

千載集戀 攝政法性寺殿右大臣の時、家の歌合に、旅宿に逢戀といへる心をよめると有。

カリネを薊根にかけ、一夜をあしの一節にかけ、身を盡すを濡標にかけ、ツクシテヤのヤは反辭也。ツクシテヤ戀ワタルベキ。戀ワタルズニハ居ラヌと反に押反也。一首の心は、はからずも難波江の蘆の薊根の一節のやうに、一夜の假寐の契をして、其名殘のをしさに、濡標のやうに、身をつくしてや戀ひわたるべき。こひ渡らずには居らぬと云こと也。たとへ旅宿の戀なればとて、かく一夜契りしうへは、身をつくし、心をつくしても、戀ひわたらずや居らぬと云心也。此ヤの辭は一首の要なり。

○皇嘉門院別當。門院ハ法性寺關白ノ女也。大治五年崇徳院立后。別當ハ俊隆女トアレ共、村上源氏系圖ニ不見。門院女房也。

式子内親王

玉のをよ絶なば絶ね長らへばしのぶることのよわりもぞする

新古今集戀

百首歌の中にしのぶ戀の心をと有。タマノヲとは、玉は緒をもて貫くものなれば、そを轉じて人の靈に云なして、命のことにいふ。タエナバタエネとは、絶エルナラバ絶エネの約めごと也。ネは下知也。ナガラヘバとは、長經也。ヨハリモゾスルとは、玉を貫きたる絲の弱ることにて、命の玉の緒も、弱くて死にもやらず、やつれ果ることをいふ。一首の心は、此やうに、戀しきことの切ならば、寧玉の緒のよはりて、絶えるやうに、命も絶えるならば絶えよ。かく戀ひしのびて、世に長く生きて居たならば、其魂の緒も、よはり果て、死にもやらず、生きもやらで、竟にはやつれやつれて、憂きかなしきことにあらむと、いふことなり。

○式子内親王。後白河院第三皇女也。

殷富門院大輔

見せばやなをじまの海士の袖だにもぬれにぞぬれし色はかはらす

千載集戀

歌合侍りける時、戀の歌とてよめると有。見セバナとは、見せ度いなといふことにて、ナは歎也。雄島は陸奥なり。アマノといふノは、如なり。ダニは前にいふ

手ニ也。モは、左右と舫こと也。一首の心は、君に見せましたやな、雄島の海士の、兩袖のぬれしごとく、我袖の涙にぬれし、濡はすれども色はかはらすといふこと也。手ニと云詞は、海士が袖と我袖との兩にかけ、モの辭の舫にて、袖と袖とを舫雙べて見る心也。ヌレニヅヌレシと累詞にして、海士が袖のヌレニヅとかけ、我袖のヌレシとかさねたるなり。イロハカハラズとは、海士が袖は色かはるとも、涙にぬれし我袖の色は、かはらぬと云ことにして、心のかはらぬを添てよみたるなり。

○殷富門院大輔。殷富門院ハ後白河院第一皇女也。大輔ハ高藤公ノ末、信成ノ女ニシテ此院ノ女房也。

後京極攝政前太政大臣

葦なくや霜夜のさむしろに衣かたしきひとりかもねむ

新古今集秋

百首歌奉りける時と有。キリギリスは、九十月の頃、床の下などに鳴きて、其いと淋しき虫なり。ナクヤといふヤの辭は、否といふこと也。サムシロとは、サは狭といふことにて、則狭筵なり。衣カタシキとは、衣を片敷のことにて、獨寐のこと也。カモネムとは、カは如是也。モは亦にして、則如是亦寐といふことにて、我獨寐るやうに、汝も如是亦寐むといふ心にて、おもひやる詞



也。此歌は、秋の夜に、只ひとり寐の床下などに、鳴くを聞きてよみたる歌也。一首の心は、秋の霜夜の狭筵のうへに、獨り衣の袖を片々敷て聞けば、汝も亦如<sup>レ</sup>是獨居て、我獨寐の淋しさを知りて鳴くや否やといふ心也。此歌は、葦<sup>キリ</sup>ナクヤと置きたるヤの辭は、一首の要也。此歌は、遠くはなれ居て、故郷のことなど、おもひやりたる心なり。

○後京極攝政前太政大臣。後法性寺關白兼實公男也。諱良經公。

二條院讚岐

わが袖は汐干に見えぬ沖の石の人こそしらねかわくまもなし

寄石戀といへる心をと有。

千載集戀 我袖ハとは、我しのびに泣く涙にぬるる袖のこと也。汐干ニ見エヌ沖ノ石ト云ハ、涙にぬれし袖を、石に假令ていふ也。石ノと云ノハ、如也。コソハ、上の語を強押辭也。シラネと云ネハ、又の通音にて、しらぬと云ことにて、人コソ決して知らぬと強くいふこと也。一首の心は、我忍びて泣く涙にぬるる袖は、汐干にも見えぬ沖の石の如くにて、人こそ決してしらず、かわくといふことはなしと也。

○二條院讚岐。正三位賴政ノ二女也。二條院ハ後白河第一皇女也。○見エヌト云エヨリ續クヌ辭ノコトハ、水穂傳ニ委シケレバ茲ニ省ク。

新古今集秋

壽衣の心をと有。

此美芳野のふるさとと云は、吉野秋津野の離宮のことにて、上つ代より在りしを、齊明天皇再造らせ給ひて、天武持統の兩朝には、度々御幸も有りし所なり。其後は絶たれば、故里とはいふなり。サヨフケとは、夜の九時過るをいふ。一首の心は、古にし里といふものは、いとどしも淋しきものなるに、秋の夜の更行頃に、吉野の山の山風に音づれて、里人の衣をうつ音を聞けば、今一入さびしさも、いやまさると云こと也。茲に秋風サヨフケテと讀みたるは、幾世の秋を経たるといふを含めて、其御繁昌の時のいにしへに引きかへて、今は空しく里人の衣擣つ音より外に、音するものもなきといふことを添て、いとあはれに聞ゆ。

○參議雅經。刑部卿賴經卿ノ男也。○美吉野ト云。美ハ水ノ靈ニテ水ノ清義也。褒タル詞ト云ニハ非ル也。○吉野郡ノ吉野トツヅケテ云時ハ必ズ美吉野ト云也。

前大僧正慈圓

おふけなく浮世の民におほふかな我たつそまにすみぞめのそで

千載集雜

オフケナクと云オフは、オヒと活用にて、負ふことにて、負氣無なり。負ふ力の無きこと也。ウキヨノタミニオホフとい

山口 杉 庵 篇

鎌倉右大臣

世の中はつねにもがもな渚こぐあまのをぶねの綱でかなしも

新勅撰霧族

題しらすと有。

ガモは願也。ナは詞を強く押す辭也。カナシとは、伯のからむこと也。故に能ことに擲ば、可愛といふ心になり、悪しきことに擲めば、哀しきといふことにもなる詞にて、其ことの續きによりて動くなり。茲にいふかなしは、綱手に心擲むことにて、漕行く舟を愛づるなり。舟といふものは、水上に浮びて、波の溶々にしたがり、風の吹くままにしたがりて、更に私といふことなく、漕ぎ行く波に跡も残さぬものなれば也。一首の心は、綱手引きて、漕ぎ行く海士の小舟の、渚を行くを見るに、更に私の滯りといふもなく、人は常にも、かくは世の中を、わたり度きものぞといふ心也。綱手カナシモと續けたること要也。カナシモのモは、亦と云ことにて、上のカナシを累ねて、カナシカナシといふ心をなすの辭也。

○鎌倉右大臣。父右大將賴朝卿也。右大臣正二位實朝卿也。

參議雅經

みよしのの山の秋風さよふけて故郷さむくころもうつなり

ふ、オホフは、覆ふことにて、天台座主の身は、天下の民の安からむことを、祈る身なれば、民に法衣の袖を覆ふことなり。袖とは山のことなり。傳教大師の我立つ袖に冥加あらせ給へと、よまれしより、叡山の山のことのやうにばかり、いふこととは成りぬ。シミジメの袖とは、山に住とかけたる也。一首の心は、我天台の座主と成りて、此山に住みて、墨染の衣の袖をもて、天下の民に覆ふて、安からむことを祈るといふ、重荷を負ふほどの力はなきと云心なり。慈圓叡山の座主の御沙汰有りし時、讀みたる心にて、座主となられて後に、よみたる歌にはあらず。建久二年十一月、權僧正、其後叡山の座主となられし也。此歌文治三年千載集の中にありて、五年程以前の歌なり。

○前大僧正慈圓。父法性寺忠通公也。僧正始道快ト云。養和元年慈圓ト改ル。嘉禎二年諡號爲慈鎮和尚。

入道前太政大臣公經公也

花さそふ嵐の庭の雪ならでふり行ものは我身成けり

新勅撰雜

落花をよみ侍りけると有。

雪ナラデとは、本語雪ニハアラデと云を、約めたる詞也。では不也。雪のふりといふより、身の古行くとかけたる也。一首の心は、嵐に花のさそはれて、雪のやうに降りくるは、雪にはあらずして、只古りて行くものは、我身のうへばかりな



りといふこと也。

○入道前太政大臣。内大臣實宗ノ男也。貞應元年八月太政大臣。

權中納言定家

來ぬ人を松保の浦の夕なぎにやくやもしほの身もこ  
がれつつナガラヒ

新勅撰集戀

建保六年内裏歌合の時と有。

松保浦は播州也。人を待つにいふ。ユフナギとは、來ぬ人を朝より夕暮まで、待つ心の心にかけたる也。ヤクヤと云々は、反辭にて、焼くや焼きはせぬども、といふ心なり。モシホノといふノは、如といふこと也。コガレとは、戀にこがれると、藻鹽の焦がれるといふたる也。ツツは、乍ナガラヒ筒也。一首の心は、來ぬ人を朝より夕暮まで、待ち暮しても、來ぬ人を待つとて、松保の浦の夕がたに、焼く藻鹽草の如くに、焼くや身を焼きはせぬども、胸のけぶりの立ちて、戀に焦れながら、來ぬ人を待つといふ心也。

○權中納言定家。五條三位俊成卿ノ男也。寛喜四年正月任權中納言。新勅撰集ノ撰者。天福元年十二月出家。

從二位家隆

風そよぐ檜の小河の夕暮はみそぎぞ夏のしるし成け

り

新勅撰夏

寛喜元年女御入内の御屏風にと有。

風ソヨグとは、風の木の葉に當りて、翳過シヅメことにて、背過ソコ過風ソコなどいふも、此轉語也。檜の小河は、山城國也。ミソギとは、ミは身也。ソソギを約めて、ミソギといふ。身潔也。秋のこと也。一首の心は、檜の小河の夕暮に、風の背過背過吹きて、涼しさは、秋のこちして、潔身の秋をするばかりが、夏のしるしなりといふ心也。檜の小河と有るを、檜の葉に風の背過と見るは、よろしからず。只風そよぐ檜と、詞のつきよろしきのみ。

○從二位家隆。壬生中納言光隆卿ノ男也。文曆二年從二位。新古今集撰者。

後鳥羽院

人もをし人もうらめしあぢきなくよをおもふ故にも  
のおもふ身は上

續後撰集雜

題しらすと有。

此頃は、鎌倉の武威盛にして、御位も衰へさせ給ひ、何事も御心に叶はせられずして、御述懐の御歌なり。人モヲシ人モウラメシとは、善き人かとおもへば、あしくなり、あしきかとおもへば、よきことも有り。人の心に定めも無きこと也。

順徳院

ももしきやふるき軒端のしのぶにも猶あまりあるむ  
かし成けり教訓也

續後撰集雜

題しらすと有。

御述懐の御歌なり。モモシキとは、諸繁モロシクといふ詞を、約めて云枕詞也。委しくは頭書に云。やは歎の辭也。フルキノキバとは、いにしへの古軒端と、今亦古荒たるをいふなり。シノブとは、忍草と、むかしをしのぶとに、かけていふなり。一首の心は、今ふるく荒果てたる軒端に、生ふるしのぶ草を、見るにつけても、諸繁盛なりし昔を、しのぶにも猶あまりありと、歎き給ふたる御心なり。此頃は、武威盛にして、王道衰へさせ給ひ、大御父後鳥羽院は、隱岐國に遷され、御身も佐渡國に遷させられ給ふなど、かしこくも御いたはしきことぞ。

○順徳院。後鳥羽院皇子也。承元四年十一月受禪御年十四、承久三年四月讓位御年二十五。同七月移佐土國。仁治三年九月其國ニ崩。○後世ノ説ニ百磯城トハ、百ノ石ヲ敷堅テフ城ナルコトヲ、今ノ京トナリテハ、只ニ宮城ヲ造ルコトニナリタリト云ハ昔ヲ知ラヌ人ノ説ニテ、今時ノ社ナドニ多クノ石ナド敷ヲ見テ云コト也。○神武天皇以來禁中ニ百ノ石ヲ敷シコト曾テナシ。何ノ書ヲ據トシテ云ヤ、眼ニ文字ノ放レザルノ故ナリ。天子則神也。天地初テ發ケシ時ヨリ常磐ナル國土ヲ敷キマシテ足一騰ノ宮ノ神ヨリ、低ニ座シテ梁モ高

アヂキナクとは、味氣無也。委しくは後にいふ。下の句の留に、ハの辭あれば、上の詞に反る格也。一首の心は、善き人かとおもへば、あしくなり、人の心に味氣もなくて、かく我身にものおもひして、案思らると云は、世の中の人を、おもふ故のことといふ御歌也。御身の御心ままに成りがたく、萬民のくるしみを、御身の上に引當て、思しめし給ひしの御製也。扱アヂキナキと云詞の本のアは、省音也。チは五穀の靈也。キは氣にして、五穀の味を、アヂキと云。故に味は五味有り。人道に五常有り。茲は五穀の味に洩れたるを、味氣無しと云。五常の道に洩れたる世を、味氣無き代とはいふなり。故に古昔の人文字を借るといふても、其義に違はず。無道、無情、無端、無頼、無益、無爲、無狀など書きたるも、皆其義によるの義訓なり。近き頃の人、アヂキナキとは、厚氣無と云ふことにて、紫陽花、味鴨などの類語なりといはれしは、よろしからず。アヂサキといふアヂは、五のこと、サはサクと用也。キは天井のことにて、色のこと也。五の色に咲分花といふ名なり。アヂ鴨と云本語は、アツマリ鴨といふのツマリを、反して、アヂ鴨といふなり。詞は伯の法則にあ

らざれば、臆度には知れがたし。水穂傳に有り。  
○後鳥羽院。高倉院第四皇子也。壽永三年七月即位。建久九年十一月讓位歲十九。在位十五年也。承久三年七月於鳥羽殿出家。同年奉移隱岐國。延應元年二月崩。



ニアゲズ、四海ヲ堀トシテ、百司百宮九重ヲナシテ、禁中ヲ守護シ、泰ニ平ニ座シテ、天地ト共ニキハマリナキニ至ル。何ゾ求メテ百ノ石ヲ敷ベキヤハ。亦禁中ヲ宮城ト唱フルコト曾テナシ。城ハ武將ノ居所也。委シクハ水穂傳ニアリ。○佐渡ノ國ニテノ御製。思ヒキヤ雲ノ上ヲバヨソニミテマノノ入江ニクチハテムトハ。

此百首歌のこと、明月記といふとも、悉くは據となしがたし。そは如何となるに、御日記のことなれば、御自身の只御心覺にて、他より見る時は、正しくわかりがたきこともあるべし。既に、古來歌自天智天皇以來及三隆雅經卿と有。終に二人の名有るべき謂なし。不審なり。考に、こは色紙御認の始と終との凡ての御心覺なるべし。殊に一日に、百首御したためのことなれば、御世話しきことなるべし。入夜金吾に送ると有るを見ても、しらるるなり。其御したため有りし時は、御手扣の一本有りしこと勿論なり。そを人も寫し取て、五月の玉もてはやし、歌ごとに、名は跡にて、覺束なくも、しるしたるものとは見ゆ。かかれば、別に思召有りて、御撰び置かれしものとも、おもはれず。然りといへども、此卿常々御心に叶へると、思召したる歌を、別にしるし置かれしを、嵯峨中院の色紙形に御したためありしものにて、今本は、其御手扣の寫にして、聊も違はざるものと知らるるなり。其譯如何といふに、始に、天智天皇の秋田苺の御歌を置きて、終

に 順徳院の御述懐の御歌を置くこと、心得もかたきやうに、おもはるれども、さにはあらず。此御述懐の御歌を、卷の終に置きたること、別に其ことわり有りてのことなり。其ことをいふに先に卷の始に有る歌よりいふべし。天智天皇の御歌は、ツツの辭を以て、一首百返の活用有る故に、百首第一の始に置きて、百人一首を宰り。亦順徳院の御歌の百磯城の伯は、百の歌に響き、古き軒端のしのおとは、ふるき人をしのぶと響き、猶餘りあるむかし成りけりは、猶思へばおもふに餘り有る昔なりと響きて、百の歌をよまれし古き人をおもへば、猶おもふに餘り有るむかし成りけりといふを、此卷軸の一首に籠めて置き給ひしなり。かく此卿の御心をつくして、集め置かれしこと、今此卷を解きて、始めて知る。全く老翁が知るにはあらず。神靈の伯のしらしむるの故なり。

追加

神代の伯の御傳は、貫之の頃を盛として、定家卿までは、傳はりしと見ゆ。しかるに、代の下り行くままに、密して猥りに傳ふることなく、終には、知る人もなくなりにけり。茲をもて、後世の人せむすべなく、只臆度にいふことはなりぬ。我いかなるえにしにや、家に御玉有り。亦稻荷の古ごとを得てより、螢雪の窓をはなれず。伯の法則を正し

夢の浮橋

て、竟に水穂傳七卷を著す。必ず老翁が作れる法則には非ず。全く神靈の伯の法則なり。今より後の人、此法則より外、臆度に私をいはずして、弘く考ふる時は、奇しく玄妙の説をなすべし。我老いて氣力なし。伏て神明の法則を後世の人にゆづる。見て得がたきは、人間の學にあらで、神の學なればなり。

於丹波國多紀郡大山宮邑園田貞和許

天保九戊戌歲彌生日 七十三歲書

丹波龜山なる福井重次は、うとからぬ人になん有ける。かゝるに過し文化の頃わかれて年久しく不逢ぞ有けるに、ことし天保元年七月十日はからずも來られける時、よみて出されける歌

幾年もかけしぞ夢の浮はしをけふのうつゝにわたる嬉しき

つもる物がたりに、日數もかさなりて、八月にもなりぬれば、亦故郷にかへらむことをいはるゝにぞ、我も都にのぼらむことを思ひたちて、旅立の神詣に、

いつかまた此神葉をかざすぞとおもへば袖にかゝる朝露

八月四日宿を立出る時  
我やどの庭の玉松みどりせよまた十かへりの春ぞあはまし  
伯父なる玉露よめる。「白雲の遠くあれど風のとを絶すきかせよ住よしの松」。

同六日上總なる川俣義雅が許にやどりて、立出る時に、おのもく手向山まで送られけるに、遙に富士の高根ぞ見ゆる。伯母なる人指して、あなたの山を越て行くことぞとて、いとわかれを惜まるゝにぞ

あくくとくと富士の高根の白雲を君ぞとや見む我ぞとや見よ



同十日江戸なる板谷氏の許に着て、九月四日また立時に、男も女も馬のはなむけとて、品川の望海樓にうちまゐりて、酒たうべなどして、わかれを惜しまるゝに、佐川玄洞よめる。「武藏の、尾花が袖も行秋の名残における露のしら玉」。

返し

むさし野の尾花が袖のわかれより知らぬわかれの有もするかな

板谷惟熊よめる。「こゆるぎの磯こす波の別れてもまた立かへる時ぞまたるゝ」。わかれを告て立出る時に同義清よめる。「旅衣たつと知りつゝ今ぞとて見送る門のわかれかなしも」。重次は七十二歳、我は六十五歳。互に杖を曳て行くほどに、

神奈川

漕ぎたみて棹さしならふ鹽舟の行きあたる瀬を宿と定めむ  
ふりかへりふりかへりては見るうちに雲にかくるゝふるさとの山

江島

わたつみのかざしの花を指さして東のつとにをらむとすらむ

大磯

國を出て幾日いく夜かしら雪の同じ雲井に富士を見るかな

小田原

小田原の千町の稲葉風こえてわせに色つく秋は來にけり

箱根

棹鹿の鳴くや箱根のさむしろにむすびかねたるふるさとの夢箱根山けふは東のわかれぞと關こゆる時の旅のつれなさ

沼津

けふもまた雁の涙やしぐるらむ身のしろ衣ほしもあへぬに

吉原

たまきはる我ふるさとの玉章と雁の羽數をよみつくりけり

江尻を過る時

あひ見ての後のわかれのかなしけれ知らで過ぎしぞまゝならましを

沖津

露霜をおきつの里の朝寒に雁鳴きわたる遠の一むら

大井川

大井川見よや流の末遠み月のみふねの影のほすらむ

金谷峠、茲は富士のわかれなりと聞て、上總なる伯母なる人のことを、おもひ出て、

かねことの富士の高ねのわかれかな今より君を何にたとへむ

掛川にさしかゝりける時、江戸なる小川禎齋に逢ひける

に、互に駕籠の内なれば、こゝろには任せず、

それぞとはおもふものから白雲の道行ふりに見つゝ過けり

荒井

白浪の濱名の橋は名のみにて蘆の枯葉をわたる朝霧

關を過る時、はじめて紅葉を見て、

人は知らじ幾たび秋やゆるしけん關のこなたは紅葉しにけり

水口

もみぢ葉の散りてしがらむ水口の水さへ秋の色にながるゝ

石山

命ほどうれしきものはなかりけり此の石山の秋の夜の月

走井

望月の駒のおおとしのばれて名にながれたる走井の水

九月二十六日京都三條大はし東詰なる大和樓は、過ぎし

享和の頃、やどりける家なれば、いにけり。主たちいで

ゝ、よくさだかにやどりはありしと、いひ出されければ、

そこにたてりける菊の花を折てよめる

朝霧に庭の籬は見えねどもそもの菊は香にぞ知らるゝ

一夜やどりて、九月二十七日龜山に着きけり。妹なる宇

野子に逢て、

おとにのみ菊の露霜置きながらおもかはりせぬ千代の色かな

十二月九日は、いたく雪ふりけるに、嵐山の雪を見むと

て、朝まだき空々亭を出て、

ふりつもる雪の朝けを見渡せばけぶりにしるき遠の山里

雪ふみわけて、山本ちふ舟場に行きければ、舟長の云け

ふは人のせる舟とはなし。米つめる舟のみと云にぞ、

其依のうへに乗せ玉へとて、乗りぬ。いと寒し。手あぶり一つを命とたのみて、やがて舟に棹さしてくだる。舟

の中にてよめる

たにはなる 千とせの山の 千とせにも 絶ぬながれの 保

津の川 棚なし小舟 棹さして 瀧もどろに 島つたひ

立ちまふ瀧の 磯つたひ 見つゝくだれば あら熊の すむ

とふ山の おたき山 虎が吼ゆると ふう風に 雪はふりく

る その雪に まだら衾を かゝふりて わつきも知らに

そこ知らに 茲はと問へど 名も知らに 茲はととへど あ

らし山 つもれる雪は 花ならず 枝もとほゝに 咲きみだ

れ をりてもて來て 見せまくもほし

反

鳥の音も戸奈瀬の瀧も音絶えて雪に聲ある松の下をれ

○ 嵯峨の三上氏にやどりぬ。夜明けて嵐山を見て、

ちるは花か白きは月の光かとたぐひあらしの雪の朝明

水上雪

水の面はそれとわかねどながれ行く落葉ばかりに積る白雪

橋上雪

駒とめよ鳥の跡さへなかりけりやはぎの橋の雪の朝明

禁中歳暮

雲の上は塵こそなけれ笛竹の聲におくある歳の暮かな



十二月二十五日丹波空々亭にかへる  
世の中をそむく身にさへ行年の日數かぞへておどろかれぬる

天保二年空々亭に年を迎へて、

梅が香の匂ふばかりに春立ちてまだ消えあへぬ雪の群竹

山里の笈の水も解けそめて春の心を雫にぞしる

春雨

春雨に外山は雪の色もなしゑくの若葉の萌えやしぬらむ

早春水

若草の雫の色やながるらむきのふにまさる染川の水

穴穂寺群雁畫に

聲たてゝなげや雁なげやなげなげなで幾代の秋やへぬらん

太公望反水畫に

風をいたみちりにし花は今更にくゆともとの枝にかへらじ

臥猪の畫に

春秋を薄における露ほども知らで臥猪の夢むすぶらむ

牛畫に

笛の音にひかれてさへも行く牛の角をいたゞく身のあはれさ

よ

布を曝す畫に長歌

みちのくの かとり乙女が おるきぬも そむるは人の こ

ゝろにて 榛の花摺 くれなゐの こそめの色に 山ぶきの

花のほへる はねすいろ うつろひやすき 月草の し

のぶの亂れ みだれそめ 亂れしいろの そのきぬを さゑ  
くしづみ 玉川の 水に晒せば そめしその 色はながれ  
て そのきぬの 白きにかへる 人のこゝろも

太公望垂釣畫

吳竹のすぐなる御代に釣いとをたれて千尋の深きをぞしる

○

水穂傳著述終て、我友なる人に見せけるに、其人のいふ

に、辭のことあらまほしといはるゝにぞ、

よき人のよしと岩ねの岩つゞじまだ咲きたらぬ花も有るかな

水穂傳七巻終ける時に、日野大納言資愛卿並に白川神祇

伯雅壽王御序文をくだし給りける時に奉歌

日の光月の恵みに櫻をのをふのした草花咲きにけり

○

布斗麻邇の御玉に、水穂傳を添て、稻荷の廣前に奉る法

樂

天地も動かす水火のこと玉のあらはれ出でし玉ぞこの玉

稻荷山いつかこぼれし杉の實のしたもえ出でしやまことこの

葉

いなり山ぬれざらましや此神のみそぎにたるゝ杉のした露

○

彌生の十日やむごとなき御方に、したがり奉りて、嵐山

にいにけり。終日御船にめされ、花御覽じ有りける時、

御船のうちにて、嵐山長歌よめと、仰せごと有りければ、  
讀みて奉る

詠嵐山長歌

春されば 花さける山 秋つけば 紅葉する山 其樹々の

花や紅葉の ちりくるは 空に知られぬ あらしにて とな

せの瀧や 大井川 しがらみ留て 名くはしき うらくはし

くも まくはしき 龍田のにしき みよしぬの よしのゝ山

の しら雲も よりやしぬらむ その春と その秋ことは

かみつ瀬に 舟をならべて しもつせに はしうち渡し 茜

さす 晝はしみにらに をちこちの こたまにひゞく 管の音

の 紅葉にくらし ぬはたまの 夜はよすがらに もろ人の

歌をよむとて しるべなき やみにたどりて 花にあかし

つ

反

みよしぬのよしの龍田の山川もよりてつかふる神の御代かも

○ 嵐山をとにして、月雪花の三つの家あり。俗に呑明の茶

屋となんいへる。家ごとに歌一首づゝ讀みて給はれと、

こはれけるに、月雪は、花のかみにたゝむことかたく、

花は、月雪のしもにたゝむことかたくなん有りければ、

その甲乙のなき歌をよむの詞を知らねば、花の一首をよ

みて、花を月にかへて見よ。月を雪にかへてみよとて、

讀みて遣しける歌  
またたぐひあらしの山の花の頃花にくらして花に明しつ

○

ある日、嵐山にまかりて、任遊亭に、友どちうちまどひ

花見るとて、酒たうべなどしけるに、垣のそとにも、宮

つかひの女房とおぼしきが、木のもとによりて、櫻の枝

を折らむとせらるゝに、女子の手には、をりえがたくな

んある。おのれ折りてまゐらせんとすれども、枝高くて

折りえがたく、花のみちりけるをひろひて、たゝふ紙に

つゝみて、其はしにかいつけて遣しける

えだ高みたをらむとせればこてふほどちりて落つるは花のこ

ゝろか

女返し「うれしさや袖に櫻のちりくるは花のこゝろか君  
のこゝろか」。

○

ある時西の京にいにけり。人の庭のさくら盛なりけるを、

垣こしに見つ。しをり戸明て、内に入て伺ひ見るに、い

と靜なる庵になんある。をりふし雨そほふり出しければ、

簀子のはしに、尻うちかけ、しばしゆるされ玉へといふ

にぞ、やがて童子たばこの火など、もち出でられける。

主を問ふに、やどに居らるゝよしいはるゝにぞ、一枝を

家つとにもとおもふ心から、よみて出しける



をるもをしをらねば雨に花ぞちるをることゆるせとかならなくは

やがて主の返し「をしめども花にかざむ笠もなし雨にぬれつゝ見てをらばをれ」とあるにぞ、一枝はをりぬ。童子にもいひ置きて、門に出ければ、主障子を明けていふ。只今の返しに、一枝を折玉へと聞え侍りしにやといはるゝに、いかにも聞え侍りしと答へければ、主の云雨もいたくふり出しければ、今しばしやすらひかといはるゝにぞ、又立歸りて、簀子のはしに尻うちかけて、ものがたりをぞす。主のいふ、何かたの御かたぞと、問はるゝに、しかくゝと答へければ、主いふ、おとづれに聞及びし方なるよしいはるゝに、かくするうち雨いやましにふりぬ。また主のいふ。互によをしのお身の同がたりもせばや、今宵はこゝにやどり給へと、ねもごろにいはるゝに、主の心にまかせぬ。其夜いたく更るまで、ものがたりす。夜明けて見るに、花は雨にのこりすくなくもちりぬ。

今朝見れば夜半の嵐にはたづみ垣根によする花のしら波

此日も、ものがたりつゝ申過ぐる頃にもなりぬ。やがてわかれを告るに、主のいふ。もはや日も傾きぬ。今一夜やどり給へといはるゝに、歸るとて、よしさらば暮なばくれねしら髪に花の色そふ影もはつかし

己れとあがり その水の 己れとくだる ちからにて 又も己れと 卷きあがり 雲なき空を はふ龍の 吐きやしぬらむ その水の 高きにのぼり 高きより 高きにのぼり 落ち瀧つ 水穂の國に つゝみなく さきくゐまさば 萬代も 豊らの秋の 明らけくこそ

○ 十二月の歌とてよめる

正月

年は月ほころぶ花の影さへも氷にむすぶ梅のした水

二月

朝露はまだおきながらきのふといひけふは翠のを草おひ月

三月

みよしぬの花の便りを夢見月しづ心なき花のこのころ

四月

佐保ひめの霞の衣ぬぎかへて今朝はたもとに花のこる月

五月

朝まだき賤がをだまき繰りかへし五月の早苗今いそぐらし

六月

夏の夜の草葉における露さへも風待月となりけるかな

七月

足引の山田の稲葉なたれけりなゝ夜の月の露をおもみて

八月

山口 杉庵 篇

といふて、一えだをかざして歸りぬ。ほど過ぎにし道にて、雨そぼふり出しければ、雨中の花といふころを、仇なりと花もぬれぎぬかけられてをやまぬ雨にぬれやしぬらむ

○ 遅日

きのふといひけふとくらしてきのふとも思定めぬ春の日長さ徒然なる日

山城の美豆の御牧の荳草のかりにも人の問はで暮しつ庭の卯花を人に送るとて

をりわけて人に見せばや月雪の同じ色そふ庭の卯の花庭に山吹の咲けるを

見せばやと庭に棚はしかけにけりりてな行きそ山吹の花

○ 詠水車長歌

ひでりして うゝる早苗の ひかとはは 八十氏川や 大井川 しがらみ留て その水を 波みて運びて さひのくまひのくまゝに みくまりの しでのたをさは 鳥じもの水にかつきて 晝はも 日のくるゝまで 夜はも 夜の明くるきはみ その水を あげはすれども 高きには ながれぬものぞ これやこの つくる車は 空蟬の 人のわざかも 千早振 神のわざかも 水たまる 池の汀に さかまけば

名にしおはゞ海士がもしほの煙さへ空には置くな秋風の月

九月

もみぢすら樹々の立枝にいそがれていづこも同じ稻苺の月

十月

こがらしに門田の穂蓼あはれなり草も葉守の神なかり月

十一月

風寒み雪待月と成にけり比良の高ねの夕暮のそら

十二月

山里は師走の空を行く年の日数につもる軒の椎柴

○ 故郷の玉露かたより消息のはしに、「春秋の雁鳴く聲を淡路島あはれ待つまに年もいぬめり」と有るに、返しに

よみて遣しける長歌

何をして あかしくらすと 人みなのはたおもふらししかりとて こぞもことしも いたづらに 過ぎし月日も あらなくに 棚なしをふね 漕たみて 六とせ七とせ へにけらし 今ぞしらるゝ 老が身に 霧立ちのぼり しら菊のくまなき色も おぼろにて 萩のうは露 むしのねの あやもさやかに きゝわかす けふにきのふの むかしへを おもひしやれば ひたふるに 我故郷の しのばれて 龍田の川のもみぢばを 袖につゝみて 冬ごもり 春さりくれば 佐保姫の 霞の衣 たちいでゝ 空も匂へる 花のころ



ともにかへらむ かねことを なれもわすれな 天津かりが  
ね

○ 天保五庚午歳二月四日富士形小倉百首細和歌

備

天覽廣御所御階紅梅花 頂戴

見よや是君がことの葉聞えあぐる 従四位下

雲の御はしに匂ふ梅が枝 親 寔

奉長歌

かけまくも ゆゝしきかも いはまくも 綾にかしこき 玉  
敷の 都を遠み 鳥が鳴く 東のはての 安房の海 きしべ  
におふる 濱つゞら あやめもわかぬ ことの葉を 伊加保  
の沼の いかにして 天津空まで 聞えあげ みはしのもと  
の 梅かえを かざしにせよと くだれるは 後のよまでの  
あとなし そのよろこびを おもふほど おもへばつき  
じ 父まさば 父にかたらむ 母まさば かたらむものを  
すべをなみ 御垣の外に をりたちて をらくもしらに た  
つらくの たつきも知らに 百磯城の 大宮所 見あげては  
只たふとさに なみだこぼるる

○ 二見浦 二月十日伊勢にまかりて

たちながら松を手向の玉くしげふたみが浦の春の曙

樹々の葉の露より外に音もなく苔の雫を法の玉水

若浦

夕風にもしほの煙空に見て旅行く杖も立ぞやすらふ

浪華にまかりける頃雨ふりつゞきて

五月雨に淡路島山見かくれて日數つもりの浦の苦舟

名古の浦あしべをさして立鳥の見えず成行く跡のしら雲

池田にて

水たるゝ池田は酒の泉にて絶ぬなかれを幾代汲むらん

懐古

笠城山

笠城山いつ岩むらに苔むして落葉しぐるゝ有明の月

名柄

津の國のながらのはしの跡とへば蘆の枯葉に風わたるなり

宗禪寺

虫のねも何處向いてか鳴くやらん千草かれ伏す野べの夕暮

在間陀彌陀坊此處はむかし奈良の御代には、紅葉の御幸

有し處にて、今柴庵古跡有。

(編者註 杉庵自筆の原本には何人かや朱筆にて「此の處の歌書き落

神無月頃、三神氏とともに嵯峨の大悲閣にまかりて、小

夜更けて歸る時、こゝは千鳥が淵とて 局の入水せし

處なりなどかたるを聞きて

小夜ふけて鳴ぬ千鳥の聲きけばふらぬしぐれに袖ぞぬれぬる

山口 杉庵 篇

伊賀國月の瀬梅。此地は上野より二里程隔り、凡三四里  
一面に梅ばかり有

若草の色にさはらぬしら雪は野さへ山さへ梅の七里

木津川堤より遙に伊駒山を見て

消殘る雪にをふちの伊駒山野飼にたらぬ若竹の色

伏見梅林

咲く花のこきも薄きもなかりけり只白布の梅の一村

○

三月七日江戸なる妹秀子姪喜野子都て五人にて、都に登

りけるにぞ、都の花は更なり吉野山に行くとして、二十日

に立て、奈良にて

猿澤の池の玉藻もみかくれて影おぼろなる春の夜の月

鹿をきよて

三笠山かたぶく月の影くらく明がた寒き棹鹿の聲

香具山

久かたの天のかぐ山見渡せば霞の衣幾代ほすらむ

泊瀬山

泊瀬山花はひときもなかりけり山より山につゞくしら雲

吉野山

白雲とおもひしは見ぬむかしにて來てはおとろくみよしのゝ

花

高野山女人堂

帷子が辻にて

木がらしに嵯峨のゝ山の月更けて尾花吹きたるかたびらが辻

伏見城山にまかりて

ひとり染めひとりちりては紅葉ばの獨りなぐるゝ谷川の水

○

我庵は、不明通六條わたりになんあれども、名にめでた

る枳殻の御殿の御園は、いまだ見も知らねば、

夢にだも見てこそやまめ鹽竈の浦の見るめもまだからなくに

とよみて侍りければ、いつしか御門主のきこしめされて、

御園にめさし玉はりければ

けふといへばちかの浦わを見渡してもしほのけぶり傍にたつ

御園を假成園と云十二景有、讀て奉る

印月池

大空をこゝに移して池の面に幾代の秋の月や見るらむ

双梅檐

鶯のぬふてふ花の笠よりもねりそゆらん梅の幾もと

嗽枕居

玉たれのをすのすけきに枕さへ耳さへ洗ふ山のしたみづ

偶仙樓

仙人を待つにやあらむ松風も琴のしらべも小夜更にけり

縮遠亭

あくどくると松を見こしの智かの浦ほとゝぎすさへをちかへ



りなく

臥龍堂

むら雨にたちまふ軒のゆふ霧は繪にはふ龍の雲おこすらむ

侵雪橋

冬枯の蘆分をふね棹させば山もひとつにうごくつりふね

紫藤岸

藤波の雫こぼるゝ紫のしたにの色やきしのしがらみ

丹楓溪

谷のとの秋は紅葉の狛にしきかゝるをりしも人に見せばや

傍花園

もゝ千鳥囀る春は咲く花の雲にあかるき園のゆふ暮

滴水軒

若竹の葉ごとの露やつたふらん空に知られぬ軒のしたゝり

五松塙

君がよの久しかれとや五もとの園の玉松誰がむすびけむ

園林堂

菰枕高瀬の舟やのほすらん聲のみもるゝそのゝあさぎり

宇治の茶摘

ほとゝぎすはつ聲きけばしら紅葉つみもたゆまぬ宇治の乙女  
等 茶席にまねかれて待合にて

遠つなみ よせくおとかも 松風の 吹きく聲かも 遠つな  
み よせくともへば 何しかも 海こそなけれ 松風の 吹  
きくともへば 何しかも 松こそなけれ 何しかも 友待つ  
釜の おとにざりける

○ 八月五日上杉友勝と共に、天の橋立にいにけり。十四日  
に舟漕ぎよせて

いさなとり海もまひろし照月に舟さしよする天のはしたて  
此夜成相宿にやどりて朝まだき海原を見渡りて

朝霧に松の梢はあらはれて聲のみもるゝあまのつりふね

夫より丹波なる千瀧山。篠山より丑寅に當て俗に四十八

瀧といふなり

水上は空のいづこに涌くやらむ千瀧の山にかゝるしらいと

布引瀧

しら雲か落るは瀧のしら玉か天津乙女が布ほせるかも

八月廿三日明石に着きて

千鳥鳴く浦の苦屋のゆふぐれはなれてもものゝ淋しかりける

明石の浦より難波に舟出せしに、をりしも波立て、舟は

かへしぬ。上杉舟の中にて「明石のと波たちかへる舟人

の日數つもりの浦さして行く」。此頃浪華にては、淀川

の砂をとりて、汀に積みて目印山と號けて、築きたつる

にぞ

詠目印山

志貴島や やまとの國は 湊しも さにははあれど つのく  
にの 難波の浦は 名にめでゝ 角ぐむあしの いにしへゆ  
しれる知らざる 國々の 行きこふ舟は 朝なぎに 群た  
つ鶴の ゆふ風に かまめたちたつ もゝに千に 見渡すか  
たは 民くさの けぶり棚引 うまし國ぞ しかはあれども  
あすか川 淵瀬とかはる 代なりせば よどむことなき  
淀川の 流のすゑも ふみおへる 龜の浮瀬の 瀬を浅み  
このもかものもの 八十くまを おふせかしこみ そをとると  
競ふ民らは 伊勢の海士の 水にかつきて ひるはも 日  
のくるゝまで 夜はも夜の明くるきはみ さざれしを ほり  
とる川と さざれしを つみなす山は 君が代の 永きをぞ  
しる その川の ながれも絶す その山の 眞砂のかすの  
よみあへぬかも (反歌いらくすも深きに遊び飛ぶ鳥も高きに遊ぶ神のみ代かも編者補)

○ 九月二十八日御靈權現の祭するとして門人よりつどひて

法樂

いかなれる えにしなればか 難波津の 浦によりくる 浮  
もぐさ うきてながるゝ 老が身を しがらみ留て 大舟の  
たのみの秋の 長月の 末のすゑらに 千とせまで 神ま  
つるとて 生杖には 玉巻かけて 向杖には 鏡をかけて  
廣前に みわすゑまつり もろともに いはひことぶく 聲

きけば ふきもたゆまぬ 神葉の風

○ 十月朔日若山中谷泰壽より、西濱御殿より御内命のよし  
消息來る。二日浪華を出て、泉州貝塚明瀬氏迄行てやど  
りぬ。主のいふ此節牛瀧の紅葉盛なるべしと、いはるゝ  
にぞ、三日朝まだき、友どちうちつれたちて、いにける  
に、聞しにまさる道の遠さにて、山また山を越え谷川を  
わたりて行くほどに

山川に舟さしくだす棹鹿の聲のうちより日はくれにけり

夫より牛瀧にまかりければ、しぐれの雨うちそへて夕霧

いとふかし

夕霧に山のみぢはつゝまれて落つるは瀧のおとばかりなり

しばらくやすらひ、ものたうべなどするうちに、日はく

れぬ。夜のみぢを、

ともしびをかゝげてぞ見る龍田姫おり残したる夜にしきを

かくするうち、戌過ぐる頃より、河そへの道をかへるさ、

時雨彌ましにふりて、ともし火さへも絶たれども、家と

てはなく、せんすべなく、くらがり道を谷川の音をしを

りにして行くほどに

見さくれば螢ほどなす火のうれしけり山のおくにも人のすむ

やと

七日若山着。十月十日西御濱御殿。富士小倉百首細神風



伯壹卷水穂傳壹部獻上。詠みて奉る和歌  
萬代の齡を君にゆづるとてみどりの龜もあらはれにけり

○ 若浦

年つもる頭の雪もきゆるかとふかれてぞ見る若の浦風

蘆邊の御茶屋

和歌の浦蘆邊の波のよるさへも月に棹さす海士の釣ふね

朝日の御茶屋

和歌の浦あさげの空に聲はして沖のしらすに田鶴鳴きくだる

○ 十一月廿日若山を立出る時

わたつみのそのの深海松またみるの又も来て見む若の浦波

つぬさほふ岩ねしまけと年波の嵐を松の梢にぞきく

浪華にまかりて

年波のあれにしまさる沖津藻のよるべ定めぬ我思ひかな

けふも暮れあすも明石の浦さして獨千鳥の音をのみぞなく

述懐

きのふといひけふと過してあすか川涙はてぬに瀬ぞかはり行

く

深草里

夕されば衣手寒く知られけり落葉ふみ行く深草の里

京都

嵐ふく常磐の山のした草も露の命を置きぞわづらふ

十二月十二日丹波に行くに、沓掛村にて

しぐれにもあらで落葉のふるにさへ獨ぬれ行く旅の衣手

其日龜山なる深海よし綱のもとにやどりぬ。主のいふ、

ことしは雪もいたくふりぬ。こゝに年こし玉へといはる

ゝに、主の心にまかせぬ。されば其ことを、大山なるを

しへ子園田定和のもとに、しらせまつらんとて、十八日

に消息したゝめ、夫に添へて遣しける

ふりつもる雪の尾上に杖たてゝをちのけぶりのなびくをぞま

つ

廿一日午過る頃、園田定和の許より迎の人とて來ぬ。定

和の返し歌、「炭竈のけぶりを道のしをりしてまつに日

數のつもるしら雪」となん聞えし。かくいひおこされけ

れば、二十二日未だ夜ふかきに、よし綱のもとを出るに、

雪は少しふり出しぬ。不鳴川にて、

夜をふかみ風さへ絶て笹の葉もならずの川もこほりぬにけり

佐伯村にて夜もしらみけり。

朝ぼらけそれか雪かと見るうちにやがて梢にあらはれにけり

夫より天引峠にさしかゝりければ、雪いやましにふりて、

谷まよりふきまく風に、駕籠の透間より吹きいるゝ雪、

内外のへだてもなし。もはや見るまに、雪二尺ほどもつ

もりぬ。をりふし園田より追々の迎とて、人おこされけ

れば、よし綱よりの送りの人々はかへしぬ。其かへらるゝを見て、

松杉もあまきる雪にうづもれて岑こして行く人あはれなり

夫より二里ほど行て、福すみといふ處に着きて、しばらく

く休みぬ。人々のかたるを聞くに、朝まだき出でたれば、

腹はへりたりといふ。大山よりは五里ほどの道なれば、

うべなり。飯賣り給へといふに、主のいふ此のほどは、

飯は不賣といふにぞ、其わたりの家ごとにきけども、不

賣といふ。我は深海の許より焼飯をつゝみて温石のかは

りに、懐にして給りけるを、駕籠のうちにて人しれすこ

そたうべけるに、まだあたゝかけなる或人のよめる。「松

の皮わらの團子も温石もくはるゝやうなおそろしき世

ぞ」。夫よりまた一里ほど行きて、松屋といふ知る茶屋

をたのみにして、飯賣給へといふに、主の云、此程は米

といふものなければ、飯は不賣といふに、かくなんこと

をしかんゝとものがたれば、主きのどくにきけども、な

しといふ。しかしかにも腹はへりたりといふに、まこ

とに主もきのどくに思はれて、麥飯に大根葉を入れたる

とにかゆを出されければ、みなゝ喜び我がちにくふ。或人

よめる、「うれしさやつゝむにあまる大根葉の浮きあが

るやうな麥飯のかゆ」。かくする内に、雪四尺ばかりも

つもりぬ。夫より三里程行きて篠山に着きける。また

園田よりの迎の人追々に來て、ものたうべなどして  
立出るに、亥刻過る頃、雪彌ましにふりて、野も山も只  
白布の雪の山道ふみわけて、駕籠の透間より吹きいるゝ  
雪、ま袖につもりて、たへのほのごとし。或人のよめる、  
「此駕籠をもちほりにして見せたやな螢ほどなる埋火の  
かけ」。ほどなく園田の水車の音はるかに聞えて、やが  
て著きにけり。或人よめる、「ふりつもる駕籠のふとん  
を其まゝに主に見せて雪のすゝはき」。主立出て、嚙さ  
むかりなん、まづゝとむしふすまに入り玉へなど、あ  
るじまふけ厚かりければ、湯などに入りければ、丑の頃  
にもなりぬ。

○ 天保八年春

あら玉のとしたつ春のものぞとてまづきゝそむる鶴のもろ聲

春日野も春まだ浅きさいたつまつまこもりたる若草の色

ことしは二月三月雨ふりつゞきければ

なべてちる花のあはれを鶯も鳴や涙のあめの此頃

こがらしに樹々のこのみも残りなくあさるきゝすの聲あはれ

なり

くれなるの浅茅が原に此春は若菜つむ子を見てもあはれさ

浪華にかぐつちのわさはひ有けるに

味鴨にたちさはかれて難波江の蘆間の水もすみうからまし



○ 都にかへらむとて主にのみみて出しける歌  
春霞たちも出なんも、千鳥囀る聲に杖をひかれて

主の返し、「我やどの軒ばの梅は咲きながら千年の山は  
まだ雪ぞふる」と有れば、主の心にまかせてとどまりぬ。  
その日野にいで、

野遊

ふつくえの ふみのしづめに おく石の 動きもやらず き  
のふといひ けふとわする、昔のねの 長き春日を なく  
さむる ものゝなければ 谷川を こなたへわたり かなた  
へと 夏栗山に のぼらへば 都の空は こゝろなく 霞ぞ  
かくす せんすべの たつきも知らぬ おく山に ひと木の  
櫻 咲きそめて 知人えたる こゝろして おもひしやれば  
みよしぬの よしのゝ山の しら雲を 風の便に よせや  
しぬらむ

○ 牡丹に寄せて主の志ざしの深きをよめる

植ゑ置きし人のこゝろの深み草しがらみ留る袖のうつり香

主の山の井に寄せて返し、「菖蒲草あやめもわかぬ山の  
井の浅き心は根にぞしらるゝ」。

○ 谷川の に寄せて主の心ざしの清く涼しきをよめる

らるゝ」と有ければ、心に任せてとどまりぬ。

冬籠長歌

いかりおろし いかにしてかも 足引の 此山さとに 冬こ  
もり 暮行年の 椎柴を 折たきそへて 埋火の もとによ  
りゐて けふもふり 日ならひふれる 大雪に 庭の吳竹  
たはめども おこしもやらず 梅がえも それとわかねど  
花とみて ことしばかりは 老らくの こむといふなる 道  
見えなくも

○ 天保八年六月十日辛崎に詣づるとて、大西親典許、上野  
志幸、岡田義達などなつらひて、白川山をこして、志賀  
にさしかゝり行くほどに、道のかたはらに、獨の翁イみ  
にけり。やがて跡より来て、我に歌よみてと、こはれけ  
るに答て、我は歌のことはえ知らずといふ。翁問はるゝ  
に、何處の人なるぞといふ。答て我は關東安房國なるよ  
しをいふ。翁又問ふ、何を樂として此地に遊び玉ふぞ、  
但し茶か。答不<sub>レ</sub>知。亦問、鞠か。答て不<sub>レ</sub>知。亦問、圍  
碁か。答て不<sub>レ</sub>知。何を樂として遠國より来て遊び玉ふ  
ぞ。問にとはれ玉ふにぞ、せんすべもなく答ていふ。我  
は五十連の扱をもて詞を解くことを、人にも傳へ我樂と  
して都に遊ぶよしを答けるに、翁大に喜び、兼てさる人  
都に遊びゐらるゝ噂に聞及びしこと有り、幸哉老翁は、

眞がねふく 吉備の中山 おとにきく 細谷川の 水きよみ  
岸べにおふる も、草の 葉ごとにもゆる 夏むしの 影  
を玉とて その影を うつせる水と 其水に うつれる影の  
すゞしさは あくるもをしき 短夜の空

○ 庭の萩を見て家内の美しき心をよめる

おく露もともにもたれてしら玉をつらぬき留し庭の糸萩

主の秋草のみたれたるに寄せてよめる返し、「山里は千  
草も風にふきみだれ月のみ同じ空に澄みける」。

○ 大原女に寄せて妹が心の美しきをよめる

ぬは玉の 妹が黒かみ たけはぬれ たかねは長し みたれ  
ても 黄楊のをぐしも さゞりき 朝な夕なに 山をしみ  
入てそとれる 樹々の葉も 時雨ぞそむる そまれども  
そまぬ色なる はゝそはの 柴にさしそふ 一えだは 都の  
花も くらべくるしき

○ 主定興穂蓼によせて返し、「きのふまで穂蓼にかゝる露  
さへも今朝置きかへて見ゆる初霜」又定和(此三字行  
ならん)

○ 又主の定和鴨の浮寐に寄せて、老をいたはりける心をよ  
める、「夜を寒み旅の衣は重ねても鴨の浮寐のおもひや

此わたりの農家の隠居にて、もとより一字一文も知らぬ  
身にしてあれども、此辛崎の松に夜の雨といふことも  
といを知らず。此わたりに生れて、此ことのもを不<sub>レ</sub>知  
も口をし、此齡になるまで、もの知れる人にも問に、松  
吹風の音、雨のふるごとくに聞ゆるなど云。或は水邊の  
松なれば、露の多く落るなどいふ人あれども、水邊の木  
はおしなべてさもあらめ。此松にかぎりしことも不  
<sub>レ</sub>覺。我軒ばの松とても、さもきかば聞えもすらむ。こと  
に雨は晝もふるものを、夜の雨と此松にかぎりていふぞ  
いぶかし。書籍にもしるして見えざれば、せんすべなし。  
尤此八景は、もろこしの景色をうつしたることのよしは、  
きゝつれども、其地に不<sub>レ</sub>叶ことを、昔人のいふべきや  
は。冀くば其ことわりをきかまほしといはるゝを聞て、  
おのもゝふりかへりて見るに、腰に細き繩をはさみ、  
鎌を携て、その有様かたらるゝ詞には似ず。我もしばし  
が程、黙してえものをもいはず。二三丁程行き過ぎて、  
やうやく思出て答ていふ。辛崎の松に夜雨といふ詞を置  
きたるは、此松は幾代ふるといふこと、幾夜にかけ、  
を降にかけたる成べしと云へば、その翁大に感じ、いか  
にも雨の字を雨と訓たる例もあれば、降とだにいへば、  
雨なることうべなり。扱百年の夢今日覺たりとて、松の  
もとまで、ともぐゝに行きて、又せちに歌をこはれける



にぞ、いなみがたくて、茶屋の軒ばの簀子のはしに、おのもく尻うちかけて、よみて遣しけるに、上の五文字不叶。書き直してといふに、其翁そこに不居。呼べども答へず。おのもく尋ねれども不見。あたりの人に問へども、此わたりには見し人も不覺などいはれて、終に行くへをしらす。此わたりの人なるよしきつれども、名さへもきかねば、せんすべなしとて、社務松貞許にたのみて、松吹風のおとづれにだも傳へて玉はれとて、其歌かいつけて、明神の廣前に奉其歌

吹おろす風の落葉は雨なくて幾代ふるらん辛崎の松  
同年九月亦詣で、其翁のことわすれがたくて、松貞許に問ども、其後は見えすとなんいはれける  
今更に過しむかしのほととぎす聲なき空に有明の月

○ 天保九年春、辛崎より舟にて八幡にいにけり。正見松庵寒齋などとも、八幡山に登て小夜ふくるまで遊びて、春のよの月静なりさゝ波や志賀のおほわた水ぬるむらし

○ 我享和のはじめ西國順拜の時、熊野路にて江州鏡宿の五人同道して、瀬田にて別。其頃はをりく江戸まで消息をこされけれども、今は絶ておとづれもなし。かゝるに、おのれ不斗も、此都に在ては、折ふし床敷事にも思

ちず、老が肌をあたまめ、初雁の鳴わたる夕より、長月の長き夜の寐覺に、虫の鳴音をきつゝ、霜夜の曉に、きぬくのわかれをしみ、あしたの雪には、大神の床の内にまとひつゝ、した紐うちとけて、千とせの契をなんむすびけるぞうれし  
人はいさおもひも知らじまたまつくをしのみすまの契ありとは

○ 天保九年彌生十日。やむごとなき御方にしたがひ奉て、嵐山に花見にまかりけるかへさの道、御歩行にて、御ものがたりの序に、たはれごとに、仰せごと有けるは、扱わたくしは、此わたり百姓の隠居にて、本より一字一文も知らぬ身にて候へども、此嵐山は、花紅葉には名所にて、嵐といふことは、いまはしき詞なるに、いにしへの人嵐山とは、いかゞして號られけるにや、此年頃此わたりに住ながら、其名の心をも知らざるも口をし、ものしれる人にも尋ねれども、文にさへも見えねば、知らずとのみいふ人多し。しかるに御手前は、文になくとも、五十連の扱をもて考らるゝよしを、きゝ及びしけふは、よき道連にて幸なり。嵐山といふ山の名をきかまほしと、問はせ玉ふに、答ていふ。一字一文も知らぬ御かたとも不覺。必歌などもめし玉ふ御方とこそ覺候まゝ、腰

ひつれども、心にまかせずぞ過けるに、ことし八月の頃、鏡宿にまかりて尋ねれば、其人の身よりの人に逢て問へば、おのもく二三年ほどまへに、うつゝなきよしをいはるゝにぞ、扱人といふものは、はかなきものにぞ有ける。

くりかへしおもへばむかしをたまきのいともはかなき夢結びけん

江戸なる村上氏追悼  
つもるぞとおもへばきゆる淡雪ははかなき花と鳥や鳴らん

中澤小兒追悼  
はかなさや五つや六つはぬば玉の夢にものをやうつゝとは見し

故郷の友みまかりけることを聞て  
一葉ちり二葉ちりては紅葉の残りすくなき身ぞあはれなり

○ 袞もよ。そもいにしへの人は、草の葉をしみに重ねて、その内に轉寐して、夜の臥間とは、いひけるを、やがてまたら衣に、わたさはは入て、身をあたゝむるものゝ名とはなしぬ。しかるに、汝いかなれるえにしにや、過し五とせの秋の頃より、なれそめて、旅寐の床に一夜もお

をれ歌をもて御答申上とて、よみて奉る  
春は花秋は紅葉のちる時を見てぞあらしの名にや呼けん

○ 同年長月の末、やむごとなき御方にしたがひ奉て、嵐山に紅葉見にまかりけるに、御かへさに、御歩行にて、道すがら御物語の序。たはれごとに、仰せごと有けるは、扱わたくしは、此わたりの百姓の老翁にて、もとより一字一文も知らぬものに候が、此大井川にかゝりたる橋の名を、渡月橋といふことは、東西にかゝりたる橋ならば、月の渡ともいふべきに、北南にかゝりたる橋なれば、月の渡と云こといふかし。此わたりに生れて此年頃迄も知らぬといふことは口をし。もの知れる人に問ども、文にも見えざれば不不知といふ。しかるに御手前は、文にはよらず、詞さへきけば、五十連の扱をもて知らるゝといふことを、聞及びし今日は幸哉。其ことの心をきかまほしと問玉はせ給ふに、答ていふ。一字一文も知らぬ御方とも不覺。さだめし御歌にてもめさるゝ御かたと覺候まゝ、腰をれ歌をもて可申上とてよみて奉る

○ 大井川影ほしわたす橋の名を月の夜よりぞ思ひそめてき  
丹波桑田郡天神詠櫻石長歌  
千早振 此神山の 神わざか おのづからなる 神わざか



石に櫻の 跡とめて 幾代かへぬる 春されば 花こそさか  
め 秋つけば 紅葉ぞそむる そむるとも 咲ともちるに  
此花は ちるといふこと ならはねば またも幾代か ふる  
のみづがき

於道  
應千  
歳人

此御印從  
雲上頂戴

奉和歌 安房國志道

いはまくもゆゝしかりけり 蘆田鶴の千とせの聲を空よりぞき

○ 祇園の御祭過ぎての後、よき衣著たる乙女の袖うちつら  
ねて、ねりものちふことぞす。こはいにしへゆ道ある御  
代のためしにて、大空の月の光のあかければなり。  
神祇山の宮居の塵をはらふとて男さびすも女子さびすも

○ 寄松祝の心をよめる長歌

松の葉の よみあへぬかも 竹の葉の よみあへぬかも そ  
の竹の葉と 松の葉の 翠かさねて しげりあふ 葉ごとの  
風の 聲きけば 松の代もつきじ 竹の代もつきじ

賀

さき竹の君がよはひは千とせ山安部橋に苔のむすまで  
吳竹の翠の葉數千よとしも八千代としもよみあへぬかも  
千とせともかぎり岩根の苔衣幾代かさねむ庭の玉松  
吳竹の蓬が洞の數に入て君は八千代の月や見るらむ  
萬代の岩根に生ふる撫子の花は常磐の松の下草  
人に杖を送るとて  
○ 吳竹の杖に歩行をかぞふれば千とせの數を手に握るかな

○ 上總國小糸星野氏の門節の松に根さして枝葉しげりたる  
を祝てよめる長歌

是やこの 軒端の松は むかしへの 年たつ春の 門かざり  
古葉も落ちず くれ竹の 代々をかさねて しらま弓 今  
も常磐に さかえける そこしおもへば 高砂の 松を誓の  
友として 又も八千代の 春やかさねむ

○ 備中國玉島郡守屋氏の許に、鯛魚となんいへる魚の乾た  
るもの有。數代傳へけるによめる

あら汐の 汐の八百路の いろくすは さにはあれど こ  
のいをは 浦島の子が 網すれど 網にかゝらず 釣すれど  
釣も得られず わたつみの 千尋の底の 深海松の ふか  
めし君が こゝろから 八千代の末に つたへよと あした  
ゆふべに よる波の よせやしぬらむ わたつみの神

○

年ごとに都の紅葉の葉を故郷に遣しけるに、ことしは江  
州に行てつかはさずぞ有けるに、娘のかたより文おこさ  
れるはし書に歌、「龍田川そらを流るゝ水もがな紅葉の  
橋をかけぬ夜ぞなき」と有ければ、其返しに  
そめねども聲に色あり龍田川紅葉とぞ見よ雁の一つら

○ 神風伯を傳に添て

つとめよや草葉における露だにもちらぬためしの神風の伯  
上つ代の詞は、今のよの人心に染がたければ  
かたりつゝうちなげかるゝ世なりけり我のみしりて過る齡を  
越の新潟なる荷田訓孝の許に遣しける  
春は花秋は紅葉におもひでゝ過しむかしの夢な忘れそ  
訓孝返しに、「春は花秋は紅葉のをりゝにありしむか  
しのごとはわすれじ」。

○

三神氏江戸にくだられける時、便に遣しける歌  
わすれずば見てこそかへれまゆのごと雲井の山は我故郷ぞ  
○ 長門の保重にはじめて逢ひけるに、事いできぬれば、五  
日程都に有てわかるゝにぞ  
初月のしばしあふまに入さ山尾花が袖も跡のつれなさ

山口杉庵篇

越の補徳久恭は、いまだ不逢人なるに、入門のことを云

おこせし時、よみて遣しける  
風のとの遠く／＼にほふ橋の實さへ花さへ見るよしもかな  
南部本誓寺是得法師浪華にて別るゝ時  
もろとも浮てながるゝ浮草のわかれをとむるしがらみもが  
な

○ 淀川舟中にて

あとさきの岸の尾花に招かれて漕たみ下るよどの川舟  
葉櫻を見て  
しら雲のかゝると見しは此えだか過しむかしの春ぞゆかしき  
杜若  
紫の露やこぼれし杜若うつらふ影の花のした水  
宇治川瑩

○ 宇治川のやみはあやなし橋のうへをながるゝものは瑩なりけ  
り  
五月やみ照すはおのが光ぞとほこらしげなる夏蟲の影

浪華へ行とて、青の茶屋まで友どちうちつれだち、酒た  
うべなどして時うつりければ、日も傾きぬ。こよひは歸  
り玉ふべしとて、中尾氏よめる歌、「駒とめよながれに  
うつる青柳の翠の糸の影やみだれん」と有れば、立返り  
て中尾氏の許にやどるとてよめる。  
山城のとはたの鳴子きゝなれてまた立かへる稻負背鳥



翌日大佛の萩を見る  
月さへも曇なき影をやどすなりこぼさでなびけ露の秋萩  
おこさずばをれもやすらむしかりとて障らばちらん萩の白露

○ 高雄に紅葉見に行けるに、いたく時雨て、紅葉樓にやどりて深夜鹿を聞て  
もたらす山田のひつちいねがてに夜深く鹿の聲を聞くかな  
三神氏に紅葉の枝をおくるとて

翌十一年春は、關東にかへらむとてよめる留別の長歌  
春されば 雁かへるなり 秋つけば 稻葉をよぎて 吹風に  
鳴きてぞわたる かへりては わたれる聲を きくにつけ  
見るにつけても 天雲の いゆきはさかる するがなる  
富士の高ねを こゆるぎの 磯のしらなみ あともなく わ  
かれ行くとも 住よしの 岸の姫松 誓にて 千とせの秋に  
いくたびも あはざらましましや その時に 我はわすれぬ  
君なわすれそ

反歌

玉敷の都の空を秋ごとに鳴てわたらん天津かりがね(都の分)  
おしるや難波の空を秋ごとに鳴てわたらん天津かりがね(大 阪)  
大江山幾野の空を幾秋も鳴てわたらん天津かりがね(丹 波)  
蛙鳴く泉の空を秋ごとに鳴てわたらん天津かりがね(和 泉)

榎有。我享和の頃、西國順拜の砌、此茶屋にやどりしこ  
とを此榎にて思ひいで、主に物語りぬ。奈良屋彦兵衛  
といへるよし。主によみて遣しける  
我のみや庭の榎も老にけり汝とかたらむ過しむかしを  
夫より高野山蓮華谷増福院に着、夜戌刻

○ 八月十五日玉川の源にいけり。此源は千手院谷合體不  
動尊の處半丁程、黒川口と云ひ往來の道ばたなり。年々  
木の枝葉を以覆隠、建札有て人々近寄といふことはなし。  
此日同道の人数左の通

杉庵志道  
蓮花谷 増福院主 阿刀上人  
寶持院主 志明上人  
京都門人 上野志幸  
千代をへて清き流の玉水を結ぶ心のけふのうれしさ  
門人 松井志敬

水神に手向和歌  
旅人もくまで幾代ぞ名にしおはぶ浦てながれよ玉川の水  
吞こと三度各吞之。志明よめる、「高野山おくの玉川よ  
ゝをへて汲しは旅のはた千とせ人」。

玉川  
奥院御廟の橋のかゝりたる川より慶長十六年八月十五日

あさもよし紀路の若山秋ごとに鳴てわたらん天津かりがね(若 山)  
さざ波や志賀の大わた秋ごとに鳴てわたらん天津かりがね(近 江)  
○天保十年歳暮  
みるく西に入日の影くらくけふはことしのわかれなりけり

同十一年二月十六日若山中谷泰壽より、西濱様古稀御賀  
に付、御内命のよし消息來る。三月十日京都發足。三月  
十五日若山着  
一位様七十御賀  
龜の子の其やしは子の末かけて君が齡を尾にや引らん

〔編者曰、こゝに龜の畫あれど印刷の都合にて略す〕  
龜形壹尺七寸細 古今集春夏秋冬賀に至る三百

六十四首文字數一萬一千二百七十字  
眼鏡不用書之

外 拜領物品々々  
神代曆考 若山家臣中谷泰壽に傳授

我胎内の靈數を以て左右の指を折て十露盤を不用して  
曆を造る。神代の曆法を考たるものなり。  
天地も己もひとつ御靈にて己を知れば天地もしる  
六月二十六日若山出立、麻津に着。此夜大雨。峠まで二  
十八丁、坂を登て茲に駕籠を置て見るに、軒端に大なる

紀州那草郡若山住重郷逆修と有は、往來の北側の墓所に  
て、玉川の古跡には非。只の溝なり。

詠玉川長歌并反歌  
雲霧のはれにし時ゆ 高野山 蓮の嶺の しら露の した  
よりつたふ 玉川の その古歌を いつの頃 誰が衣手の  
ぬれそめて 無名ながるゝ 世となりぬ そこしかなしむ  
己が身に 佛の誓 あればこそ 齡の末に 旅人も 幾代ぞ  
汲ぬ その水を 汲て我しる しら眞弓 今より後は 忘れ  
ても なきな流すな 此玉川に

反歌  
もろともにも汲てこそ知れ高野山蓮のみねの露の玉水  
是は唐銅の碑なり

○ 七廟之内三山

轉軸山  
摩尼山  
此山の法の花ちる淡雪をはらはぶ袖に罪消えなまし  
高野山楨のこの間の月影はまにの光を梢にぞ見る  
楊柳山  
幾たびもすがりてぞ知れ青柳のいとよりたるゝ露の水上

題 妙音院